

令和5年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和5年3月1日 開会

}

令和5年3月20日 閉会

吉田町議会

令和5年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 1
○議案第2号～議案第20号の一括上程、説明	1 3
○報告第3号の報告	5 0
○散会の宣告	5 1

第 2 号 (3月3日)

○開議の宣告	5 2
○議事日程の報告	5 2
○議案第6号の質疑、討論、採決	5 2
○散会の宣告	6 5

第 3 号 (3月9日)

○開議の宣告	6 6
○議事日程の報告	6 6
○議案第21号の上程、説明	6 6
○散会の宣告	6 8

第 4 号 (3月10日)

○開議の宣告	6 9
○議事日程の報告	6 9
○議案第7号の質疑	6 9
○議案第8号の質疑	6 9

○議案第 9 号の質疑	7 0
○議案第 1 1 号の質疑	7 0
○議案第 1 2 号の質疑	7 0
○議案第 1 3 号の質疑	7 2
○議案第 1 4 号の質疑	7 2
○議案第 1 5 号の質疑	7 3
○議案第 1 6 号の質疑	7 3
○散会の宣告	7 8

第 5 号 (3月14日)

○開議の宣告	7 9
○議事日程の報告	7 9
○一般質問	7 9
増 田 剛 士	7 9
平 野 積	8 7
楠 元 由美子	9 9
盛 純一郎	1 1 3
山 内 均	1 2 9
蒔 田 昌 代	1 4 2
○散会の宣告	1 4 9

第 6 号 (3月15日)

○開議の宣告	1 5 0
○議事日程の報告	1 5 0
○議案第 1 0 号の質疑	1 5 0
○議案第 2 1 号の質疑	2 0 5
○散会の宣告	2 0 5

第 7 号 (3月20日)

○開議の宣告	2 0 6
--------	-------

○議事日程の報告	206
○議案第7号の討論、採決	206
○議案第8号の討論、採決	206
○議案第9号の討論、採決	207
○議案第10号の討論、採決	207
○議案第11号の討論、採決	208
○議案第12号の討論、採決	208
○議案第13号の討論、採決	209
○議案第14号の討論、採決	209
○議案第15号の討論、採決	209
○議案第16号の討論、採決	210
○議案第21号の討論、採決	212
○議案第2号の質疑、討論、採決	213
○議案第3号の質疑、討論、採決	213
○議案第4号の質疑、討論、採決	214
○議案第5号の質疑、討論、採決	214
○議案第17号の質疑、討論、採決	215
○議案第18号の質疑、討論、採決	216
○議案第19号の質疑、討論、採決	216
○議案第20号の質疑、討論、採決	217
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
○議会閉会中の継続調査について	219
○町長挨拶	219
○議長挨拶	220
○閉会の宣告	220

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

この4年間執行権を町民の皆様から託された者として、この4年間町づくりにいそしんでまいりました。皆様は議決権を有権者の皆様から負託された者として、同じようにいそしんでまいったと私は思っております。

皆様と同じように、私もこの議会が任期を与えられた最終の議会でございます。町民の負託に応えることができたという意味での最終的な議会というものを得たいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和5年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、11番、河原崎昇司君、12番、平野 積君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日3月1日から3月20日までの20日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月1日から3月20日までの20日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関することについてであります。2月2日木曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会政策研究会が静岡県庁で開催されました。研修会では、国立大学法人、東北大学大学院情報科学研究科准教授の河村和徳氏による「地方議会のデジタル化推進について」と題した講演が行われるとともに、静岡県議会から、「静岡県議会における情報端末機器の導入」について貴重な情報提供がありました。

2月5日日曜日、「大井川の清流を守る研究協議会及び大井川長島ダム流域連携協議会共催による大井川水源地域や大井川について学ぶ講演会が島田市で開催されました。講演は、静岡県環境学習指導員、小澤節子氏による「大井川の移り変わりについて」、また長島ダム管理所長、松村昭洋氏による「長島ダム管理20年の歴史とその役割」、そして、大井川土地改良区事業課長、永田 聡氏による「大井川と大井川農業用水の関わりについて」、3者による講演が行われ、大井川の水源地や大井川について改めて学ぶことができました。

2月17日金曜日、令和4年度静岡県町村議会議長会総会・議長会議が静岡市で開催されました。総会では、協議事項として、令和5年度静岡県町村議会議長会事業計画及び令和5年度静岡県町村議会議長会歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、協議事項として静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について協議するとともに、報告事項として全国町村議会議長会自治功労者表彰について及び公益財団法人静岡県消防協会要望書について報告がありました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として委任または囑託され、出席する者の職氏名を一覧表として

お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種施策の方針や概要等について申し上げます。

3年前の1月15日、国内での感染が初めて確認された新型コロナウイルスは依然として猛威を振るい、1日の新規感染者数は減少傾向にあるもののいまだ終息の見通しが立っていない状況でございます。未知の病原体として発生したこのウイルスについて、初期の段階においては非常に不安を感じる人が多かったと思いますが、ウイルスの感染力や特性、あるいは対策の在り方などについてお一人お一人が理解され、意識できるようになってきたということが重要であり、こうした状況からも皆様の不安が少しずつ解消されてきているのではないかと考えております。

このような状況の中、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、1月27日新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、5月8日から正式に現在の2類相当から、季節性インフルエンザなどと同じ5類に引き下げるという方針を決定いたしました。

5類への移行後は医療費が急激な個人負担増にならないように配慮し、期限を区切って当面の間は公費負担を継続する予定で、公費支援と医療体制の方向性について、今月上旬をめどに具体的な方針を示すこととしており、マスクの着用については着用が推奨される場面を示した上で、今月の13日から学校を除き、屋内外を問わず個人の判断に委ねることとしております。

こうした状況において、町といたしましては、国や県の動向を注視しつつ、令和5年度はこれまでと同様に基本的な感染対策を維持しながら、社会経済活動を少しずつ正常に戻していく、それを探っていくような1年にしていかなければならないと考えております。

私が町長に就任してから20年、まもなく5期目の任期満了を迎えようとしております。平成23年3月に東日本大震災が発生して以降、町民の皆様の命はもちろんのこと、財産や企業の皆様の生産活動を守るため、確固たる安全の構築に向かって走り続けてまいりましたが、本任期が始まった平成31年度は、本町の津波防災まちづくりの一丁目一番地であり、悲願であった防潮堤整備が川尻海岸において進められている時期でございました。

「被災することを認めない、被災しないまちをつくる」これが吉田町であるという理念の下、昨年度は川尻海岸において海拔11.8メートルの防潮堤が完成し、町の新たな安全の第一歩となったわけですが、今後は吉田漁港をはじめ、住吉海岸の防潮堤、大井川堤防や坂口谷川堤防などにおいて、全ての津波を海岸線でブロックする全周防御の対策を急ピッチで講じることにより、「被災しないまち」の具現化を目指していかなければなりません。

また一方で、本町は平成25年に出生数と死亡数が逆転し、この傾向はこれからも続いていくと見込まれております。今後ますます激化していくことが予想される自治体間競争においてこのように子供の数が減っていくということは、若年世帯を含む多くの皆様に移住していただけるよう、いかにして選ばれる町をつくっていくかが最大の課題になると考えておりま

す。

既に町内にお住まいの町民の皆様には、これからも住みやすい町として選ばれ続け、町外、県内外の皆様からも選ばれる魅力あふれる町をつくっていくため、安全・安心とにぎわいを一体的に進めるシーガーデンシティ構想を基に、町民の皆様が憩えるような空間を整備し、これに付随して、町外からも人が集まるような町となるよう、にぎわいの創出の実現に向け、日々全力で取り組んでまいります。

こうしたシーガーデンシティ構想の取組をさらに加速させるとともに、これまで強力に押し進めてまいりました津波防災まちづくりや教育環境の充実、子育て支援、健康づくりを引き続き推進し、さらなる飛躍を目指して第6次吉田町総合計画へとつないでいくため、第5次吉田町総合計画の最終年度であります令和5年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ126億6,400万円と過去最高の額となる予算を編成いたしました。

それでは、令和5年度の主な事業につきまして、第5次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに関連する事業のうち、吉田漁港多目的広場について御説明申し上げます。

吉田漁港多目的広場につきましては、昨年度から天端部分の整備に着手し、防潮堤と多目的広場をつなぐ園路や災害時に防災ヘリポートとしての機能を有する芝生広場を整備しており、今月中に完成する予定でございます。令和5年度は引き続き天端部分において、駐車場やトイレ、イベント利用が可能な広場などの整備を進めるとともに、期間や区域を限定して園路や芝生広場を御利用いただけるよう調整を図ってまいります。

次に、津波浸水想定シミュレーションについてでございます。

本町の津波防災まちづくりが成功するか否かは町内の海岸全域の防潮堤に加え、大井川や坂口谷川の堤防沿いに盛土によるかさ上げを行い、町内に津波を入れない、全周防御の構築にかかっております。令和5年度はこの全周防御の構築に向け、想定最大規模の津波の遡上シミュレーションを行い、浸水をゼロにするための施設の高さについて検討を行うことより、町民の皆様生命と財産、企業の皆様の生産活動を守る対策を推進してまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

湯日川流域における治水対策につきましては、近年多発する大雨により発生しております家屋等の浸水や道路冠水などの被害を軽減するため、本年度浸水原因などの調査に着手いたしました。令和5年度は、その調査結果を踏まえて、具体的な対策の検討を進めてまいります。また、坂口谷川流域における治水対策につきましても、昨年5月に県が策定しました坂口谷川水災害対策プランに基づき、住吉地区における浸水被害の軽減に向けた排水施設の設計を引き続き進めてまいります。そのほかの治水対策としましては、町内河川の浚渫工事を進めてまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

大幡川水系の準用河川であります大窪川につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しながら、流下能力を高めるための河川改修を下流側から順次実施しております。令和5年度においても、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る事業として、引き続き上流側へ護岸整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策事業についてでございます。

町では、これまでの交通安全施設の整備に加え、通学路や未就学児が日常的に集団で計画で移動する経路の安全確保のため、昨年度に策定しました吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づき、交通安全対策を推進しております。令和5年度についても本年度に実施しました合同点検や吉田町子供の移動経路交通安全推進会議において、対策を検討しました危険箇所について、区画線の設置や防護柵の更新などを進めてまいります。

また、中央幹線において、歩道が一部未整備となっている区間につきましては、令和6年度の整備に向け、令和5年度には用地の取得などを実施する予定でございます。

今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、子供たちをはじめ、町民の皆さんが安心して、道路を利用することができるよう対策を講じてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。県では、令和7年度を静岡県耐震補強計画の最終年度と定め、昨年度から「TOUKAI-0」の取組を一層強化しており、町といたしましても、地震発生時に家屋などの倒壊による犠牲者を一人でも少なくするため、木造住宅の耐震補強や危険なブロック塀等の撤去を促進しております。今後も引き続き県と連携しながら、耐震化の重要性や負担軽減のための補助制度について、町民の皆様にご理解いただけるよう個別訪問などによるPRを積極的に展開するとともに、対象者それぞれの状況に合った幅広い命を守る対策を提案することで、災害に強く安全で安心な町づくりを推進してまいります。

続きまして、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関連する事業のうち、よしにこ応援パッケージ事業について御説明申し上げます。

全ての子育て世帯が安心して出産し子育てをすることができるよう、これまで町では妊娠出産等応援パッケージ助成として、妊産婦の産前産後の通院に係る交通費の一部助成や新生児期に受ける検査費などの自己負担分として出産1回につき5万円を助成してまいりました。これに加え、2月6日からは、国の出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業が開始されたことにより、経済的支援を拡充し、国と町からの助成額合わせて15万円として実施しているところでございます。

令和5年度につきましては、よしにこ応援パッケージ事業として、町独自でさらに5万円を上乗せして、合計20万円の助成を行い、産前産後を通して助産師や保健師が身近で相談に応じるとともに、様々なニーズに即した支援を切れ目なく行うことにより、安心して子育てをしていただくための環境を整えてまいります。

次に、带状疱疹予防接種費助成事業についてでございます。

50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われていた带状疱疹は、発症により生活の質が低下することが懸念されております。近年は带状疱疹ワクチンが国内で薬事承認され、ワクチンを接種することにより、带状疱疹の予防ができるようになりましたが、接種費用は自己負担となるため、接種を希望する方の経済的負担が大きい状況となっております。

町といたしましては、発症や重症化を予防するため、町民の皆様がワクチン接種を受けやすい体制を整備することが重要であると考えており、令和5年度から50歳以上の皆様を対象として、带状疱疹予防のための生ワクチンと予防効果の高い不活化ワクチンの接種費用の一部を助成することといたしました。今後は、制度の積極的な情報提供に努めるとともに、医療機関と連携を図りながら、予防接種を推進してまいります。

次に、第4期吉田町障害者計画の策定についてでございます。

障害のある方が、住み慣れた地域において、個々の状況に応じた必要なサービスを自ら選び利用することができるよう、きめ細やかな支援が求められており、障害者福祉施策をより一層充実させる必要がございます。

このような状況の中、令和5年度に第3期吉田町障害者計画が最終年度を迎えますことから、新たに令和6年度から令和11年度までの6年間を期間とする第4期吉田町障害者計画を策定いたします。この計画は、障害者基本法に基づく障害者施策の全般に関する基本方針を示す計画であり、町が目指す姿であります「障害者が安心して自立した生活ができるまち」を基本理念とし、これに基づき障害のある方々が地域の中で自分らしい生活を送ることができるよう障害者への理解を促進させ、きめ細やかな相談支援体制などの充実を目指して、各種施策を推進してまいります。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業についてでございます。

本町の1月末における65歳以上の人口は7,655人で、総人口の約26%を占めており、近隣市町と比較して現時点での高齢化率は低いものの、予想以上のスピードで確実に高齢化の波は押し寄せてきております。

このような状況の中、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる進化や推進を目指し、保険給付の円滑な実施を確保するため、令和6年度から令和8年度までの3年を期間とする第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を令和5年度に策定するよう進めております。

計画の策定に向け、本年度は65歳以上の高齢者が要介護状態になるまでの日常生活や社会参加の状況について調査する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護の実態を把握するための在宅介護実態調査を2月に実施したところでございます。この調査の結果などから現状の課題などを明確にしていくとともに、令和6年度以降の介護サービスの見込量や給付額などを推計し、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう地域の特性に即した計画の策定を目指してまいります。

次に、子育て支援における保育施設の新たな取組のうち、小規模保育施設の開所についてでございます。

共働き世帯の増加や核家族化に伴い、安心して子供を預けることのできる施設は子育て世帯の皆様にとって特に重要な社会基盤の一つとなっております。町では、これまでに待機児童を出すことなく保育園を運営してまいりましたが、低年齢児保育の需要は年々高まっており、年々特にゼロ歳児と1歳児の入所希望が増加し、対策を講じる必要が生じておりましたところ、町内において2歳児までをお預かりする小規模保育施設を運営したいという3社の民間事業者から申出がございました。1社は昨年10月から事業を開始し、別の1社につきましては、4月からの事業開始に向けた準備が進められているところでございます。町といたしましては、このような民間の施設制度に対して補助を行うことにより、施設の設置を推進し、民間の活力を加えながら、これまで以上に保育の質の向上に努めてまいります。

続きまして、活力あふれる産業振興のまちづくりに関連する事業のうち、水産物供給基盤機能保全事業により実施します港内泊地浚渫工事について御説明申し上げます。

港内泊地浚渫工事につきましては、令和元年度から着手し、計画水深であります3メートルを確保するため、吉田漁港入り口部分から港内に向かって段階的に実施しているものでござ

ございます。令和5年度におきましては、内防波堤周辺や湯日川河口東側の水域を進める計画で、これにより吉田漁港の機能が保全され、地域水産業振興につながることを期待しております。

次に、農業経営基盤強化促進に関する地域計画の策定についてでございます。

この地域計画につきましては、これまで地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランが昨年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴って法定化され、農業に従事する皆様の高齢化や担い手不足が懸念される中、農地の集約化を加速させるべく地域の協議に基づいて目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、令和6年度までに策定することが求められております。

この地域計画の策定に向け、本年度は吉田たんぼ地区をモデル地区として、区内で耕作する認定事業者の座談会を開催するほか、町農業委員会やハイナン農業協同組合などの農業関係団体と協議を進めているところでございます。令和5年度は住吉、川尻、片岡、神戸大幡の町内4地区において、アンケート調査や地区別の座談会などを実施する予定でございます。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、シーガーデンの整備について御説明申し上げます。

シーガーデンの整備につきましては、昨年度、川尻海岸において、海拔11.8メートルの防潮堤が完成したことにより、新たな安全が創出されましたことから、現在はシーガーデンシティ構想に掲げる沿岸部における新たなにぎわいに創出にシフトし、シーガーデンシティ構想推進計画において、海辺のスポーツ交流ゾーンとして位置づけております県営吉田公園周辺の未利用地について、本年度に現況把握や敷地分析、需要調査などを実施し、にぎわい創出に向けて、エリアが担う機能について整備したところでございます。

令和5年度におきましては、施設の配置などについて基本設計を進めてまいります。また、川尻海岸防潮堤の天端部分につきましては、一般社団法人吉田町まちづくり公社と協働して、両脇に寒さや乾燥に強いツルコザクラを植栽し、良好な景観の形成に努めてまいります。

次に、東名吉田インターチェンジ周辺の整備についてでございます。

東名吉田インターチェンジ周辺につきましては、シーガーデンシティ構想において、町の玄関口として位置づけており、町づくりと連携した多面的な交通ネットワークの再構築を目指して、昨年4月に策定しました吉田町地域公共交通計画では、公共交通の利便性向上を図るための施設を整備することとしております。この施設につきましては、これまでに対象地の選定や施設計画などの検討を重ねてまいりましたので、令和5年度はそのような結果を踏まえて基本設計を進めてまいります。

次に、町内を走る新しい交通についてでございます。

現在、町では、吉田町地域公共交通計画に基づき、町民の皆様が不便なく町内を移動できるような公共交通の仕組みの構築に取り組んでいるところでございます。その取組の一つとして、令和5年度は、タクシーなどの車両を活用したオンデマンド型の町内を走る新しい交通の実証運行を行う予定でございます。今後、運行時間や乗降場所、運賃などの詳細について検討を重ね、年度の後半には実証の開始を予定をしており、約半年間のこの実証経過を基に町民の皆様が移動環境に合った新しい交通の仕組みづくりを進めてまいります。

次に、第4次国土利用計画吉田町計画の策定についてでございます。現行の計画であります第3次吉田町国土利用計画が令和5年度に目標年次を迎えることに伴い、次期計画の策定

業務を進めております。この計画は、自然、社会、経済、文化といった様々な条件を十分考慮しながら、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた町土の発展と、有効利用を図るための指針となるものでございます。

計画の策定に当たっては、国や県などの国土利用計画の整合を図りつつ、民間の開発動向や住民の土地利用に関する意向、土地が有する自然的・社会的条件などについて様々な角度から分析や検討を行い、第6次吉田町総合計画や吉田町都市計画マスタープランなど諸計画との整合も図りながら、地域の実情に即した計画となるよう策定を進めてまいります。

次に、町内道路整備事業でございます。

大幡川幹線につきましては、これまで事業の着手に向け、地元地域の皆様の御意見を伺いながら道路計画線の検討を重ねてまいります。令和5年度はより具体的な整備計画の調整を図るとともに、財源の確保に向け、国や県との調整も進めてまいります。

通学路でもあります下片岡山通り線につきましては、児童・生徒の安全を確保するため、片岡橋の西側約70メートルの間において歩道改良を行うもので、事業期間を令和5年度までの2か年に延伸して実施する予定でございます。そのほか、三軒屋西の宮線と問屋堤線につきましては、道路環境の向上を図るため、本年度から用地取得を進めており、令和5年度には道路改良を実施し、完了する予定でございます。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

町では、橋梁の長寿命化を図るため、適切な維持管理に努めており、国の補助を受けながら、定期的な点検業務やその結果に基づく補修工事を実施しております。平成26年度から5年に一回の周期で点検業務を実施し、2巡目の最終年度となる令和5年度におきましては、260橋のうち残り42橋の点検を実施する予定でございます。また、4号橋などの3橋の補修設計と富士見新橋など3橋の補修工事を進める予定でございます。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

本年度4月から1月までの寄附額は11億4,608万7,000円で、昨年度の同時期と比較しますと約29%増加しております。これは、例年同様に事業者の皆様から魅力ある返礼品を安定的に供給していただいたことに加え、新たに「a u P A Y」や「ふるなび」のほか、J R東日本が運営する「ふるさと納税サイト」を追加したことや、効果的なウェブ広告の活用など返礼品PRの強化に取り組んだことが寄附額の増加につながったと考えております。そのほかにも事業者の皆様には寄附者のニーズに合った新たな返礼品を提案していただくなど、引き続き協力いただいているところでございます。令和5年度におきましては、地域産業の活性化を目指して、新たな返礼品の掘り起こしなどにつとめ、全国に向けて町の魅力を発信してまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語、TCP Triwins Planについて御説明申し上げます。

プランの3つの柱であります子供の確かな学力を保障する環境づくり、教職員が授業等に専念できる環境づくり、保護者、家庭の教育ニーズに応じた環境づくりに掲げておりますそれぞれの事業につきましては、引き続き推進していくとともに、令和5年度はG I G Aスクール構想に基づくICTを活用した教育をさらに推進してまいります。

この3つの柱を支える基盤整備として、これまでに町内全ての小・中学校の教室や体育館にW i - F i環境を整備し、電子黒板などの大型モニターや児童・生徒の一人一台の学習者

用端末などのICT機器を効果的に実施できるよう整備してまいりました。

令和5年度は、教科書の重要な箇所や手元大きく映し出すことができる書画カメラを町内小・中学校の各教室に配備し、電子黒板など既存のICT機器と連動させることにより、より分かりやすい授業が展開できるよう環境を整えてまいります。

町教育委員会は、これまでGIGAスクール構想に対して積極的に取り組んでまいりましたところ、昨年10月に全国でも数少ない「Google for Education パートナー自治体」として選定されましたことから、今後はグーグル合同会社と協力をしながら、教職員を対象としてICTの利活用に向けた研修会を開催したり、児童・生徒をICTリーダーとして育成したりする事業などを実施することとしております。

また、総合的に情報化を進めた学校を認定する日本教育工学協会JAETから町内全ての小学校が学校情報化優良校として認定されるとともに、町が学校情報化先進地域として認定され、情報化を積極的に進めている地域として評価を受けたところでございます。

こうした状況を踏まえて、町教育委員会では、現在、令和5年度に文部科学省が新たに実施を計画をしているリーディングDXスクール事業の指定校として町内小・中学校が認定を受けるため、申請を行っているところでございます。

この事業は、全国で約100校を指定し、学校現場においてICTのふだん使いを促進するために実施されるもので、指定校として認定された場合には、ICT教育に係る教職員研修の講師謝金や先進地域への視察旅費、教育用物品などが国費で補助され、一人一台端末とクラウド環境を活用したより効果的な教育実践を創出していくこととなります。

町教育委員会では、新学習指導要領に基づいた、児童・生徒の資質や能力の育成に向けてICTを最大限に活用し、これまで以上に個別最適な学びと協働的な内容を共に充実させ、主体的や対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるとともに学力向上に係る取組を進めていくこととしております。

次に、高齢者のスポーツ振興についてでございます。

子供から高齢者までの幅広い世代がいつでもスポーツに親しめるよう、町では安全で安心して利用できる施設環境の整備を進めるとともに、誰もが取組やすいファミリーバトミントンなどのニュースポーツをスポーツ推進委員が主体となって展開するスポーツサークルや、運動の基本となる走ることの楽しさを知っていただくためのソフトランニング教室、運動習慣を定着を図るための各種健康体力づくり教室などを開催し、スポーツを気軽に楽しめる環境づくりを推進しております。

令和5年度は、既存の教室に加え、高齢者の皆様が体力づくりや健康維持に対する意欲を高め、運動習慣を定着させることにより、運動不足の解消や筋力低下の防止を図るとともに、心身の健康や生きがいづくりにつながるよう、気軽に取り組める高齢者体力づくり教室の開設を予定しております。

続きまして、豊かな自然と共生するまちづくりに関連する事業のうち、上水道事業について御説明申し上げます。

水道事業は、町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持するための重要な役割を果たすものであり、災害時においても安定して水を供給し続ける必要がございますことから、令和5年度は引き続き、基幹管路の耐震化や老朽化の更新に重点を置き、整備を進めてまいります。基幹管路耐震化事業につきましても、静岡県生活基盤施設耐震化等補

助金を活用し、第1配水池から配水本管であります片岡地内の東名片岡線ほか1路線の配水管の布設替え工事を予定しております。

また、老朽化布設替え事業につきましては、神戸地内の日の出4号線ほか7路線の配水管布設工事を実施する予定でございます。このほか坂部地内において、県の道路改良事業に伴う配水管の布設工事も予定をしております。

吉田町水道事業経営戦略につきましては、上水道施設の整備や更新による安定した供給と健全な水道事業会計の運営と維持するため、中長期的な基本計画として令和元年度から令和10年度までの10年を計画期間として策定をしており、令和5年度には5年を経過しますことから、年間の投資事業費について再度検討を行い、より適正な事業運営が行えるよう見直しをしております。

次に、下水道事業についてでございます。

下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めております。

管渠整備につきましては、債務負担行為を活用した3件の工事を既に発注しており、それに加えて住吉・川尻地区の管路布設工事を実施し、未普及対策を進めていくとともに、地震対策として行うマンホール浮上防止工事と汚水の滞水を解消するための管路更新工事を実施する予定でございます。

浄化センターの整備につきましては、地震対策として、本年度から令和元年度に向けて、債務負担行為により実施する自家発電機設備に係る工事とストックマネジメント事業として、機械設備更新工事、建築改修工事、建築電気設備改築工事を実施する予定でございます。

下水道使用料の改定につきましては、本年度、下水道料金等審議会において協議を重ねていただき、2月21日に答申を受けたところでございます。この答申を踏まえ、今後町としての下水道使用料改定案を策定してまいります。

また、公営企業に関する取組につきましては、水道料金と下水道使用料の一括徴収を既に実施しておりますが、水道事業経営においてより一層の効率化や業者のサービス向上を図るため、水道メーターの検針や水道料金、下水道使用料収納などの業務において民間委託を導入してまいります。

次に、浄化槽設置費補助金交付事業についてでございます。

浄化槽設置費補助金交付事業につきましては、合併処理浄化槽への転換を促進するため、昨年度から制度を拡充して実施しているところでございますが、多くの皆様から申請をいただいておりますことから、令和5年度は予算額を大幅に増額するとともに、国庫補助制度に歩調を合わせた制度に改正して実施することで、さらなる転換の促進を図ってまいります。

次に、吉田町環境基本計画等の策定についてでございます。

昨年10月にしずおか中部連携中枢都市圏5市2町首長会議が開催され、国が選定する脱炭素先行地域を見据えた脱炭素の町づくりに係る可能性を調査していくことで合意がなされました。

町といたしましても、良好な地域環境を保全していくことが重要と考え、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画とその上位計画であります吉田町環境基本計画を令和5年度と令和6年度の2か年をかけて策定することといたしました。令和5年度は、本町の自然的環境や社会的環境などについて調査を行い、その結果に基づき策定を進

めてまいります。

続きまして、行政と住民が一体となって取り組むまちづくりに関連する事業のうち、第6次吉田町総合計画の策定について御説明申し上げます。

町づくりの基本的な指針となります第5次吉田町総合計画が令和5年度に目標年度を迎えますことから、令和6年度以降の町政運営における方向性を示す第6次吉田町総合計画の策定に本年度から着手をしており、これまでに住民意識調査やまちづくりタウンミーティング、各種団体ヒアリング、高校生まちづくりミーティングを実施し、多くの皆様から貴重な御意見や御提案をいただきました。

令和5年度は、皆様からいただいた御意見や御提案をはじめ、新型コロナウイルス感染症などの影響など社会情勢による生活の変化や、新たな課題も勘案しながら計画の策定を進めてまいります。

次に、自治体DXの推進についてでございます。

国は、国全体のデジタル化を主導するため、令和3年9月にデジタル庁を創設し、情報システムの標準化をはじめとする自治体DXを強力に推進しております。

こうした状況の中、町としてのデジタル化に積極的に取り組んでいくため、今年度は町のデジタル政策方向性を示す吉田町DX推進計画を策定を進めており、今月中に完成する予定でございます。

この計画において、「デジタル技術を活用し、安全・安心で豊かな未来を築くまち」を基本方針として定め、これを実現するために「行政の業務効率化の推進」「より便利な住民サービスの提供」「地域全体の活性化の推進」「災害に強い安全・安心な町」の実現の4つの取組方針を掲げており、令和5年度はこの計画に基づき、町民の皆様の暮らしを支え、守ることを第一に考えるとともに、事務手続の効率化や高度化を推進し、住民のサービスの向上に努めてまいります。

以上、第5次吉田町総合計画の集大成の年であります令和5年度を迎えるに当たり、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて実施します各種施策の方針や概要などについて述べさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響が長期化する中ではございますが、私たちはこの3年間で手洗いや手指消毒や換気、人との距離の確保など基本的な感染対策を身につけてまいりました。今後引き続き町民の皆様に御協力いただきながら、適時適切にその状況に対応するとともに、町民の皆様が安心して心豊かに暮らし続けることができ、また、多くの皆様に訪れていただけるような魅力あふれる町をつくり上げていくため、様々な施策を積極的に展開してまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、ぜひともこうした本町の町づくりに御理解をいただき、今後より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針といたします。

○議長（大石 巖君） 町長の施政方針が終わりました。

○議長（大石 巖君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を委員長から報告をお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長、お願いします。

6番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

産業建設常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

産業建設常任委員会は議会閉会中に委員会を1回開催しました。

当委員会では、所管事務調査として調査事項1、環境保全事業における安全対策についてと調査事項2、道路維持管理事業における安全対策についての二つについてこれまで調査研究を進めてまいりました。

その調査結果を取りまとめ、調査結果報告書を2月20日に議長に提出をいたしました。報告書の発表をもって報告とさせていただきます。

お手元に配付してあります委員会の報告書を御覧ください。

お手元の資料1ページ目。

1、調査事項。

(1)環境保全事業における安全対策について。

(2)道路維持管理事業における安全対策について。

2、調査の目的。

(1)町の専決処分事項の報告において、除草作業中、物損事故を起こす事例が多く報告されている。町からは、その都度職員研修や安全対策を講じているとの説明を受けているが、除草作業中の物損事故は後を絶たない。そこで、町の環境保全事業のうち、街路樹剪定や除草等の作業中における安全対策など、現状と課題について調査・研究する。

(2)町の専決処分事項の報告において、道路陥没等の道路瑕疵による物損事故が報告された。町では、安全パトロール等を定期的実施しているが、安全で快適な道路環境構築のため、損傷の早期発見と効率的な修繕は課題となっている。そこで、町の道路維持管理事業における安全対策など現状と課題について調査・研究する。

3、期間。

調査・研究が終了するまで。

次の2ページは、4、調査経過となっております。

調査の結果は2ページから5ページまでとなっております。

令和4年6月13日から令和5年2月20日まで8回の委員会を開催いたしました。

議会閉会中の委員会についてですが、令和5年2月20日に開催いたしました。

内容については、表にまとめてあります。御覧ください。

次に、5、調査結果。

調査結果は、5ページから11ページとなっております。

5、調査結果。

当委員会では、町の専決処分事項の報告において、除草作業中、物損事故を起こす事例や道路瑕疵による物損事故の報告がされていることから、環境保全事業のうち、街路樹剪定や除草等の作業中における安全対策について及び道路の損傷の早期発見と効率的な修繕など、

現状と課題について調査することとした。

調査は担当課から調査項目の説明を聴取、また、必要に応じて書類、資料等の提出を要求した。そうした調査の結果から、委員会としての意見をまとめた。

表については、担当課の資料と回答を参考に作成したものである。

以下、調査結果となっておりますので、御覧ください。

次に、6、まとめ。11ページでございます。

まとめについては読み上げてまいります。

2件の所管事務調査において、「調査事項(1) 環境保全事業における安全対策について」は、本調査の中で、直営で事業を行う吉田町における草刈り作業中の損害賠償の対象となる事故は、近隣市町への調査回答の結果と比べて多いことが改めて分かった。人的不足を補うためにも、使用する機械の研究や必要な予算を獲得し、更新、購入を行っていくことが必要だと考える。また、作業を安全にするため、事故防止のための意識や情報共有、機械、人的配置を見直し、安全対策をさらに努めてもらいたい。

「調査事項(2) 道路維持管理事業における安全対策について」は、令和4年8月から始まったLINEによる情報収集が生かされており、迅速な対応がなされていることを確認した。LINEによる情報収集を使い方等も含め、継続的にPRし、町民等からの報告を受けよう努力されたい。今後、このLINEシステムによる情報収集を活用した新たな分野に広げての活用も検討されたい。

町民の福祉向上のために、さらに尽力されることを望む。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第2号～議案第20号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 次に、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5の第2号議案から日程第23、第20号議案までの19議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第1回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について4件、補正予算について4件、当初予算について7件、規約の変更について1件、町道の路線認定について1件、人事案件2件

の合計19件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第2号議案は、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国の制度改正に伴い、出産・育児一時金の額を引き上げる内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第3号議案は、吉田町こども・子育て会議条例及び吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案はこども・家庭庁の設置に関わる関連法令の改正に伴いまして、文言の修正等を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は民法等において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、当町の懲戒権に関する規定を削除する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国が定める保育所等の運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、当町の基準を国の基準に合わせて改正する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は令和4年度一般会計の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,102万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億7,472万4,000円と定めるとともに、繰越明許費、地方債の補正について定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は令和4年度の国民健康保険事業特別会計の歳入に係る国民健康保険税及び繰入金を増減する内容の補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は令和4年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ653万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億2,241万5,000円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は令和4年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ578万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,378万3,000円と定める補正予

算をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、令和5年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は令和5年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億6,400万円と定めるほか、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、令和5年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和5年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万1,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和5年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,125万9,000円と定めるほか、歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和5年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,833万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、令和5年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和5年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,893万5,000円と定めるほか、歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、令和5年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は令和5年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を6億1,810万9,000円とし、収益的支出の総額を5億9,455万5,000円とするとともに、資本的収入の総額を1億6,852万5,000円とし、資本的支出の総額を5億2,270万7,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億5,418万2,000円は減債積立金などで補填するものと定めるほか、企業債、一時借入金について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算についてでございます。

本議案は令和5年度の公共下水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を7億6,478万6,000円として、収益的支出の総額を7億4,589万5,000円とするとともに、資本的収入の総額を9億956万5,000円とし、資本的支出の総額を9億4,430万1,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3,473万6,000円は引継金などで補填するものと定めるほか、企業債、一時借入金などについて定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は静岡地方税滞納整理機構の事務所を移転することとなりましたことから、同機構の規約の変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は民間宅地造成事業に伴い、6路線を路線認定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は吉田町川尻3293番地の1、藁科武夫氏を吉田町監査委員に選任することについて御同意をお願いするものでございます。

第20号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は吉田町川尻2193番地、大石政子氏を人権擁護委員に推薦することにつきまして、議会の御意見をお伺いするものでございます。

以上が上程いたします19議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会に上程いたします第6号議案の令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、大幡川改修事業におきまして、国の防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策に係る事業として国の補正予算に呼応して、早急に事業着手する必要がございますことから、早期議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の議会定例会中になると思いますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正予算についての議案、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）を追加で上程させていただきたいと考えておりますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長をお願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第19号議案及び第20号議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第19号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについての御説明を申し上げます。

議案書の49ページを御覧ください。

本議案は、現在吉田町監査委員であります藁科武夫氏が本年3月31日をもって任期満了になりますことから、引き続き藁科武夫氏を吉田町監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

住所は吉田町川尻3793番地の1、氏名は藁科武夫、生年月日は昭和30年11月10日、現在67歳でございます。

藁科氏の主な経歴でございますが、昭和50年10月に旧吉田町農業協同組合、現在のハイナン農業協同組合に入所され、以来同組合の融資営業課長、川尻支店長、神戸支店長、吉田支店長などの要職を歴任され、平成23年5月には同組合の融資・共済担当常務理事として、監査部の指導をなされ、平成29年5月に同組合を退職されました。

藁科氏は、同組合在職中に組合員への融資のアドバイスなど金融業務全般に携わっておられた方で、ファイナンシャルプランナーや農業簿記など財務に関する様々な資格を有しておられます。

また、藁科氏は監査委員として平成31年4月1日から在職されており、民間での監査経験と知識を生かして町の監査を行っていただき、他の代えがたい御経験と知識を有している方

でございます。

これらの経歴からも、藁科氏は当町の監査委員の職を十分に果たしていただける方でございますので、このたび監査委員として選任させていただこうとするものでございます。

なお、監査委員の任期は地方自治法第197条に4年間と規定されており、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

続きまして、第20号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現在欠員が生じておる人権擁護委員につきまして、静岡地方法務局長から候補者の推薦依頼がありましたことから、大石政子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものでございます。

住所は、吉田町川尻2193番地、氏名は大石政子、生年月日は昭和27年5月11日、現在70歳でございます。

大石氏は、昭和50年から32年間教職に就かれ、主に小学校において教鞭を執られてきました。退職後も小学校の非常勤講師として、また、町の民生委員として地域住民の方々に寄り添う活動をされており、人権啓発、相談、救済など各種の人権擁護活動に対しても深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。

また、今回の推薦に当たりましては、地元川尻区自治会からも強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は人権擁護委員法第9条に3年間と規定されており、令和5年7月1日から令和8年6月30日までとなります。

以上が総務課からの2議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、審議途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。再開を10時25分とします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第6号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）について、第10号議案 令和5年度吉田町一般会計予算について、第11号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての3議案について説明申し上げます。

それではまず、第6号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の補正予算書を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,102万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億7,472万4,000円とするものでございます。また、第2項でございますとおり款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから5ページまでの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。令和4年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を6ページに掲げる第2表繰越明許費のとおりと認めていただくとするものでございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして、7ページから9ページに掲げる第3表地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費から御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で4事業につきまして総額1億4,750万8,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして事業ごとに申し上げます。

まず、保育園管理費につきましては、わかば保育園の用地購入に係る経費3,878万6,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額一般財源でございます。

次に、下片岡山通り線道路改良事業費につきましては、下片岡山通り線の歩道改良に係る工事請負費1,871万8,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金と地方債、そして一般財源でございます。

次に、治水対策推進事業につきましては、2級河川坂口谷川流域治水対策に係る委託料3,151万5,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、地方債と一般財源でございます。

最後に、大幡川改修事業につきましては、大幡川水系大窪川の河川改修に係る委託料及び工事請負費5,848万9,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましてもそのルールに従って御報告させていただきますようにいたします。

続きまして、7ページから9ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして追加、変更及び廃止をお認めいただくとするものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較して190万円増額となります。

続きまして、別冊の令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書に沿っ

て、補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

1款町税につきましては、8,484万5,000円の減額でございます。まず、1項2目法人におきましては、1億3,527万5,000円の減額でございます。これは法人税割額について物価高騰等による企業業績の落ち込みに伴い1億4,942万1,000円を減額、また、均等割額については、納税法人数の増加に伴いまして、こちらは1,414万6,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目固定資産税におきましては、企業の設備投資の増加に伴いまして、償却資産を5,043万円増額するものでございます。

4ページを御覧ください。

2款地方譲与税から8ページの11款交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも県から示された決算見込みによりまして、地方譲与税及び各種県税交付金等についてそれぞれ増減するものでございます。

次に、13款使用料及び手数料につきましては、345万2,000円の減額でございます。これは、1項6目教育使用料使用料におきまして、決算見込みにより総合体育館に係る体育館使用料を345万2,000円を減額するものでございます。

次に、14款国庫支出金につきましては、2,708万3,000円の増額でございます。まず、1項1目民生費国庫負担金におきましては、3,370万5,000円の増額でございます。これは社会福祉費負担金、保険基盤安定制度負担金、そして児童福祉費負担金につきまして、決算見込み等によりましてそれぞれ増減するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけての2項2目民生費国庫補助金におきましては、735万6,000円の減額でございます。これは社会福祉費補助金につきまして、交付決定に伴い735万6,000円を減額するものでございます。

次に、5目土木費国庫補助金におきましては、73万4,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、道路橋梁費補助金につきましては、交付決定に伴い773万8,000円を減額するものでございます。次の都市計画費補助金につきましては、決算見込みにより852万8,000円を減額するものでございます。

また、次の河川費補助金につきましては、交付決定に伴いまして1,700万円を増額するものでございます。

続きまして、15款県支出金につきましては、6,476万円の減額でございます。まず、1項1目民生費県負担金におきましては、1,631万5,000円の増額でございます。これは社会福祉費負担金、保険基盤安定制度負担金、児童福祉費負担金につきまして、決算見込み等によりまして、それぞれ増減するものでございます。

次に、2目衛生費県負担金におきましては、決算見込みにより158万6,000円を減額するものでございます。

次に、11ページから12ページにかけての2項1目総務費県補助金におきましては、3,816万9,000円の減額でございます。これは総務管理費補助金につきまして、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金について、事業の実績に伴い3,816万9,000円を減額するものでございます。

次に、2目民生費県補助金におきましては、251万9,000円の減額でございます。これは社

会福祉費補助金につきまして、交付決定に伴い367万8,000円を減額、また、児童福祉費補助金につきましては、こちらは決算見込みにより115万9,000円を増額するものでございます。

次に、5目商工費県補助金におきましては、決算見込みにより地域産業立地事業費補助金692万4,000円を減額するものでございます。

次に、6目土木費県補助金におきましては、決算見込みにより都市計画費補助金476万4,000円を減額するものでございます。

次に、7目消防費県補助金におきましては、決算見込みにより地震・津波対策等減災交付金2,607万3,000円を減額するものでございます。

次に、8目教育費県補助金におきましては、交付決定により学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金104万円を減額するものでございます。

続きまして、16款財産収入につきましては、5万4,000円を増額でございます。これは、1項2目利子及び配当金収入におきまして、当初予定しておりました金額以上の利子額を収入できることになりましたことから、財政調整基金等についてそれぞれ増額するものでございます。

14ページを御覧ください。

次に、18款繰入金につきましては、9,792万円の増額でございます。これは2項1目基金繰入金におきまして、9,792万円を増額するものでございます。その内訳でございますが、まず、財政調整基金繰入金については、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から9,958万2,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

次の教育振興基金繰入金については充当事業費の減額に伴いまして、166万1,000円を減額するものでございます。

また、次の地域福祉基金繰入金については、地域福祉基金の利子の増額に伴う財源振替として、地域福祉基金繰入金1,000円を減額するものでございます。

続きまして、20款諸収入につきましては、75万9,000円の減額でございます。まず、3項1目高等学校等奨学金返還金におきましては、決算見込みによりまして貸付金元金収入現年度を18万円増額するものでございます。

次に、5項2目雑入におきましては、93万9,000円を減額するものでございます。その内訳でございますが、決算見込み等によりまして、総務費雑入につきましては57万3,000円を減額、衛生費雑入につきましては261万7,000円を増額、消防費雑入につきましては223万3,000円を減額、また教育費雑入につきましては75万円を減額するものでございます。

続きまして、21款町債につきましては、190万円の増額でございます。これは、1項3目土木債におきまして190万円を増額するものでございます。その内訳でございますが、道路橋梁債につきましては、それぞれの事業実績に応じて3,380万円を減額するものでございます。

次の16ページ河川債につきましては、大幡川改修事業国補正分について、国の補正予算に呼応した大幡川水系大窪川の河川改修に伴いまして3,570万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

まず、1款議会費につきましては、147万円の減額でございます。これは、1項1目議会費におきまして、決算見込みにより147万円を減額するものでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、208万6,000円の減額でございます。まず、1項1目一般管理費におきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費について、広域施設組合補正予算に伴う減額を構成市町で案分した362万2,000円を減額するものでございます。

次に、5目財産管理費におきましては、庁舎管理費について電気使用量123万9,000円を増額するものでございます。

次に、2項2目賦課徴収費におきましては、給与支払報告書の取扱いの変更に伴うシステム改修等に係る経費61万2,000円を増額するものでございます。

また、次に、6項1目監査委員費におきましては、事業実績により31万5,000円を減額するものでございます。

20ページを御覧ください。

続きまして、3款民生費につきましては、1億2,098万1,000円の増額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費におきましては、福祉介護手当支給事業について、歳入における地域福祉基金の利子の増額に伴う財源振替となっております。

次に、3目国民健康保険費におきましては、282万4,000円の増額でございます。これは、国民健康保険事業会計繰出金について、決算見込みにより282万4,000円を増額するものでございます。

次に、5目心身障害者福祉費におきましては、8,261万7,000円の増額でございます。これは、心身障害者福祉自立事業費について給付費の増減見込みにより、福祉サービス審査支払手数料の増額のほか、扶助費をそれぞれ増減、また、過年度事業の精算に伴い、県補助金等返還金3,544万5,000円を増額するものでございます。また、地域生活支援事業費につきましては、国庫補助金及び県補助金の交付決定に伴う財源振替となっております。

22ページを御覧ください。

次に、7目介護保険費におきましては、101万円の減額でございます。これは、介護保険事業会計繰出金について、決算見込みによりそれぞれ増減するものでございます。

また、次に、2項1目児童福祉総務費におきましては、児童福祉費について過年度事業の精算に伴いまして補助金等返還金533万円を増額するものでございます。

次に、3目保育所費におきましては、3,122万円の増額でございます。これは、保育園管理費について、決算見込みによりまして施設型給付費、地域型保育給付費それぞれ増額、また過年度事業の精算に伴いまして、県補助金等返還金1,059万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、1,846万6,000円の増額でございます。まず、1項3目環境衛生費におきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費について、広域施設組合補正予算に伴う増額を構成市町で案分した1,812万7,000円を増額するものでございます。

24ページを御覧ください。

次に、5目母子保健衛生費におきましては、妊娠・出産包括支援事業費について、過年度事業の精算に伴いまして、母子保健衛生費補助金返還金72万円を増額するものでございます。

次に、7目老人保健事業費におきましては、19万円の減額でございます。これは、後期高齢者医療事業事務費について、過年度事業の精算に伴いまして過年度分療養給付費負担金192万5,000円を増額、また、決算見込みによりまして保険基盤安定繰出金を211万5,000円減額するものでございます。

次に、8目健康増進事業費におきましては、決算見込みにより19万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、25ページの6款農林水産業費につきましては、4,646万9,000円の減額でございます。これは、3項2目漁港管理費におきまして、津波・高潮危機管理対策事業費について、決算見込みにより4,646万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、26ページを御覧ください。

7款商工費につきましては、1,384万9,000円の減額でございます。これは、1項2目商工業振興費におきまして、企業立地振興費について、決算見込みによりまして1,384万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、8款土木費につきましては、5,161万6,000円の減額でございます。まず、1項1目土木総務費におきましては、防潮堤整備事業費について、決算見込みにより4,993万6,000円を減額するものでございます。

次に、2項1目道路維持費におきましては、国庫補助金の交付決定に伴い1,538万4,000円を減額。

次に、27ページから28ページにかけての2目道路新設改良費におきましては、決算見込み等によりまして2,492万6,000円を減額するものでございます。

また、次に、3項3目河川新設改良費におきましては、大幡川改修事業について5,848万9,000円を増額するものでございます。これは国の令和4年度第2次補正予算に伴いまして、設計委託料1,684万1,000円を増額し、河川改修については4,164万8,000円を増額するものでございます。なお、大幡川改修事業につきましては、令和5年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

また、次の4項1目都市計画総務費におきましては、1,985万9,000円の減額でございます。これは決算見込みにより土地利用対策費について290万4,000円を減額、また、「TOUKAI-O促進事業」については1,695万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、30ページを御覧ください。

9款消防費につきましては、723万4,000円の減額でございます。まず、1項2目非常備消防費におきましては、事業実績に基づきまして233万円を減額するものでございます。

次に、5目災害対策費におきましては、490万4,000円を減額するものでございます。これは防災意識向上事業費について、決算見込みにより防災公園指定管理委託料を26万7,000円増額、また、静岡県総合防災訓練事業費については、事業実績に基づき517万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、10款教育費につきましては、593万5,000円の減額でございます。まず、1項3目教育諸費におきましては、166万1,000円の減額でございます。これは決算見込みにより、教育振興事業費について166万1,000円を減額するものでございます。

32ページを御覧ください。

次に、2項小学校費、1目学校管理費におきましては、113万9,000円の増額でございます。

これは、住吉小学校維持管理費、中央小学校維持管理費及び自彊小学校維持管理費について、電気使用量をそれぞれ増額するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費におきましては、44万5,000円の増額でございます。これは、吉田中学校維持管理費について、電気使用量44万5,000円を増額するものでございます。

次に、4項1目社会教育総務費におきましては、33万6,000円の減額でございます。これは決算見込みにより、社会教育総務費及び社会教育委員費についてそれぞれ減額、また、34ページの地域教育推進事業費については、歳入の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の減額に伴う財源振替となるものでございます。

次に、2目公民館費におきましては、決算見込みにより地域教育活動費について136万6,000円を減額するものでございます。

次に、4目図書館費におきましては、図書館管理費について、電気使用料57万5,000円を増額するものでございます。

次に、5項1目保健体育総務費におきましては、社会体育振興費について、決算見込みにより274万7,000円を減額するものでございます。

次に、2目給食施設費におきましては、27万円の増額でございます。これは吉田町牧之原市広域施設組合負担金給食施設費について広域施設組合補正予算に伴う増額を構成市町で案分した27万円を増額するものでございます。

次に、3目体育館運営費におきましては、225万4,000円の減額でございます。これは、36ページの総合体育館運営費について、決算見込みにより燃料費225万4,000円を減額するものでございます。

最後に、13款諸支出金でございます。こちらは23万3,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、歳入の基金利子及び貸付金元金収入が増額になったことに伴いまして、当初予定していた積立額よりも多くの積立てできる見込みとなりましたことから、それぞれ増額するもので、財政調整基金については8,000円を増額、教育振興基金については18万円を増額、そして、ふるさとよしだ寄附基金については4万5,000円を増額するものでございます。

以上、ただいま御説明申し上げました内容が第6号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

なお、今回の補正予算のうち、8款土木費の3項3目河川新設改良費の大幡川改修事業費につきましては、国の補正予算に呼応した国の防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に係る事業であり、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては早期議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

続きまして、第10号議案 令和5年度吉田町一般会計予算について御説明申し上げます。

議案は、議案書の17ページからとなっております。

それでは、まず、議案書の18ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億6,400万とし、また、この款項区分ごとの金額は、19ページから25ページまで掲載しております「第1表歳入歳出予算」のとおりお認めいただこうとするものでございます。

第2条は、債務負担行為について、26ページに掲げました第2表債務負担行為のとおりお認めいただくとするものでございます。

第3条は、地方債について、27ページから28ページに掲げました第3表地方債のとおりお認めいただくとするものでございます。

第4条は、一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めることにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第5条は、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が令和5年度吉田町一般会計予算でございます。

引き続きその詳細につきまして、別冊の予算に関する説明書に沿って御説明いたします。

それでは、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款町税につきましては、53億3,824万円の計上でございます。前年度と比較してマイナス1億2,698万5,000円で、マイナス2.3%となっております。

それでは、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、1項町民税につきましては、20億4,090万5,000円の計上でございます。前年度と比較して、マイナス1億3,919万9,000円となっております。

その内訳でございますが、1目個人町民税は、15億9,687万8,000円で、前年度費614万4,000円の増でございます。現年度課税分は15億7,687万8,000円で、所得割額15億1,782万円、前年度対比567万2,000円の増額でございます。令和4年度の課税状況につきましては、課税標準額及び納税義務者数ともに前年より増加している状況でございます。経済の回復とともに雇用環境も改善する中で、雇用者数が増加していくこと、また、令和4年分の所得状況につきましても伸びていると判断し、令和5年度について増額と見込み計上いたしました。均等割額は5,905万8,000円、前年度対比47万2,000円の増額で、納税義務者の増加によるものでございます。滞納繰越分については、現年分の徴収を強化していることもあり、過年度分として繰り越される額が年々減少しているところでございます。令和4年度の決算見込みにより前年度と同様の2,000万円を計上いたしました。

次に、2目法人町民税は4億4,402万7,000円で、前年度比マイナス1億4,534万3,000円となっております。現年課税分は4億4,392万7,000円、法人税割額3億3,388万9,000円、前年度対比1億5,398万6,000円の減額でございます。予定納税を含めた法人町民税申告の受付状況及び企業への見込み調査を行い、状況を判断し、令和4年度の課税状況に基づき計上いたしました。均等割額は1億1,003万8,000円、前年度対比864万3,000円の増額でございます。令和4年度の課税状況に基づき計上いたしました。滞納繰越分につきましては、前年度との同様10万円を計上いたしました。

続きまして、2項固定資産税につきましては、27億2,858万1,000円の計上でございます。前年度と比較して1,194万円の増額でございます。その内訳でございますが、1目固定資産税は27億2,630万円で、前年度比1,205万1,000円の増額でございます。

土地につきましては、7月1日時点の地価調査を基に、下落修正を行うとともに、地目変更等を含め試算を行い、7億7,839万5,000円を計上いたしました。前年度対比1,170万4,000円の減額でございます。

家屋につきましては、12億748万7,000円、前年度対比2,552万6,000円の増額でございます。令和4年減失処理分の減、新築家屋分の増を見込み計上いたしました。

償却資産につきましては、経年の減価率に企業への見込未調査結果から新規投資分を見込むとともに、令和4年度の課税状況から判断し、7億2,341万8,000円、前年度対比177万1,000円の減額となっております。

滞納繰越分につきましては、令和4年度の決算見込みにより前年度と同様の1,700万を計上いたしました。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は228万1,000円で、前年度比マイナス11万1,000円でございます。県の算定基準を基に算定しております。

続きまして、3項軽自動車税につきましては、1億1,425万2,000円の計上でございます。前年度と比較して553万6,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、1目環境性能割は772万5,000円で、前年度比133万5,000円の増額でございます。令和4年度の決算見込みにより計上いたしました。購入台数が増えていることにより増額となっております。

次に、2目種別割は1億652万7,000円で、前年度比420万1,000円の増でございます。現年課税分は1億592万7,000円で、令和4年度の登録車両台数を基に計上いたしました。滞納繰越分につきましては、前年度と同様の60万円を計上いたしました。

続きまして、4ページから5ページにかけての4項町たばこ税につきましては、2億1,623万4,000円の計上でございます。前年度と比較してマイナス694万2,000円となっております。現年課税分2億1,623万4,000円を計上いたしました。前年度対比694万2,000円の減額でございます。過去2か年の実績等により、見込み本数を算出し、計上いたしました。販売本数の減少により減額となっております。

続きまして、5項都市計画税につきましては、2億3,826万8,000円の計上でございます。前年度と比較して168万円の増額でございます。現年課税分は2億3,696万8,000円を計上いたしました。土地につきましては、1億421万円、前年度対比159万8,000円の減額でございます。家屋につきましては、1億3,275万8,000円を計上、前年度対比327万8,000円の増額でございます。滞納繰越分につきましては、令和4年度の決算見込みにより前年度同様の130万円を計上いたしました。

以上が1款町税でございます。

次に、2款地方譲与税につきましては1億74万円の計上でございます。これは地方財政計画の率を考慮し、1項地方揮発油譲与税として2,720万円、2項自動車重量譲与税として7,050万円を計上し、また、3項森林環境譲与税といたしまして304万円を計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金は190万円の計上でございます。これは県民税として利子等の額の5%が課税され、その収入額から事務費を控除した額の5分の3に相当する額が県から市町村に利子割交付金として交付されるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。

4款配当割交付金は2,280万円の計上でございます。これは県民税として上場株式等の配当等の額の5%が課税され、その収入額から事務費を控除した額の5分の3に相当する額が県から市町村に配当割交付金として交付されるものでございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては2,280万円の計上でございます。これは県民税として源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得金額の5%が課税され、その収入額から事務費を控除した額の5分の3に相当する額が県から市町村に株式等譲渡所得割交付金として交付されるものでございます。

次に、6 款法人事業税交付金につきましては、こちらは1億1,800万円を計上しております。法人事業税交付金は、法人事業税の収入額に7.7%を乗じて得た額が県から市町村に法人事業税交付金として交付されるものでございます。

次に、7 款地方消費税交付金につきましては、8億450万円の計上でございます。これは都道府県間における清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。市町に対する交付は、直近の国勢調査の結果による各市町の人口と経済センサス基礎調査において公表された結果による各市町の従業者数によって案分され、交付されます。

なお、別添の参考資料のナンバー5の19ページを御覧いただきますと、社会保障財源化分の内訳を計上させていただいております。総額として4億3,881万8,000円が社会保障財源化分の予算となります。

続きまして、予算に関する説明書の9ページ、10ページを御覧ください。

8 款環境性能割交付金につきましては、1,440万円の計上でございます。これは県に納付された環境性能割収入額から町税費を控除した額の43%相当額が交付されるものでございます。市町への交付基準は道路の延長及び面積によって案分されます。

次に、9 款地方特例交付金につきましては、3,430万円の計上でございます。これは個人住民税における住宅借入金等特別税額控除住宅ローン減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金として3,430万円を計上するものでございます。

次に、10 款地方交付税につきましては、5億1,600万円の計上でございます。普通交付税4億1,600万円のほか、特別交付税1億円を計上しております。

次に、11 款交通安全対策特別交付金につきましては、420万円の計上でございます。これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通知書送付費、支出金相当額を控除した額が都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

続きまして、11ページ、12ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金につきましては、6,615万9,000円の計上で、1 項分担金として266万2,000円、2 項負担金として6,349万7,000円を計上しております。

次に、12ページから14ページにかけての13 款使用料及び手数料につきましては、7,353万円の計上で、1 項使用料として5,989万1,000円、2 項手数料として1,363万9,000円を計上しております。

次に、15ページから18ページにかけての14 款国庫支出金につきましては、10億6,698万7,000円の計上でございます。新型コロナウイルスのワクチン接種に係る国庫負担金及び国庫補助金の減額などが主な要因となりまして、前年度と比較して1億8,791万円の減額でございます。国庫支出金の内訳といたしましては、1 項国庫負担金として8億24万1,000円、2 項国庫補助金として2億5,695万9,000円、3 項国庫委託金として978万7,000円を計上しております。

次に、19ページから25ページにかけての15款県支出金につきましては、9億6,911万9,000円の計上でございます。静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金の増額や山崎頭首工の補修工事に係る農山漁村地域整備交付金の増額が主な要因となりまして、前年度と比較して1億2,904万6,000円の増額でございます。県支出金の内訳といたしましては、1項県負担金として4億26万3,000円、2項県補助金として5億209万6,000円、3項県委託金として6,676万円を計上しております。

次に、25ページから26ページにかけての16款財産収入につきましては、1,805万5,000円の計上で、1項財産運用収入として845万3,000円、2項財産売払収入として960万2,000円を計上しております。

次に、26ページから27ページにかけての17款寄附金につきましては、13億250万円の計上でございます。そのうちふるさと納税分としてふるさとよしだ寄附金として13億100万円を計上しております。

次に、18款繰入金につきましては、12億4,363万1,000円の計上でございます。その内訳といたしましては、1項特別会計繰入金として92万6,000円、2項基金繰入金として12億4,270万5,000円を計上しております。合計で前年度と比較して5億276万7,000円増額となっております。

次に、19款繰越金につきましては、2億円。

29ページからの20款諸収入につきましては、1億7,843万9,000円の計上でございます。

次に、34ページを御覧ください。

21款町債でございます。町債につきましては、5億6,770万円を計上するものでございます。まず、1項1目総務債につきましては、7,630万円を計上するものでございます。これは庁舎エレベーター整備事業に7,630万円を充てる起債でございます。

次に、2目民生債につきましては、450万円を計上するものでございます。これは健康福祉センター空調設備整備事業に480万円を充てる起債でございます。

次に、3目衛生費につきましては、510万円を計上するものでございます。これは保健センター屋上防水改修事業に510万円を充てる起債でございます。

次に、4目農林水産業債につきましては、7,950万円を計上するものでございます。これは農業債として山崎頭首工補修事業に4,060万円を充てる起債を、また、水産業債として漁港環境整備事業に3,250万円、大幡川水門設備改修事業に640万円を充てる起債をそれぞれ計上しております。

次に、34ページから35ページにかけての5目土木債は、1億9,020万円の計上でございます。これは道路橋梁債として吉田町内道路舗装修繕事業に2,360万円、吉田町内橋梁維持補修事業に3,760万円、問屋堤線整備事業に1,640万円、三軒屋西の宮線整備事業に1,760万円、下片岡山通り線整備事業に1,560万円、中瀬北原1号線整備事業に810万円、そして、中臨港線ほか舗装修繕事業に2,610万円を充てる起債を計上し、また、河川債として大幡川改修事業に1,520万円、吉田町内河川浚渫事業に1,210万円を充てる起債を計上し、また、都市計画債として中央幹線整備事業に1,790万円を充てる起債を計上しております。

次に、6目消防債は250万円の計上でございます。これは津波浸水対策事業に250万円を充てる起債でございます。

次に、7目教育債は630万円の計上でございます。これは小・中学校債として、小・中学

校防火扉整備事業に440万円を充てる起債を計上し、また、社会教育債として中央公民館非常用電源整備事業に190万円を充てる起債をそれぞれ計上しております。

最後に、8目臨時財政対策債でございます。これは国の地方交付税の財源不足について、国と地方との折半ルールに基づいて借入れを行う制度の下、町で地方債を発行するものでございます。制度の性格からこの起債につきましては、全額一般財源となりますが、令和5年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額は2億300万円と推計して計上しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

37ページを御覧ください。

まず、1款議会費につきましては、9,975万8,000円の計上でございます。前年度と比較して492万4,000円の増額で、5.2%の増でございます。

39ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、21億9,036万2,000円の計上でございます。前年度と比較して3億4,537万6,000円の増額で、18.7%の増でございます。その内訳でございますが、まず、1項総務管理費は18億8,077万4,000円で、前年度比3億2,977万9,000円、21.3%の増でございます。

主な増額要因でございますが、ふるさと納税推進事業費、生活交通確保対策事業費、シーガーデンシティ推進事業費、庁舎管理費における庁舎エレベーターの改修工事の実施に伴う増でございます。

主な事業につきましては、46ページ、47ページを御覧ください。

5目財産管理費の3の事業、庁舎管理費では、14節に庁舎エレベーター改修に関わる施設補修費を計上しております。

続きまして、52ページを御覧ください。

6目企画費の7の事業、ふるさと納税推進事業費では、12節にふるさと納税推進業務委託料を令和4年度と比較として5,976万9,000円増額計上、また、新規にオンラインワンストップサービス業務委託料を計上、8の事業、生活交通確保対策費では、12節に新しい交通実証運行業務委託料を計上しております。

53ページ、54ページを御覧ください。

13の事業、シーガーデンシティ推進事業費では、12節に調査委託料として吉田公園南側エリアに関わる社会資本整備総合計画策定のための調査委託料を計上、設計委託料として吉田公園南側エリア、レジャーとスポーツゾーンに係る基本設計委託料及び東名吉田インターチェンジ周辺バスターミナル整備に係る基本設計委託料として合計2,620万2,000円を計上。

14の事業、シティプロモーション事業費では、11節にブランドメッセージロゴの活用に係るデザイン作成手数料を計上、18節には、一般社団法人吉田町まちづくり公社負担金や事業見直しに伴い、12月をもって終了いたします若年者住宅取得応援補助金等を計上。

15の事業、吉田町総合計画策定事業費では、12節に令和6年度を初年度とする第6次吉田町総合計画策定に係る業務委託料を計上。

16の事業、国土利用計画策定事業費では、12節に総合計画と同様に、令和6年度を初年度とする第4次吉田町国土利用計画策定に係る業務委託料を計上しております。

59ページを御覧ください。

9目交通安全対策費の5の事業、交通安全施設整備費では、14節に吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づく通学路等における交通安全対策などに係る施設整備費を計上しております。

62、63ページを御覧ください。

11目事務改善対策費の3の事業、情報化推進費では、まず、自治体DXを推進するため、12節にC I O補佐業務委託料を計上しております。

13節パソコン借上料5,441万5,000円のうち、職員が自席で使用する情報系端末の更新に係る費用として、1,585万5,000円を計上し、更新に合わせ情報系端末を会議室に持ち運べるよう情報系無線機借上料500万円を計上しております。

64ページを御覧ください。

次に、2項徴税費は、1億9,251万5,000円で、前年度比マイナス810万6,000円、マイナス4%となっております。

68ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費は7,072万5,000円で、前年度比360万8,000円、5.4%の増でございます。

71ページを御覧ください。

4項選挙費は4,321万2,000円で、前年度比1,912万8,000円、79.4%の増でございます。令和5年度におきましては、静岡県議会議員選挙に係る経費と吉田町長・町議会議員選挙に係る経費を計上しております。なお、吉田町長・町議会議員選挙に係る経費には、令和4年第2回定例会で御承認いただきました選挙運動費用の公費負担分の経費を含んでおります。

74ページを御覧ください。

次に、5項統計調査費は178万4,000円で、前年度比96万3,000円、117.3%の増でございます。令和4年度は、就業構造基本調査及び住宅・土地統計の調査区設定業務を実施いたしましたが、令和5年度におきましては、住宅・土地統計及び漁業センサスに係る経費を計上しております。

76ページを御覧ください。

6項監査委員費は135万2,000円で、前年度比4,000円、0.3%の増でございます。

77ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、33億6,714万1,000円の計上でございます。前年度と比較して1億9,188万7,000円の増額で、6.0%の増でございます。その内訳でございますが、まず、1項社会福祉費は15億2,040万9,000円で、前年度比8,036万8,000円、5.6%の増でございます。

主な事業につきましては、まず、85ページを御覧ください。

4目老人福祉費の10の事業、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定事業費では、12節令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定のための計画策定業務委託料を計上しております。

5目心身障害者福祉費の3の事業、心身障害者福祉費では、12節に令和6年度から令和11年度までの6年間を期間とする第4期吉田町障害者計画策定のための障害者計画策定業務委託料を計上しております。

94ページを御覧ください。

2 項児童福祉費は18億4,652万5,000円で、前年度比1億1,151万9,000円、6.4%の増でございます。

主な事業につきましては、95ページ、96ページを御覧ください。

1 目児童福祉総務費の3の事業、児童福祉費では、12節に令和7年度からの新たな吉田町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた町民を対象とした意向調査を実施するための調査委託料を計上しております。

101ページ、102ページを御覧ください。

3 目保育所費の3の事業、保育園管理費では、19節に町内に整備されるゼロ、2歳児を預かる民間施設の運営に係る地域型保育給付費を計上しております。なお、同じく19節にございます幼稚園利用給付費につきましては、これまで学校教育課で所管しておりましたものを、事業の見直しに伴い移管したものでございます。

また、103ページ、104ページ、4の事業、さくら保育園運営費では、民間活力を活用し、安定して給食を提供する方法として、業務を委託することとしたため、12節に給食調理業務委託料を計上しております。

113ページを御覧ください。

次に、3 項生活保護費は20万3,000円で、前年度と同額でございます。

114ページを御覧ください。

次に、4 項災害救助費は4,000円で、前年度と同額でございます。

115ページを御覧ください。

4 款衛生費につきましては、19億8,508万7,000円の計上でございます。前年度と比較して、マイナス3,554万6,000円で、マイナス1.8%となっております。主な事業につきましては、まず、119ページ、120ページを御覧ください。

2 目予防費の3の事業、感染症予防費では、19節に子宮頸がんの予防接種費助成金、新規事業といたしまして、小児がん等による再接種費助成金及び帯状疱疹ワクチン予防接種費助成金を計上しております。

122ページを御覧ください。

3 目環境衛生費の5の事業、生活排水改善対策事業費では、18節の浄化槽の新設及び単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽への転換促進のための浄化槽設置費補助金を令和4年度と比較して、2,800万円増額計上。

124ページ、125ページ、11の事業、吉田町環境基本計画策定事業費では、12節に今回債務負担行為を設定させていただき、令和5年度と令和6年度の2か年をかけて実施いたします環境基本計画・地球温暖化防止対策計画・生物多様性地域戦略策定に係る業務委託料を計上しております。

5 目母子保健衛生費の3の事業、母子保健衛生費では、127ページの19節、今回国の伴走型子育て相談支援に呼応して拡充いたしましたよしにこ応援パッケージに係る経費として、妊娠出産等応援助成金及び出産・子育て応援給付金を計上しております。

131ページを御覧ください。

5 款労働費につきましては、302万9,000円の計上でございます。前年度と比較して、6万4,000円の増額で、2.2%の増でございます。

132ページを御覧ください。

6 款農林水産業費につきましては、4 億7,783万円の計上でございます。前年度と比較して、1 億7,206万4,000円の増額で、56.3%の増でございます。その内訳でございますが、まず、1 項農業費は2 億5,053万3,000円で、前年度費1 億5,488万4,000円、161.9%の増でございます。

主な事業につきましては、まず、135、136ページを御覧ください。

3 目農業振興費の4 の事業、担い手育成総合対策事業費では、12節に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、令和6 年度までに策定を義務づけされている地域計画に係る地域計画目標地図作成委託料を計上しております。

139ページを御覧ください。

5 目農地費の4 の事業、用水路改良維持修繕費では、14節に山崎頭首工、これは湯日川にございますいわゆるラバーダムでございますが、その維持修繕料を計上しております。

次に、2 項林業費は946万7,000円で、前年度比36万3,000円、4 %の増でございます。

141ページを御覧ください。

次に、3 項水産業費は2 億1,783万円で、前年度比1,681万7,000円、8.4%の増でございます。

主な事業につきましては、144ページを御覧ください。

2 目漁港管理費の4 の事業、水産物供給基盤機能保全事業費では、14節に漁港内の航路に堆積する土砂を取り除くための港内浚渫工事費を計上。

5 の事業、漁港環境整備事業では、14節に多目的広場の整備を行う漁港環境施設用地整備費及び漁港環境施設整備費を計上しております。

145ページを御覧ください。

7 款商工費につきましては、1 億2,413万7,000円の計上でございます。前年度と比較して、マイナス2,204万8,000円で、マイナス15.1%となっております。主な減額要因は、2 目商工業振興費の6 の事業、企業立地振興費の企業立地促進事業費補助金の減額でございます。

主な事業につきましては、まず、147ページを御覧ください。

2 目商工業振興費の6 の事業、企業立地振興費では、町内進出企業2 社と町内拡張企業1 社の用地取得及び新規雇用に対する支援として、18節に企業立地促進事業費補助金を計上しております。

150ページを御覧ください。

次に、8 款土木費につきましては、14億6,001万5,000円の計上でございます。前年度と比較して、1 億1,592万8,000円の増額で、8.6%の増でございます。その内訳でございますが、まず、1 項土木管理費は9,947万円で、前年度比マイナス4,353万8,000円、マイナス30.4%となっております。

主な減額要因は、令和4 年度に予算計上いたしました1 目土木の総務費4 の事業、防潮堤整備事業の減でございます。令和5 年度につきましては、本事業はございません。

153ページを御覧ください。

次に、2 項道路橋梁費は3 億8,749万5,000円で、前年度比1 億172万6,000円、35.6%の増でございます。主な事業につきましては、まず、1 目道路維持費の3 の事業、道路維持費では、12節に植栽管理委託料を令和4 年度と比較して、741万4,000円増額計上、4 の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費では、12節に吉田町内路面性状調査業務委託に係る測量調査委託

料を計上。

14節に大幡大井川線、堤内3号線、中臨港線ほかの舗装修繕に係る道路改良費を計上しております。

2目道路新設改良費では、3の事業、問屋堤線道路改良事業費、4の事業、大幡川幹線道路整備事業費、5の事業、三軒屋西の宮線道路改良事業費、6の事業、下片岡山通り線道路改良事業費、7の事業、中瀬北原1号線道路改良事業費を計上しております。

3目橋梁維持費の3の事業、橋梁維持補修費では、12節に今回点検業務を実施する42橋のうち、委託で実施する8橋の橋梁点検業務に係る調査委託料及び橋梁補修設計業務委託料、14節に富士見新橋、問屋南橋等の補修に係る維持修繕料、18節に令和3年度に実施いたしました古川橋の修繕に係る国の直轄代行修繕事業負担金を計上しております。

155ページを御覧ください。

次に、3項河川費は7,449万9,000円で、前年度比415万5,000円、5.9%の増でございます。主な事業につきましては、まず、1目河川総務費の3の事業、河川総務費では、12節に河川管理台帳作成業務委託料を計上。4の事業、治水対策推進事業費では、12節に湯日川流域における浸水対策に向けた調査を実施するための設計業務委託料、14節に町内河川の浚渫に係る維持修繕料を計上しております。

157ページを御覧ください。

次に、4項都市計画費は、8億6,994万8,000円で、前年度比4,593万5,000円、5.6%の増でございます。

159ページを御覧ください。

主な事業につきましては、まず、1目都市計画総務費の5の事業、土地利用対策費では、14節に下片岡にございます分譲地の調整池修繕工事に係る土地利用事業附帯工事費を計上しております。

161ページ、162ページを御覧ください。

3目街路事業費の4の事業、中央幹線整備事業費では、16節に用地取得に係る街路用地費、21節に街路整備関連補償費を計上しております。

164ページを御覧ください。

次に、5項住宅費は2,860万3,000円で、前年度比765万円、36.5%の増でございます。増額の要因でございますが、令和4年12月に火災のありました松原団地の9号棟の解体に係る経費の増で、1目住宅管理費の3の事業、町営住宅維持管理費の165ページでございますが、14節に施設解体費を計上しております。

166ページを御覧ください。

9款消防費につきましては、4億5,216万1,000円の計上でございます。前年度と比較して、マイナス5,669万3,000円で、マイナス11.1%となっております。主な減額要因といたしましては、消防積載車の購入完了、同報無線サーバー及び子局バッテリー更新等修繕の減によるものでございます。

170ページ、171ページを御覧ください。

主な事業につきましては、まず、5目災害対策費の3の事業、地震対策費では、12節に本町におけるレベル2津波の浸水シミュレーションを行う経費といたしまして、津波浸水想定業務委託料を計上しております。

174ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、9億9,407万5,000円の計上でございます。前年度と比較して、マイナス7,893万3,000円で、マイナス7.4%となっております。その内訳でございますが、まず、1項教育総務費は2億4,800万2,000円で、前年度比マイナス1億1,484万9,000円、マイナス31.7%となっております。主な減額要因でございますが、先ほど3款2項3目の保育所費で御説明申し上げましたが、幼稚園利用給付費の所管替えに伴う減でございます。

主な事業につきましては、まず、3目教育諸費の179ページ、4の事業、教育振興事業費では、17節に小・中学校に配備する書画カメラ、合計68台分の購入に係る教材備品費を計上しております。

180ページを御覧ください。

7の事業、確かな学力定着事業費では、リーディングDXスクール事業に係る経費として、7節講師謝礼金や、10節特定消耗品費などに合計154万円を計上しております。

182ページを御覧ください。

次に、2項小学校費は1億4,434万5,000円で、前年度比1,484万5,000円、11.5%の増でございます。

191ページを御覧ください。

次に、3項中学校費は7,816万6,000円で、前年度比マイナス554万円、マイナス6.6%となっております。

196ページを御覧ください。

次に、4項社会教育費は2億9,696万5,000円で、前年度比2,803万1,000円、10.4%の増でございます。

主な事業につきましては、201ページを御覧ください。

2目公民館費の3の事業、中央公民館運営費では、12節に中央公民館に設置してあります非常用電源設備の老朽化に伴い更新するための設計常務委託料を計上しております。

209ページを御覧ください。

次に、5項保健体育費は2億2,659万7,000円で、前年度比マイナス142万円、マイナス0.6%となっております。

主な事業につきましては、まず、1目保健体育総務費の3の事業、社会体育振興費では、新規事業の高齢者を対象とした体力づくり教室や、ソフトランニング教室等の開催に係る経費として、7節講師謝礼金にスポーツ教室指導者謝礼金を計上しております。

216ページを御覧ください。

11款災害普及費につきましては4,000円の計上で、前年度と同額でございます。

その内訳でございますが、まず、1項農林水産施設災害復旧費は2,000円で、前年度と同額でございます。

次に、217ページの2項公共土木災害復旧費は2,000円で、前年度と同額でございます。

218ページを御覧ください。

12款公債費につきましては、10億3,436万円の計上でございます。前年度と比較して、マイナス7,415万4,000円で、マイナス6.7%となっております。

220ページを御覧ください。

13款諸支出金につきましては、4億5,604万1,000円の計上でございます。前年度と比較し

て、1億5,213万1,000円の増額で、50.1%の増でございます。その内訳でございますが、まず、1項普通財産取得費は2,000円で前年度と同額でございます。

次に、2項基金費は4億5,603万9,000円で、前年度比1億5,213万1,000円、50.1%の増でございます。

222ページを御覧ください。

最後に、14款予備費につきましては、2,000万円の計上で、前年度と同額でございます。

以上が第10号議案 令和5年度吉田町一般会計予算についての概要でございます。

続きまして、第11号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案は議案書の29ページからとなっております。

それでは、まず議案書の30ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万1,000円とし、また、この款項区分ごとの金額は31ページに掲載しております「第1表歳入歳出予算」のとおりお認めいただくようにしております。

以上が令和5年度吉田町土地取得事業特別会計予算でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

それでは、令和5年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算の最終ページ、232ページの次に土地取得事業特別会計予算がございますので、そちらの1ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款財産収入につきましては、1万9,000円を計上するものでございます。前年度と比較して1,000円の増額でございます。

次に、2款繰入金につきましては1,500万円の計上で、前年度と同額でございます。

次に、3款繰越金につきましては1,000円、4款諸収入につきましては1,000円をそれぞれ計上しております。こうした内容で、合計1,502万1,000円という歳入を立てております。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費につきましては1,502万1,000円の計上でございます。前年度と比較して1,000円の増額となっております。

次に、2ページを御覧ください。

歳入についての詳細でございます。

1款財産収入の1万9,000円は、土地開発基金の基金利子1万7,000円と土地売払収入2,000円でございます。

2款繰入金の1,500万円は、土地開発基金繰入金でございます。

3款繰越金の1,000円は、前年度繰越金でございます。

次に、3ページから4ページにかけての4款諸収入1,000円は、土地取得事業特別会計の普通預金における預金利子でございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、歳出についての詳細でございます。

1款総務費の1,502万1,000円は、土地開発基金積立金1万9,000円、用地先行取得1,500万円、そして土地開発基金への繰出金2,000円でございます。

以上が第11号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容でございます。

財政管理課から、第6号議案、第10号議案、第11号議案の3議案につきまして御説明させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 御苦労さまでした。

続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、中村真也君。

〔税務課長 中村真也君登壇〕

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

令和5年第1回吉田町議会定例会に上程いたしました第17号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書は45ページから46ページまでとなっております。参考資料は、ナンバー8を御覧ください。

静岡地方税滞納整理機構の規約を変更する場合は、地方自治法第291条の11の規定により、広域連合を組織する関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、静岡地方税滞納整理機構の規約の一部を変更することについてお認めいただくものがございます。

現在、静岡地方税滞納整理機構が入居しております静岡市内の建物、県庁前にございます静岡中央ビルにつきまして建替え計画があることから、藤枝市内の施設、静岡焼津信用金庫藤枝支店跡地に事務所を移転し、令和5年10月1日から移転先において業務を実施することとなるため、規約における広域連合の事務所の位置を変更するものがございます。

参考資料ナンバー8の新旧対照表にありますとおり、第6条は、広域連合の事務所の位置を「静岡市」から「藤枝市」に変更するものがございます。

附則でございます。

施行日を事務所の移転日に合わせ、令和5年10月1日と定めるものがございます。

以上が第17号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についての概要でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からといたします。お願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 零時57分

○議長（大石 巖君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

引き続き詳細なる説明をお願いいたします。

町民課長、お願いをいたします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第2号議案、第7号議案、第8号議案、第12号議案、第13号議案の5議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の1ページ及び2ページの第2号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、出産費用等の現況を踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げる改正を含む健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、吉田町国民健康条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー1の新旧対照表を御覧ください。

第6条におきまして、出産育児一時金の支給額を「42万円」から「50万円」へ改正するものでございます。

また、附則により、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、改正後の規定はこの条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によることと適用区分を設けるものでございます。

以上が第2号議案 吉田町国民健康条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、議案書の14ページ、第7号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入予算の金額につきましては、2ページの「第1表歳入予算補正」のとおりお認めいただくものでございます。

なお、今回の補正予算は歳出の補正は発生せず、歳入の中での増減であるため、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

引き続きその詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の令和4年度吉田町国民健康事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款国民健康保険税は282万4,000円の減額でございます。6款繰入金の確定による軽減分の増額に伴い、その分国民健康税を減額するものでございます。

次に、3ページの6款繰入金は282万4,000円の増額でございます。保険基盤安定制度負担金及び未就学児均等割保険税負担金の国・県の確定に伴い、一般会計の補正予算に合わせ増額するものでございます。

以上が第7号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内

容でございます。

続きまして、議案書の15ページ、第8号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ653万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,241万5,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続きその詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、2ページの歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は865万1,000円の増額でございます。後期高齢者医療広域連合での保険料及び保険基盤安定繰入金の確定に伴い、増額をするものでございます。

次に、3款繰入金は211万5,000円の減額でございます。後期高齢者医療広域連合での保険料及び保険基盤安定繰入金の確定に伴い、一般会計の補正予算に合わせ減額するものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は653万6,000円の増額でございます。さきの歳入の保険料と繰入金の補正を受けまして、後期高齢者医療広域連合への納付金を同額増額するものでございます。

以上が第8号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

続きまして、議案書の32ページから35ページの第12号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の33ページを御覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億4,125万9,000円と定め、同条第2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、34ページ及び35ページの「第1表歳入歳出予算」によること、また、第2条の地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、保険給付費における統一管内での各項款の流用ができることをお認めいただくとするものでございます。

では、引き続きその詳細を別冊となっております予算に関する説明書により御説明させていただきます。

予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計を御覧いただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

2ページ及び3ページの1款国民健康保険税は5億8,673万3,000円の計上でございます。過去5年間の決算額の伸び率により計上した結果、被保険者数の減少により前年度と比較して2,377万6,000円、率にして3.9%の減額でございます。

次に、4ページの2款使用料及び手数料は、督促手数料の10万円の計上でございます。

次の3款国庫支出金は、災害臨時特例補助金1,000円の計上でございます。

次に、5ページの4款県支出金は19億2,265万5,000円の計上でございます。県から交付され、歳出予算の保険給付費に充当される普通交付金と保険者努力支援分等の特別交付金でございます。

次に、5款財産収入は、基金利子4万6,000円の計上でございます。

次に、6ページの6款繰入金は2億667万円の計上でございます。1項1目一般会計繰入金は、国民健康保険税の軽減分に充当される保険基盤安定繰入金や出産育児一時金等繰入金などの法定内の繰入れでございます。

また、2項1目国民健康保険事業基金繰入金は、国保財政の不足分を補うため7,200万円の計上でございます。

次に、7ページの7款繰越金は1,000万円の計上でございます。

次に、8ページ及び9ページの8款諸収入は1,505万4,000円で、延滞金、預金利子のほか返納金等の雑入の計上でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

1款総務費は1,189万1,000円の計上でございます。内訳としましては、1項総務管理費796万4,000円、11ページの2項徴収費362万3,000円、12ページの3項運営協議会費30万4,000円の計上でございます。いずれも補助事業分を除き一般会計から職員給与費等繰入金として充当されるものでございます。

次に、13ページから18ページにかけての2款保険給付費は18億8,707万3,000円の計上でございます。過去の決算額及び本年度の決算見込みを踏まえた結果、前年度と比較して675万3,000円の増額でございます。内訳でございますが、13ページ及び14ページの1項療養諸費は16億3,059万8,000円で、療養給付費、療養費、審査支払手数料でございます。

14ページから16ページにかけての2項高額療養費は2億4,652万円で高額療養費と高額介護合算療養費でございます。

16ページの3項移送費は10万1,000円の計上でございます。

以上の1項療養諸費から3項移送費までにつきましては、全額県から普通交付金として充当されるものでございます。

次に、17ページの4項出産育児諸費は750万4,000円の計上でございます。健康保険法施行令等の一部改正に伴い、支給額が42万円から50万円へ改正されることを踏まえ計上しております。

また、5項葬祭諸費は215万円の計上で、4項の出産育児諸費とともに過去の実績から件数を推計し、計上しております。

次に、18ページの6項傷病手当諸費は20万円の計上でございます。新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に復することができなかった期間に対し給付するものでございますが、対象期間が令和5年5月7日まで延長されております。

次に、19ページから21ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は7億8,770万3,000円の計上でございます。県が所得水準や医療費指数を基に算定し、各市町が県に納付するもので、被保険者の減少により医療給付費分は減少したものの、高齢化に伴い後期高齢

者支援金等分が増加したことにより、前年度と比較して709万3,000円の増額でございます。

次に、21ページの4款共同事業拠出金と次の22ページの5款財政安定化基金拠出金は、ともに1,000円の計上でございます。

次に、23ページ及び24ページの6款保険事業費は3,339万4,000円の計上でございます。内訳でございますが、1項保険事業費は医療費通知等の発送や人間ドックの助成事業などを実施するため、974万7,000円の計上でございます。

2項の特定健康診査等事業費は、2次審査への勧奨通知の発送に加え、健診対象年齢前の年代にも引き続き受診を実施するため、2,364万7,000円の計上でございます。

次に、25ページの7款基金積立金は4万6,000円の計上でございます。

次に、25ページから28ページにかけての8款諸支出金は1,615万円の計上でございます。所得構成などによる保険税の還付金や交付金の償還金の計上でございます。

最後に、28ページの9款予備費は500万円の計上でございます。

以上が第12号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

続きまして、議案書の36ページから38ページの第13号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の37ページを御覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,833万円と定め、同条第2項で款項の区分及び当該区分ごとの金額は38ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

では、引き続き別冊となっております予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の2ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は2億7,525万1,000円の計上でございます。被保険者数の増加に伴い、前年度と比較して1,304万6,000円、率にして4.7%の増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料等で2万1,000円の計上でございます。

次に、3ページの3款繰入金は5,164万7,000円の計上でございます。低所得世帯と社会保険被扶養者に対する均等割額の減額分を一般会計から保険基盤安定繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、4款繰越金は1,000円の計上でございます。

次に、4ページ及び5ページの5款諸収入は141万円の計上でございます。所得構成などにより被保険者に保険料を還付するため、後期高齢者医療広域連合から町へ返還していただくための還付金の予算計上が主なものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は3億2,689万8,000円の計上でございます。歳入の1款の被保険者から納付していただいた保険料と歳入3款の一般会計から繰り入れた均等割額の減額分を後期高齢者広域連合へ納付するものでございます。

次に、7ページ及び8ページの2款諸支出金は140万6,000円の計上で、保険料の還付金等でございます。

最後に、8ページの3款予備費は2万6,000円の計上でございます。

以上が第13号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容でございます。

町民課から提出いたしました5議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして福祉課長、お願いします。

福祉課長、鈴木尚雄君。

〔福祉課長 鈴木尚雄君登壇〕

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第9号議案及び14号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の16ページ、第9号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）及び補正予算（第3号）に関する説明書を御覧いただきたいと思います。

初めに、補正予算（第3号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ578万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,378万3,000円とするものでございます。また、第2項では、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきまして、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりお認めいただくものでございます。

引き続きその詳細を別冊の補正予算（第3号）に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。

今回の補正は、第8期介護保険事業計画に沿った当初予算に対しまして歳出の保険給付費基金積立金及び地域支援事業費を実績見込みにより補正するとともに、国庫支出金などの歳入の予算を法定負担割により併せて補正するものでございます。

補正予算（第3号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

2の歳入から御説明申し上げます。

3款国庫支出金は1項1目の介護給付費国庫負担金の増額と2項2目及び3目の地域支援事業国庫補助金の減額により、総額で62万円を減額するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

4款支払基金交付金は1項1目介護給付費交付金の増額と2目地域支援事業支援事業交付金の減額により、総額で173万9,000円を減額するものでございます。

5款県支出金は1項1目介護給付費県負担金の増額と2項1目及び2目の地域支援事業補助金の減額により、総額で208万7,000円を減額するものでございます。

次に、4ページ及び5ページを御覧ください。

7款繰入金金は1項1目介護給付費繰入金金の増額と2目及び3目の地域支援事業繰入金金の減額により、総額で101万円を減額するものでございます。

9款諸収入は33万2,000円を減額するもので、介護予防生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の利用者負担による雑入を実績により減額するものでございます。

次に、6ページから7ページを御覧ください。

3の歳出について御説明申し上げます。

2款保険給付費は実績見込みにより2,090万3,000円を増額するものです。内訳としましては、1項介護給付費を4,721万7,000円増額、2項高額介護サービス費等諸費を458万2,000円減額、3項その他諸費を7万6,000円増額、4項特定入所者介護サービス等費を2,153万8,000円減額するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

3款基金積立金は203万8,000円を増額するものでございます。

次に、9ページから12ページまでを御覧ください。

4款の地域支援事業費は、実績見込みにより2,872万9,000円を減額するものでございます。内訳としましては、1項介護予防生活支援サービス事業費を2,637万3,000円減額、2項包括的支援任意事業費を105万6,000円減額、3項一般介護予防事業費を121万2,000円減額、4項その他諸費を8万8,000円減額するものでございます。

以上が第9号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

次に、議案書の39ページから42ページまでの第14号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、議案書の40ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億3,893万5,000円と定め、また2項にありますとおり、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は次のページの「第1表歳入歳出予算」によることとしております。

次に、第2条でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項内での流用と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書、吉田町介護保険事業特別会計の1ページを御覧ください。

令和4年度は第8期吉田町介護保険事業計画の3年目に当たります。予算案につきましては、過去3年間の給付費及び被保険者数等を基に、さらに団塊の世代が75歳になる令和7年度を見据えた現計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で5,406万4,000円、率にして2.59%の増となっております。

2ページを御覧ください。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で4億7,745万7,000円でございます。第8期の保険料は、第1号被保険者の保険料を県内4番目に安価な保険料月額5,000円と設定をいたしております。保険料の内訳は、特別徴収保険料が4億3,541万2,000円、普通徴収保険料が4,112万2,000円、滞納繰越分が92万3,000円でございます。

2款使用料及び手数料は3億1,000円で、督促手数料等でございます。

次に、3ページ及び4ページを御覧ください。

3款国庫支出金は4億3,068万1,000円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金、事務費交付金は、それぞれ法定負担割合等により計上させていただいております。保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金は、国の交付見込

額により計上させていただいております。

次に、5ページを御覧ください。

4款支払基金交付金は5億4,480万5,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付される第2号被保険者の負担分となります。

次に、6ページを御覧ください。

5款県支出金は3億567万9,000円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金を法定負担割合により計上させていただいております。

次に、7ページを御覧ください。

6款財産収入は2万9,000円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、7ページから9ページまでを御覧ください

7款繰入金は3億7,501万6,000円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と、事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金から繰入金等からなっております。

8款繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

10ページ及び11ページを御覧ください。

9款諸収入は423万7,000円で、地域支援事業費の利用料が主な収入でございます。

以上が歳入についてでございます。

次に、3の歳出について御説明申し上げます。

12ページから15ページまでを御覧ください

1款総務費は4,246万8,000円で、介護保険事業運営に係る必要な経費として総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、趣旨普及費及び介護保険運営協議会費を計上しており、介護認定審査会事業費の榛原病院介護認定審査事務運営負担金が主な事業となっております。

次に、15ページから19ページまでを御覧ください

2款保険給付費は19億1,844万9,000円で、1項介護給付費は居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど介護サービスに係る給付費、2項高額介護サービス等諸費はサービス利用者が一定の上限額を超えたときに支払われる給付費でございます。

3項は審査支払手数料、4項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスで支払った食費や居住費に対して限度額を超えた分を支給するものでございます。介護保険給付費につきましては、いずれも第8期介護保険事業計画に沿った給付見込額を計上させていただいております。

次に、19ページを御覧ください。

3款基金積立金は2万9,000円で、介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、19ページから26ページまでを御覧ください

4款地域支援事業費は1億7,140万7,000円で、内訳は介護予防生活支援サービス事業費、包括的支援任意事業費、一般介護予防事業費及びその他諸費で、主な事業は運動器の機能向上事業委託料、介護予防生活支援サービス給付費、包括支援センター運営事業委託料でございます。

次に、26ページを御覧ください。

5款保健福祉事業費は365万6,000円で、高齢者移動支援事業、独り暮らし高齢者等緊急通報システム事業、ワンコインサービス事業など高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組

となります。

次に、27ページを御覧ください。

6款諸支出金は192万6,000円で、保険料の還付金及び補助金等の返還金、一般会計繰出金でございます。

次に、29ページを御覧ください。

7款予備費は100万円でございます。

以上が第14号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

福祉課から提出しました2件の議案につきましての御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、続きましてこども未来課長、お願いします。

こども未来課長、杉田香織君。

〔こども未来課長 杉田香織君登壇〕

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、本定例会に上程いたしました議案つづり3ページからの第3号議案、第4号議案、第5号議案につきまして説明申し上げます。

初めに、第3号議案 吉田町子ども・子育て会議条例及び吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

議案つづり3ページから5ページ、そして参考資料ナンバー2を御覧ください。

本議案は、こども家庭庁を設置するこども家庭庁法とこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する規則、法律が令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されることを受け、町の2つの条例についても改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、参考資料を基に説明申し上げます。

参考資料ナンバー2を御覧ください。

第1条、吉田町子ども・子育て会議条例の一部改正は、子ども・子育て会議について定める子ども・子育て支援法が第72条から76条が削られ、77条から5条ずつ繰り上げられたため、町の条例におきましても「第77条」を「第72条」へ改正するものでございます。

第2条は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、子ども・子育て支援法の第19条の第2項が削られ、1項のみとなるため、町の条例におきましても、「第1項」という文言を削るものでございます。

これまで内閣府や厚生労働省が所管してきた法令をこども家庭庁が引き継ぐことになり、内閣府以外の省から引き継ぐものについては、それぞれ改正が必要となります。そこで、子ども・子育て支援法の中の内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られることに伴い、第19条は1項のみとなり、町の条例におきましても「第1項」という文言を削るものでございます。

また、附則により、この条例の施行は令和5年4月1日と規定しております。

次に、第4号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

議案つづりは6ページ、7ページ、参考資料はナンバー3を御覧ください。

本議案は、民法等にごさいました親権者の子に対する懲戒権に関する規定を削除し、新たに子の人格の尊重に関する規定を設ける内容の民法の一部を改正する法律の一部規定が令和4年12月16日から施行されたことに伴い、関連する児童福祉法施行規則その他の児童福祉関係省令についても改正が行われ、施行されていることを受け、町の2つの条例についても見直しを行うものでございます。

町の条例では、この人格の尊重等に関する内容は既に規定されておりますので、親権者の子に対する懲戒権に関する規定を削除することとなります。

それでは、改正内容につきまして、参考資料を基に説明申し上げます。

参考資料ナンバー3を御覧ください

第1条、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、第26条の「懲戒に係る権限の乱用禁止」を削除し、第2条の吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第13条の「懲戒に係る権限の乱用禁止」を削除しました。

また、附則により、この条例の施行日は公布の日とするものでございます。

最後に、第5号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び吉田町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

議案つづりは8ページから12ページ、そして参考資料ナンバーは4を御覧ください。

本議案は、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、市町村が設置する施設、事業所の運営基準に児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定や、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行い、令和5年4月1日から施行されることを受け、町の2つの条例についても見直しを行うものでございます。

それでは、主要な改正内容につきまして、参考資料を基に説明申し上げます。

参考資料ナンバー4を御覧ください。

第1条は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

第6条は文言の追加を行い、2ページの第7条の2は「安全計画の策定等」について追加をし、第7条の3は「自動車を運行する場合の所在の確認」について追加されております。

3ページの第10条には、他の社会福祉施設等を併せて設置する際の設備及び職員について文言を修正しております。

第14条は衛生管理について、職員の研修や訓練を定期的実施するよう修正を行いました。

第2条は、吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

4ページの6条の2に「安全計画の策定等」について追加をし、第6条の3に「自動車を運行する場合の所在の確認」について追加をしました。

5ページの第12条の2は、業務継続計画の策定等を追加し、第13条は衛生管理について、職員の研修や訓練を定期的実施するよう修正を行いました。

また、附則によりこの条例の施行日は令和5年4月1日とするものとし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置として、車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えることが困難な事情があるときは、令和6年3月31

日までの間、装置に代わる措置を講じなければならないとし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置として、令和6年3月31日までは安全計画の策定し、当該安全計画に従い、「必要な措置を講ずるよう努める」「研修及び訓練を定期的実施するように努める」「保護者に対し、取組内容等について周知するよう努める」としております。

こども未来課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして建設課長、お願いします。

建設課長、田邊 誠君。

〔建設課長 田邊 誠君登壇〕

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

建設課から第18号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の47ページ、48ページ及び参考資料ナンバー9を御覧ください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、民間の宅地造成事業において、築造された道路6路線を新たにお認めいただくものがございます。

最初に、資料の1ページと3ページを御覧ください。

こちら2つの路線は、吉田町神戸字谷川東地内における宅地造成事業に伴い、築造された道路でございます。

1つ目の路線は、谷川東13号線で、延長は65.2メートル、幅員は6メートルから10.3メートルでございます。

2つ目の路線は、谷川東14号線で、延長は70.8メートル、幅員は6メートルから11.7メートルでございます。

続いて、資料の2ページと4ページを御覧ください。

こちら4つの路線は、吉田町神戸字日の出上地内における宅地造成事業に伴い、築造された道路でございます。

1つ目の路線は、敬満13号線で、延長は105.7メートル、幅員は6メートルでございます。

2つ目の路線は、敬満14号線で、延長は52.9メートル、幅員は6メートルから10.2メートルでございます。

3つ目の路線は、敬満15号線で、延長は34.4メートル、幅員は6メートルから11メートルでございます。

4つ目の路線は、敬満16号線で、延長は23.3メートル、幅員は6メートルから10.9メートルでございます。

建設課から提出しました1議案、町道の路線認定についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは第15号議案、第16号議案の2議案につきまして説明申し上げます。

初めに、第15号議案 令和5年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

別冊の令和5年度吉田町水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。給水戸数は1万4,192件、年間総配水量は451万4,000立方メートル、一日平均配水量は1万2,367立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業は、基幹管路耐震化事業として7,780万円、水道施設更新事業として1億1,338万円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は6億1,810万9,000円、支出の第1款の水道事業費用は5億9,455万5,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は1億6,852万5,000円、支出の第1款資本的支出は5億2,270万7,000円でございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,418万2,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額2,838万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,894万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億685万2,000円で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、企業債として起債の目的を建設改良事業、限度額を1億円などとして措置するものでございます。

第6条は、一時借入金として限度額を2,000万円とするものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用として、(1)及び(2)のとおり。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を7,155万8,000円と定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産購入限度額を689万9,000円とするものでございます。

以上、令和5年度吉田町水道事業会計予算の内容をお認めいただくとするものでございます。その内容につきまして、参考資料ナンバー6の1、令和5年度吉田町水道事業会計予算附属書類により、主なところを中心に説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

令和5年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、水道事業収益でございます。

営業収益の給水収益は5億4,475万4,000円で、水道料金の算出根拠の基となる有収水量に供給単価を乗じて算出したものでございます。受託工事収益は582万6,000円で、消火栓の修繕と耐震性貯水槽の点検清掃手数料でございます。

次に、営業外収益の長期前受金戻入は6,228万4,000円で、建設改良事業などの償却資産取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

次に、水道事業費用でございます。

営業費用の原水浄水及び配水給水費は2億286万4,000円で、職員人件費、委託料や水道施設の修繕費、動力費などがございます。受託工事費は642万6,000円で、消火栓の修繕や耐震性貯水槽の清掃点検などがございます。業務費は5,701万7,000円で、職員人件費、料金システム使用料、検針業務、収納業務委託の委託料などがございます。総係費は2,992万7,000円で、職員人件費、令和4年度分の水道料金不能欠損処分額の貸倒引当金繰入額などがございます。減価償却費は2億4,109万1,000円で、配水管などの構築物、電気設備などの機械及び

装置などの減価償却費でございます。資産減耗費は811万3,000円で、配水管等の布設替え工事による除却費でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は3,498万3,000円で、企業債の利息でございます。消費税は1,366万9,000円でございます。

2ページを御覧ください。

まず初めに、資本的収入でございます。

企業債は1億円で、建設改良事業に係る起債でございます。他会計出資金は343万8,000円で、消火栓の設置費でございます。国庫（県）支出金は2,504万7,000円で、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金でございます。その他資本的収入の工事負担金3,120万円は道路改良工事に伴う補償費でございます。また、加入分担金884万円は量水器出庫に伴い、給水申込者から徴収するものでございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は3億7,177万4,000円で、委託料と工事請負費などでございます。企業債償還金は1億4,949万5,000円で、企業債の元金を償還計画に基づき、償還する費用でございます。

最後に、棚卸資産購入限度額でございます。量水器購入限度額は92万7,000円、薬品購入限度額は219万2,000円、材料購入限度額は378万円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

令和5年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動においては1億8,677万円の現金が増える予定でございます。また、2の投資活動においては2億8,029万9,000円、3の財務活動においては4,605万7,000円の現金それぞれ減る予定で、この結果、令和5年度は1億3,958万6,000円の現金が減り、令和5年度の資金期末残高は3億7,482万6,000円となる予定でございます。

4ページから6ページは給与費明細書でございます。

7ページは、令和4年度吉田町水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益は3,049万2,000円を予定しております。

8ページ、9ページは令和4年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。こちらは今年度末における水道事業の財政状況を示すものでございます。

10ページ、11ページは令和5年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。

10ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュフロー計算書で説明したように、3億7,482万6,000円でございます。資産合計として71億8,736万2,000円を予定しております。11ページの3の固定負債の企業債については18億4,084万2,000円でございます。負債合計として34億5,296万円と予定しております。

7の(2)の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金は1億878万9,000円でございます。資本合計として37億3,440万2,000円と予定しております。

12ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連などを記載してございます。

13ページから17ページまでは先ほど御説明いたしました実施計画明細書でございます。

続きまして、参考資料ナンバー6の2、令和5年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

1ページは、予算実施計画明細書比較でございます。

2 ページは、企業債の概況でございます。

3 ページは、令和 5 年度当初の資本的支出補填財源でございます。

4 ページから 7 ページまでは、令和 5 年度水道事業主要工事一覧表と工事箇所図でございます。

以上が第15号議案の説明でございます。

続きまして、第16号議案 令和 5 年度吉田町公共下水道事業会計予算について説明申し上げます。

別冊の令和 5 年度吉田町公共下水道事業会計予算の 1 ページを御覧ください。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条、業務の予定量でございます。年間総処理水量は90万3,000立方メートル、1日平均処理水量は2,474立方メートルと予定しております。主要な建設改良事業は、管渠建設改良として3億1,100万円、処理場建設改良として1億1,400万円、地震対策工事として9,000万円でございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第 1 款下水道事業収益は7億6,478万6,000円、支出の第 1 款下水道事業費用は7億4,589万5,000円でございます。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第 1 款資本的収入は9億956万5,000円、支出の第 1 款資本的支出は9億4,430万1,000円でございます。また、資本的収入額から資本的支出額に対して不足する額3,473万6,000円は引継金333万1,000円と、3条企業債の借入額769万円、消費税資本的収支調整額2,371万円5,000円で補填するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第 5 条は、企業債としまして、起債の目的を建設改良事業、限度額を3億4,310万円などとして措置するものでございます。

第 6 条は、一時借入金としまして、限度額を3億円とするものでございます。

第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用としまして、営業費用と営業外費用との間で経費の流用ができるとするものでございます。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費5,545万円と定めるものでございます。

第 9 条の他会計からの補助金は7,800万円とするものでございます。

以上、令和 5 年度吉田町公共下水道事業会計予算の内容をお認めいただくとするものでございます。

その内容について、参考資料ナンバー 7 の 1、令和 5 年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類により主なところを説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

これは令和 5 年度吉田町公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、下水道事業収益でございます。

営業収益の下水道使用料は9,544万円とするもので、平均使用量と見込み件数に単価を乗じて算出したものに大口事業企業を加算したものでございます。

次に、営業外収益の他会計補助金は7,800万円で、一般会計からの補助金でございます。

補助金は2,750万円でストックマネジメント計画策定などに対する社会資本整備総合交付金でございます。

他会計負担金は1億3,341万6,000円で、企業債償還利子などに充てるものでございます。

長期前受金戻入は4億1,110万6,000円で、繰入金、国庫補助金、受益者負担金などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

消費税還付金は1,923万3,000円でございます。

次に、下水道事業費用でございます。

営業費用の管渠及び処理場費は2億2,720万3,000円で、処理場などに係る光熱水費、運転管理などの委託料及び下水道施設の修繕費などでございます。

総係費は3,195万8,000円で、職員人件費、電算処理委託などの委託料及び下水道使用料賦課徴収負担金などでございます。

減価償却費は4億1,110万6,000円で、建物、構築物及び機械及び装置などの減価償却費でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は6,387万8,000円で、借入金の利息でございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず初めに、資本的収入でございます。

企業債は3億4,310万円で、建設改良事業に充てる起債でございます。

受益者負担金は509万5,000円で、令和5年度に供用開始する土地に係る負担金でございます。

他会計負担金は3億5,937万円で、企業債償還元金に対するものでございます。

国庫県支出金は2億200万円で、建設改良事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は5億8,493万1,000円で、委託料と工事請負費などでございます。

企業債償還金は3億5,937万円で、借入金の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。

3ページを御覧ください。

令和5年度吉田町公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動においては9,132万円の現金が増える予定でございます。

また、2の投資活動においては115万6,000円が増え、3の財務活動においては1,627万円の現金が減る予定で、この結果、7,620万6,000円の現金が減り、資金期末残高は1億1,877万円となる予定でございます。

4ページから6ページは、給与費明細書でございます。

7ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

8ページは、令和4年度吉田町公共下水道事業会計予定損益計算書でございます。下から3行目の当年度純利益は33万1,000円と予定しております。

9ページ、10ページは令和4年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。これは今年度末における下水道事業の財政状況を示すものでございます。

11ページ、12ページは、令和5年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。11ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュフロー計算書で説明したように1億1,877万円を予定しております。未収金については、現年度分の下水道使用料及び消費税還付金などとして2,429万2,000円、資産合計として127億6,049万3,000円と予定しております。

12ページの3の固定負債の企業債については44億6,350万4,000円でございます。4の流動負債の未払金については、工事などについて9,728万6,000円と予定しております。負債合計として122億4,291万9,000円と予定しております。7の剰余金の当年度未処分利益剰余金は154万9,000円ございまして、資本合計として5億1,757万4,000円と予定しております。

13ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連などを記載してございます。

14ページから17ページまでは、先ほど御説明した予算の実施計画明細書でございます。

続きまして、参考資料ナンバー7の2、令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算資料について説明申し上げます。

1ページは、予算実施計画明細書比較でございます。

2ページは、企業債の概況でございます。

3ページは、令和5年度当初の資本的支出補填財源でございます。

4ページから10ページまでは、令和5年度主要工事一覧表と工事箇所図でございます。

以上が、第16号議案の説明でございます。

上下水道課から2件につきまして説明申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） ただいま説明をいただきました第6号議案につきましては、この後全員協議会で内容確認を行い、3日に審議を行います。

そして、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案及び第16号議案の9議案については10日の日に、また、10号議案については15日に質疑を行い、最終日20日に討論、表決を行います。その他の第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案及び第20号議案の8議案については、最終日20日に審議しますので、よろしく願いいたします。

◎報告第3号の報告

○議長（大石 巖君） 続いて、日程第24、法令に基づく報告を行います。

第3号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告をお願いします。

総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課から、第3号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）の御説明を申し上げます。

議案書51ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

今回専決処分した事項は、道路瑕疵による損害賠償の額を定めることに係る1事案でございます。

議案書の52ページを御覧ください。

本事案は、本年2月8日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和4年12月7日、午後6時50分頃、相手方車両が神戸地内の町道富士見東名線を走行中に道路の陥没に落輪し、右側前輪のタイヤ、ホイール及びホイールキャップを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は4万1,690円、過失割合は町が50%、相手方が50%でございます。損害賠償の額は2万845円でございます。

なお、本事案の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償保障保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

以上が、総務課から報告します報告事項1件の説明でございます。よろしく御願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時06分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会3日目でございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。

ここで、税務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

3月1日の全員協議会におきまして、平野議員から御質問のありました件につきましてお答えをさせていただきます。

約30%の法人町民税の減額はいつ判明したのかという御質問の中で、調定はいつ行ったのかという質問についてお答えさせていただきます。

調定は、法人からの申告に基づいて、その都度調定を起しております。具体的には、1か月単位で、月末までに申告があった分について集計し、月末に調定を起しております。予算の減額に伴って調定も減額するということではございません。

結果的に、予算が減額され、調定が積み上がっていきますので、減額後の予算に近づくこととなります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） それでは、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第6号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから第6号議案についての質疑を行います。

最初に、歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

歳入についての質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

説明書の8ページの使用料及び手数料の、体育館の使用料になりますが、マイナス345万2,000円。これは、主に総合体育館で、コロナのワクチン接種のことで、今、これまでかなりずっと使っているものですから、それでということではちょっとお伺いをしましたけれども、全部が全部総合体育館じゃないということは伺っておりますけれども。

やっぱり、これだけ予定よりも3割くらいですか、3割強減額になるということと、使っている方、これまで使ってきた方が不便をしているということもひとつあると思うもので、ある程度、何というんですか、現状が今、あまりコロナ接種として使っているという様子があまりないものですから、何とかして半面でも使えるようにすれば、この減額も減るし、使っている方も、社会教育といいますか、そういう形の中で、ある程度利用者も、今現在、何も総合体育館使えないとストレスがたまるという不満もたまっていると思います。そういうことも耳にするものだからね、何とか、半分だけでも利用する方法ということは考えられないかというふうにお伺いしますけれども。

○議長（大石 巖君） 使用料についての質問です。体育館の使用ではありませんので。使用料の減額についての質問ということで。

副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今回の補正は減額したということでございまして、今後のということで、議員の要望ということでよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 減額を少しでも減らすためには、ということで今、言っているんですけども。これによって、実際、これまで使用している方々が不便を感じたりしているということも伺っているものから、そういう声が町に対して、ですから減額によって、そういう方たちの不便というかそういうものを理解しているかというんですか、要は使えればこの減額は減るものから、そういうことで言っているわけですけども、自分は。おかしいかね。

○議長（大石 巖君） 今の議案は、4年度の補正予算としての体育館使用料の減額ですから、4年度としての使用状態についてのですから、今後については5年度の予算のほうでぜひ議論をしていただきたいと思います。

○10番（八木 栄君） はい。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 減額があったということで、実際使っていなかったということで、これまでの利用者に対しての影響はなかったかどうかということをお伺いします。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 当然、総合体育館、ワクチン会場として、一般の方が利用できない状況でございますので、それはもう利用したいという方に御不便をかけているという事実は我々も承知しておりますし、それについては、そういった事実、承知しておりますが、一方でやっぱりワクチン接種というものを円滑に進めていくために、やはり我々は総合体育館を集団接種の会場としてやるのが一番ベストであろうということですからずっとやってきましたので、その辺のところは町民の方にも御理解いただけているものと我々は考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ある程度は、利用されている方から意見と申しますか、不満を言うというんですか、そういう声というのは伺っているということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ体育館の運営につきましては、生涯学習課のほうで管理しているということで、利用者の声ということでございますが、毎月1回、利用者会議もやらせていただいたり、あとは、現場、総合体育館の事務所があるものですから、そこに職員がおります。そういった職員に直接、利用者の方が問合せをするということも聞いております。

ただ、現状、利用者の方につきましては、総合体育館が使えないという状況を御理解いただいて、各町内の小中学校の体育館で、今、活動のほうをしていただいている状況ということで把握しておりますので、利用者の方については、この状況を理解していただいて、場所が違うということで不便もあるかと思いますが、皆さん活動を工夫してやっていただいているという状況で思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか、

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書3ページの町民税の法人に関してです。

町民税法人は、令和3年度は、当初予算とこの決算を比較いたしまして、約3億5,000万円の増額でした。

令和4年度は、今回の補正で約1億3,500万の減額となります。

コロナ禍で読みにくい状況であることは理解しますけれども、だからこそより精度の高い調査を行って予算計上すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

毎年12月の収納実績、それから法人税割の上位20社に対して、見込額調査を行いまして、予算の算定を行っております。

社会情勢の変化もございまして。

そうした中で法人税割は、おおむね上位20社、この収納総額が80%を占めている、そして吉田町の場合は特に1社の業績の影響を大きく受ける税目でもございまして。この上位20社のうち、回答が毎年あるのが半数程度であるということも予算額との差異が生じる一因ではないかと思われまして。

これについては、3月1日の全員協議会におきまして、山口議員からの御質問への御回答の中で、10社程度へ調査を実施したと皆様が解釈したのであれば、それは誤りでございまして。20社へ見込額調査を実施しまして、回答のあった法人が、10社程度であるというのが本来回答したかった事柄でございまして、その場面で誤解を招いていたのであれば、ここで正したいとこのように思っております。

税務課では、引き続きまして、法人税割額の予算計上に当たりましては、収納状況、それから法人への見込額調査、これらを基に調定額に近い予算額となるよう、調査票の回収率向

上に向けて未回収の調査対象法人への声かけを行いまして、少しでも回収率が上がるように精度を高めていきたいとこのように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 努力をしていくということなんですけれども、例えば20社のうち半分ぐらいしか返ってこない、回答。例えば、回答しない会社に対して、実際に呼ぶか行くか、面接して、その状況をお話しすると、具体的な数値は出ないかもしれないけれども、大体このぐらいだという予想はつく、ある程度のね。それによって精度を上げていくというようなことは考えないでしょうか。要するに従来の方法よりも一歩出て、精度を上げるということを考えていくことはありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

今、平野議員から御質問あった件につきましては、今までは通知によるやり取りでございました。

そして、通知のない会社さんに対しては、速やかにお願いしますというようなお話もさせていただいております。会社一歩踏み出して、お話しするというのも一つの回収率向上、それから予算を立てる上での材料となりますので、その辺も含めまして対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

説明書になります。19ページです。

2款2項2目12節の住民税のイメージ管理機能導入に伴うシステム改修委託料になります。

先日、こちらのほう、利用者の方、町民の方、また町のほうのデメリット、メリットをお聞きしました。ほとんどデメリットのほうはなく、いろいろと問合せが来たときには、スムーズに対応ができるようになるということと、早く情報がお伝えできる、また、町のほうも管理する場所などのスペースの課題も解消できるということでお聞きしております。

情報化社会なので、こういったシステム導入もとても必要だと思うんですけれども、ひとつ気になるところが、情報漏洩、個人情報保護法もありまして、情報の保護のほうはどのように守られているのか気になる場所ですが、その辺はどうなりますか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

情報漏洩等の心配でございますが、今現在、光ディスクそれから電子媒体でやり取りして
いて、そういう情報漏洩とは見分けられませんので、これについては、問題ないとお答えさ
せていただきます。

以上です。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 津波・高潮危機管理対策費、説明書25ページです。

先日行われました内容確認の全員協議会において、この事業を取りやめた理由として、令
和4年度に入って漁港漁場整備法を改定するとの情報が入り、この事業に補助金が出る可
能性が出たので、今年度は休止することとしたというふうにお伺いしましたけれども、それは
そのとおりでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

全協で議員がおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この予算というのは当初予算で、単費で5,000万つけたというこ
とは、この事業の重要性や緊急度を加味して単費で実施すると決めた予算だというふう
に思うわけですが、補助金が出るかもしれないということで休止するということは、当初
予算決めるときの重要度とか緊急度とか、その辺に比べたら補助金のほうを優先した
というふうにご考えてよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今回、減額した内容につきましては、国の補助金はなく、入りました県の地震・津波
対策等対策等減債交付金ということで、県の補助金2分の1という形になっております。

今回の漁港漁場整備法の改正に伴いまして、もともと防災対策として進める内容ではあつ

たんですけれども、今回のその法改正に伴いまして、漁港をにぎわい創出の場とするための、漁港をにぎわいの場として活用することの水産振興施策、地域活性を図る内容が含まれて、その内容のことが吉田漁港でできる可能性が出た、その補助金も新たに出るんじゃないかというところもしっかり整理した上で、進めていきたいということで、再検討したいということで先送りしたのになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 単費というのはちょっと誤解があったかもしれませんが、私は、この津波・高潮対策というのは、漁港において津波が来たときに、L2の津波が来たときに漁港からの侵入をできる限り防ごうということで、結構重要であり、緊急度も高い、これは将来的に住吉の防潮堤につながるということで、結構重要な事業だというふうに考えるからこそ、何でそれだけで補助金が出るからやめたのかなというのがちょっと疑問なわけです。だから結構重要なのではないかと思うんですが、町はそうは思わないということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この漁港整備、防災津波対策につきましては、当然、議員がおっしゃったとおり重要であり、ここはしっかりやっていかななくてはならないところだと思います。

ただ、吉田漁港の整備をしていく中では、今まで防災対策としてやる中に、さらに、現在、水産業の振興、漁業者の収益が減っているとかそういう部分につきましても、吉田漁港の中の防災対策を図りつつも、にぎわい創出という水産業の漁業者の所得向上、またはにぎわい創出する場として、整備することが最善だと考えて、今回は再検討という形にしたものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） とはいうものの、来年度、令和5年度の予算にも入っていませんよね。だから、どこまで回すんだと。要するに補助金待ちのように思いますが。やっぱりやるべきならやるべきじゃないですか。と思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この漁港整備の津波対策は、やらなくてはならないものだと考えております。

ただ、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、漁港漁場整備法の法改正の内容、また、その法改正に伴いまして、新たに行政財産である漁港がにぎわい創出の場、漁業収益のための向上施策のメニューが出るという内容が見込まれるため、そこもしっかり整理して、実際、町が進めているシーガーデンシティ構想の一部として、「津波防災まちづくり」、にぎわい創出を併せて進めていきたいと考えて、ちょっとこの内容、しっかり注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今までの説明を受けると、やっぱり補助金待ちのように受け取れる

んですが。どなたか答弁願います。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 産業課長答えたとおりなんですが、補助金待ちということではなくて、漁港整備の我々の単なる津波を防ぐというところからコンセプトを変えなきゃいけないんだらうということで、計画をやっぱり一から見直す必要があるだらうということで、計画を見直すに当たっては、やはり法改正の行方、法改正あった後の具体的に水産庁からいろんな形の振興策のメニューみたいのが提示されるんじゃないかというふうに我々も考えておりました、その辺のところを見定めた上できちんとやっていったほうがやはり漁港関係者の理解も得なきゃいけませんので、単なる津波対策ということだけでなく、漁港振興ということも含めて考えたほうが、そういう関係者の理解も得やすいと思いますので、我々その辺のところ見定めてやっぱりやっていきたいと。その代わりそういう方針が出たら、今、5年度当初予算には載せておりませんが、必要なものであれば例えば補正をお願いするとかそういうことも我々考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これで最後にしますけれども、例えば、津波・高潮の予算で、高くしておいて、すぐできるとなかなか思わないんで、やりつつ予算が出ればその上の多目的広場的なにぎわいづくりというような観点でまずは進めておくことはできないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 現実的にはなかなか津波・高潮部分だけの予算という説明をするのがなかなかちょっと難しいのかなと我々思っております、やはりパッケージで考えないと、津波・高潮部分だけで例えば1億取りました、その上で追加で2,000万という形には多分なかなかなくて、津波・高潮対策とにぎわいで併せたところでやっぱりいろんな計画を練らないと我々も皆さんに予算の内容を説明するだけのものにはならないと思っております、やはりそこは一緒になった形のところで御説明するのがふさわしいだろうとこのように思っております。

以上です。

○12番（平野 積君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで6款の質疑を終わります。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

26ページの企業立地振興費の中の企業立地促進事業費補助金、これ減額理由として、1社が予定していたものがやめたということで聞き及んでおりますが、額が結構大きいわけですよ。申請に当たっては、もう非常に長い期間、時間かけて申請に至って来ていると思えます。それが、企業側の理由とはいえ、どういった理由があったかはよく分かんないだけけれ

ども、簡単といたらおかしいけれども、取下げが非常に安易にできていくというふうになっていくと、今後、県のほうとの、県の補助金も半分ほど入っていますんでね、そういったものとの兼ね合いという中で、今後支障が出てくるのか、もっとちゃんと精査して申請を出しなさいよという方向にいくのか、その辺のところを説明お願いします。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この企業立地の推進費につきましては、県と町が同調して企業を補助して実施していくものでありまして、例年予算計上するに当たりましては、県と同様に前年度の8月までをめぐりに見込みをして調整はしています。

その後に予算計上された後の当年度につきましては、企業、金融機関も含まれるんですけども、企業の間に入りながら調整とかどういう状況かということ話していくんですけども、今回につきましては、企業の補助金メニューが条件を合致しないような形で変更されたために補助対象とならないということが夏頃に判明したために減額という形になったものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 昨年の夏頃に、条件に合致しなくなったということは、その前にちゃんと説明を当然されてきて、急に変更、そこに至る間に何かしらのことがあったのか、説明が足りなかったのか、何で急に変更、このままでは変更されちゃうとこれ出ませんよ。企業にとってみてもこれだけのお金を補助いただけるということは、企業的には倍、3倍くらいの投資を考えていると思うんですよね。その中で、条件を変えることによってこうなっちゃうということは、企業側にとっても非常に痛い話だと思うんですけども、そこをちゃんと説明していただけるように持っていくのが趣旨というか、補助金の趣旨なのかなと思うんですが、その辺の対応というのはどうだったんでしょう。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

当然、議会で当初予算認めていただいたものなんで、確実に執行していただきたいものになります。

ただ、この調整の中で、内容としては自己都合にはなってしまうんですけども、県と話した中で、こうすれば補助金を活用できる、こういう方法ができないかということはこちらからも提案をして説明はしているんですけども、そこは最終的には企業の事業者の申請者の都合によって、そこは承知の上で、減額補正するという形になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 起きちゃったことだからしょうがないんだけど、今後、そういった企業の申請に対して、どこまで踏み込んで説明していったら、なるだけ組んだお金なんで、使ってもらえるような方向にしていくべきだと思うんですよ。そこについて、今後、こういった対策を練っていくんでしょう。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

当然、前年度までに、8月までに見込みとして企業とは調整している中で、条件もこういうことですよということは、町からも事業者も理解した上で進めているので、今回のような形で減額というのは、吉田町としては過去数年調べましたけれども、ここ数年はなかったです。ただちょっと県も減額したりすることにつきまして、こういうことってよくあるのかということをやっぱりちょっと確認させてもらったときには、企業の状況、都合により、よくあるよということは確認したんですけれども、なるべくならこういうことはないようにはしたいと思いますので、どういう対策が取れるか、というところはちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 町としてはレアなケースだったということで理解しました。

了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内均君。

○8番（山内 均君） 29ページです。

全協のときにもうお聞きをしましたね。結果的に前年度と、20件の計画のうちに3年度が9件と。令和4年度が6件、そういう答えをいただきました。ブロックに対しても計画が30件のうち、3年度が7件、実績4年度が11件と。要するに毎年、なかなか計画したほど進まない、進むことができないですけれども、この数字というのは、予測できた数字なんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今、御質問の予想できたかどうかということにつきましては、なかなかやはり施主様のほうの意向というものがなかなか把握し切れないという状況でありまして、正直なところ予測することはちょっと難しいと考えています。

例年の、これまでの実績におきましても、計画どおりなかなかいったということもありませんし、熊本地震なんかでは、例えばブロック塀の撤去なんか少し進んだという結果もございしますが、やはり施主様の意向という中で予測するというのはちょっと難しいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今回、トルコで大きな地震があった。皆さん、恐ろ的に恐怖を感じたと思うんですね。

建物とブロックとちょっと別々にやらせてもらいますね。

建物の場合にはどうしても今、なかなか金銭的な理由、それと年寄りの方だったら年金だけでは無理だろうと。それとかやりたくても子供たちが別に棟を持って生活してますよと。なかなかそういう理由は探せばいっぱいあるわけですけれども、いずれにしてもこれ、耐震

やることによって人の命を救うわけですからね。だからやっぱり何とかいい方法をとっているんですね。

私はその中で、建物に関しては、今、担当の方も、環境課の方たちも県の人と一緒にあって、建築士の連中も頑張っていますけれども、その他一緒にやってくれていますよね。そのときにやっぱり意識としてやっていく中で、飛び込みとかそういうのやったときの、ちょっとお聞きをしたんですけれども、結果的に成約に結びつくような、そういうのが飛び込みとしては有利というかつながっていますよと。その辺を紹介していただけますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

紹介といたしますか、それこそ今年度におきまして、6件の木造耐震補強工事を行っていたいておりますが、その6件とも戸別訪問を行っていただいた方からそこで「わが家の専門家診断」をやっていただき、工事に進んだという結果がございます。

そういったところで、戸別訪問で説明がしっかり御理解していただいた中で先様の意向と合うときにはしっかり工事が進むということですので、そういった活動は引き続き続けてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 建物に関しては、大きな金がかかりますので、なかなかすぐやるという人はいないと思いますけれども、それでもやりましょうという人がいなきゃですね。とにかく命を助けることですから、できるだけいろんな方法をもってやっていただきたい。毎月、夜にやっていただいておりますけれども、あれを見ていて今の回答を見ると、どうしても人海戦術が大きな力を持つと思いますので、毎月やっているやつね、夜やってくれているやつをもうちょっと広めるよう我々も努力しますけれども、町のほうでも積極的なアピール、大工さんであるとか、個々の関係者にしていきたいと思います。

ブロックに関しては、本当は、一番の大きな事故で、大阪で女の子が1人亡くなりましたよね。あれにも私としては原因があると思っていますけれども、要するにブロックの中で、一番大事なのは、ブロックをとにかく下げることですよね。現在、いろいろ見ているとブロック、かなり、ブロックやる条件はいろいろあると思いますけれども。町のほうでももっと積極的な方法を、積極的な勧誘といたしますか、システムをつくってほしいんです。

私としては、ジュニア防災士であるとか、ああいう人たち、彼らをうまく使って、そういう経験をしていただければ、恐らく通学路であるとか、そういうところの安全すぐ取れると思うんです。そういう意味でのアピールをしていけば、やる人もなかなかやりましょうという形になると思うんですけれども、その辺の方策としての町で考えているものはありますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

ブロック塀につきましては、家と家の間に建っているブロック塀もさることながら、道路沿いのブロック塀がまだ残っている状況でございます。実際、補助金につきましては、道路沿いと、避難路等そういったものに、避難路にあるブロック塀につきましてやはり撤去していきたいというふうに考えている中で、それこそ本年度、毎月2回、建築士の皆さんに御協力いただきながら、あと県の中部地域局だったり、土木事務所の職員の皆さんと協力しながら

戸別訪問を行っている状況でございますが、その日に訪問したお宅にブロック塀があった場合についてはそこでも紹介をさせていただいています。

例年、12月で個別訪問、補助金が年度会計の関係でやめている状況でございますが、今年は強力に進める関係で1月に入っても引き続き続けています。そういう中で、皆さん歩いて回っていただいているものですから、歩いて回っていて、それも含めて点検をしながら、もしブロック塀があるお宅があれば、そこで計画したお宅でなくてもぜひやっていただけるような御協力いただければなというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、今回のトルコの地震を見たときに、皆さん映像にあると思いますけれども、壊れた家と健全な建物が同居していたでしょう。同居してましたね、映像の中に。耐震で、あれが耐震なんですね。それだからああいうのを描きながら実際に命を助けるということが大前提ですので、できるだけいい方法というか、これからトライできるものがあると思いますので、それに向かってやっていただきたいと思います。

希望という形で、それをやることによって、恐らく予定に近づける数字が出てくると思うんですよね。それを信じてやっていただきたいと思いますけれども、その辺はこれからに向かってどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

それこそこれからもというところの中で、私たちは安全・安心をうたい続けて町づくりを行っている中で、やはり続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の26から27の防潮堤整備事業費、これは設計委託料から測量調査委託料、道路改良とあって、それ全てが減額となっております。説明によりますと、川尻の防潮堤の下の側道をやるつもりだったけれども、にぎわいのエリアの関係で、見送りという形ですというような説明をいただきました。

ということは、当初、この予算を組むときにはそういったあそこのエリアのところの情報、どういう形にしていくんだ、その中でこの側道欲しいんじゃないかということでこの予算を立てたのか、建設課だけでここ欲しいからということで予算を立てたのか、その辺の情報の共有というものができていたのかどうかというところでお尋ねします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

防潮堤、側道も含めまして、計画ということでございますが、当然当課だけで独自に進めていったということでは決してなくて、定期的にシーガーデン整備の打合せというものありまして、関係各課が集まって協議する中で方向性を決めております。

そんな中で、一番最優先したのが当然、盛土の防潮堤でございまして、次に来るのが側道ということで併せて進めさせていただきました。

今の防潮堤の搬路の入口まではどうしても側道が必要だろうということで、設計もして、令和3年度にそこまで工事のほうを進めさせていただきました。その先も計画としては側道、あと吉田公園のほうへずっと延ばす計画図は持っていましたが、それを実施しようと思って令和4年度当初に計上させていただきましたが、その中であのエリア一帯は可能性、検討調査ということで別のところでそういった検討も進めることになって、それをやっていく上で、側道がネックになってしまっただけでは手戻りが生じてしまうということで見送らせていただいたということで、決して建設課だけで独自に進めたわけじゃなくて、調整した中での方向性ということでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もちろん単独でやるわけがないというのは分かっています。そうした中で、その計画を変更というか、この側道をとという話はどの時点でどうなって出てきたのか、そこには昨年度から盛土を入れるための側道を造りました、その先は次の年度にはこれをやりましょうという計画があった、でもやろうとしたら、いや、ここのエリアもうちょっと考えなきゃいけないからという話です、と今、説明ですよ。その話はどこで出てきたんでしょう。当初で分かっていたら、これ上げる必要なかったと思うんですが。その辺、お答えいただけますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今回、減額補正させていただきました主な理由は先ほど述べさせていただいたところでございますが、ほかにも要因はございまして。あの吉田公園南側エリア一帯が若干地盤高が低かったというのがございます。側道ができたところから、河川防災ステーションのほうのアクセスというところで、やっぱり緊急時に備えてあそこが平坦である必要もあったと。そういう意味合いもありまして、側道があったほうがいいじゃないかというのもひとつあったんですが。実はそこは、国土交通省発注の藤枝バイパスの工事で、建設発生土が発生しまして、その土砂を2万立米ぐらい持ってきて、あそこ、今、平坦にきれいになっているんですが、そういう状況もあって、側道急いでやる必要もなくなったというのも背景にございます。

ですから、いろんな要因が重なって、今年度の事業実施は見送らせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 最初に言っていただければありがたいと思うんですが。後からこう、実はこれもあった、これもあった、また何か言ったらまた何か出てくるような気がするんだけど。それについて、もうそれ以上ないね。

そういう中で、しょうがないといえばしょうがないんだけど、そうした計画を本当にちゃんと立てているはずなんで、そこにはもうぼんて出すんじゃなくて、もう当初のとき、これちょっと厳しいなと思ったらこれ外すべきだと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 先ほど、建設課長の答弁にありましたように、我々、シーガーデンの整備に関する打合せ会というのを毎月開いております、その中でいろいろ進捗状況なり

次の予算どうするかというのをいろいろ情報交換やりながらやっております。

今回、そういった意味で、情報交換もやりながらやっていたんですが、結果的にそういうことになってしまったということで、もうそういう、この結果だけ見ると議員御指摘のとおり調整が足りなかったんじゃないかということも御指摘は甘んじて受けざるを得ないところも正直あるかと思いますが、できるだけそういう情報共有はきちんとやって、これからも進めていきたいと思っておりますので、そういうことで御理解いただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結したいと思います。まだ疑義がある人は全般にわたって特に質疑を許可いたしますが、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって第6号議案についての質疑を終結します。

これから、第6号議案についての討論を行います。

発言は、許可の後登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

- 議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了いたしました。
御協力いただき、ありがとうございました。
本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時49分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会9日目でございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。

本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長から、第21号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について、1件の追加議案が提出されました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（大石 巖君） 日程第1、第21号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第1回吉田町議会定例会に追加して上程した議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、追加上程いたします議案は補正予算についての1件でございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第21号議案は令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,117万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億5,517万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、追加上程する議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から、詳細なる説明をお願いいたします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から第21号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,117万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億5,517万9,000円とするものでございます。

また、第2号にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、今回の補正予算は新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、1億9,017万9,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず、1項2目衛生費国庫負担金におきましては、1億1,632万1,000円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1億1,632万1,000円を計上するものでございます。

次に、2項3目衛生費国庫補助金におきましては、7,385万8,000円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費7,385万8,000円を計上するものでございます。

4ページを御覧ください。

続きまして、20款諸収入につきましては、100万円の増額でございます。これは5項2目雑入におきまして、コロナワクチン接種費等100万円を計上するものでございます。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、71万円の増額でございます。これは、1項10目人事管理費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員人件費として、71万円を増額するものでございます。

6ページを御覧ください。

4款衛生費でございます。こちらは1億9,046万9,000円の増額でございます。その、内訳でございますが、まず、1項1目保健衛生総務費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る職員人件費480万円を増額するものでございます。

次に、2目予防費におきましては、1億8,566万9,000円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員人件費を452万3,000円増額、また、7ページから9ページにかけての新型コロナウイルスワクチン接種体制事業につきましては、医師謝礼金、人材派遣委託料、予防接種委託料などの新型コロナウイルスのワクチン接種に係る経費といたして合計1億8,114万6,000円の事業費を計上するものでござ

います。

以上が、第21号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

ただいま、説明のありました日程第1、第21号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての議案審議につきましては、14日の本会議終了後、全員協議会を開きまして議案の内容確認を行います。

また、議案審議は、15日の本会議で質疑を行い、20日の本会議で討論及び採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時09分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目であります。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第7号の質疑

○議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。

本日は、提出された特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を行います。

初めに、総務文教常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。

次に、産業建設常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。

途中、説明員の入替えを行い進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、お願いします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

日程第1、第7号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第8号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第2、第8号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第9号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第3、第9号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第11号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第4、第11号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第12号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第5、第12号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 歳入の国民健康保険税について説明書の2ページです。

国民健康保険税は、現年分と滞納繰越分を合わせて当初予算は、平成30年の7億778万7,000円から5年間で令和5年度予算5億8,673万3,000円と1億2,000万円ほど減少しています。

また、決算が出ている令和3年度では減免分の収納率は95%ですが、滞納繰越分は約25%にとどまっています。繰越滞納分の収納率は例年同じくらいで推移しています。国民健康保険税の当初予算が年々減少する理由だとしては、被保険者の減少が大きな要因だと思っておりますけれども、令和3年度の決算において滞納繰越分の調定額が1億4,700万円に対して、収入済額が3,700万円にとどまっており、滞納繰越分の徴収を少しでも増やすことができ

ば、減少を抑えることができると思います。これに対して、徴収に関しては努力されていると思うんですけども、さらなる徴収方法を工夫するとか、そういうことはできないものなのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

税の徴収に関します取組についてのご質問ですので、当課からお答えをさせていただきます。

滞納繰越分の国民健康保険税の徴収に関する取組について、税務課では滞納している方に対し、窓口での納税相談、それから電話での催告を随時行いまして、早期の納付を促しております。

また、6月と11月の年2回、催告書を発送し、納税相談及び早期納付をお願いしております。加えまして、これらと並行しまして、財産調査を行います。そして、財産が見つかった場合には差押えなどの滞納処分を行っております。そのほか国民健康保険被保険者証交付時、または短期の被保険者証の更新時にも納税相談を行いまして、早期納付を促している現状でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私自身、国民健康保険の被保険者として保険税を払っているわけですが、自分がかした分の恩恵は返っていないというふうに理解しているんですが、ある程度お金を持った方が、この制度を守るために余分に支払うということは大切なことではないかというふうに思っております。

また、町も収入の少ない方に対して、軽減制度を設けて一般会計からその分を補填して国民健康保険制度を守ろうということをやっているわけでありまして、滞納している方にそのあたりの国民健康保険制度ということを守るということを理解していただいて、それをしっかり説明して理解していただいて、少しでも払っていただくような努力をしてもなかなか増えないものなのかその辺はどうなのでしょう。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

やはりそういったところの部分につきましては、保険証の交付時、それからそういう短期の更新時にこちらとしても粘り強く随時お話をし、国民健康保険税という税のことも含めまして一通りのお話はさせていただきます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） では、最後にお伺いしたいんですけども、令和5年度の予算においては基金からの繰入金令和4年度に比べて増えているわけで、基金を取り崩していくということに関して心配なのは、近い将来税率アップするのではないかということがちょっと心配になるわけですが、その点に関して今後の予想というのはどういうふうになっているかというのをちょっと教えてというか、どうなっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

結論からまず申し上げますと、今の状態、現状であれば税率の改正は必要ないと考えてお

ります。年々被保険者数も減少しておりまして、それに伴って税収も減少してはいるんですけども、そこは現在も基金を活用させていただいておりまして、その基金も増減を繰り返しながらも確保できているということで、また、静岡県では9年度に保険料率の統一を目指して、今それにあまり進んでいないですけれども、一応そこを目標に取り組んでいる最中ですので、今、現時点での税率改正というのは全く考えてはおりません。予定もございません。以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今、県の統一という話が出てしまったので、お伺いしますけれども、9年度に統一したときに、吉田町というのは税はどう動くかというのはある程度想定できているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

統一後に関しましては、まだその保険料率自体がどの程度になるかということすらまだ全く議論もされず、見えてこない状況の中で、まずは、統一をしたときには医療費指数、医療費は完全に関係なくなると、それを省くということで、県や納付金などを計算している国保連合会によりますと、吉田町はそれだけで考えると少しは下がるのではないかと。ただ、吉田町所得がほかの市町に比べれば高いシェアを誇っていますので、それほど減少率は大きくはないのではないかとという想定はしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第13号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第6、第13号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第14号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第7、第14号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
ここで暫時休憩とします。
休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時12分

- 議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員は13名です。

◎議案第15号の質疑

- 議長（大石 巖君） 日程第8、第15議案 令和5年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第16号の質疑

- 議長（大石 巖君） 次に、日程第9、第16号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題とします。
質疑を行います。
質疑はありませんか。
8番、山内 均君。

- 8番（山内 均君） 一つだけ確認をしたいと思います。

全協での説明をいただいたときに、一般会計の説明書の中で下水の公共下水道事業費、それが5億7,078万6,000円、その内訳はということでお聞きをしました。

結果いただいたのは、この資料の中の7の1をちょっと見ていただくと、その中の吉田町公共下水道事業会計予算、附属書類のその中の公共下水道事業会計予算実施計画収益的収入及び支出の中で、2の営業外収益他会計補助金が7,800万円、4の他会計負担金が1億3,341万6,000円、それともう一つが資本的収入及び支出の中の資本的収入の3の1他会計負担金3億5,937万円、合計が5億7,078万6,000円ということの説明を受けました。

その中で確認をしておきたいのは、こういう形に入ってきているお金が要するに説明書で見ますと1か所の町税、町のお金、町税を含めた負担金はその金額より補填されているとい

うことですが、そのときに特に背景、基準内、基準外という振り分けをしているので、すけれども、基準内、基準外の基準というのはどういうところに国のほうかとは思いますが、すけれども、どういう解釈をしているんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

総務省のほうで繰入金基準というものが示されておまして、公共下水道事業を行うに当たってその使用料をもってしても、不足する分は繰出しということが認められています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、聞きたかったことは基準内と基準外、そのやつが前回の色々な説明の中で独立採算性とかそこに集中的に来ていると思うんですけれども、その辺の中と外の決め方というのはあるんですか、吉田町での決めていく数字の決め方とか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

起債の元金償還、それから利子の償還に関するものについては、基準の内、基準内繰入金としてこれを入れております。それから収益的収入及び支出、いわゆる賛助会計のほうにおいては、これは汚水処理に係る収支となりますので、これに関しては本来は使用料を当てるのが望ましいということでこれに不足する部分については基準の外ということで個々入れております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 難しい基準の判断だと私は思うんですけれども、その中でもう一つ確認をしたいのですね、7の1の資料の4ページ、8ページ、ちょっと見ていただきたいのがあるんですけれども、これもしっかりと確認をしておきたいということで、まず今年度の純利益という表現がありますよね。純利益というのは、下から3行目、そのときに要は言いたいことは税で賄っていて、生産性が非常に少ない中で純利益というやつが非常にこういう書き方を国とか元のほうでそういう形で出せということになっているとは思いますが、純利益というのは生産性のない中で利益、純利益ですが我々の自分の中の産業構造の中ではなかなか見つけるの納得というか分かりにくいんですけれども、その辺はどういうような解釈でやるんですか。余剰金とかいろいろありますけれども、純利益という言葉が非常に分かりにくいんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

この項目の名称については、もう地方公営企業法の中で定めがございますので、それは御了解いただくしかないと思っております。今おっしゃったように一般会計からの繰入れを受けておきながら純利益という言葉はなじめないということでございますけれども、一般会計からの繰入れをなくして、使用料収入だけでやりますと、経費はどうしてもそれ以上にかかるものですから、赤字の予算になってしまいます。赤字の予算というのは上程することができませんので、赤字にならない程度、今まさにご指摘の当年度純利益のところは赤字にならない程度に繰入金を入れて、ここをプラスにしてということでございます。過大に大きくしているわけではありません。一般会計から繰入れを頂きながら、この純利益1,000万円なん

ということはそのようなことはあり得ないわけですので、赤字にならない程度ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 答えというが無理じゃないとは承知をしておりますけれども、感覚的にこういう純利益というのは表現されて、この資料を外の人、いろんな人、町の人たちが見たときに下水道自体がもうけを持っているんだと勘違いするようがありますので、そういう心配をするんですね。

ですからその辺では、これしか方法がないということであれば国のほうの方針であればということですね。もう一度確認しますけれども、国のほうで独自に基本的にそういう会計方法持っているということですね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

この損益計算書におけるこの書き方についてはもう国のほうで定めがありますのでこうせざるを得ない。ですが、下水道事業が利益を上げているという誤解が生じないように、我々は今、下水道料金審議会であるとかそれ以前の経営戦略であるとかの中で下水道が繰入れをいただいて収支をようやく賄っているんだということはもう皆さんにいろんな形で、ホームページであるとか広報であるとか、いろんな形でお示しをしておりますので、赤字があるということについてはもう皆さんに公表しているというふうに考えています。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 下水道使用料の予算設定についてお伺いします。

附属書類の1ページです。

先日の内容確認の全員協議会におきまして、下水道使用料の令和3年度から令和4年度の増加に対して、令和4年度から令和5年度の増加が約6倍となっている要因についてお伺いしました。その要因として調定件数の増加が月平均6件から14件に増えていること及び月当りの使用料が10立米以下の小口の使用が増えているということが影響しているというふうに答弁されました。調定件数が増えるということは喜ばしいことだというふうに思いますが、月当たりの使用料が10立米以下の小口使用が増えるということは、使用料収入が減る要因にはなると思いますが、増える要因にはならないと思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

10立米未満の方は、現在の使用料の体系の中では使用料が5立米であっても9立米であっても月当たりでいうと税抜き910円の基本料金頂いております。ですので、その月当たりの使用料が少なくてもいただけるお金910円というのは固定でありますので、全体の総使用量が少なかったとしても、基本料金分は頂けるものですからそういう意味で申し上げました。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 処理水量と料金という関係であれば、それは成り立つんですが、使用料単独で考えると、今まで基本の910円、それをもらって10立米以上だと従量制で増えているわけですね。この従量課税分のこれがなくなって、基本料金だけ10立米まで統一ですか

ら、それになると基本料プラス上乘せ分がなくなるんだから使用料の収入としては減るのではないかと、そういうことなんですけれども。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

仮に調定件数に伸びがなくて、前年度、来年度が比較の前年、後年が全く同じ調定件数であってその中で小口の使用が増えていくのであれば、そういうことあるかと思えます。まずは、調定件数自体が増えている状況にありますので、それで使用料収入も増える見込みがあるということでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは、全協のときにもお話しして、6件が14件に増えた。せいぜい2倍ちょっとですよ。ところが令和3年度から4年度と令和4年度から令和5年度は6倍増えているわけです。要はその6倍増えた要因は何でしょうかと聞いたらこういう今の小口が増えているという答弁があったんで、ちょっとおかしくないかいと思ったんで、そういうことなんです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 調定件数が増えている要因は何かということではないですか。失礼しました。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 調定件数が6件から14件に増えているというのは理解しています。それに対して使用料収入の増加分が令和3年度が令和4年度に対して令和4年度から令和5年度の伸びが約6倍に伸びていますと。調定件数だけであれば2倍ちょっとだけれども、実際6倍くらい収入を増やしている、それ以外の要因でどうということをお考えでしょうかという質問なんですけれども、分かりませんか。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） じゃ、別の面から。下水道使用料をちょっと見ていきますと、令和5年度の当初予算は9,544万円です。で、当初予算と決算の下水道使用料を比べてみますと、決算額のほうが低い。特別会計であったときの令和元年度は500万円、企業会計になった令和2年度では1,000万、令和3年度は880万、で下水道料金審議会で示された令和4年度、令和5年度の使用料収入見込みと比べますと令和5年度が960万、令和5年度が910万減収になっています。結果的に減収になると見込んでいるにもかかわらず、当初予算は高めに設定しているというようなその目的というのは何なのでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 二つあったように思うんですが、令和2年の収入が高くて以後下がっているというのは、ちょうどコロナ禍で水道水がたくさん在宅の機会とかが多くなって水道水のほうもたくさん使われましたので、下水に流れる量も多かったということで、令和2年というのはそういう状況の中で収入が水道会計にしても下水道会計にしても増えたという特殊要因があったと思います。今、戻りつつある中で少し下がってきているというのがまず一つあります。

それから、使用料収入の伸びを令和5年度と見込んでいるというのは、予算を立てるときの直近から見た傾向を捉えて予算計上しています。令和3年度の6期の平均調定件数が

3,116件、令和4年度は予算編成をする時点では1期から4期までの実績も出ましたので、これの平均を合わせると3,192件、76件の調定件数の増加があります。平均で。過去に直近10期分までの調定件数を調べてトレンドを見ていますので、そういう中で5年度の収入を見込んでおります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 質問は、当初予算に比べて令和元年それ以前かもしれませんが、少なくとも令和元年度から令和5年度の見込みに関して、決算見込を比べると必ず、当初予算のほうが高い、その差額が年によって500万であり、1,000万であり、880万である。見込み落ち着くところは大体想定しているにもかかわらず、それに近い予算をつけずに、それよりも高い当初予算をつけるのは何か目的があってやっているんだと思うんですが、その目的は何でしょうかという。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

分かりました。そこは、水道事業会計から下水道事業会計が企業会計を採用していて、その企業会計は発生主義であるということが根本にあります。幾ら入ってくるかということを見込んで予算を立てるのではなくて、調定がどれくらい立つかということで予算計上しなくてはなりません。そこから幾ら本当に回収できるか、あるいは想定と違って実はそんなに調定が伸びなくて使用料収入が入ってこないかというのはこの差で出てしまいます。例えば、調定は100だけれども、こんなに伸びないかもしれんから95%くらいに落とそうとか、収納率も考えたらこんなには入ってこないからもうちょっと落とそうかというような予算立てができないんです。入ってくるという見込みがそのまま正直に載せるというのが企業会計発生主義の考え方になっています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、令和5年度のこの9,544万というのはほぼ調定額に近い、調定額と想定する額を予算として提示していますということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課です。

そうです。今、想定しているこのまま伸びが続くだろうという想定の下で、調定額をそのまま載せております。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） というと、目いっぱい集めても、最大限9,500万だということですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

調定件数の伸びが仮に想像どおりであったとして、1件当たりの使用料収入、1件当たりの収入もその見込みのとおりだったとしたら、収納率が100%であったとしてもこういう金額になります。ただ、もし、調定件数が上振れするとか皆さんがたくさん水を使ってくれる

ということがあれば、見込みの予算よりも上になることはありますけれども、そういうことを除けば、目いっぱいやってもこういう金額になるということは企業会計における収入見込みの予算立の特徴であります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑はなしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時35分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会14日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回、私は路線認定道路の整備について質問を行います。

道路整備といいましても道路の修繕等の整備ではなく、路線認定されているにもかかわらず長期間にわたって道路として未整備になっている区間が存在することについての質問であります。

この未整備区間につきましては、昨年11月に、土地を売買するに当たりその土地に町道認定されている線が引かれておりどうにもならないという相談を受けたことがきっかけでございます。そして、その事実を調べたところ、実際に昭和60年12月に路線認定されており、その土地のあるところは道路が存在しておりませんでした。

令和元年、路線認定調書によると、833本の道路が路線認定されており、そのうち560本余りが昭和60年12月20日付で名称変更されております。調書には各路線の起点と終点が示されており、図面を見ると起点から終点の途中に点線になっている区間が存在し、これは道路と

して整備されていない区間を表しております。

この整備されていない道路区間は昭和60年に名称変更した路線に存在し、現在に至るまで未整備の状態の区間もあります。

未整備区間の土地の大半は町有地ではなく民地であり、その地権者はその土地利用に制限がある状態となっております。

町はこれら未整備の区間をどう捉えているのでしょうか。そして、今後の対応をどのように行っていくのでしょうか。

以上を踏まえ、以下、質問いたします。

(1) 路線認定に関し、既存の道路と新設の計画道路区間を結び、1本の路線とする際の認定条件は。

(2) 道路整備計画において、地権者との主な協議内容は。

(3) 昭和60年以降も未整備のままの地権者に対し、定期的に説明は行っているか。

(4) (3)に該当する地権者の土地利用に関し、路線認定されているがために制限がある状況について、町の考えは。

(5) 路線認定した道路において、長期にわたり未整備区間のある路線は、町の交通環境変化や道路周辺環境の変化により、認定解除や起点終点の改善による再認定の必要があると考えるが、町の考えは。

以上、答弁を求めます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、道路法上における道路及び路線認定の概要について御説明申し上げます。

道路法上の道路とは一般交通の用に供する道で、道路と一体となってその効用を全うするトンネルや橋なども含みます。道路法の規定に基づき、路線の指定または認定が行われ、同法により新設、改築、維持、修繕、災害復旧、その他の管理が行われます。

道路の種類につきましては、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種類があり、そのうち市町村道は市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものとなります。

市町村道として路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該市町村の議会の議決を得なければならないこととなっております。

路線の認定が議決されますと、路線名、起点、終点、延長などを告示するとともに、道路法の適用範囲を明確にするため、路線名、区間、敷地の幅員、延長などの区域の決定についても告示をいたします。

その後、供用の開始に伴い、路線名、区間、供用の開始日を告知することで道路法の規定が全面的に適用されることとなります。

現在、本町では、841本の路線を認定しており、その実延長は約237キロメートルでございます。なお、昭和60年12月20日の路線認定におきましては、それまで使用していたAからDまでの記号を用いた路線名を一旦廃止し、地名などを用いた新たな路線名に一括して変更しております。

それでは、路線認定道路の整備についての御質問のうち、1点目の路線認定に関し、既存の道路と新設の計画道路区間を結び、1本の路線とする際の認定条件はについてお答えをいたします。

町道として認定している道路には、町の道路整備事業により計画したものや開発行為など民間業者により築造されたものなどがございます。

このうち、町の道路整備事業により計画した道路につきましては、基本的には道路計画に基づき整備予定区間の起点から終点までを1本の路線として認定しております。

また、民間事業者により築造された道路につきましては、路線ごとにそれぞれ起終点を設定し、認定しております。

なお、昭和60年の路線認定では、それまで認定されていた路線について、一つの路線の起終点をそのまま継承したもののほか、複数の路線を統合して一つの路線としたものや、一つの路線を複数の路線に分割したものなど、この機に見直しを行ったものもございます。

次に、2点目の道路整備計画において、地権者との主な協議内容はについてお答えいたします。

町が道路整備計画を策定するケースといたしましては、都市計画道路の整備、町の施策等に基づく道路整備、地元からの要望に基づく道路整備などが挙げられます。

いずれのケースにおきましても、計画策定までの決まった手順はございませんが、基本的にはそれぞれの自治会や町内会など地元関係者の皆様と調整を図りながら計画を策定しております。

議員御質問の地権者との主な協議内容といたしましては、昔と現在で手法は異なるかもしれませんが、現在においては、土地の現況や支障物件などの調査を行った上で地権者や関係者と接触し、事業の了承をいただくことや、土地等を町へ提供していただけるかの意思確認を行うことなどがございます。

次に、3点目の昭和60年以降も未整備のままの地権者に対し、定期的説明は行っているかについてお答えいたします。

昭和60年に認定しました路線のうち、現在も未整備区間が残っている路線は4本ございまして、いずれも未整備区間に私有地が含まれている状況でございます。

この未整備区間に土地を所有する皆様に対しましては特段、定期的な説明は行っておりませんが、過去には土地の利用計画について相談を受け、説明会を開催した路線もございます。

最後に、4点目の(3)に該当する地権者の土地利用に関し、路線認定されているがため制限がある状況について、町の考えはと、5点目の路線認定した道路において、長期にわたり未整備区間のある路線は、町の交通環境変化や道路周辺環境の変化により認定解除や起点終点の改善による再認定の必要があると考えるが、町の考えはについては関連がございますので、併せてお答えいたします。

道路法第91条第1項の規定において、道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間は、道路管理者がこの区域の土地に関する権限を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければこの区域において土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築などのほか、物件を付加増置してはならないとされております。

そのため、道路の区域を決定しますと、その区域につきましては供用を開始する前であっても一定の行為制限が働くこととなり、この未整備区間に土地を所有する皆様にはその土地

の利用に影響を与えている状況があることを認識しております。

議員のおっしゃるとおり、昭和60年以降、町の交通環境や道路周辺の環境が大きく変化するとともに一部の路線につきましては代替となる道路も整備しましたことから、長期間にわたり未整備区間のある路線につきましては、関係者の皆様と協議をしながら路線認定の廃止や起終点の変更による再認定などについて検討してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中に、答弁の前にというところで道路法についてルール説明がございました。その中で、道路法の第8条、市町村道とは市町村の区域内に存する道路で市町村長がその路線を認定したものをいうというのが法律に書かれています。

ここの解釈なんですけど、市町村の区域内に存する道路というところで、今回の私が未整備区間と言っているところは道路ではないところですよ。そこに点線が引いてあって起点と終点の間に仮にそうした区間があってもそこを通して認定している。法律では道路という言葉がしっかり出ているんですけど、ここの解釈はどのようにされているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、御質問の市町村の区域内に存する道路でということですが、現実、道路ができる前においても、例えば基本的には道路整備するときには用地買収ということをしていただくんですけど、そのときは土地収用法というものに基づいてやるんですけど、それを行うためにはやはりこの道路法による道路である必要があるということで、そういった場合には用地買収や事業着手する前に税務署との事前協議において認定していますというものを提出することになりますので、そういった意味でも必ずしも出来上がった形での認定というわけではなくて、今後そこに設置するという意味合いで認定をさせていただいているものにはなります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、課長のお言葉の中に用地買収ということが出てまいりました。用地買収を兼ねての説明をして認定していくというようなお話であったんですが、じゃ、今4本ほどそうした場所があるという答弁があったんですが、それら4つに関しては用地買収ということに関してはどのようになっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

現在やっている形では、近い将来そういった用地買収をするという計画の中で進めているというのが今のやり方なんですけど、この昭和60年のときは当時の実情から将来的に道路を整備するという計画をもって認定したものと思われまして。

答弁にありましたように、今四つ路線が残っているんですけど、いずれも昭和60年のときに、いずれもじゃない、すみません。道路によってパターンがいろいろあるんですけど、二つの路

線を一つにしたものや、一つのを分割して、また起終点を延伸したりしてそのときに認定の見直しを行っているんですが、そのときはその実情の中で近い将来道路を整備していくという意思があってそういう認定をしたと思われるんですが、何らかの事情で整備に至らず現在に至っているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 昭和60年ということで、ものによっては昭和60年以前にもう認定をかけていて、名称変更ということで一気にばーんとやったわけですよ。当時、今とは違うというのは分かります。はっきり申し上げまして、当時の我々議会も認定を議決しております。

そのことに関しては、どういったことがあって議決したのかというのは今は分からない状態なんですけど、現在でありますとインターネットや何かでいろんな情報、そして道路法についてもちょっと検索すれば出てくる。でも当時はそういうことは多分できなかった。

じゃ、仮に、法律を調べようといったらもう膨大な時間もかかるし、道路法について調べるにしても非常に大変だと思います。そうした中で、行政のほうがここを道路に認定しますよというのが出てきたときに、当然、行政がやることだから法的には間違いはないだろうという中で、ある意味認知バイアスがかかっている議決に至ってきたのかなということが推測できますよね。

じゃ、当時から現在に至るまで、ある意味ほうっておいたというと語弊があるかもしれませんが、これだけの長い期間置いてあったということに関して、途中でこれどうしようとか見直しをしてみるとかもっと早くに進めようとかそうした議論というものはないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、四つの路線が未整備のところが残っているということでございますが、町長答弁にもございましたとおり、そのうち一つの路線につきましては過去においてやはり土地利用の相談があったという中で、そのときに、平成20年ぐらいになるんですけども、平成19年、20年にかけて、廃止という選択肢も一つとして町として検討した経緯はありました。

ただ、関係する方がたくさんいらっしゃる中で、最終的には廃止という結論まで至らずに現在まで至っているところがあるんですが、ほかの三つの路線については今までそういった相談もなく、放置していたというわけではないんですが何もなくて現在に至っていると、そのような状況でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 何もなくて現在に至っているという答弁なんですが、そこに違和感は感じないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

ちょっと結論のような話になってきてしまうんですが、昭和60年にそういった認定をしてもう30年以上たっている中で、やはり交通環境も大分変わってきていまして、先ほど、今まで何もなかったもんでそのままだよというお話をさせていただいたんですが、今回、こういったことが調査してはっきりしましたので、ここはやはり一つの転換期として一つずつ検討

していかなきゃいけないと、そういうふうには感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 検討という言葉を出されると、ものによってはただ検討しているだけだよ、実際動かないけれども検討はしているよというふうに捉えられます。

そうした中で、もう本当30年以上、もう40年近いですよ。その間、じゃその土地の地権者にとってみて何かメリットはあったのかと思うんです。ただ認定されて制限かかった。途中でもし、ものをつくったり小屋を建てたり、そういうことできないわけですよ。ましてや当時昭和60年という日本はバブル期です。多分、土地の値段も違うと思いますよ、今と。

そうした中で、今、じゃ、その土地の値段と当時の値段と比べたときにかなりもし差があったときに、そこの差もちゃんと説明して埋めていかなきゃいけないし、地権者にとってみればそこを道路にするよという話が来たときにもろ手を挙げてどうぞどうぞということがあったのか、それともいやいやというのがあったのかもしれない。でも、最終的には線が引けた。地権者にしてみれば、道路できるんだなど。それがもう40年近くほうっておかれる。で、今まだなお、検討していきます。これ、信じられないように取られると思うんですよ。その点についてどう思いますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

先ほど、検討という言葉でちょっと説明のほうはさせていただいたんですが、やはり今回こういった調査した中で、4路線そういう未整備区間が残っていると。

当時、どうしてそこを町道認定したというところはちょっと調べた限りでは明確なことは把握できなかったわけなんです、今、現実、そうして長い間各地権者にそういった制限もかかっていると。

今後もそういったところは道路がどうなるかも分からないという中で、やはり今後はそういったところ一つずつ、今の状況を経緯も含めて精査した上で、今、議員がおっしゃられますようにいろんな思いとか事情とかありますので、各地権者と面会して1人ずつと事情を説明しながらヒアリングのほうさせていただきたい。そのような中でどうしていくかというのを検討させていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 一つのこれは例を挙げさせていただきますと、高畑高島線、あそのこの線もやはり大井川の土手の下からずっとこう来て途中が大幡川があってその先に土地があって、大幡川幹線につながってその先をまた西にずっとつながっております。

川があるところの場合は橋も架けなきゃいけない、その先にまた用地の買収があって道路も造らなきゃいけない。かなりの費用がかかってくると思います。そうした費用の面でもちゃんと目算があって考えているのか、これほうっておくわけにはいかないと思うんですが、どうお考えでしょうか。

その前に新しい橋も上流のほうにできてやっているわけですよ。だからそれ考えると、本当にあそのこのところどう考えているのかなとすごく疑問が湧いてくるんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、議員がおっしゃられました高畑高島線という道路でございまして、これも昭和60年に認定した道路のうち残っている4つの路線の一つでございます。

このうち、未整備区間は今議員がおっしゃられましたとおり、大幡川尻2号線から東に向かって大幡川を渡ってきたところまで、大体、延長にして110メートルぐらいあるんですが、そこが未整備として残っている区間でございます。

今後、そこをどうしていくかということを考えるに当たり、まずはやはり町がそこを道路整備するのかというのが一つあります。

あとは、もう一つは整備しないのであれば、廃止するのかという二つ選択肢があるかと思うんですが、道路整備に関しては今議員がおっしゃられましたとおり、大幡川に橋を架けるとなるとその100メートルほどの道路も含めましてかなりの整備費用がかかります。また、その後の維持管理等も考えるとかなりなものになってくるんですが、まずはそういったところをベースに。

あと、その道路を造ったときの必要性、そういったものを勘案しつつあそこへ当てはめてみると、議員がおっしゃられましたとおり、上のほうに高島7号線という高島橋も今設置しまして、そっちの迂回路として成立していますので、そういった状況もございます。

そういった状況の中、やはり一番大事なのは今までずっと影響を被った各地権者様だと思いますので、各地権者、周りの関係者もそうなんですが、そこも一つずつ回って皆様の意向を確認した上で町の方向を決めていきたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 先ほど、答弁の中にもあったんですが、未整備地域に土地を所有する方のほうから何かしらのアクションがあれば説明会を開いて、過去やっていると。平成19年から20年にかけてやったという答弁もあったんですけども、そうした所有者のほうから申出があれば何かしらの答えを出していく、もう時間もたっていますし、これが平成19年、20年、この場所は話合いがうまくいかずにそのまま残っているという話なんだけども。

ほかの3か所について、もしそうした所有者の方が何かしらのアクションを起こしてくれば早急に対応はできるということではよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

当然のことながら、そういった御意見があったときには町としてはその都度対応をしていくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その対応に関しましても、いつまでも長く話合いが続くというのは非常にもうさんざん時間たっている中で、またそこから始めて1年も2年も話合いが続くみたいなことというのは本当よくないと思うし、もう決めることができるんだったら決めて。

それこそ道路認定の解除であるとか起点終点の変更であるとかというのは議会の議決事項というのは十分承知しておる中で、非常に早く議案として上げていただいて議会のほうで審

議をして認めていくという方向がよろしいかと思うんですが、そういった方向に動いていくということでもよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 課長が申しあげましたように、その路線が現在必要なのかどうか、それはちゃんと地権者、関係者に当たった上で最終的にそのような方向でやりたいと思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

今回はこの未整備に関してなんですが、道路整備という中で考えていきますと、ほかにも幅を広げるとかそういった話もあちこちで聞いていて、そういったことに関してもなかなか進んでいない。そこにはやはりいろいろな事情があるかと思うんですが、これは具体例出しませんが、それに関しても先ほどの道路法の中にうたわれているように、やっぱり規制がある、一度それやっちゃうと。

そういった面に関しても、今後公表して、ここはこうしていくんだよというようなところがあるんだったら出していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、実情、新たに起点から終点まで〇〇路線を新規に造るというのは都市計画道路では一部残っていますが、一般の町道ではなかなかそういった例というのはもうほとんどないのかなという中で、これから整備していくにはやはり歩道整備であったり、道路拡幅とかそういったのがメインになってくるかと思えます。

そういった歩道整備や道路拡幅の事業は、現実施計画の中にも道路事業としてやはり40事業ぐらい計上させていただいているんですが、やはりそれだけ数がありますとなかなかあれもこれもというわけにはいなくて。今、そのうち優先順位をもって着手している路線もございしますが、今後、そういった40もある路線については、第6次の基本計画に向けて、そこはしっかり整理して確実に進めていくような計画を策定したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解しました。

ぜひ、そのような形で、本当に昭和60年という、何度も言っちゃ悪いんですけども、時間がたち過ぎていますよね。その間に首長も替わっている、そういう中で何もしてこなかったと一緒ですよ。ほとんど地権者の方との相談もなかったというような答弁もあったし、そういう中で、これはちゃんともう一度見直しをしていくのが町民のためにもなるし、町だってそんな余分なお金使いたくないですよ。そういったことも考えて、本当に早急に手を打っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

まず、今現在、先ほど出ました高畑高島線については現在の関係者と協議を進めているところでございますが、早急に関係者の総意を取りまとめて町の方針を示す必要があると考えていますので、そのように進めさせていただきたいと考えております。

また、未整備区間がある残りの路線についても、町として、先ほど申し上げましたが、必要性とか整備費用、維持管理面などから道路整備を今後進めていくかどうかを整理するとともに、順次、地権者など関係者の皆様に現況をお伝えしつつ、町道認定に対する意向など聞き取り調査を実施してまいりたいと、そのように考えております。

そういった業務、作業はすぐに取りかかっていくように準備を進めたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、お願いを申し上げまして、私の質問を終了いたします。

○議長（大石 巖君） 以上で、9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 平野 積です。

私は通告書のとおり、下水道使用料の改定について質問いたします。

吉田町は下水道使用料の改定に関して令和4年度より吉田町下水道料金等審議会を開催し、令和6年度に1回目の使用料改定を行うべく検討を開始しました。

当審議会第1回説明資料には、使用料改定の目的として、1、汚水をきれいにする経費は、下水道使用料で賄うことが原則となります。利益を受ける人が経費を負担するという受益者負担の原則の考え方によるものです。汚水処理費のうち使用料で賄われている割合を表す経費回収率が約49%（令和2年度実績）と低くなっており、一般会計からの補填が多くなっている状況です。したがって、受益者負担の原則に沿うことを目的にしています。

2、令和2年7月22日付で国土交通省より「収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします」との事務連絡が発出されました。

一つ目が、ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。

二つ目は、令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が立方メートル当たり150円未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

との趣旨の文章を掲げています。

また、同審議会第3回説明資料には「令和2年度策定の経営戦略では、公共下水道事業の増収を使用料改定のみで頼らない施策も実施することとしており、使用料改定検討と同時並行して検討を進めている状況で、現時点では結論が得られておりません。一方で、経営戦略の次期見直し時（令和7年度）には、その方向性・見通しが得られていることが考えられます」と記載されています。

そこで、以下の点について質問します。

(1) 今まで下水道使用料の改定を行わなかった理由は。

(2) 下水道使用料の改定を令和6年度に行う理由は。

(3) 吉田町が使用料改定により、経費回収率100%を目指す年度、この一般質問通告を提出する時点ではまだ明確になっていませんでしたが、下水道料金等審議会からの答申では、令和12年度となっていますので、令和12年度において静岡県内で経費回収率が100%になっている市町はどれくらいあると推定しているか。

(4) 公共下水道事業の増収を使用料改定のみならず頼らない施策として、どのような検討を進めているか。また、どのくらいの削減を目標にしているか。

(5) 町は水洗化率に関して、何年度に何%を目指しているか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 下水道使用料の改定についての御質問のうち、1点目の今まで下水道使用料の改定を行わなかった理由はについてお答えいたします。

議員御承知のとおり、町の公共下水道事業につきましては、平成2年1月に吉田町公共下水道として事業計画の認可を取得し、その後、事業の進捗に合わせて区域の変更を実施しており、平成30年3月には5回目の事業計画区域の変更が認められ、現在は379ヘクタールの区域について公共下水道の整備を進めております。

平成7年の供用開始以降、吉田町公共下水道事業経営戦略や吉田町汚水処理ビジョンの策定以前の令和元年度までにおいては、事業計画区域を拡大していく計画の下、事業を展開してまいりましたことから、供用開始時期による使用料金の不公平が生じないように料金改定を行ってまいりませんでした。

次に、2点目の下水道使用料の改定を令和6年度に行う理由はについてお答えいたします。

今回、下水道使用料の改定を行うこととした経緯といたしましては、下水道事業の公営企業会計への移行が主な原因でございます。

平成27年に総務省から発出された通知において、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、遅くとも令和2年度予算・決算までには公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められ、特に資産の規模が大きく住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業と簡易水道事業につきましては、公営企業会計を適用する必要性が高いことから重点的に取り組むこととされ、この通知を踏まえ、令和2年4月1日から地方公営企業法の全部適用に移行したところでございます。

この適用により、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成などを通じ、自らの経営や資産などを正確に把握していく中で、収支構造の適正化を図っていく必要性がより明らかになってまいりました。

そのため、経営基盤の強化に取り組むべく経営戦略の策定などを進めておりましたところ、令和2年7月22日付で国土交通省から下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項の通知が発出されたこともあり、使用料改定の検討、条例改正、利用者への周知に必要な期間を考慮し、第1段階の使用料金の改定時期を令和6年度といたしました。

次に、3点目の吉田町が使用料改定により経費回収率100%を目指す年度に静岡県内で経費回収率が100%になっている市町がどのくらいあると推定しているかについてお答えいたします。

吉田町公共下水道事業経営戦略では、経費回収率100%を目指す年度を令和11年度としておりますが、先日、吉田町下水道料金等審議会からは、令和12年度を目標とする答申をいただいたところでございます。

今後、この答申を尊重し、町の下水道使用料の改定方針を決定してまいります。答申において目標年度とされる令和12年度を見据えたときに、経費回収率が100%となっている県内の他市町につきましては、それぞれの検討状況が不明であることから推定をすることができません。

次に、4点目の公共下水道事業の増収を使用料改定のみには頼らない施策として、どのような検討を進めているか。また、どのくらいの削減を目標にしているか。についてお答えいたします。

公共下水道事業経営における増収の取組として経営戦略に盛り込んでいる具体例を挙げますと、下水道処理場の有効活用とさらなる運転管理の効率化を進めるため、浄化槽汚泥とし尿の下水処理場への投入の検討がございました。

また、浄化センターと衛生センターは同時期に建設されていることから、汚泥の共同処理を進めることで施設管理経費の削減を図ることができ、下水道事業だけではなく複合的な事業運営の効率化が期待できるものでございます。

そのほかにも経費の削減については不断に取り組んでおり、その一例として新電力の導入がございました。

この取組は、社会情勢や円安の影響など外部的な要因により継続的なものとはなりませんでしたが、令和3年9月から新電力会社と契約をしたことにより、電気料金の経費圧縮ができておりました。

加えて、下水道施設のストックマネジメント計画に基づく施設管理がございました。従来は機器などが故障してから修繕を行うという事後的な対応をしておりましたが、ストックマネジメントを導入し予防保全型の施設管理を行うことにより、下水道の機能を継続的に確保するとともに、維持、修繕、改築に係るトータルコストの抑制が期待されるものでございます。

経費の削減につきましては、具体的な目標を定めてはおりませんが、引き続き削減に取り組んでまいります。

次に、5点目の町は水洗化率に関して、何年度に何%を目指しているかについてお答えいたします。

水洗化率の目標値は、吉田町公共下水道事業経営戦略に定めており、令和17年度までに85%としております。この目標を早期に達成するため、下水道への接続の促進を図ってまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 再質問させていただきます。

質問の1、2に関しましては町の考え方というのは理解できました。

3に関しましてはこの通告書を提出してから、また、答申書が出てからも約3週間かかっているわけですから、ほかの市町がどうなっているかを調べようと思えば調べられたと思うんですが、そういうことをやっていच्छらないということのようだというふうに考えます。

4番、5番の質問に関しては、後ほど質疑をしていきたいというふうに考えております。では、今日の一般質問は、最初に結論を申し上げたいというふうに考えます。

吉田町は公共下水道料金改定に関して、2月21日に下水道料金と審議会からの答申を受けました。私はそのうち、下水道使用料改定時期と改定率の目安の令和12年度に経費回収率が100%にすることとし、令和6年度に行う予定の第1回目の料金改定として33%の上昇に反対いたします。この33%というのがちょっと高過ぎるのではないかというふうに私は考えています。

本日は、この私の意見に関して当局の考えをただしたいというふうに考えておりまして、反対の理由として大きく二つあります。

一つ目は、令和6年度の平均33%の料金改定により大幅に料金が高くなる方が多い点です。下水道料金審議会の答申直前の第5回審議会の資料から、平均33%の値上げによって月の使用料が6立米から19立米使用の方は40%以上の値上げとなり、その数は全体の約38%になります。また、9立米から11立米の方は50%以上の値上げとなります。その比率は約8.5%です。

下水道の供用開始から30年、一度も料金改定を行っていないわけですから、ある程度の値上げについては町民の皆さんも理解してくださるというふうには思います。ただ、今回の平均33%の値上げによって、40%弱の方が料金が40%以上の値上げになることを当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ただいまの御質問のうち、例えば10立米の方の値上げ幅が一番大きいというふうに考えています。10立米の方、値上げ幅で申しますと1.55倍となります。ただ、金額で申し上げますと500円の値上げということでございますので、金額的にはさほど多くないというところで御理解をいただきたいと考えています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 月500円が多くないという答弁ですね。

その御意見は後で議論することとして、2番目の理由を述べます。ちょっと長くなりますけれども。

参考資料の4の表4、水洗化率と使用料対象経費の経費回収率に与える影響というところを見てください。

この表の見方を説明します。

下水道使用料の下の数字、8,273万3,000円は令和2年度の下水道使用料金として徴収した額です。参考資料1の令和2年度のデータです。その下の数字は水洗化率、つまり下水道の本管が家の前まで来て、それに下水道利用のために接続してくださった方の人口比率です。

令和2年度の水洗化率は72%でその水洗化率を80%、90%、100%に上げたときに下水道使用料収入がどのくらい上がるかという単純な計算です。

もう一つ、表の右に移動する欄は、使用料対象の経費削減に関するデータを示しています。削減ゼロの下の数字、1億7,244万3,000円は令和2年度の使用料対象の実数です。それから、その経費を10%、20%、25%削減すればどうなるかというのを示しています。

そして、水洗化率72%で削減率ゼロ%のときの経費回収率、つまり下水道使用料金を使用料対象経費で割った数字、括弧内で示した数字48.0%が令和2年度の経費回収率です。

ここで、参考資料2を見てください。

右下に吉田町が所属する類似団体の区分を示しています。吉田町が属する区分には227団体が所属しています。そして、その参考資料2の右上に示している水洗化率を見ていただくと、吉田町は類似団体227団体中224位で極めて低い状況です。この団体の平均は91.2%になっています。

また、参考資料の4に戻っていただき、水洗化率90%の段を横に見てください。使用料対象経費を10%削減したときには経費回収率は66.6%に、削減率20%にしたときには経費回収率は75%に、削減率25%にしたときは80%になっています。この表には示していませんが、そこに今回答申のあった値上げ率33%を掛けたときには削減率10%は経費回収率89%、削減率20%で100%、削減率25%で106%になります。つまり、水洗化率を類似団体の平均、トップになれとは言いません。せめて平均にして使用料対象経費を20%削減できれば、今回の値上げ率33%で経費回収率は100%に達成できます。

町が令和12年度で経費回収率100%にすることを覚悟したのであれば、それまでに少なくとも水洗化率90%及び使用料対象経費を20%削減できれば、平均33%の値上げで経費回収率は100%になります。3回に分けて料金を上げていくのであれば、第1回目の料金改定では平均10%の値上げで十分ではないでしょうか。

公共下水道の経営改善のために下水道使用者だけに負担を強いるのではなく、町と町民がともに努力して公共下水道の経営改善を目指していくのが筋ではないかというふうに考えます。

ここで、長く説明しましたが、これまでの意見に対して当局の御意見はありますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

まず、水洗化率がほかと比べて比較的低いという御指摘だと思います。

吉田町の水洗化率、ただいま74.2%ですので、この数値、絶対的に見てまず低いものという認識は持っております。これを改善しなければならないということは思っております。

ただ、この水洗化率の数字については一言御説明を加えさせていただきたいと思っております。

水洗化率の用語の定義は、現在供用開始区域内人口というのが分母、現在という言葉がつきます。そして、分子が現在水洗化人口、これも頭に現在という言葉がつきます。ですので、本来であれば、年度に一度、この数字を総務省等に報告をするわけですが、その時点の供用開始された区域内の人口が分母であって、その年の水洗トイレ、下水道接続した人口が分子だということだと考えています。この指標に正しく向き合った結果がこの数字だということを御理解いただきたいと思います。

と申しますのは、平成29年度の吉田町の水洗化率は95.5%でございました。95.5%ですので、もしそのときの集計方法をそのまま続けていけば比較しても遜色のない数字、御叱咤を

いただかない数字だったと思いますが。

どういう数字を積み上げてきたかと申しますと、下水道へ接続するときは申込みがあって完了届が出ます。その完了届に家族数が記載をされています。アパートであれば、既に入居の決まった方の数がそこに記載をされています。これを毎年積み上げてまいりました。その結果、平成29年度頃、95.5%という数字がありました。

その当時、私、一度、上下水道課におったものですから、そのときの状況をよく理解しているんですが、下水道の処理場へ流れ込んでくる汚水の流入量が毎年減ってきている、それから、それに伴って下水道の使用料収入も毎年減ってきているにもかかわらず水洗化人口は毎年増え続けている、何かおかしいと違和感を感じました。

その頃何があったかといいますと、沿岸部から少し人口が内陸部へ移動するようなことがありました。そういう中で、下水道使っていたアパートから人が内陸部のほうへ移っているんじゃないかと。流す汚水量も少なくなるし、収入も少なくなる。にもかかわらず、水洗化人口毎年増え続けているのはおかしいということに気づきまして、これを正しく捉えるにはどうしたらいいかということで、今までの紙台帳で数を単純に積み上げてくる数字はおかしいと。20年も積み上げますと、その中には亡くなった方もおられるでしょうし、今言ったように、アパートから転出された方もいるはずなんで、数字は動いているはずだと。現在という指標があるのであれば、現在の数字を捉える必要があるということで、デジタルマッピングというのを導入いたしました。

下水道区域内の人口と住民基本台帳データを重ね合わせた人口を把握しております。

このようなことをやっているのは、全国的にもさほど多くないのです。正しい数値に捉えた結果、比較して低いというふうに御認識をいただきたいと思います。

まず、水洗化率については以上です。経費についてお求めであれば、またお答えいたします。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 課長がやられた正確な水洗化率というのを吉田町はやっている。他のところはそうではないのではないかというお話でありますけれども、正しい数字が72%であるということはしっかり認識した上で、それをいかに上げていくかということは課題だというふうに考えております。

これに関しましても、他の市町、類似団体でもいいんですが、実際はどうなんだということを確認してやっぱり我々と同じように正しく計算した上でも、やっぱり90%行っているとか、80%行っているとか、そういうことがあれば、そういうところも市町の参考にしながら、いかにして上げていくかということが重要なことなんじゃないか。

今、吉田町は年に1%ずつ上げていきますというのを方針にしていくわけですが、先ほどありました17年で85%、それは1%ずつ上げていきますよというのの結論だと思っておりますが、やはり12年に経費回収率100%を目指すのであれば、そんな悠長なことは言うに及ばず、2倍、2%にするとか、そのための努力が必要なんではないかなというふうに思っているわけでありまして。

ちょっとこの下水道使用料収入についてお伺いします。

参考資料1の下水道使用料は、平成30年度の875万円をピークに令和2年度の827万円まで落ち込み、令和3年度に少し回復して、令和4年度の見込みは30万下がっています。それに

対して、令和5年度の見込みは、その863万円まで回復すると。割とぼこんと上がっているわけです。320万円ほど伸びると考えているわけですがけれども、令和4年度が令和3年度に比べ30万ですが、下がった。もともと30年から落ち込みが始まった理由はなんでしょうか。収入が下がっていった。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

これは、たしか令和2年度頃がコロナの特需があって、使用料収入がそれまでと比べてかなり高かったものですから、一旦元に戻る傾向にあるということをごとこで捉えた結果だと思っています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっとよく分からないんですが、平成30年から令和2年度まで下がっているわけですね。コロナのちょっと前、2年度だったら入っていたかもしれないけれども。それが下がった理由。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 下水道の利用者の中に大口の利用者がいまして、その創業の状況とも収入に影響があったかと思っています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この先日の下水道事業会計、企業会計において、令和3年から4年は、調定件数が月6件増えました。それに対して、令和4年から令和5年というのは、調定件数が月当たり14件増えていますというお話なんですけれども、令和3年から令和4年においては30万下がり、令和4年から令和5年に対しては320万上がるというそのすぐに考える理由が先ほどの6件増加、14人増加から考えにくいんですが、これはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 恐れ入ります。ちょっとこの想定のときにどういう細かな見込みをしてこの金額になったかというは、ちょっと覚えておりませんので、お答えできません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） じゃ、続いて、収納率についてお伺いします。

先日の公共下水道事業の令和5年度の予算質疑において、下水道使用料の予算というのは、本来集めるべき金額の調定額にほぼ相当するというふうに答弁をいただきました。

そこで、過去の当初予算と決算額を比べますと、特別会計であった令和元年度までは、収納率95%なんです。それに対して企業会計になった令和2年度からは、決算や今後の見込額を比べますと90%にとどまっています。この当初予算に対して、調定額に対して、実際に集めた額及び見込みが90%にとどまっている理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

企業会計のちょっと難しいところは、企業会計方式でありながら、町の一般会計の予算も合わせて見せるといところが難しいところでありまして、予算と決算を見ますと90%というようなことだと思いますが、予算のときの調定は見込みでありまして、実際には、本当に

調定を立てていくと、それとは違うこともあろうかと思えます。例えば6件増加を見込んでいた、14件増加を見込んでいた、その見込数が違うかもしれないし、お客様の使う排水の量も違うかもしれないということで、実際に調定というのを起こしてまいります。その実際の調定に対する収納率というのを把握しているんですが、これは、過年分まで合わせても95%以上持っていましたし、減免分捉えても97%台保っていますので、そういう意味での本当の収納率、実績の調定に対する実績の収納率というのは、予算上ほど低くなっておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、特別会計の頃に比べて、企業会計に移った段階で、実際に我々に本当の調定額というのは示されないわけです。企業会計になって。答弁として、当初予算というのが調定額にほぼ等しいというので、質問したんですが、質問すると、この予算というのは、本当の調定額ではないと。本当の調定額は別にあって、ほぼ調定額であるとおっしゃったのは、ちょっと違うという認識でいいですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 予算はあくまで予算を整える時点での見込値であります。この見込値に、この見込みの条件に変わりがなくて、収納率が100%であれば、予算と調定額は一致して収納率は100%になると思います。ところが、1年間やっていくと見込みとは違いが出てくるということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今後決算のときには、そういう調定額は幾らですかというのを聞けば、教えていただけるというふうに理解して。

この収納率を上げていけば、経費回収率3%ぐらい上がるんですよ。そういう話なんですが、しっかり集めていますということなんで置いておきます。

ここまでは、企業会計における下水道企業としての経営改革、水洗化率のアップ。後で経費の削減ということをお話したいと思うんですが、ここから吉田町下水道料金等審議会において改定料金の基礎資料として示された下水道整備計画に基づく排水需要予測についてお伺いします。

整備面積について、令和5年度の予算の管渠工事によって整備される面積は幾らと推定していますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

恐れ入ります。令和5年度末の整備済み面積については、今数字を持っておりません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 汚水処理ビジョンで出されたときの計画では、令和2年度から令和8年度までに、年6.6ヘクタール管渠を整備して8年度には335.31ヘクタールにしますという計画でした。ところが、下水道料金等審議会資料では、令和4年度までに293ヘクタール、これ、汚水処理ビジョンの計画に比べて下がっています。それは今までも私、このままで大丈夫かと。整備面積、計画より低いぞということをお話ししていたんですが、今回の審議会の資料では、令和5年度、11.8ヘクタール、それを令和7年度まで続けて、令和8年度は

22.69ヘクタール整備するとしているわけです。最終的な整備面積も汚水処理ビジョンのときが333.531だったが、351.8ヘクタール整備するぞと書いているわけですが、これ、妥当な数字なんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

流入汚水量の算定をしたというのは、処理場に流れ込んでくる水の想定できる最大量を見込んだときに、その施設のキャパが大丈夫かということの検討に用いたものと思っています。ですので、残りの面積を全部整備して、そこからヘクタール当たりで入ってくる水の量を考えたときに、この施設で大丈夫かということの検討をしたために、全ての残りの面積を整備していくということでやったと思います。実際の整備のときには、本当にそこを整備するのが、人家があるような有効なところかどうかということを整備しながらやっていきますので、本当の整備と浄化センターに流れ込んでくる水の量を最大を見込んだときに大丈夫かということとは想定が違う数字になっています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） じゃ、この辺のデータというのは、処理場に最大水量が入ってきたときにどうなのかということを考えるための資料であって、現実味のないデータであるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

現実味のないということはちょっと語弊があると思いますので、誤認を解いていただきたいですが、下水道の事業を計画していきますときに、施設の能力が最大どれくらいかということを見込む際、施設の能力として足りるか足りないかということを見るときと、本当に入ってくる使用料収入がどれくらいかということを見るときと、あるいは管渠整備をするときに本当に必要があってやるところかどうかというのは、それぞれ見方が違いますので、処理場のキャパ、今持っているキャパで増設する必要があるかないかというのを確認するときには、マックス最大整備してそこからマックス流入量があっても大丈夫かどうかという検討をするために、このような数字になるものであります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） でも、これとして計算している使用料対象経費の算定としてやっているわけで、要するに料金、経費がどうなっていくのか、それに対して料金が100%にするためにはどれだけが必要かということをやっているわけで、要するに施設の流入量というより、やはり経費、下水、汚水処理をするための経費がどうなのかというのを計算するときなんですけれども、それを算定するとき、しっかり汚水処理ビジョンのときよりも多い351やりますよと。そしたら、その分経費が上がりますよね。それじゃ、そういう高い経費のときにそれを100%にするというんでは、やっぱり正しい計算ではないと私は思っているわけでありまして。

次に、整備人口、時間の関係もあるので、水洗化人口についてお伺いします。

実績として、令和元年度から令和3年度までの2年間の実績では、整備人口は205人減って、でも水洗化率は195人増加しています。これは水洗化率アップという点で努力されたというふうに考えますけれども、令和3年度から令和5年度までの予想として、整備人口は

1,206人増えて、水洗化人口は1,480人増加となっているわけです、この計算上は。それは妥当な数字なんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） すみません、恐れ入ります。もう一度お願いします。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 整備人口及び水洗化人口は、資料によりますと、令和3年から令和8年の5年間で、整備人口は1,206人増え、水洗化人口は1,480人増えるという予想を立てているわけです、この資料では。そういう予想というのが、妥当な数字なのかどうかということをお伺いしています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 追加しますと、令和4年度以降は、水洗化率必ず1%増えていくという数字を出しているわけです。それを出すために、数字合わせしているだけじゃないかと私は思っているわけで、本当にこれが現実には町としてこれは守りますと、やりますという数字なのかどうかということをお伺いしています。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 失礼しました。

先ほどちょっとデジタル化した下水道台帳の話をしました、あれが平成29年度の話ですので、平成30年度以降、30年、令和元年、2年、3年、4年間で申し上げますと、この4年間の間に下水道に新たに接続をして、工事を完了してくださった方が、たしか285件、接続の件数で285件ほどあったと思います。その人数ですが909人増えています。分母の供用開始区域内人口1万1,174人ですので、4年間で909人増えたということは、本当は8.1%、8.1ポイント上昇していたこととなります。それ以前の4年間、29、28、27、26からの29までの同じ4年間で見ても、件数が、同じような件数で990人くらい増えていたと思います。ですので、8年間で本来であれば16%くらい、16ポイントくらい上昇していたと思います。95.5%スタートしたときから8.何%くらい加えれば、もう100を超えてしまう数字になるんですが、平成29年度は95.5%だった、その後909人増えれば100%超える数字になるんですが、先ほど言いましたように、一方で、転出等の数字もありますので、100%純増とはならないということでもあります。

そういうこともあって、年間1%ずつ増えていくという数字を持っています。水洗化工事はあるんだけど、転出もあるので、1%増えていくという見込みを持っています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 実績が1%かどうかと聞いているわけではなくて、令和3年から8年までに整備人口1,206人、水洗化率を人口を1,480人増やすという意気込みは、これは町がそれをやろうとしているのか、それは単なる予想図ですということをお伺いしています。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

5年間で1,480人増やすというのは、年当たりのパーセントにすると、1%を超えていますので、我々が目指すという数字よりは少し高い数字になっています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 続きまして、使用料対象経費についてお伺いいたします。

この経費の算出方法というのをちょっと教えてよと言ったら教えてくれませんでしたので、料金等審議会の資料から質問することになりますけれども、参考資料の1の使用料対象経費の合計を見ていただきたいと思います。

令和2年の1億7,244万3,000円から令和3年の1億6,500万5,000円、740万ほど減少しています。これの減少した理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

職員の人件費が一つ理由にあります。令和2年度は企業会計移行の初年度でございましたので、職員人件費を全て収益的収支3条のほうへ計上して、使用料対象の経費と算定されるような数字になっておりましたが、職員の中には、建設工事に携わる職員が多いものですから、令和3年度からはこれを4条資本的収支のほうへ計上しまして、その結果職員人件費が令和3年度においては使用料対象経費から外れてこのように数字が低くなったということでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） その表で一般管理費、その他経費が、令和2年度から令和3年度にかけて1,000万減っているんです。このその他経費って何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） その他経費につきましては、この項目立てした経費以外の経費ということでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） じゃ、それが下がった理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

これもここに項目立てした以外の経費に含まれないもの、いわゆるその他経費が減ったということでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 令和4年度からその他経費というのが1,320万でずっと令和8年度まで同じような計算になっています。これは妥当な数字でしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

令和4年度以降で数字が横並びになっているような項目はほかにもございますが、これは、なかなか見込みがはっきり立たないものは、令和2年と令和3年の合計値を2で割ったものを平均値として載せているということでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 算出方法というのはいろいろ書いてあるわけで、そういうことなんですけれども、令和4年から8年まで、なべていきますと、約年間410万円ずつ増えていくと算出しています。この410万ずつ増えていくということに関しては妥当な数字なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今時点推計できる範囲としては、妥当なものと考えています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 問4の浄化センターと衛生センター、同時に建設されていることから、汚泥の共同処理を進めるというようなことが答弁されていましたがけれども、参考資料の3でしたか、静岡県内でどのぐらいの施設利用率です。これ、静岡県2番なんですよ。極めて優秀な77.2%で効率よく利用しているということになっています。使用率というのは、ある程度余裕を持っておかなければならないというふうに私は考えておまして、この辺が妥当なところじゃないのか。令和元年だったと思いますけれども、平均水量、処理水量3,200でしたか、に対して、最大がそれをオーバーしている年もあるんで、要するに何かあったときには余裕を持っておかないと、処理ができないということからすると、少し上げていくということは必要なかもしれませんけれども、ある程度余裕を持たなければならない。そういうことも加味した上で、進めていただきたいというふうに考えています。料金、新電力の導入というのもございます。

また、ストックマネジメント、これ、ストックマネジメント計画というのが、本当にどれだけ必要なものなのか、経費削減ということを考えていくと、要するに基本はこの下水道使用料対象経費をいかに減らすかということが大きな課題だと私は思っていて、電気料も抑えていきますよということですけども、こういう計画類が毎年必要なのか。

浄化センターの管理委託料が毎年上がっていったらいいんですよ。計画上は。本当にそれを上げる必要があるのか、そういうことも考えて、真剣に考えて、どこを抑えたらいいのかというのをしっかり考えていただきたいというふうに考えております。

ちょっと時間がなくなってしまったので、いきますけれども、料金等審議会の議論に用いられた使用料対象経費に関わるデータというのは、そのまま令和2年と3年度の平均値をそのまま使ったとか、要するに整備面積に関しましても訳の分からん高い数値を並べているとか、データそのものが本当に現実味を帯びた数字かどうかというのに物すごく疑問に思っています。そのデータを基に経費を100%するためにはどうすればいいのかという議論がその審議会では行われているわけです。その際には100%するための料金改定、それを進めていくこと自体は、進めていただきたいと思うんですけども、企業会計として経営の見直しを行い、経費の削減とか水洗化率のアップとか、そういうことをしっかりやって、具体策を町民の皆さんに提示して、理解していただいた上で、料金の値上げをお願いしたいと考えています。町としてはお願いしていくということをやらなければならないんだと考えています。

今回下水道事業を考えれば、ちょっといろいろ考えたんですが、結構危機感を感じました。下水道事業に関して。本当に大丈夫かいと思います。それを救うために、使用料金の値上げは必要と私は考えていますが、町民の皆さんに理解していただくためには、町の経営改革をしっかりと進めていくことが重要なことだと。必須であると考えています。

町民の皆さんに下水道料金の値上げの説明のときには、令和2年度まで、12年度までにどのような経営改革を進めていくのか、そこを具体的に説明していただいて、この6年度はこれぐらいの料金改定をお願いしたいという流れで進めていただきたいというふうに考えているわけで、令和6年度に1回上げておいて、経営戦略に書いてあるように、令和7年度からの経営戦略の改定の際には料金改定のみならず頼らない施策の方向性、見通しを示す。1回上げておいて、それからしっかり皆さんに説明しますというのでは、もう理解できないと思う

んですよ。そしたら、令和6年度に値上げをしたいということであれば、それまでに少なくともすぐは駄目だと思うんで、12年度までにはこういうことをやるんです、こういうことをやりますと具体的に数値、具体的策を示した上で、今回はこのぐらいの料金の値上げをお願いしたいということを説明していただければ、町民の皆さんは、まあしゃあないかという形になると思うんですが、とにかくぽんと上げますということでは納得できないと思いますが、そこに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

その条例改正のときには、下水道事業がこれまでやってきました経費削減策、それから今後やっていく経費削減策を示して御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう姿勢を示していただくことは歓迎いたしますが、抽象的な説明ではなく、要するにどこを目指すんだと、目標を明確にしていきたいと。こういうことやっていきます、こういうことやっていきますだけじゃなくて、目標を示していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

何か一つを挙げて、金額で幾らということはお示しできますが、全体で何%というような数値目標というのは、ほかに影響されて引っ張られることもありますので、なかなか難しいところがございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、12番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時43分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 楠 元 由美子 君

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

[2番 楠元由美子君登壇]

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和5年第1回吉田町議会定例会一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり、シーガーデンシティ構想のにぎわいづくりについて町長にお伺いいたします。

「新たな安全」と「新たな賑わい」を創出する取組を一体的に進め、豊かで勢いのある魅力的なまちにする町独自のシーガーデンシティ構想。令和4年5月、吉田町水防センターが完成した中、駿河海岸防潮堤（川尻工区）完成式と大井川川尻地区河川防災ステーション完成式が行われ、「新たな安全」を町民は実感しつつ、現在整備中の多目的広場を含め、今後創出されるシーガーデンシティ構想の「新たな賑わい」に次世代へ残す町の財産として大きな期待を寄せています。

この完成式典では、故安倍元総理大臣をはじめ多くの著名な方々が御臨席ください、吉田町の防災への取組が全国的な注目を集めるものとなりました。多目的広場の工事が進み、完成となれば、シーガーデンシティ構想の川尻海岸部エリアは、一応の完成を迎えるものと期待しています。

町民はシーガーデンシティ構想のにぎわいづくりを今後どのように展開していくのか、より具体的にいつどのように進められていくのか、とても興味を持っています。

また、このシーガーデンシティ構想の柱となるL2対応の防潮堤は、全国に類を見ない施設と認識しています。この防潮堤の一部には故安倍総理大臣も訪れ、車輪梅を植えた樹木も残されております。世に残る誇るべき防潮堤をシーガーデンシティ構想のにぎわいづくりにどう生かされていくのか、大いに興味を持ち、活用の仕方にも大きな期待を抱いているところであります。

川尻海岸部エリアで展開されるにぎわいづくりは、間もなく具現化に向けて具体的な取組が行われると認識していますが、出来上がった多目的広場、防潮堤、河川防災ステーションなど、世にアピールできる素材ができている中、それを舞台としたにぎわいづくりが進められるということは、その場に多くの人が集う場所をつくっていくことにつながると考えます。

人が集うときに必ず必要になるトイレを活用したにぎわいづくりを検討することはとても自然なことであると思っています。ほかの例でも、トイレを魅力的に快適なトイレにより多くの人を呼び込むことが多々紹介されています。

川尻地区で魅力的なトイレを活用したにぎわいづくりを一つのテーマにしていきたいと強くイメージしております。

以上を踏まえ、以下質問します。

(1)間もなく完成を見ようとしている川尻海岸部エリアにおけるにぎわいづくりは、いつ、どのように着手するのか。

(2)川尻防潮堤をにぎわいづくりにどうつなげていくのか。

(3)一見トイレとは見えないアートの建造物で、小さなお子様から若い世代などを魅了するようなトイレを活用したにぎわいづくりを取り入れる考えはあるか。

以上が、私の質問要旨です。明確なる御答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「シーガーデンシティ構想のにぎわいづくりについて」のご質問のうち、1点目の「間もなく完成を見ようとしている川尻海岸部エリアにおけるにぎわいづくり

は、いつ、どのように着手するのか」と、2点目の「川尻防潮堤をにぎわいづくりにどうつなげていくのか」については、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

シーガーデンシティ構想におけるにぎわいづくりにつきましては、令和元年12月にシーガーデンシティ構想推進委員会において地域の代表者や産業団体の皆様に協議をしていただき、策定いたしましたシーガーデンシティ構想推進計画・川尻海岸整備編におきまして、吉田漁港多目的広場を中心とする親水・交流ゾーン、川尻海岸防潮堤の海辺のプロムナードゾーン、県営吉田公園とその周辺をエリアとするレジャーとスポーツゾーンにゾーニングしております。

親水・交流ゾーンの吉田漁港多目的広場につきましては、本議会定例会における施政方針でも申し上げましたとおり、昨年度から天端部分の整備に着手し、防潮堤と多目的広場をつなぐ園路や災害時に防災ヘリポートとしての機能を有する芝生広場を整備しており、今月中に完成する予定でございます。

令和5年度は、引き続き天端部分において駐車場やトイレ、イベント利用が可能な広場などの整備を進めるとともに、期間や区域を限定して、園路や芝生広場をご利用いただけるよう調整を図ってまいります。

こちらのエリアは、地域資源と吉田漁港を最大限に活用したにぎわいづくりに取り組んでまいります。

吉田公園とその周辺をエリアとするレジャーとスポーツゾーンにつきましては、本年度、吉田公園南側用地の利活用可能性調査を実施しており、現況調査や関係機関へのヒアリングなどを踏まえ、新たなにぎわいの創出に向け、このエリアが担う機能などを示した基本計画を作成いたします。

令和5年度は、この基本計画に基づき基本設計を実施し、施設の配置や構造物の概略設計等を行い、このエリアの具体的な計画図などを作成してまいります。

また、海辺のプロムナートゾーンにつきましては、令和3年度に防潮堤と天端道の整備が完了し、約1.5キロメートルの天端道は、昨年5月14日の供用開始以降、多くの皆様に壮大な駿河湾や富士山などの眺望や、ジョギング、ウォーキング、サイクリングなどを楽しんでいただいております。

今後は、親水・交流ゾーンとレジャーとスポーツゾーンの整備の進捗に合わせ、両エリアと連動したにぎわいづくりに取り組んでまいります。

次に、3点目の「一見トイレとは見えないアートの建造物で、小さなお子様から若い世代などを魅了するようなトイレを活用したにぎわいづくりを取り入れる考えはあるか」についてお答えをいたします。

令和4年度第4回議会定例会の一般質問においてお答えしましたとおり、トイレにつきましては、吉田漁港多目的広場への設置を計画しており、吉田公園南側エリアにおいても多くの皆様に御利用いただくため、トイレなど必要な施設の整備を検討してまいります。

現時点において、トイレを活用したにぎわいづくりを取り入れる考えはございませんが、あらゆる施設において清潔なトイレは利用者のニーズが高いものであることを認識しております。

今後シーガーデンの整備を進めていく上で、必要とされる場所に利用しやすい施設があることは重要なことであり、利用者の視点に立って、皆様に快適にご利用いただくトイレを

整備し、管理していくことは、シーガーデンのにぎわいづくりに必要であると考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今御答弁をいただきました。少し再質問をします。

答弁の中で質問の1と2は関連があるということで併せて答弁をいただきましたが、少し再質問をしていきます。

答弁の中でもこちらの川尻海岸部エリアのにぎわいづくり、分類された三つのエリアをそれぞれの整備計画について具体的に答弁をいただきましたが、この三つのエリアの整備を進めるとともに、それぞれをつなぐにぎわいの創出も今後期待をしております。それに向けての町のほうのにぎわいの創出の計画ですね。そちらのほうはどのように今行われておりますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このシーガーデンの川尻防潮堤の整備ということでございますが、これにつきましては、今答弁でもありましたとおり、まず、親水・交流ゾーンということで、多目的広場につきましては、園路の整備や災害時におけるヘリポートの整備ということで、今進めておりまして、今月中に完成するというところで令和5年度につきましては、天端等に駐車場やトイレ、イベントが可能な広場を整備していくということで整備のほうを進めているところでございます。

スポーツ・レジャーゾーンにつきましては、今年度、令和4年度に可能性調査を業務委託として発注させていただきました、その中で基本計画のほうを作成しているという現状でございます。

その間を結びます海辺のプロムナードゾーンというところにつきましては、現在防潮堤と天端の整備が完了いたしまして1.5キロメートルの天端道としてジョギングやウォーキング、サイクリングなどで活用しているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） それぞれのエリアごとの整備計画のほうは重々理解したんですけども、シーガーデン構想の推進していく計画の中で、それぞれのエリアごとをつなぐというんですか、そういったものも計画の中には示されていたところがありますが、その辺のあたりの計画の話合いというか、そちらのほうは、今は全くされていないような状態になるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このものがそれぞれ単発でできているわけではなくて、答弁の中でもありましたとおり、シーガーデンシティ構想推進委員会というものがございまして、その中でここを一体的にどう活用していくかということが話し合われております。その中で、この川尻の防潮堤のところをどう整備していくかという中では、それぞれゾーンを区切ってそれぞれのテーマに合わせて整備していきましようという中で、これはあくまでも単発であるものではなくて、それ

それが連動しながらにぎわいづくりを進めていくという観点で計画のほうできておりますので、それぞれ単発的に行うものではございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） すみません、私の言い方がちょっと足りなかったのかもしれませんが、重々単発で行っているとは思ってはないんですが、徐々に形が見えてきているそれぞれのエリアの整備なもんですから、今後それぞれのエリアごとの整備はもうもうすぐだんだん完成に向けて進んでいくと思うので、最初のほうにいただいていますこのシーガーデンシティ構造推進計画ですね。これに整備の活用のイメージとして、例えばプロムナードゾーンですと、こちらのほうは多目的広場と吉田公園を往来するような、例えば移動手段の導入とかそういったイメージを描かれておるんですけれども、そういったところに対しての今後の計画というか、そういったところはどのように今進められているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この今のプロムナードゾーンの話でございますが、現在もウォーキングであるとか多目的広場から吉田公園のほうに行く間でもそこを活用していただいて、散歩をしていただいたりだとか、サイクリング等で眺望を楽しんでいただいたりとか、そういうことで既に楽しんでもらってございます。そういうものを活用しながら、この推進計画の中でもありますとおり、そのプロムナードゾーンについては、そういう眺望を楽しんでいただくのが一つの目的としてございますので、そういう活用もしていただいているというところで、現在活用が進んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 町のほうは、町が整備するものを進めていることは、重々に理解しているんですが、先ほど私が、これは一例として、町のほうが掲げている活用例だったのですけれども、こちらは整備と運営が民間になって、主体のほうは、民間のほうの表示になっております。

私が心配しているのは、そんなに完成がもう遠い先ではないと思っているので、そちらのほうの要は民間のほうとの連携というか、いろいろと吉田町もちろんPRはしていると思うんですけれども、そのあたりが少しずつ民間の方にもいろいろお話が届いているようなところが、町のほうは働きかけているのかとかそこをちょっと心配したんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、御質問の民間活用ということでございますが、前にもお話をさせていただきましたが、多目的広場につきましては、サウンディング調査とかそういうものを行いまして、民間としてどう活用していただけるかということも含めまして、民間とのアプローチは既にもうしてございます。

今後その可能性調査を行ったほうのゾーンにつきましても、町のほうである程度整備を進める中で、そこをどう民間として活用できるかというところにつきましては、町のほうから

今やっております基本計画のほう、そちらのほうがまとまればそういうことでお話をさせていただきながら進めていくとこういうふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

基本計画もまたこれから新しく決めていかれるところもあると思うんですけれども、吉田町の水防センター、防潮堤、多目的広場、少しずつ形が見えてきているのか、それぞれ担当する課が異なっているわけですが、新たなにぎわいの創設についての計画については、関わる全ての担当課の中で、もちろんほかの推進委員の方も関わると思うんですけれども、話合いのほう、共有とかどのように進められているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このそれぞれの多目的広場で言えば、産業課とかいろんなポジションが町の中でポジションが担当しているということがございますが、これにつきましては、情報を共有するために、月に一度シーガーデンの整備打合せ会というものを開いていまして、その中で各部署が集まって、その中で情報を共有しているというところで、今企画課がどういうふうな動きをしているかというものは、情報共有しながら事業のほうを進めてございますので、その辺はそういうことで打合せのほうをしてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

関わる担当課がいろいろとあると思う中、皆さんで情報共有はされているという今答弁をいただきました。もちろん皆さんで情報共有は必要でもあるので、大事だと思いますし、今後今まではハード面が主な整備でそういった情報共有が多かったと思うんですけれども、やっぱりにぎわいの創出というものがだんだん主体的になってくると考えられるんですけれども、その辺のイメージですね、担当課の皆さんと情報共有のほうはされているとは思いますが、いま一度ちょっと異なっているところもあるのかなと心配しているんですけれども、その辺はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

整備の方針につきましては、今、先ほどお話がありましたシーガーデンシティ構想推進計画というものがございますので、これに基づきながら事業のほうを進めているというところでございます。これはハード面だけではなくて、にぎわいづくりもこの中で計画しておりますので、そういうものについては、この計画が大本になって進めていると。

先ほどお話しさせていただきましたが、その情報共有については、シーガーデンの整備の打合せ会というものを開いていますので、その中でハード面だけではなくて、そういうにぎわいの件につきましてもそこで情報共有しているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そちらの打合せ会のほうで皆さんでハード面を含め、またにぎわいの創出についても情報共有をされているということで今答弁いただきました。

個々のそれぞれのエリアでのにぎわいづくりに関しては、比較的目に見えやすいような形で今、見えてきていると思うんですけども、それぞれのエリアごとで、エリアごともそうですけれども、エリアとエリアをつなぐものも何かしらにぎわいの一つにつながると思うので、ぜひそのあたりも担当される方々が一丸となって実現に向けてのスピードアップするように取り組んでいただきたいと思います。

次の再質問をいたします。

先ほどの多目的広場のほうですね。今、民間のほうともサウンディングを行っているようなお話もありましたが、もう少し具体的に今の状況をお話いただけますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど言ったサウンディング調査というところですが、民間の話を聞くという中では、先ほど言った民間の方でそこをどういう活用ができるかというところを、いろんな会社によってこんな活用の仕方ができるんじゃないかというようなアイデアをいただいたりとか、実際、どのような形で進めていけば民間活用が可能かというところについて調査のほうをしたというところがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） そうしますと、今はどういう活用ができるかを民間の方とお話をされて、そのアイデアをいただいているような状況で、今後こちらの民間の方ともっとさらに、ここをこういうふうな形に協力してやっていきたいと思いますとか、そういったお話まではまだ至らないというお話でしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど言った、あくまでもうちのほうで推進計画の中で多目的広場についてもゾーニングということで、ここはエントランスゾーンであるとか多目的ゾーンであるとかいろんなゾーンを設けて、そんな活用を町として考えているという、この活用をあくまでも前提といたしまして、どのように民間として、じゃここは民間が入れるところであるとか、ここはじゃ町のほうで整備できるところとか、そういうものも含めて民間がどうこの中に入り込んでいけるかというところが、サウンディング調査の中で皆さんに意見を出していただけて進めているというところがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 民間の方もいろいろな業者の方もいらっしゃると思うので様々な御意見が出ると思います。ぜひ、そういった方々の御意見も聞きながら、町が最大限に利活用できるようなものを、よりよいものをまた見つけていただいて、さらに前進するように進めていただきたいと思います。

次に、2つ目の質問に対して再質問させていただきます。

こちら、先ほど答弁をいただきまして、現在、ジョギング、ウォーキング、サイクリング

などで皆さんが楽しんでいただいているようなものにつながっているのは理解しております。ただ、要旨にも書かせていただきました、昨年度完成式の際に故安倍総理大臣、また多くの重鎮の方々が植樹された車輪梅のところですね。そこは本当に町にとってはとても話題のスポットになると思います。こちらの方々の紹介ですとか、また防潮堤が完成されるまでのプロセスなどを示した案内板などがありますと、またそちらを利用されたりとか、吉田町に訪れた方々の目に焼きつくものにつながるとは思います。町はどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ、こういう過程でできたとかいろんな経緯につきましてはパンフレットであるとかリーフレット等、うちのほうで作成しまして、そういうもので周知を図っていきたいということも考えてございますし、ホームページ上でもシーガーデンのことについては紹介をさせていただいているというところで、皆さんに見ていただけるように周知のほう図っていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

もちろんそのような行為は重々行っているのは承知しているんですよ。ただ、一つの何ていうんですかね。そういった行為で、そこからもっと皆さんが興味を示してもらうように、吉田町に関心を持ってもらえるような、すごい話題があったことだったと思うんですね。それを例えば紙面上とかネット上とかそういったところで、もちろんそうすれば皆さん知っていただくんですけど、知った方が訪れたときにこうなっているんだねって、こんなふうに植えたんだねとか、皆さんが来て、来てよかったなと思うような、そういうような状況だったらいいと思うんですけども、何か来られた方が、来て、どこがそうなんだろうとか、何かちょっとやっぱり、まだこちらのところの整備も途中ですので、完成したわけではない中での話で恐縮ですけども、既にそういったパンフレット、ホームページとかで発信されているとしたならば、少しでも何か皆さんがその場所に来て、何かしら心に残るようなものがあると、私は吉田町のおもてなしじゃないですけども、そういうようなところも必要かなとは思いますが、その辺は今は全く町のほうは考えてないということですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと今、具体的な御質問じゃないんで分かりにくかったんですが、何か議員おっしゃるには、安倍総理が来てここで食事をしたというようなことを、そこを何か表すようなものを置いたほうが良いという、そういう御趣旨の御意見でしょうか

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

副町長が今おっしゃられたようなことが私が考えていることに近いものですけども、今現状ですと、せっかく植えていただいた、ほかにもいろいろな方々が植えてくれたものが、どれがどなたが植えたかといのが全く分からない状況で今、車輪梅が植えられているものですから、もし今後、安倍首相がなかなか他市町には行ったことがないということで、町長の御尽力で安倍総理が吉田町に来てこういった車輪梅を植えたということは、吉田町にとっては本当に歴史に残るようなすごいことだと私は思ったので、ぜひ安倍総理に対しての敬意も含め何かしらそのようなものを表示されたほうが、何か吉田町にとっても安倍総理にとって

もいいものにつながると私は考えるんですが、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員おっしゃるとおり、昨年、完成式典をやって、多くの御来賓の方に来ていただいたということは町にとっても大きなことだというふうには認識しております。ただ、我々はあくまでも防潮堤ができたということが一番の目的であって、来られた方に敬意を表することはあるんですが、そこに何か防潮堤のところにもそういったような形で何か看板を立てるとか、そのところは我々としては今は考えておりません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。

続きまして、同じようにですけれども、そちらの防潮堤の天端部分ですね。吉田中学生のほうからも車輪梅の植樹を行ったところがございます。こちらの吉田中学生が車輪梅を植樹したことによって地域への貢献とともに地元愛の育成につながり、とてもよい体験ができたと考えます。

ですが、ところどころ植樹が育っていないところが見受けられ、管理が行き届いているのかどうか心配しております。先ほどお話にもありました来賓の方々の植樹された車輪梅も含め、誰がどのように今、管理されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防潮堤の上の車輪梅とそここのところの管理ということなので防災課のほうでお答えさせていただきますけれども、現状、今そここのところにつきましては、議員おっしゃられているようにところどころ枯れてきているようなところの部分ございまして、そここのところにつきましては補植をさせていただいている部分等ございます。

また、次年度以降につきましては、こちらのほうの吉田町まちづくり公社さんとちょっと協力をいただきながら、その部分の補植を含めて、植えるところの管理をやっていきたいというふうに考えているものがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、まちづくり公社の方々にも協力をいただき管理をされているというお話をいただきましたが、気になるところは水ですね。天端の上のところの水道のほうの水がどこから出るのかがいまいよく分からないんですけれども、やっぱり植物を育てるには水がどうしても必要だと思っておりますけれども、その辺はどのような感じで今、されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

これからということで、公社さんのほうには次年度以降、お願いさせていただくような形で、現状、今のところは水やりというところまでできているところはございませんので、そこにつくりましたは、植物がうまく自生といいますか生えてくるような形で管理のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今後、多目的広場のほうでも芝生広場の整備などが展開される中、水の設備がどういうふうに行われるとかが気になるところなんですけれども、今、あそこの防潮堤までは町道のほうが引かれているのか、どのような形で今後、水の供給を全体的なところでお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、植物等の関係で水のほうの関係、今、お話が、御心配がいただいたところです。まず、多目的広場のほうにつきましては、多目的広場のほうで水道施設のほう設置をさせていただきますので、上部等の芝生のほうはそちらのほうでも管理というか補水ができるというようなことになろうかと思えます。

それから、あともう一つが吉田公園南側につきましても、こちら公園整備、これから基本計画等入っていくわけですが、そこには当然水道、もしくはあそこは水がいろいろ出るところでございますので、その辺の施設はできるというふうに思います。

ただ、天端のところにつきましては、こちらについては、今、車輪梅のほう先日も補植のほうをさせていただきましたけれども、水やりについてはそのところに水のタンク持って行って、その都度やるような形になろうかと思えますが、実際には自然の中で育っているものですから、結構大きくなっているものはなっておりますので、その辺、今後、先ほど防災課長からもお話ありましたが、まちづくり公社とも相談しながら上部の景観、いわゆる景観等を生かした形であの辺をきれいにしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 水の供給については理解しました。今、景観の話を理事がしていただいたんですけども、やはりシーガーデンシティ構想、にぎわいの創出も含めている中、全体的なにぎわいというものを考えると、今、防潮堤の裏面のところの草ですね。やっぱりそちらはにぎわいにはそぐわないものであると皆さん、認識はされていると思います。

以前、一般質問をした際に、景観を維持するためには国と県と町の3者で今後決定をしていくという答弁をいただきましたが、その後の協議はどのようになったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

のり面の管理ということでございますが、それは前に答弁をさせていただいたとおり、町と国と県のほうでそれぞれの管理するところがございますので、そういうところも含めまして進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） そうしますと、今実際、あの防潮堤の管理は、天端は町だと思わんですけれども、のり面に関しては国と県と町と3者が管理するというようなお話ですか、今の話ですと。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

のり面につきましては国のほうの管理になってございます。そういう面で国の管理とあと

町のほうの利用もございますので、そういう面も含めまして国と協議をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

まだ、多分、今、国が管理するものとお聞きしました。国との協議のほうがどういうふうに進められているのかちょっと分からないんですが、例えば大井川の土手なんかだと定期的な草刈りが定着されているようなイメージですけども、まだそこまでの話も進んでないというふうになっていますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

大井川の土手の上、定期的に、じゃ何月にここについては除草しましょうとかというところまでの協議はまだ進んでいません。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

国が管理するものということなので町のほうからの御意見が通るのかちょっと分からないんですけども、例えば防潮堤の下の側道ですね。側道に面したところののり面のところなんかは、今の時期はまだ草は大分弱くなってきていますけれども、やっぱり時期によってはかなり草が茂ってなかなか車を通るのにもちょっと害するような状況を昨年度、その前の年と見受けられたこともあったと思うんですけども、管理の仕方として側道から下3メートルとかですね。そういったところを、地面から3メートルとかのところをコンクリで覆った手法を取り入れているようなのり面とかも見かけますけれども、そういった手法を取り入れて管理をしやすいようなそういうお話とかというのは、特に町のほうからは提案というかそういうことはできないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

側道の両側というお話ということで、側道は建設課のほうで管理していますので建設課のほうからお答えさせていただきます。

側道そのものは町の管理で、防潮堤側につきましては側溝の角から1メートル、川側につきましては川も町の管理の川になりますので、全て町の管理ということになるんですけども、やはり両サイドとも草というのは課題となっています。今後、除草等適正な管理に努めていくんですけども、今、議員がおっしゃられましたとおり、先日も除草対策としてコンクリートは県がやってくれているよというお話しさせていただきましたが、そういったものも含めて、なるべく草を抑える対策というのにも必要だと考えていますので、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 議長、2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

皆さんが利用しやすいように景観のほうをやっぱり維持していくためにも、ぜひそのような手法を活用していただきたいと思います。

次に、三つ目の質問の再質問をいたします。

先ほどトイレの活用したにぎわいづくりについての町のお考えをお聞きしました。今現状はそのようなものは考えていないというようなお話でした。多目的広場のほうに設置される予定のトイレでありますけれども、こちらのほうは今、もう計画のほうは進んでいるかと思っておりますので、どのようなものを今後建てられるような御予定なのかお答えいただけますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

多目的広場のトイレにつきましては、来年度、令和5年度にトイレの設置を予定しております。今、トイレの形というか、ものについては鉄筋コンクリートで造る予定になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、決まっているところだけを教えていただいたかと思うんですけども、例えばこういうユニバーサルデザインとかを活用した、そういったものとかのトイレとかも全く考えてないというようなお話でしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

トイレの中に男女それぞれトイレがありまして、現時点の計画では中央に多目的、多機能のトイレを設置する予定になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

以前、計画書で多目的広場の計画書を頂いた際に、トイレがたしか2か所あったような気がするんですけども、そのような形のものを二つ造るような予定でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

来年度、現時点では今、1か所の計画で造る予定であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

多目的広場に設置するトイレのほうは理解しました。ぜひ、今、どこの他市町でもトイレを活用したトイレプロジェクトだったりとかにぎわいづくり、また高速道路とかでのトイレなどもかなりスタイリッシュでユニバーサルを重視して使いやすくなっているものが多いので、その辺をいろいろと考えながら、ぜひここに来て、取りあえずはトイレしか今ないとしたならば、トイレが少しでも皆さんに印象に残るようなものになればありがたいと思いますので、ぜひもっと皆さんでいいアイデアをいただいて、よりよいものにつなげていただきたいと思います。

次の再質問をします。

先ほど吉田公園南エリアのところの今、利活用について委託先のほうでいろいろと調べていただいているというお話の中、今後、そちらの利活用が進めるに当たり、必要であればトイレ施設のほうもこれから考えられると思うんですけども、先ほど多目的広場、トイレが令和5年度に設置されるのはとてもうれしいことなんですが、やはり防潮堤を利用する方にはかなりジョギング、散歩されている方も多く見受けられ、日曜日ですね。地域防災訓練として水防センターのほうに見えていただいた方もいましたけれども、あちらから来て、やっぱりそこでトイレがすぐに近くに、一番近いトイレというのがやっぱり吉田公園と、あとは大道川尻公園のところになると思うんですけども、意外とやっぱり距離があると思うんですが、その辺の利用者さんにとって、やはりちょっとトイレがないというのはすごく安心して利用するにもできないところもあるんですけども、町のほうは川尻防潮堤周辺のトイレの設置を今後計画の中でどれくらいのスピード感を持って考えているのか、もう一度教えてください。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

トイレにつきましては、必要なときに必要なところということで答弁のほう書かせていただきましたけれども、今後、吉田公園の南側の今、調査やっています、可能性調査やっています場所につきましては、トイレ整備のほうはその整備を進める中では進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

南エリアのところには確実にトイレが設置できるということは今、確信しましたので、そこは安心しました。

もう一つですね。多目的広場から水防センターの下辺りですかね、南エリアというところまでの1.5キロメートル、結構距離があります。中間に多分、大道川尻公園があるような形になると思うんですけども、前回、私が一般質問させてもらったときに、そのトイレもあるということをお話いただいたんですけども、そちらのほう、もし利用をしてもらうのであれば看板か何かの設置はあったほうがいいんじゃないかというのは、私はそのときにお話しさせていただいたんですけども、やはりあそこの大道公園のトイレを今、川尻女性部の方が掃除をさせていただいているんですけども、やっぱり男女共用で、1人でお掃除に来るにはとてもちょっと不安なので、いつも御主人とかに来ていただいてお掃除をさせていただいているというお話をされる方が大勢いらっしゃいました。

また、男子のほうのトイレですね。そちらのほうは水の詰まりが目立つようできて、尿石による詰まりになるみたいなんですけれども、水が流れにくくなることが多々起こっているということも聞きました。町ではそのような現状を今、把握されておりますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

川尻大道公園につきましては建設課のほうで管理させていただいておりますので、建設課のほうからお答えさせていただきますが、ふだん、そのように清掃とかしていただいているのはもちろん承知もしていますし、トイレに何か不都合が生じたときは、故障とかあったとき

は連絡いただいて、すぐに対応をさせていただいているところではあるんですが、今おっしゃられました水の詰まりというのは、それは今、ちょっと初めて聞いたものですから、それはちょっと至急調査して対応のほうはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 議長、2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

男子トイレのほうですね。用を足した後、多分、水が流れればそういったことは改善できるかと思うんですけども、今、御自宅とかも自動水洗化も進んでいたりとかして、水を流す行為を忘れてしまう方も多いのかなと見受けられます。要は、そこに用を足した後に水が流れないことで尿石がたまってしまって水の詰まりにつながると。その尿石を取るのにすごく時間がかかるということを知っているわけですね。

なので、またその辺もちょっと調査させていただいて、ぜひ皆さんが利用しやすいように改修なのか、できればもうちょっと、男子トイレはそういう話は聞いていますけれども、やっぱり女性や子供が使いづらい、ちょっと犯罪が起こりそうなデザインになっているところもあるので、そこは町として何かがあったときにどう対応するのかということもすごく気になっております。その辺はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

そのトイレにつきましては、今の利用のされ方であったり防犯面であったり、いま一度、ちょっと現場のほう確認しまして検証のほうはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

ぜひこちらのトイレ、今後利用される方もますます増えてくると思います。利用が増えれば、先ほどの男子トイレの詰まりも多分頻繁に起こると思われそうですし、また違った何か事件が起きる可能性もなくはないと思われそうですので、ぜひ前向きに検証していただいて、こちらの改修のほうを前向きに考えていただければと思います。

いろいろとシーガーデンシティ構想のにぎわいづくりについて町の考えを聞きました。道半ばではあるものの、一つ一つつくり上げていくことに皆様の心が弾み、小さなお子様から高齢者までが楽しめる町、情報発信の先駆者である若者たちが引き寄せられるような魅力あふれる町をこれからも創造していただき、実現へと向かい、豊かで勢いのある魅力的な町になることを祈り、私の一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 零時55分

○議長（大石 巖君） 皆さん、おそろいですので、休憩を閉じ、会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。

◇ 盛 純一郎 君

○議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。
3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

任期中、最後の質問になります。今までいろいろ質問させていただいて有効かなと思ったもの、そうじゃないものもあったかもしれませんが、いずれにせよ、このような機会
で自分の考えとか町民の意見、かみ砕いて、それを発露できる機会をありがたいと思っております。

今回の質問事項は、町内を走る新しい交通についてでございます。

質問要旨、「だれもが気兼ねなく『おでかけ』できる町を目指して」を目標とする吉田町
地域公共交通計画は、本年度から令和8年度にかけて行われます。計画によると、これまで
地域公共交通会議や住民懇談会を重ね、令和5年度からは既存バス路線の見直し、定期券購
入補助制度導入と併せてオンデマンド型のタクシー、この運行実証実験が開始されること
です。

今後の高齢化の動向を踏まえ、運転移動がままらなぬ方への需要の増加、家族による送迎
負担の軽減、また町外に通勤・通学するバス利用者等がスムーズに移動できる交通システム
の構築は町民の大いに期待するところであると思えます。

そこで、来年度からの運行実証実験開始に当たり、以下の点について質問いたします。

1、オンデマンドタクシー型、これ予約手段と利用料金、その決済方法はどのように考
えているか。

2つ目、運行における予約、配車業務、そのシステム構築はどのようにするのか。

3つ目、運行委託を想定する町内のタクシー事業者、これがこの運行のほうを主体に
しまうと、もしかしたら緊急のタクシーとしての役割が担えないのではないかという不安が
ございました。この町内タクシー事業者の平常業務への影響についてどのように考えるか。

4つ目です。乗車ポイントの設定、町内で100か所ほど行うということですが、この目印
となる看板、あるいは設備の整備についてどのように考えているか。

そして、5つ目です。この実証実験、あるいはその後、決定していく公共交通協議会の
会議ですね。この経過ですね。これを町民にタイムリーかつ定期的に広報発信すべきだと私は
考えております。そうした考えがあるか。

6つ目です。新しい町内交通、これは施策としては大いに期待しておりますが、それだけ
でちょっと届かないところあると思えます。福祉施策にはなるんですが、そうしたものを補
完するためにもっと近いところもですね。近隣への移動手段として、最近進歩が著しい電動
の車椅子、あるいは電気自動車、そしてシニアカーと呼ばれるものですね。この利用を吉田
町はもっと推進すべきだと私は思っております。福祉部門と連携して、そうした新しいモビ

リティ、これの町民利用促進啓発を行う考えは。

最後、7つ目です。これは関心を高める策として、この新しい公共交通構築に対する参加意識、関心向上策として町内オンデマンド交通システムのそのもの、あるいはそこで使う車両の名称、あるいはその車両に対するラッピングデザイン、こうしたものを町民公募でやってはかがかという御提案でございます。

以上、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町内を走る新しい交通についての御質問のうち、1点目のオンデマンド予約手段と利用料金、決済方法はどのように考えるかと、2点目の運行における予約や配車業務、システム構築はどのようにするのかについては関連がございますので、併せてお答えいたします。

町内を走る新しい交通の実証運行につきましては、これまで吉田町地域公共交通協議会や住民懇談会において検討を重ね、令和5年度中の実施を目指しているところでございます。議員、御質問の予約手段につきましては電話やウェブによる事前予約制で、その予約は既存の配車システムを使用し、配車業務を行うことが可能な事業者に委託をして実施することを検討しております。

また、利用料金の決済方法につきましては、現時点において実証運行用車両への機器搭載などの問題からキャッシュレス決済の導入が困難であるため、当面は現金による決済を予定しております。

次に、3点目の運行委託を想定する町内タクシー事業者の平常業務への影響についてはについてお答えいたします。

運行を想定するタクシー事業者の2社につきましては現在、吉田町地域公共交通協議会の委員として協議会に参加をいただいていることに加え、別途、打合せを重ね、実証運行用の車両を借り上げるなどの方策により平常業務への影響がないようにしてまいります。

次に、4点目の乗車ポイントの目印となる看板や設備整備についての考えはについてお答えいたします。

実証運行の段階では、乗降場所にラミネート加工などを施した簡易的な看板を設置する予定でございます。乗降場所に新たにベンチや雨よけなどの待合用設備を整備することにつきましては、オンデマンド型乗合タクシーは利用者が予約をした段階で到着予定時刻をあらかじめ予測できることや、設備を設置する用地の確保が困難なことなどから考えてはおりません。

次に、5点目の実証実験や公共交通協議会会議の経過を町民にタイムリーかつ定期的に広報発信すべきと考えるが、そうした考えはについてお答えいたします。

吉田町地域公共交通協議会の会議経過につきましては、町ホームページにおいて、本年度、第1回開催分までの議事録を公開しておりますが、第2回開催分につきましてはできるだけ早く公開してまいります。

また、令和5年度に行う実証運行の経過につきましては、現時点ではその経過を定期的に公開することは考えてはおりませんが、実証運行の結果につきましては吉田町地域公共交通

協議会で報告をし、その後、公開することを予定しております。

次に、6点目の新しい町内交通を補完するために、近隣への移動手段として電動車椅子や電動自転車、シニアカーなどの利用を推進すべきと考える。福祉部門と連携してそうした新しいモビリティの町民利用の促進啓発を行う考えはについてお答えをいたします。

障害者総合支援法において、補装具に該当する電動車椅子につきましては、補装具を取り扱う業者との連携を図りながら、身体障害者等の身体の状態など諸条件考慮し、医師の診断書と併せて更生相談所に支給の適否について判定を依頼し、適当と判断された場合に限り支給を決定しております。

また、介護保険制度におきましては、日常的に歩行が困難な方や移動の支援が必要な要介護2以上の認定を受けた方を対象に、日常生活の自立を助けることを目的とする福祉用具として電動車椅子やシニアカーの貸与を行っておりますが、本人や家族、ケアマネジャー、介護事業所によるサービス担当者会議を経て貸与を決定しております。

議員の御質問にあります、新しいモビリティとしての電動車椅子やシニアカーにつきましては、補装具や福祉用具に関する制度上、給付や貸与の対象となる方が限定的でありますことから、全ての町民に対する利用促進の啓発は考えておりませんが、障害者や要介護2以上の方々への適切な給付と貸与は継続して実施してまいります。

最後、7点目の新しい公共交通構築に対する参加意識や関心向上策として、町内オンデマンド交通システムや車両の名称、ラッピングデザインなどを町民公募する考えはについてお答えいたします。

今後、町内を走る新しい交通を本格運行する場合は、町民の皆様から愛称を広く募集することや車両のラッピングについても検討してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

答弁いただきました。私の質問の番号に沿った形で幾つか再質問させていただこうと思います。

実証実験、これからですので、現時点において決まっていること、それから、これから協議して決めること、そしてまた全然白紙なことあるかと思うんですが、白紙であったり、まだ決まってないことでもこのような方向でという御答弁をいただければなと思っております。

オンデマンドタクシーの予約手段、それから料金決済方法についてでございますが、幾つかあるのですが、基本的には今のタクシーのシステムを利用してでの実証実験という形になるということなので、いわゆる例えば決済においては電子決済などをやはり最終的には目指していかなければいけないのかなと思っているんですが、基本的には乗った方が運転手さんに小銭で、あるいはお札で払ってお釣りをもらうという従来のタクシーのやり取りと変わらないと、ああいう形で実証実験は行うと考えてよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、議員おっしゃるとおり、決済の方法については、今、現金でのやり取りを考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そして、1回300円でやってみようということでもありますので、これが300円だったり500円だったり、地域によってばらばらですね。広い地域だともっと高いところもあれば、利用が多いところはうんと安いだろうということもあるんですが、300円ですね。いろいろ御意見いただいております。

私は、実証実験中はこのぐらいが適切かなとは考えていたんですが、往復だとやっぱり高いとか、もっと安くないかとか。なるほどと思った意見として、実証実験中なんだからもっと安くしなよと。本運用になったら300円でもっと上になるかもしれんけれどもということで、例えばなんですけれども、やっぱり多くの人に実証実験は参加してもらいたいと思うんですが、これが200円とか100円とかそういう割引とか、そういうようなことというのは考え当たらないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほどの料金のお話でございますが、まず300円というところにつきましては、基本的にはバスの補完というところが交通法規というのがございますので、バスよりも安いとちょっとバスのほうが利用できないというところもございますので、バスよりも高い値段でタクシーよりも安いというところが、大体今、目安がこのくらいで今、設定をさせていただいて、今後、これにつきましては実証実験までもう一度、再度協議をするというところでございます。

割引につきましてはですけれども、基本的には実証実験のところで、本当に利用して下さる方がどのくらいいるかということをもっと把握しなきゃいけないというところがございます。実証実験の当初につきましては今、少し割引というのは考えておりませんが、ただ割引をもし仮に採用するという話になりましても、例えば偽造であるとか、どういうふうな形で販売するだとかお渡すだとかいろんな諸問題がありますので、それも今後の協議の中であるとか実証実験をやっていく中で、どういうふうな割引が有効であるかとかいうところも協議をして、今後、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 実証実験中はそこまで、まず割引ありきではなくてということなどは認識しておるんですが、添付した資料2、あるいは資料4、この施策3の10番に当たるところなんですが、スマホ予約割引、それから小中高割引、この辺についても考えていくよという形で載ってございました。

もちろん今すぐに、最初はちょっとこれは実運用になってからの検討項目という考え方もあるんですが、これもちょっと御指摘を受けたんですけれども、自分と子供、例えば2人ぐらいで乗ったときに、1人頭300円だったら900円かかるわけです。これタクシーの初乗りより高いになっちゃうんですね、町内移動に限ったと。そういった場合の規定ですね。どこからは料金頂くけれども、要するに乳幼児まで1人頭って考えていただくのか、それとも小学生以上は1人幾らだ、小学生は半額でいいとかそれぞれ、タクシーに関しては御存じのよう

に車を借りた1台に対しての料金ということですが、ここはあくまでも1人頭なので、その辺の今現状での認識はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

割引につきましては、先ほど言った実証実験の様子を見てということもございます。今おっしゃいました、どこの年代をじゃ安くして、どこの年代を幾らにするとかかそういうのにつきましても、要は利用状況に応じまして、例えば学生さんが多いのであれば、じゃそこは割引を利かせるだとかいろんな、ともかく使っていただかなければ意味がないシステムですので、その辺はそれこそ実証実験の様子を見ながら、どこの年代にじゃどういう割引が有効的であるとかかいうところもその実証実験の中では検証していきたいというふうに考えてございますので、その中で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今の答えで理解はしておりますが、先ほど言ったように、やっぱりサンプル数は多いにこしたことはないので、何だ300円高いわ、やめておこうかという人が本来乗ってみたいけれどもといった場合、十分なサンプル数が集まっていればそれで実運用の際にデータにはなるんでしょうけれども、結果あまり乗る人が少なかったとかそういうようなものが見える場合は、またその料金についても御検討いただきたいと思っております。

では、もう一つ、現金決済。今年度どうにかこうにか運用するというところで、確かにお金を小銭で渡す、お釣りもらうという形が一番設定としては最初は楽なんだと思うんですが、いずれにせよ将来的にはシステムを立ち上げて予約。予約時に既に決済が行われるような形も今可能だと、十分可能だと思うんですけども、そうしたものに持っていかなければいけないと思っております。

さらに言うと、料金の何回使ったから月で幾らもらいますみたいな月割といいですかね。月額ごとのみみたいな形にするとか、もっと言うとマイナンバーカードと連動させて、そこから口座から引き落としすると。そのような形まで持っていくのが、このシステムをある程度の年代に使っていただけるために必要不可欠なことだと思うんですけども、先ほど御答弁少しいただいたんですが、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほどお答えさせていただいた実証実験については、ちょっとシステムの構築とかいろんなものがございますので、当初は現金でというお話しさせていただきましたが、最終的には今、こういう世の中でございますので、それこそ現金ではなくて電子マネーであるとかカード決済であるとか、今、いろんな決済の方法ございます。そういうものについては、それこそできるだけなるべくそういうものに対応できるような形では進めたいと思っております。ただ、先ほど言ったどのように、システム上どういうふうにしていくのかとか、それこそどういった決済の方法、例えば割引、例えば券を使うにしても、どういった偽造防止のものとか、そういうものも対応していかなければいけないし、カードの決済にしましてもカードの事業者との打合せ等もございますので、そういう点も含めまして、今後検討していきたいという

ふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） じゃ、一つ目の部分については今いただいたお答え、承っておきます。

それでは、ほかに予約ですとか配車の業務についてのちょっと確認をさせていただきたいです。

実証実験では、タクシーの無線を利用してという形を使うということなんですね。旅客業のプロではあるんですが、この場合、要は言った言わないとか、無線がうまく通じないとかヒューマンエラーが起きちゃうんじゃないかなという、特に人数が多いときですね。あそこに何人拾ってくれとかあっち回ってくれとかいった場合に、無線だけのやり取りだとタクシー会社さんのちょっと状況によっては拾い逃しちゃうといえますか、うっかりそこ通らないとか、そういうことが起こり得るんじゃないかなと思うんですが、そのあたりについての懸念って大丈夫だと思いでしょか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今の町長からの答弁でございました既存のシステムということでございますが、これは今、電話予約してタクシーを呼ぶのに無線でやり取りをしながらやるというものではなくて、今、既存でシステムとして、オペレーターを通じて既存の方法で配車をしているシステムがございます。今、うちのほうで、今後、実証実験をお願いする業者の中でそのシステムを使っている業者ございますので、その一緒のシステムを使いながら配車とか予約受付もそのシステムの中でやるというところで考えておりますので、そういう無線でやり取りをしながら進めていくものではなくて、1か所で管理をしながらシステムとして動かしていくということを考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 配車に関するシステムは今のお話で少し分かりました。分かりましたが、資料によると予約の仕方が、ネット予約は分かるんです。24時間、いつ連絡しても次の日以降で乗れるんだろうなと思うんですが、1時間前までに電話でもいいよという形を実証実験ではちょっと行くと。平日、1時間前といったときに断られる懸念とかはないのかと。1時間前設定というのかなり、1時間後にここにきてくださいということが今のタクシーのシステムとか今の型で本当に構築、大丈夫なのかとか、あるいは断られるんじゃないかとか、そのような懸念があるんですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今回の公共交通で考えておりますものにつきましては、乗り合いでいかせていただくという中で、1台が1人の下に行って、もうそれで終わりというわけではございませんので、行く方向に合わせて乗り合いで乗っていただいくということ今、考えてございます。

その中で、使用がものすごく頻度が高くて、乗り合いでも乗り切れないという場合につきましては、多少、やはりその辺の予約の前後というものはあるとは思いますが、乗り

合いでなるべく効率よく運ぶというのを目的としておりますので、対応とすればそんなことで対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そこについては了解いたしました。

先に行こうと思います。

運行委託想定の町内タクシー事業者、あるいはその車の関係に関して少し伺います。

そもそものオンデマンドタクシーの車両ですね。これはどういう形かが私、まだよく分かってなくて、町が買ってタクシー会社に貸与するのか、それともタクシー会社が買って、そこに町が補助金を与えて、所有権はタクシーなのか。あるいは、その買い方としてリースなのか、それとも一括なのか。そこら辺に関して少し情報がなくて、そこを聞きたいと思いません。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今回の実証実験につきましては、タクシー会社の今、既存で使っているタクシーを使うということでございます。それにつきましては、タクシー会社からタクシーを借り上げまして、それを運行用に使うということで、既存のタクシーで対応していくということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

借り上げという内容についてはどのような形かなと思って。じゃ、実際はタクシー会社さんが今もう持っているもので、新しくこのために車両を買うのは、少なくとも実証実験の今段階では今のところないという認識だと思うんですが、やはり来年、再来年度、実証実験重ねるうちに、あるいはいろんな情勢の変化でやっぱり町が新しく買わなきゃいけないという局面も出てくるかもと思っております。

具体的に申し上げますと、ガソリン車でいいのかとか、電気自動車なども今、普及進んでおりますし、それを合わせた低燃費のハイブリッド車なども出ております。新しいシステム運用なので、そうしたものを初手から導入する可能性もあるかなと考えておったんですが、聞いたかったのは、それぞれタクシー会社が持っている車ということであれば車種はもう分かっていると思うんですけれども、いわゆるジャンボとセダンという8人以上乗りとそれから4人乗りのもの、それぞれ車種はどのようなものなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

すみません、車種まではちょっと今、把握はしてないんですが、先ほど言った、いわゆるセダントイプとジャンボタクシーということで、その2種類を使って今回、運行実験を行うということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

車種まではまだ把握してないということで、ただ、タクシー会社さんのを使うということ

は分かりました。

利用人数が、とても今の想定の前中2台とか、日中と土日によってスケジュールは分けてあるんですが、利用人数多くて回らないといった場合のそうした台数の増加、あるいは人員増加に伴う予算増加、これについては考えられるものなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

その辺も含めての実証実験ということになるとは思いますが、皆さん、予約で使っていたら回り切れないという想定になったときには、それこそ予算との関係もございまして、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね。実証実験中にもしそのようなことが起こったら、それはニーズがあるということでもいい面もあるんですが、現実に町民の方がマイナスになる要素として、例えば緊急でどこかにすぐ行かなきゃいけない局面ありますよね。例えば病院ですとかね、駆けつけなければいけないような。そのときにタクシー業者に電話しても今、巡回で回っているから無理だよといった場合、例えば近隣のタクシー会社にうまく情報を共有できて何とか拾ってあげることができるのか、そこらあたりについての懸念があるんですが。

どうしても人ってなかなか生きていく上では、急にタクシーで何時にどこまで行かにかんというようなことは出てくるかもしれないと思っています、車扱える人は別ですけどもね。そういう方が今後、どうしても足がない方で、緊急で何時までどこに行かにかいけないと。今からすぐといった場合のタクシー、つかまらない。この場合どうすりゃいいとか、これに関しては町はどういうふうにされたらよろしいかというようなお答えは持っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この公共交通というもとの目的が、先ほどお話しさせていただきましたバスの補完という形でございます。今回の公共交通の中でも緊急時というのはちょっと想定はしてませんが、もし仮に緊急時でどうしても必要だということであれば、タクシーを実際、呼んでいただいて、タクシーで移動していただくということでございます。

そのタクシーがこの実証実験によってなくなる、どうかというお話ですけども、先ほどお話しさせていただいた1台借り上げて、それについては今回の実証実験として使いますけれども、業務に影響のないところでその事業者とは打合せをさせていただいておりますので、じゃ緊急時にタクシーがこのためになくなったということはないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 分かりました。

いずれにせよそのようなケースで、要はタクシー急に呼びたいんだけど、巡回のせいでタクシーが捕まえられなかった、大事な何かところに立ち会えなかったというようなことは極力ないようにしたいものと思っておりますので、その辺の御配慮をお願いしたいと思

ます。

それでは、次です。

乗車ポイント、今御説明ありましたラミネート加工したものを置いて、目印にするということでもあります。目印設置に関しては、恐らく想定で、町内で約100か所近くの場所にそういうものを置くと。ごみステーションとか人が、その地域の方が集まりやすいところに配置をとということだったんですが、この設置の手順なんですが、もういきなり実証実験中に100か所ぽんと置くのか。それとも、主要な場所からだんだんと広げていくのか、どちらでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

乗車ポイントにつきましては、今後それこそ自治会の方とも話をさせていただいて、大体距離間的にはそのごみ置き場くらいの距離感を目安にして乗降場所を設置していくということでございます。

その場所につきましては、徐々に広げていくのではなくて、実証実験始める段階でもうその乗降場所を設定いたしまして、そこにデマンドの交通がそこに行って、その利用者を拾うという形になりますので、徐々に広げていくという形ではなくて、最初からそこに設定をさせていただくというような手順で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） もう最初に設定して、そこに対して目印を置くということでしたが、その場合この前お聞きした予算内訳のうち、50万円程度その費用に充てると思うんです。100か所で50万円ですり足りるのかなというのがあるんですが、あまり風で吹き飛ばすようなものとか、すぐ何ていうか見えなくなっちゃうようなものだとしようがないんですが、その辺大丈夫ですかね。この予算で。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

設置するものが、それこそラミネート加工した簡易的なものではございます。ただ、議員おっしゃるとおり風で舞っていってしまうだとか、設置にあまりにも簡単過ぎて取れてしまうとかそういうことがないような形では対応しなければいけないというふうには考えてございますので、費用につきましては、今とりあえずは今の予算で上げてもらっております50万円を何とか済むというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その目印のポイントに関しては状況をよく見て、もう少し見やすさだとかというものもまた考えていただければと思うんですが、先ほどの御答弁の中では、要するにすぐ拾う場所だから待合い要素は要らないんじゃないかというところですか。

具体的に、私利用される方のちょっと年齢層とか考えたときに、ベンチだとか雨除けみたいなものはあったほうがいいんじゃないかなと当初考えていたんですが、実証実験の段階ではまだそこまでというか、それはちょっとないというところなんですが、であればこれもネットの話と連動するんですが、バスが便利のように、今どこ走っていますというようなロケ

ーションが分かるアプリですとかシステムこういうものがあれば、それを見ながらもうすぐ着くなどということに向かおうとか、そういうような形が取れるんじゃないかと思うんですが、そこに関しては御検討されることだと思いますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ予約が入ってからのいろんな運行で場所がいろいろ変わったりだとか、行くルートが変わったりだとかそういうこともございますので、なかなかやっぱりその辺のバスと同じように定路線で行っているものであればそういうことも可能だとは思いますが、なかなか難しいかなというふうに思います。

ただ、時間に関しましては予約を入れていただいて、その時間に行けるかどうかというところはオペレーターのほうで判断しますので、その時間にはその場所に行けるということで設定はしてございますので、その辺をある程度信用していただいて乗降場所に向かっていただくような形になると思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その答えで承っておきます。

もう一つです。いろいろ乗られる方を想定した場合、車椅子あるいはベビーカーこのようなもので、要するに足がないとか運転のできない事情の方ですから、そういう方その集合ポイントにおられるわけです。今の話しだとなるべくオンタイムに拾えるようにすることで、そこの待合いの必要はないとしても、それに関して、例えば積み込みは運転手さんにちょっとお願いして必ずやらせようとかそういうようなところまで、今の時点でここまでの配慮細かいという話かもしれませんが、そこ結構大事なかなと思っているので、そこに関しては協議をされたとかということはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

その辺の今後の細かいサービスと言いますか、そういう対応ですけれども、それは今後タクシー事業者さんとの話の中で協議をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 御配慮お願いしたいと思います。

では、次の内容です。

この交通システム期待されている方も多いですし、そうじゃない方もおられるかもしれないんですけども、いずれにせよ町民巻き込まないとなかなか利用もしてくれないとか、何か批判ばかりというようなことになるかと思えます。その際には、今こういう実証実験を行いました。結果はこうでしたので、この方法で考えますと。公共交通会議でこのような内容がまとまりました。概要はこうです。こうしたものを即時発信する必要は、もう必須だと思っております。ある程度まとまってから出てくるような形だと遅いというか、勝手に決められた感を持つ方も正直いらっしゃるんじゃないかなと。そういう意味では、私はホームページとか広報に特設ページ設けて、今月これやりましたとかそのぐらいが必要んじゃないかと思ったんですが、御答弁では会議のその内容の取りまとめを早めるというような形だっ

たんですが、その広報ページをつくるとか特設で今月これやりましたとか、そういうようなタイムリーな発信というのは難しいものなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど言った経過についてというよりは、経過でちょっとどのぐらいの人数乗ったとかということもございますし、それだけの情報になってしまいますので、その辺は少し今考えてはございませんが、ただ先ほど言った協議会のほう、交通協議会のほうで勝手にというお話がございましたけれども、今回の実証実験に関しましても過去2回ほど住民懇談会を今年になって開きまして、その結果であるとか、どういうふうな住民懇談会でお話が出たとかというものも随時協議会の中で報告させていただいて、それを踏まえた中でいろいろ決定するというよりは、こういう方向で進んでいきたいというような内容も協議させていただいております。

この実証実験に関しましても議員おっしゃるとおり、やはり使ってくださる、町民の方がやはりどう感じているかというところが非常に大事になってきますので、それにつきましてもアンケート調査等も行う予定でありますので、そういう中で今どのような町民の方が感じを持っているかというところは把握しながら協議会のほうでも検討をしていかなければいけないと思っていますし、町民の方の意見といたしますか、そういうものの把握についてはそういうものでしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） お答えいただきました。

確かにそうですね。今とにかく圧倒的に必要なのは、利用者の声です。改善点などを指摘していただいたり、あるいはよかった点などはそのまま残すというような取組が必要であると思います。

そういう意味では広報活動もそうなんですが、ルール、こういうような仕組みですというのを分かりやすく提示するとか、それを常に行った上でいざ本運用となった場合には、もうすぐ定期的に利用できるような方が一人でも多くなればと思っております。

そういう意味では、やはり利用者多いほうが私も機会があればぜひやってみようと思うんですが、町長伺います。

ぜひ、以前広報活動としてマイナンバーの前なんですが、役場の書類をコンビニで取得できるように町長回られたと。また、いろんな事例見ても、首長さんがこうした施策の場合、こう実際に実証としてデモンストレーション的にやって広報活動の一環になる。そこでまた、実際に乗ってみたことで改善点などが上から分かるというようなこともあるんですが、ぜひ乗っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この実証実験、将来的には本格的な運行に持っていければありがたいと。ぜひとも成功してもらいたいと思っているものですから、当然のことながら、始まれば手を上げて真っ先に乗ってみたいと。いろんなことを自分で確かめてみたいと思います。

昔、大井川町が焼津と合併する前の大井川町に行かれて、私の知り合いの方が町長の池谷さんという方ですけれども、議員が当時コミュニティバスについて質問したそうです。その

ときに池谷さん、町長が議員さんコミュニティバスに乗ったことありますかねと言ったら、乗っていないと言ったら怒ったそうです。

だから、そういうこともありますので、当然のことながら私も率先して乗りたいと思いますし、議員の皆さんも自分で乗って、何回かいろんなところで乗って、こここういうふうなことやったほうがいいんじゃないかと、こここういうことやったほうがいいんじゃないか、これはちょっと止めたほうがいいんじゃないかと、いろんな方々のやはり要望を聞いて、なるだけ多くの町民の皆さんが乗ってもらえるような方向に掘り起こしをしていくと、そういうことも必要だと思いますので、ぜひとも私もそうですし皆さんもそうですから、有権者から選ばれた人間ですから、やはりこういうものを何としても成功する方向でやってみたいと。当然ここにいる職員にも乗るように私のほうから言わせてもらいたいと思っています。

ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 積極的なお答えありがとうございます。

そうですね。町長のみならず執行部の方、それから職場役員の方もぜひ一度乗ってみて、その利便性を確かめるというようなことは、多少非効率であっても一度ぐらいは自分の車じゃなくてという方で、要は車乗っている方ってどうしても俺には関係ないというような方が多いと思うんですが、自分がまたそういう状況になったときとか、あるいは家族のことを考えた場合に、このシステムは本当に活用できるんだろうかというのを町に住む方全体が考えるのが有効だと思いますので、かくいう私ももちろん機会があれば乗ってみたいと思います。分かりました。そして、あと幾つかです。

福祉連携の部分について伺います。

資料②の3の(11)高齢者・障害のある人に向けた移動支援の継続と充実をうたっております。

これは、公共交通プラスアルファとして、ほかにとにかく高齢者を中心とした方に対して、もうちょっと移動手段が何かないかと。例えば、福祉的なところにいるバスを継続するだとかそういうようなことだと思います。あるいは、バス停に対して乗り換えとか道筋を示してあげるといったような施策もあると思うんですが、私としては、質問にしたようにモビリティの普及が今すごく盛んです。

各自治体いろいろ事例を拾っているんですが、熊本県のある町ではセニアカーを15台ぐらい町と業者でレンタルさせて、月々の使用料2,000円ぐらいで使いたいという町民に貸し出すというようなことを実際にやっている自治体もありました。茨城県のつくば市だったかな。そういういろんなそのモビリティの可能性として電動の車椅子をある程度その実証実験でレンタル対応してみようという試みをやっている。今後こうした流れは増えていくと思うんですね。

一般の町民の方に聞くと、要するに遠出するときはそれなりに何とかするけれども、近所のスーパーとかが、今までは元気だったから歩いて行ったり自転車も使えたんだけど、やっぱり足がもうちょっと、そんなに遠い道のりじゃなくてもやっぱり往復で荷物持って歩くのつらいと。そこは、実はタクシーを使うまでもなく、ある程度数百メートルレベルだったりするんですけども、そういうところに動けるものがあればいいなということで、でも自転車は危ないと、そのようなお話もいただきました。

セニアカーあるいは電動車椅子乗ってみれば分かるんですけども、すごく楽です。私、みんながなぜ使わないのかなと思っているんですけども、やっぱり料金が不明なのと、圧倒的に認知が足りないのかなんですね。

町としては、福祉目的の方にはそういうレンタルを貸出しをやっているよということであるんですが、福祉課さんに伺いたいです。

今、その高齢者、特に要介護2以上の方で、実際にこういう福祉器具の中でも特にモビリティの福祉ですね。電動車椅子あるいはセニアカーこれをレンタル、介護の料金を使うと10分の1ぐらいなるらしいです。とても安いのですが、これ今利用されている方って相当おられるのでしょうか。そこら辺をちょっと教えてもらえますか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課です。

ただいま御質問のありました電動カートまた電動車椅子のほうの貸出しの状況ということでございますけれども、こちらのほうで何台貸し出しているかというちょっと集計自体は持っていないところではあるんですが、町のほうの主要な事業所5か所に聞き取りのほうをしましたところ、現在電動カートについては貸出しをしているものはないということでお答えいただいております。また、電動車椅子についても数台程度ということで、こちらの介護保険事業に係る今言った電動カート及び電動車椅子の貸出しについては、あまり実績がないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3年ほど前からそのような状況であることを承知はしていたんですけども、あまりコロナ禍においてもそこは進んでいないというところだと思います。

実は、介護度が上がると表に出なくなるという現象が、当たり前の話なんですけれども動けなくなりますので、要するに寝たきりに近い状態になって、その福祉というか介護の保険を使う裁量は増えるんですが、実際にはもう表に出れる状況じゃないということで、移動用の介護機器があまり介護保険としては活用できないというような今現状がございます。

こんな中で自治体としてできることとしては、とにかくつなげてあげると言いますか、紹介してあげる。こんな機械があるよと、人生のそこまで長い期間じゃない期間ですね、一生持つものでもないですし、何か代を入れ替えて使うものでもないもんですから、やはりレンタルが妥当だと思うんですが、購入するとやっぱり中古車買うぐらいかかっちゃうんですね。四、五十万ですかね。そして、レンタルだとそれが保険の必要ないレンタルでも月2万5,000円とかかかるみたいです。それが介護保険を使うと10分の1になるので、月二、三千円だったらこれ使いたいなという方も出てくるんですね。ただし、介護要件満たしていないと駄目というようなことなので、いろいろ難しい問題を含んでいるんですが、町として、できればこういうものをデモンストレーション、先ほどありましたけれども、やっぱり福祉の現場とかあるいは私が当初思っていたのは、県と共同して吉田公園に置いて散策してもらうとか、あるいは小山城の頂上に行くのに、しらすのまどぐち辺りにも置いて、有料でもいいからお金払って使ってもらうとか、とにかく使ってもらう機会を増やすべきだと思うんですが、今すぐに正確な答えはいただけないと思うんですが、そうした福祉施策としてそういうモビリティの紹介、ここに注力をしていただきたいと思いますと思うんですが、ここに関してはどう

でしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今新しいモビリティということであれなんですけれども、今回のうちのほうで行う実証実験につきましては、新しい交通ということで誰でも気兼ねなくお出かけできる町という中で、今、議員のおっしゃるそのセニアカーであるとか電動車椅子であるとか、そういうものを使わないと行けないところでも今回の距離感でごみ置き場くらいの距離感でつくるとするのは、やはりそういうものも含めてそういう方でもお出かけできますよということところが公共交通のほうの目的としてございますので、その実証実験の中でぜひそういうもので移動をしていただいて、ぜひ買い物に出ていただくだとか、どこかへ行っていただくだとかそういうものに利用していただければというふうに思います。

ただ、そういう中でその後にしていく中で、やはりそういうほうが必要であるというふうな結果が出れば、それはそれでまた検討していかなくてないけないことだと思いますが、今回の公共交通の中では、そういう方にもぜひこういう交通があるというところで利用いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 分かりました。

確かに、今回のことにはそういうものも含めて、近場でもいいからオンデマンドタクシー利用してみませんかというところだと思います。その結果、いやもっと近くでなかなかタクシー使うのもったいない、300円払うのもったいないというような方にそうした機具も紹介できればというところで、例えば町のイベントのときに福祉展示として置いてみるとか、実際乗ってもらうとか、そういう方で何人かこれは便利だということで、結果そのオンデマンドタクシーの抑制と言いますか、そこを使わなくても済むような方も出てくるかなという考えで、今質問させていただきました。

それでは、最後の質問に関してですが、ラッピングデザインとか名称などを検討していきたいというお答えをいただきました。そうあるべきだと思っております。

町民参加のための意識づけと言いますか、これを公募して採用するという形もありますし、吉田町が合うかどうか分かんないですけれども、以前ネーミングライツの話しました。例えば、看板を幾つか貼って、バス会社なんかはそうですね、民間ですから。看板貼って、その広告収入で燃費賄うですとかいろんな手法があると思うんです。

その中でタクシー最近乗ったことあるんですけれども、後部座席に座りますよね。そうするとモニターが置いてありまして、広告が流れるわけです。公共的な側面がありますので、広告じゃなくても町のニュースですとかそういうものを流してあげる。そのことで、そこでモニターでもって知れると、そういうようなこともこれも段階がちょっといつてからの話なんですけれども、そういうものを設置してみようかというようなのも面白いんじゃないかと考えているんですが、それについてはどうお考えになりますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今のそのお話ですけれども、本格運行になった場合に、今度車両をどうするか。レンタル

にするのか町として借り上げてやるのか、今までどおりタクシーとしての借り上げでやるのかいうものにつきましても、やれる方法とかできるのできないのかということもございまして、そういうことにつきましても今後本格運用になった場合、そのときにどういう車両でどのような使い方をするかによっては、検討の余地があるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね。本格運用になったときには、どうしても今度コストの話しが明確になってくると思うんです。

具体的に言いますと、その受益者、乗った方の負担率とその実際に町が補助とかで出しているお金とのバランスですね。これがあまりにも一方的だと、やっぱりそれに対しては不満を言う方もいらっしゃるし、逆にその負担が少な過ぎても町の財政がちょっと苦しくなるというところで、それを助けるのがそういう広告要素だと常々思っております。そういうところで、企業とかにとっては自分社の広告になったりすることでお金も出せるし、行政にとってはそこで入ってくるお金が燃費代、運営費に何がしかくみするかもしれないというところでの御提案なので、また御検討していただきたいと思います。

それでは最後になりますが、いろいろ話しましたけれども一度、何度も聞いてはおるんですが、令和5年度に入ります。この資料にも書いてはあるんですが、令和5年度として、この運行実証実験どのようなスケジュールで、どこまではやりたいとそういうようなところをもう一度お聞かせいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

令和5年度の実証実験につきましては、今の計画でいきますと6か月程度を予定してございます。

最初は、まず昼間の運行から入りまして、昼間の運行をまず最初にやらせていただいて、あと、それをまず3か月ぐらい予定をしています。その後に、今度昼と朝、朝の通勤であるとか通学であるとか、朝の時間帯と今度夕方時間帯、その時間帯も含めて実証実験をやりたいと。そこで、どの程度の乗車率があるだとか、その辺を分析していきたいというふうに考えてございますので、スケジュール的には6か月間の中でそのような運行で、実証実験を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） スケジュールについては理解しております。

私としては実証実験はいち早くスタートして、その中で試行錯誤してトライアル・アンド・エラーと言いますか、いろんなことを直していけばいいと思うので、今のその計画の中で前倒しできるところ、例えばその10月、秋口以降に運行実証を、例えば8月や7月ぐらいにできそうだとかそういうようなことって御検討されないんですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

予算的なこともございますので、前倒しできるものであればあれですけども、ただ、今

からそれこそ乗降場所であるとかいろんなまだ打合せこれからしていった中で、決めていかなきゃいけないこともございますので、なかなかちょっと前倒し難しいかなとは思いますが、予算との関係でもし前倒しができるようであれば、それは進めていくにこしたことはないんですけれども、なかなかちょっとスケジュール的には難しいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） いずれにせよ今年度中の早いタイミングでの着手、このニュースが受け取れるのを期待しております。

もう一つだけ教えてください。

資料④の(9)に書いてあります本格運用への以降は令和8年度以降ということですが、そこに可否判断とあります。可否判断というのは、やるかやらないかを最終的にそこで判断することだと思うんですが、基本的にはやっていこうというスタンスであるのは十分承知しているんですが、否となることがあるとしたら、それは例えばどのようなことと想定されますでしょうか。

要はやっぱりやったけれども、ちょっとこれはうちの町では難しいから別のを考えようとか、あるいはもうちょっとペンディングして練り直そうとかそのような形になるのか、この可否判断の否というのは、どういう原因で起こるのか。それで、その場合どうなるのかについてお答え願います。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

公共の可否という中で、どういうふうな基準でというところございますけれども、それにつきましては、やはりどれだけの方が利用していただけるかというところが、多分一番の肝にはなってくると思います。

ただ、そこであまり少ない場合もございますし、逆にすごく多いという場合もございます。ただ、その中でもやはり今後その本格運行に向けては、これからずっと続けていかななくてはいけないという中では、やはり持続可能なものかどうかと。経費的に可能なものかどうかというところも判断材料にはなってくると思いますので、そういうものも総合的に判断をした中で、今後本格運行にいくのか、それとも新しいものに変更していくのかというものは検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 分かりました。

やめるということではなくて、やめるにせよ新しい形を模索するものだ。何か不具合が生じて、そこに合わせていかなきゃいけないものだと考えました。分かりました。

結びとしてこの施策、私個人的にはここ10年、15年ぐらいで自動車運転の技術が相当進化して、要らないんじゃないかと。そのうちですね。そのうち。その過渡期の政策だと思っております。つまりこれは、未来永劫というか何十年も継続していくものではなくて、やはり高齢化の今、伴っての今の現象としてここ10年、15年困るねと。自動運転が普及すれば、タクシーはAI化されるだろうし、また、もし個人で車を持つ方も要はその自動運転レベルが

相当上がれば、もう本当にその運転の技術とか、もしかしたら免許すら要らないという世の中も生きているうちにももしかしたら来るかもと思っております。

それまでのつなぎの施策として、今いる町民が気軽に移動できるようにということで受け止めておりますので、よい施策どんどん実行していただくこと、そして、その情報を町民にあまねく広めることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

今回は、下水道事業に関して合併浄化槽事業に関して、令和8年度末をもってその新しく管渠することはやめると、一つの区切りになるわけですね。大変なのはそれ以降になると思うんですけども、その中でこれから吉田町の下水道事業どうしていくのか。8年度以降、永久に続いていく浄化槽の維持管理、そのほうが大変になると思うんですけども、その意味で今回は現実的な話が決まりましたので、それに対して検証という意味も含めていろいろ質問をしたいと思いますので、質問させていただきます。

趣旨です。

吉田町の下水道事業は、令和8年度末を持って新たな管渠整備工事は終了することが決定しました。これにより下水道処理区域は379ヘクタールとなり、吉田町の面積、大井川の河川面積約275ヘクタールを除くと、おおよそ1,800ヘクタールになると思います。それに対する割合は約2割となります。約8割の面積は下水道区域外になります。浄化槽による水洗化区域になると思います。

令和9年度以降の下水道事業継続のためには、令和2年度から令和8年度末までの下水道事業にかかる費用を明確にし、現状を把握し、課題に取り組むことが重要であると考えます。特に下水道への全戸接続は、下水道使用料や受益者負担金等を通して、事業の継続を支えていく重要なものであると考えます。また、下水道区域外の水洗化事業の計画等についても町の考えをお聞きします。

(1)下水道について。

①令和8年度末までの公共下水道事業費にかかる建設費と維持管理費、建設費にかかる管渠建設費と浄化センター建設費、維持管理費にかかる管渠維持管理費と浄化センター維持管理費、公債費にかかる利子の額は幾らと推定しているか。

②令和9年度以降、管渠建設費は不要になると思うが、①と同様に管渠維持管理費や浄化センター維持管理費及び公債費にかかる利子は、どのように推移すると考えているか。数的表示はできるか。

3つ目の質問です。

ここでちょっと訂正をさせていただきます。

皆様に提供させていただきました資料の中で、戸数が入っている資料があると思います。2枚目の資料です。この資料の下水道課のほうからの資料として請求をし、提出をしていただきました。この中で単純に水洗化人口、左側の通りの中に令和3年度までの累計と転出と差引累計がありますので、それを基にして私の中では質問をしようと思いました。

下水道課長に指摘をされまして、確かに吉田町の統計要覧の中に、先ほど説明がありました1件1件の人数とそれと細かな詳細を調べたということで、この中で統計一覧表の中では1万2,262人が1万1,174人、転出は同じです。差引きも同じです。利用率67.66%と書いてあるのが、水洗化率が74.3%と少ないに訂正いただきたいと思います。

③をお願いします。

ここで、吉田町令和4年度統計要覧によると、水洗化人口は、令和3年度末での供用開始人口が1万1,174人で、水洗化率が74.3%と少ない。要因は推計しているか。対策は行っているか。

④下水道への全戸接続こそが事業継続を支える重要な要素となると考える。下水道への接続のお願いはダイレクトメールだけではなく、丁寧な説明と理解が必要と考えるが、町の考えと対策は。

(2)合併浄化槽について。

①令和9年度以降は、町の面積の約8割の区域が合併浄化槽による水洗化区域になると考える。下水道事業に代わる合併浄化槽での計画的な事業経営を考えているか。

②吉田町では、現在でもくみ取トイレの使用が確認される。合併浄化槽による計画的な水洗化事業は考えているか。

③町の多くの単独浄化槽が耐用年数を超え、合併浄化槽への入替えが必要となっている。また、単独浄化槽から合併浄化槽への入替えも多くなっている。合併浄化槽による計画的な水洗化事業を行う考えはないか。

(3)全体構想について。

①下水道事業には、下水道区域外の町民から非常に多くの税が投入されている。市町村設置型浄化槽による計画的な水洗化事業は、下水道区域と浄化槽区域の財政的地域間格差を多少とも縮小することができるかと考える。下水道事業に代わる水洗化事業を考えないか。

②市町村設置型浄化槽は、市町村の維持管理業務の増加が指摘されているが、DXの推進やAIの活用により事務処理にかかる技術や時間は減少すると考える。また、効率的、効果的な事務処理ができると思うが、どうか。

③令和8年度末で新たな管渠整備工事が終了する等の情報が、町民の方へ届いていないと感じる。下水道接続に丁寧な説明の計画はあるのか。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 下水道事業の管渠整備終了後の吉田町水洗化事業についての御質問のうち、1点目の下水道についての「①令和8年度末までの公共下水道事業費にかかる建設費と維持管理費、建設費にかかる管渠建設費と浄化センター建設費、維持管理費にかかる管渠維持管理費と浄化センター維持管理費、公債費にかかる利子の額は幾らと推定しているか」

についてお答えいたします。

あくまでも現時点におきます推計金額でございますが、令和8年度末までの公共下水道事業費にかかる建設費は253億2,366万円、維持管理費は37億8,227万円、建設費にかかる管渠建設費は172億5,430万円、浄化センター建設費は80億6,936万円、維持管理費にかかる管渠維持管理費は4億9,616万円、浄化センター維持管理費は32億8,611万円、公債費にかかる利子の額は56億4,569万円でございます。建設費、維持管理費、公債費にかかる利子の合計金額は、347億5,162万円でございます。

次に、「②令和9年度以降、管渠建設費は不要になると思うが、①と同様に管渠維持建設費や浄化センター維持管理費及び公債費にかかる利子は、どのように推移すると考えているか。数的表示はできるか」についてお答えいたします。

令和9年度以降、下水道管渠の新設は実施しないものの、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の維持管理に重点を置いた事業を進めていくため、布設済み管渠の更新工事は行っていくことから、管渠建設費は引き続き必要となります。

また、管渠更新に合わせて浄化センターの改築や機械、電機などの更新工事も実施していく必要はございますが、現時点において、その実施時期については見通せませんことから、数的表示はできません。

次に、「③排水設備設置状況一覧によると、水洗化人口は令和3年度末での累計が1万2,266人、転出等3,966人、差引累計8,300人で、利用率は67.66%と低い。要因は推計しているか。対策は行っているか」と、「④下水道への全戸接続こそが事業継続を支える重要な要素となると考えます。下水道への接続の願いはダイレクトメールだけではなく、丁寧な説明と理解が必要と考えるが、町の考えと対策は」については、関連がございますので併せてお答えするとともに、議員の御質問にあります利用率につきましては、下水道経営の指標における水洗化率と捉えてお答えいたします。

なお、水洗化率の算出において、令和3年度末水洗化率の算定における分子となる水洗化人口は、議員御質問の資料にあります8,300人となりますが、分母は下水道処理区域内の人口となりますことから、令和3年度末の累計の1万2,266人ではなく、令和3年度末の処理区域内の人口である1万1,174人でございますことから、令和3年度末の水洗化率は74.28%となりますので、この74.28%の水洗化率に対する御質問と捉えてお答えいたします。

総務省が公表している令和3年度決算による経営比較分析表によりますと、水洗化率の全国平均は95.72%であり、また県内で公共下水道事業を実施する29団体の平均は、87.53%であることから、水洗化率の向上は非常に大きな課題であると認識をしております。

下水道へ未接続である要因は様々あるかと存じますが、高齢者世帯であることから、自宅の後継者がいないため接続をためらっていることや、既に合併浄化槽の設置により汚水処理が可能となっていることから、すぐに下水道への接続を必要とされないためであることなどが、主な要因と考えております。

生活環境の改善や公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するとともに、公共下水道事業経営を接続していくためにも、下水道への接続率の向上は重要な観点でございます。

町といたしましては、速やかに下水道への接続をお願いするため、現在行っている町のホームページや広報よしだにおける周知に加え、下水道事業区域内で供用の開始は済んでいる

ものの下水道への未接続のお宅向けに接続促進の通知を送付しておりますが、今後はより効果的な方策も検討し、下水道への接続の促進を図ってまいります。

次に、2点目の「合併浄化槽について」のうち、「①令和9年度以降は町の面積の約8割の区域が合併浄化槽による水洗化区域になると考える。下水道事業に代わる合併浄化槽での計画的な事業運営を考えているか」、「②吉田町では現在でもくみ取トイレの使用が確認されます。合併浄化槽による計画的な水洗化事業は考えているか」、「③町の多くの単独浄化槽が耐用年数を超え、合併浄化槽への入替えが必要となっています。また、単独浄化槽から合併浄化槽への入替えも多くなっている。合併浄化槽による計画的な水洗化事業を考えていないか」については、3点全てが合併処理浄化槽による計画的な汚水処理事業の検討に対する御質問と捉え、一括してお答えをいたします。

町が実施している合併処理浄化槽の整備は個人設置型で進めており、平成29年第1回吉田町議会定例会における議員からの一般質問においてお答えしましたとおり、循環型社会形成推進地域計画で定めた内容で、国・県の補助金を得ながら実施しているものでございます。

現行の計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間でございますが、令和7年度以降につきましても合併処理浄化槽の新設や転換の要望数を見据えるとともに、合併処理浄化槽の整備に関する制度改定に柔軟に対応しつつ、国や県と協調して合併処理浄化槽の設置を希望される方の支援を実施していく考えでございます。

なお、令和5年度予算案の合併処理浄化槽設置事業といたしまして、145基分、9,054万6,000円を計上しておりますが、令和5年度からこの事業量で継続した場合、静岡県生活排水処理長期計画目標であります「令和18年度の汚水処理人口普及率95%」が前倒しで、令和15年度までには達成できるものと見込んでおりますので、町といたしましては計画的に事業を実施しているものと考えております。

次に、3点目の「全体構想について」のうち、「①下水道には下水道区域外の町民から非常に多くの税が投入されている。市町村設置型浄化槽による計画的な水洗化事業は、下水道区域と浄化槽区域の財政的地域間格差を多少とも縮小できると考える。下水道事業に代わる水洗化事業を考えないか」についてお答えいたします。

令和2年第3回吉田町議会定例会における議員からの一般質問においてお答えしましたとおり、市町村設置型浄化槽につきましても、個人設置型と比べ合併処理浄化槽への転換が集中的に短期間で進めることができる一方で、事務量の大幅な増加など管理面における課題もありますことから、町では市町村設置型の導入は考えておらず、汚水処理ビジョンにおける浄化槽整備区域においては、現在の個人設置型による整備を進めてまいります。

次に、「②市町村設置型浄化槽は市町村の維持管理事務の増加が指摘されておりますが、DXの推進やAIの活用により、事務処理に係る技術や時間は減少すると考える。また、効率的、効果的な事務処理ができると考えるがどうか」についてお答えいたします。

合併処理浄化槽の維持管理業務については、現在の個人設置型においては、浄化槽点検業者が自ら契約先の点検スケジュールを管理して実施していることから、町に事務負担は生じておりません。

しかしながら、合併処理浄化槽の整備に市町村設置型を導入した場合、町の公営企業として実施し、整備された浄化槽や維持管理については、特別会計により経理する必要があるとともに、新たに使用料徴収の事務負担が生じることや、維持管理業務を担当する職員人件費

や管理システムなどの事務処理コストが新たに発生することが考えられるなど、管理面において様々な課題がございます。

議員の御質問にありますDXの推進やAIの活用によって、どのように事務処理の減少や管理面の課題解決につながるのかは不明であることから、お答えすることはできません。

最後に、③令和8年度末で新たな管渠整備工事が終了するなどの情報が町民の方へ届いていないと感じる。下水道接続に丁寧な説明の計画はあるかについてお答えいたします。

管渠整備を含めた町の公共下水道事業の方向性について、令和2年度に汚水処理ビジョンと公共下水道事業経営戦略を策定した際には、パンフレットを作成して全戸配布をしており、毎年、「広報よしだ」では、9月10日の下水道の日と10月1日の浄化槽の日にならみまして、下水道だよりとして紙面を構成し、その中で下水道への接続をお願いするなど、情報発信に努めているところでございます。

今後においても適時適切に周知を行ってまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 答弁をお聞きしました。

一番最初に申しましたとおり、今までは管渠整備工事がずっと続くという観点で、町の人たちもいろんな面で理解じゃなくて我慢をしていたと思います。

最初申し上げたとおり、令和8年度で管渠が新しくこれから新設することは止まるわけですね。逆に言うと、それ以降は、これから下水道を、何ていうんですか、維持していくためには、2割の人たち、最初に申しあげました約2割のところ、379ヘクタールが町の2割。実は2.1%か、一、二%ぐらいです。大井川の面積は、申しましたとおり外しました。要するに、上下水道以外の方々が、約8割弱の人たちが、今の町長の答弁中にあるとおり、下水道に関しては公共という名前を持って、税を投入していく、企業会計を継続していく。

さっきの同僚質問の回答にもありましたけれども、一番、私が問題としているのは、料金の問題ではなくて、実際に運用しているときに、何が、どのぐらいの人が、どういう形で今の工事を納得しているかというのは、なかなか聞こえてこないんです。それ皆さん知らないんです。中に書いてありましたとおり、ダイレクトメールで出していますよと。でも、ほとんどの人たちがそれを知らなくて、最初、料金の設定の話をして、もし出ていくと、ちょっと私としては危険なことになるんじゃないかと、そういう感じをしていますので、その中で丁寧な説明が必要ではないですかということなんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 恐れ入ります。

丁寧な説明が必要という、そのポイントは、今の御質問どこだったでしょうか。すみません。恐れ入ります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほど料金の設定で、同僚議員の説明、料金の設定ありましたよね。そして、そのやつが、今この計算でいきますと、資料の中で何件が、この資料の中に、先ほど言いました水洗化率が74.3%、実際に1万1,170人の中で、その中の74.3%が金額的に少

ないということですよ。その金額をもって、例えば令和5年度だったかな。令和3年度です。吉田町公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収支及び支出では、下水道使用料が9,227万6,000円となっています。

単純にこの水洗化率で割って、金額というのは全部で控除かかった、要するに下水道を接続すべき人たちが入ったときには、単純に計算していくと、利用料が1億2,419万3,000円になるんですけども、この単純な計算でこれよりいいんですか。実際には、もし全体が下水道に加入していただいたら、どのぐらいになると推定を、各数字は出てきますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

水洗化率が100%だったら使用料収入幾らになるかという正確な推定値というのは持っておりません。

ただいまお聞きしました試算方法は、家庭の試算方法としてはあり得ると思うんですけども、その中には大口の利用者の料金を含んでおりますので、単純に割って、残りの非水洗化率からも同様の収入が得られるとは限らないものですから、正確な数字ではないかと思っています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 正確ではないにしても、これに近い数字が実際には収入として、下水道事業の継続に上がっていくということで、そういう確認でよろしいですね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 推定の仮定値としては、そういうことでよろしいかと思いません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この数字は、令和5年度の今回の議案の中に出てきたものが、町からの繰入金で5億7,000万なんです。その中で1億2,000万が、ここに仮に入っていたとして、6億5,000万が税金を投入されているわけですね。非常に大きな金額になるような気がしますけれども、実際にはそのぐらいの金額、まだ6億の金が税から導入されていると。

そうすると、今言った全体の面積としては2割、8割弱の人たち。人口にしても2万9,000人の中から1万1,000ですから、まだ3分の1ぐらいの人たち、その人たちが、実際には税を投入して、企業会計としてやっているわけですね、維持管理を、という形になると思うんですけども、その辺の計算というのは、大体よろしいですか、そういう形で。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 恐れ入ります。

御質問の中にあつた議案の中で5億7,000万と、あと、何か1億2,000万という数字はどこから。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

1億2,000万というのは、先ほど言ったその前の数字です。全体が100%になったときには、どのぐらいなりますか。約1億2,000万ぐらいの金額がなりますねと。令和3年度の支出の9,227万6,000円が、単純に割って行って約1億2,400万で、大口が入っているからということで、大体1億2,000万ぐらいという計算になったんですから、残りは、要するに税から繰

入税としてやっているわけですね。

そういうことでいいですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ちょっと、ただいまおっしゃった数字は違うかと思えます。

予算書の中では、基準外、基準内が負担金か補助金かという名目ではっきりしていますので、3条のほうの収益的収支のほうに載っている基準外の繰入金、補助金の額が、今の使用料収入でもって賄い切れない分ということで、税金から頂いているというふうにお考えいただければと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の5億7,000万という数字に関しては、吉田町の一般会計のほうからです。一般会計のほうから下水道に繰入金が、あの中に表示されている金額がそういう金額なんです。

それと、今言われました基準外であるとか、基準内、それは恐らく、都合とは言いませんけれども、そちらがこれも使っているはずであって、実際には基準外、明確な回答ないわけですね。国が補助くれるわけじゃないですから、要するに、町の税金がそこまで入っていますよということなんです。それは間違いないことですよ。予算書から。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

一般会計から8款土木費の中で公共下水道費として頂いているお金は、税金から、下水道事業に充てていただいているお金ということで間違いございませんが、議員がおっしゃる、その2割の面積に住まわれている方の分も入ってございます。

以上です

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もちろんその2割の、町の施策ですから、税金に対しては2割の、全員が入っているということですよ。

一番最初に、趣旨の中からやったんですけれども、話をしましたとおり、379ヘクタールが約2割、2.1%ぐらい。約2割強です。20.12%です。

下水道以外の人たちが、大井川の面積なくしてですよ。そのときに約8割弱ということですよ。

私が一番心配しているのは、この浄化槽が決定をしたということになると、その下水道に本当は、よく戦略会議にも出てくる独立採算制ということを考えると、本当はもう、以前と違って確定しましたから、その中で、その独立採算制というのはそれぞれが持っていて、初めて健全な経営になると思うんですけれども、その辺は、私はそういうふうには考えますけれども、どういいますか。独立採算で。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

下水道事業については、公営企業でございますので独立採算を目指すべきというのは、おっしゃるとおりと思いますが、下水道区域以外の区域は、今、個人設置型の浄化槽事業を進めております。

これは、町としては設置や転換にかかる費用、最初の工事費用の一部を補助しているだけでございまして、以後の浄化槽の維持管理についてはやっておりませんので、ここで、このことについて独立採算を云々される事業では、もともとないという認識です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 町の側としては分かりますよ。それを認めるわけにはいかないことも分かります。

それと、今ここで私が問題としようとしているのは、二極化をしてくるわけですよ。それと同時に、例えば、もう実際100あるうちの5分の1が下水に決定したと、それ以上、下水やらないと。恩恵を受けるのはこの人たちだけです。

ところが、外からの4割の人たちは、そのところに受益なくて、税金だけ納めるわけですよ。そのときに、二極化したときに、私の考えとしては、4割の人たちを公共水洗化事業という名目で、下水道と浄化槽の汚水による水洗化、それをそれぞれに一つの町の施策として、要するに言いたいことは、市町村設置型を使うことによって、それを使うことによって、町の施策の中での水洗化ということができると思います。

そういう意味で、二極化をしていった中で、それを平らにするためには、平らじゃなくて、そのやつを少なくとも、少しでも不公平感を縮めるためには、そういう方法しかできないじゃないですかということなんです。その辺に関しては聞く形というのはありますか。分かりませんか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

二極化というか二分化ということだと思んですけども、先ほど来、独立採算制を目指すべきだということをおっしゃってました。

今、市町村設置型を実施している市町の例ですけども、環境省が出している市町村の浄化槽整備計画策定マニュアルという中に、現に市町村設置型を実施している市町でも、浄化槽の使用料だけで維持管理が賄えていないということで、独立採算を果たせていない、一般会計からの繰入れに頼っている例が多いということを書いてございましたので、それが合理的だとは考えません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 合理的かどうかというのは、それが維持管理できるかどうか、維持できるかどうかの境なものですから。

ただ、今、環境省の話が出ましたけれども、環境省のホームページ、令和4年のやつ。一番新しいやつ見ていくと、この中では、もう環境省自体が公共浄化槽事業という名目でやっています。公共浄化槽事業。その中にあるのは、このところに書いてあります。この中には、公共浄化槽時、それは町の下水道と同じような形で、町が管理費まで管理すると、それは当然お金取って全然構わないですけども、そういうことをやることによって、やっぱりシステム的に同類の、やることによって、一つの水洗化事業、下水道と浄化槽を使った公共水洗化事業としてやるのが、私としては町の人たちを説得するには妥当ではないかと。

もちろんそのときにはもう雲泥の差が出てきますけれども、金額は。そんなの納得するかどうか分からないですけども、そういう形の方向性に間違いなくいくんじゃないですかということなんですけれども、その辺はどうですか。頑なに拒んでいく方向なんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ただいま御紹介のあった環境省の公共浄化槽事業、これは従来の市町村設置型が名称を変えて、公共浄化槽事業になったということでございます。

議員はさらに、この事業と公共下水道事業合わせて、公共水洗化事業という構想だと思えますが、まさに今、御質問の中にあつたように、費用がたくさんかかるということをおっしゃっていました。そこは大きな問題だと思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その費用に関しては、多分、浄化槽の費用ということだと思いますけれども、ですよ。浄化槽をやっても費用がかかるということですよ。そういう認識ですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今おっしゃる公共浄化槽事業、従来でいうところの市町村設置型の浄化槽事業ですけれども、設置した利用者からも使用料を取ることになっています。

○8番（山内 均君） そうですね。

○上下水道課長（内田宏一君） ところが、その使用料は、対象とするのが浄化槽の維持管理業者に支払うための費用が対象だそうです。我が町で言うところの衛生センター、し尿処理場の維持管理費までは含めないということでございます。

ですので、課題はあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

言いたいことは、その金額が、それをやったとしても、金額には億と何百万の差なんです。実際に設置費用が。

それで、一つ言います。今、下水道事業、先ほどの数字が出ましたよね。管渠だけでも、令和3年であっても256億円使っていると。

ところが、一例として紹介しますけれども、単独浄化槽から合併浄化槽へ替えた方の実際の話、ちょっと情報ももらいました。そのときに、7人槽ですので、トータルとして、トータルとは契約金額ですよ。業者との契約金額が、消費税を込みで117万7,000円だったんです。それで、町のほうから補助金としてもらった金額が、浄化槽設置補助金が41万4,000円、宅内配管工事費が30万円、既存浄化槽撤去費用が9万円、合計で80万4,000円です。残りの37万8,000円は、現在の浄化槽の支出でいくと、その金額がまだこれだけ納めないと、入替えできないんです。それはいいですよ。

そうしたときに、これやっていくと絶対そういくんですけれども、公共浄化槽、市町村設置型だったときには117万で、約11万、12万のお金でやってくれることになって、それが市町村のほうから全部出るとはなかなか難しいでしょうけれども、それが環境省から出してくれるわけです。それがここにある環境省のこういう資料の個人設置型と市町村設置型の、ここには公共浄化槽と設備推進事業ということで、環境省ではそういう形で読んでますけれども、そういうことなんですよ。

そこに私が言っている、途中でありました税の格差、格差というものが、強烈な格差がありすぎるよということなんです。その辺を解消するには、これからそういうものが必要じゃないですかということなんですけれども、それでもあれですか。理論的にはそうですね。どうしても解消するためには、市町村設置型で、我々の使用料であるとか、そういうものと同じような、下水と同じようなシステムになって、年間に4,000、5,000円取られるかもしれないけれども、それは環境省のほうでは補助をしましょうと、そして、そのやつの管理までやりましょうという話なんです。その辺が非常に町の人たちにやってほしい望むところなんです。その辺はどうなんです。そういう考えていったときに、どうしてもそちらに必要なことが起きると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

2点ございます。

ただいま御紹介いただいた金額の例、117万かかったお宅で、補助を差し引いても個人の負担が37万8,000円かかった。これは、いただいたその資料、浄化槽設置整備事業、個人設置型の場合は費用負担が6割かかるというスキームからしますと、6割よりうんと少なかったですね。37万8,000円というのは117万に比べると6割よりうんと少なかった。実際にはうんと少ないということが一つ言えます。

公共浄化槽のほうは、ただいまの試算ですと117万の1割だったら11万か12万くらいじゃないかということでした。公共浄化槽のほうは個々の設置費用の10分の1というような考えをどうもしてないようで、負担金として一律に取っている例が多いようです。ちょうどそのくらいの金額の例が多いです。

37万8,000円と11万、12万、確かに個人設置型のほうが多いと思います。ただ、公共のほうは、補助の対象となるものは浄化槽であるとか配管であって、例えば上に、駐車スペースにするからコンクリ塗るとかというのは、もうこれは補助の対象でない個人負担だということが、補助の対象とすべきものが明確に書かれています。個人負担、公共、どっちが高いかというのは、今の試算で言えば個人負担のほう少し高いということは、まず認めます。

そして、もう一つ、すみません。今のお話の中で私がちょっと気にかかった、国が管理までやりましょう、公共設置型、国が管理までやりましょう、国は管理はやりませんので、そこは認識を改めていただきたいと思います。公共設置型は、利用者から使用料を市町村が徴収して、それを維持管理業者、点検業者に渡すということで、それでも収支が合わないの、一般会計からつぎ込んでいる例が多いということでもあります。

国は管理までは見てくれません。設置のときのこのお金だけです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その辺はまたしっかりと調査しますけれども、その中で、今、環境省の中でいくと、公共下水道によってPFI方式、要するに民間企業を利用して事業を進めなさいとか、そういう、また違う方向にイノベーション的なものが起きているわけです。それはやっぱり重要なことではないかと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

公共浄化槽事業は、浄化槽の維持管理に係る事務を市町村がしょうこととなりますが、それをPFIを活用して民間活力をとすることは、すなわち、市町村の事務負担が大きい、費用負担が大きいということのあかしであろうと思います。

現在、吉田町が取っております個人設置型ですと、皆さんのお宅に設置されている浄化槽の維持管理、くみ取りであるとか法定点検は、我々が手を出すまでもなく、浄化槽の維持管理業者の方が、その方にスケジュール組んで来月行きますよとかと全部やってくれていますので、そもそも我々の負担がない、その維持管理について、まず民間活力が導入できているという例があります。

それと、もう一つ、先ほど言いました環境省が出している整備計画の策定マニュアルの中で、公共浄化槽、市町村設置型の場合ですと、浄化槽を設置することが、もう公共事業、町の発注する事業ですので、設置する業者は、要は入札で取るだとか何だとかということになりまして、営業努力がすなわち報われるものでないという、営業意欲を持てなくなるということが書いてありました。

今の我々がやっている個人設置型ですと、町から補助が出ると。7人槽だったら最大80万の補助が出ますよということをセールスポイントとして回ってくださっている業者さんいらっしゃいます。そういうことで、今、我々がやっているのは、年間の予算が年度の途中で上限に達するくらいになっているのは、利用者の方、住民の方にもそのメリットが届いていると思いますが、それをセールのうまみと感じている業者さんが回ってくれていることも効果だと思います。

ですので、そこにも、転換に対しても民間活力が活かされているというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

そのことに関してはまた調査をし、これから私も詰めていきたいと思っておりますけれども、またどこかでやりたいと思っています。

あと、先ほど質問の中でした、くみ取りのトイレがまだ吉田町にも何件かありますよね。くみ取トイレと、それと、もう一つ困るのは、くみ取りと同時に、40年以上経過した浄化槽がもう壊れてきている。それが外に生として出始めている。そういう現実があるんですけども、そういうものに関しては把握していますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

くみ取トイレの数であるとか、あるいは単独浄化槽が壊れてということが何件あるかという事は把握しておりません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 把握をして、それを計画的にやること自体が、やっぱり公共浄化槽事業なんです。ぜひそのやつをやりたいと思うんですよ。

理由は、くみ取りを使っている個人であるとか、なかなか合併浄化槽に切り替えることができない人、その人たちは、金額的にあるかもしれないし、いろんな条件を持っていますよね。できない条件。だから、その辺をどういう形でいるのかというのは、やっぱり町のほう

では把握をすべきじゃないですか。その辺どうですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） くみ取りのトイレを使用続ける理由としては、下水道へ接続しない方の理由と同様だというふうに考えます。トイレの改修には費用がかかりますので、高齢者世帯で住宅の後継者いない方だとか、改修費用の捻出が経済的に困難といった理由からかと思えます。

ですので、町としては、くみ取りから合併浄化槽への転換費用を補助しているわけですし、ただいま皆様に審議をお願いしています令和5年度の予算の中には、新規の取組として、くみ取りから合併浄化槽へ転換するその配管費用とか、便槽の撤去費用も新たに補助対象に加えて、くみ取りを続ける方に、その理由に沿った対応をしているというふうに考えます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 考え方ですね。

実際にやろうとしていう人たちも、こういう方式がありますよと話をすると、誰だってやりたいわけですね。要するに、さっき言われた37万円が払えない人たち、そういう人たちにとって、ずっとほっとくことになっちゃうと思うんですけども、その辺の感覚も大事にさせていただかないといかんと思うんですけども、どうなんですか、その辺は。

○議長（大石 巖君） 山内議員、先ほどの質問と同じ内容ではないですか。先ほどの質問と。

○8番（山内 均君） ちょっと意味が違うと思いますよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課です。

恐れ入ります。もう一度質問をお願いします。すみません。

○8番（山内 均君） 分かりました。

くみ取りのトイレの人たちが、もう本当はやりたいに決まっていますよね、皆さん。

ところが、なかなかやっていない人たちが、回っていくと、結構あるんですね。今言われました37万円がなかなか払えない人たち。もしその人たちをほっとくんですか。壊れている浄化槽であっても、そういう人たち、高齢者だけであるとか、もう本当にお金に大変な人たち、それとか、何かの理由がある人たちに、ずっとその状況を続けていくことになりますよね。そうすると、間違いなく、最低で文化的なという話が出ているわけですよ。生活を有する権利を持っていると、日本人は。そういうところへいくと思うんですが、その辺はどうなんですか。そういう意味での考え方の変更というか、受入れというか、受入れはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

2点ございます。37万8,000円の差額を、盛んにおっしゃっていますが、まずそれは議員が御存じの方の一例であって、全ての方の差額がそうではないということ、それから、公共浄化槽、市町村設置型であっても、必ずその負担金として11万とか12万は頂いているようですので、そこはまず御承知おきください。

それと、くみ取りを使用している方とか単独槽を使用している方というのは、まさに議員の分野の建築の世界でいうと、既存不適格のような感じだと私は捉えています。現行の法では、特に単独浄化槽は、現行の法では新しく設置するときには合併浄化槽しかありませんけ

れども、その単独槽を使い続けることは別に法のあれがないと思っています。耐用年数中であれば。

そういう方が、みんなの環境のために合併浄化槽に替えるということに対して、税からの補助をします。

TOKAIゼロの耐震化もそうだと思います。耐震基準のない建物に住み続けること自体は悪くはないけれども、そこに耐震化することで、ほかのみんなの公共の利益にもかなうということであるということ補助金が出るとしますので、全てを税でということにはちょっとならないかと思いますが。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 誰もそんなこと言っていないで、ちょっと聞けなくなっているかな。

そうではなくて、できるだけ、そういう町の人たちに負担をかけない方法が、環境省でも公共浄化槽という形でやろうとしているわけですね。

それで、なぜかという、後で出てきた話なんです。最初は単独浄化槽、個人設置型、それが何年か後で、環境省が、妥協じゃないけれども、そういう方法を出したわけです。そこには必ずそういう理由があるはずなんです。

だから、そういう形で、後で出すものに関して、環境省のほうではそういうのやっているんですよと、そういう方向に行きませんかということなんです。考えは持ちませんかということなんです。考えを持つか持たないだけでちょっと聞かせてもらいます。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 考え持つか持たないかということであれば、考えを持っておりません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 丁寧な説明をしてくださいねということはそういうことなんです。吉田町はそんなこと考えていませんと。国は考えていますけれども、吉田町考えていませんと。

もしそういうことを表に出したときに、あんまりいい結果、駄目なんじゃないですか。だからやってほしいんですよという話なんです。

もう時間ないですから、本当はもうちょっと勉強して、もう一回やりますよ。

これは、町の人たちの意見を聞くと、みんな確かにそういう形を持っています。やってほしいなと思っているんです。それが私の耳に入ってくる話の中の、今日のこういう質問なんですよ。その辺はちゃんと、やっぱり少しでも聞く耳を持っていただきたいと思います。

とにかく、もう時間ありませんけれども、今日言いたかったことは、面積が確定した、379で確定した。このテーブルの上のこの一角がそれやりますよと。ここはもう入りませんと。その人たちも税を入れてくださいねというものを、ちゃんと説明してほしいんです。私が言いたいことはそこなんです。それが、町の人たちに関する、やっぱり優しさじゃないですか。駄目だったらそれなりの抵抗が出てくるでしょう。そういう意味では、やっぱりその辺を、そういうものの町の人たちの考え方とか、それをやっぱり聞き入れてほしいんです。

そういうのというのはどうなんですか。やっぱり、いつかなって来るとは思いますけれども、聞き入れないとまずいじゃないですか。いいですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） もう上下水道課長が丁寧に説明しているとおりだと思っておりますが、合併浄化槽のほうにも、我々、さっきありましたように、7人槽で80万円という補助も入れておりますので、その辺のところは丁寧に説明していきたいと、このように思っておりますし、現在もやっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私が説明をしてほしいのは、さっきの料金の設定もそうです。料金設定、それを含めて。料金設定含めて、そういうものもしっかりとした説明をしてほしいんです。そのときにどういう返事が返ってくるか、それからでも遅くないですよ、やってもらうのは。決定していただくのは。みんな怒ったらどうしようもないじゃないですか。私が心配するのはそこです。

ぜひ、聞く耳持たないじゃなくて、そういう形でちょっと、少しでも考えていただくことができないかということなんです。これから町の人たちにはそういう意見の、どういうものが出てくるかとしっかり聞きますので、我々はここで生活をしないかんです。ただそれだけなんです。本当にそれだけなんです。皆さんが快適に過ごせるためには、今は高齢化になって、本当に耐震も含めてやっていますと、お金がないから、やりたいけれどもやれない人たちが9割です。そこあれしていただきたいということです。

ぜひ、そういう意味で、よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は3時5分とします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。

6番、蒔田昌代君。

[6番 蒔田昌代君登壇]

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

私は、令和5年第1回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、充実した子育て支援の実施について町長に質問いたします。

令和4年第1回議会定例会の施政方針において、町長は子育て支援における新たな取組のうち、小規模保育施設設備の補助について、共働き世帯や核家族の増加に伴い、安心して子

供を預けることができる施設は、子育て中の保護者にとって特に重要な社会基盤の一つであり、当町においては、待機児童を出すことなく保育園を運営してきたが、低年齢児保育の需要は年々高まっている状況であることを述べています。

特に、母親の育児休業が終了するゼロ歳児と1歳児の入所希望が増加し、対策を講じる必要が生じていたところ、町内において、2歳児までをお預かりする小規模保育施設を運営したいという3社の民間事業者から申出があったことから、町は民間施設の整備に対して補助を行うことにより、施設の設置を推進し、安心して子育てができる環境を整備していくとのことで、議会においても、これに係る予算を可決しました。

令和4年10月25日の町政連絡会において、小規模保育事業所の開所及び開所予定について、民間の施設が令和4年10月1日に1園が開所し、令和5年4月1日には2園が開所となる報告を受けました。

一方、令和2年3月に、吉田町子ども・子育て支援事業計画（吉田町次世代育成支援行動計画）、計画期間令和2年度から令和6年度が出されています。

子育て支援の充実の点から、以下質問をします。

(1) 町内における特定地域型保育事業に関わる子供の数と、町外における特定地域型保育事業に関わる子供の数は把握しているか。

(2) 吉田町子ども・子育て会議条例があり、吉田町子ども・子育て会議委員が設置されているが、特定地域型保育事業に関わる小規模保育事業所もこの会議に加える考えは。

(3) 小規模保育施設への充実について、運営に対する給付のほか、町はどんな充実策を考えているのか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 充実した子育て支援の実施についての御質問のうち、1点目の町内における特定地域型保育事業に関わる子供の数と、町外における特定地域型保育事業に関わる子供の数は把握しているかについてお答えいたします。

町から地域型保育給付費の確認を受けた特定地域型保育事業者は、現在、町内に小規模保育事業所が2園でございます。特定地域型保育事業の利用を希望する場合には、お住まいの市町から利用のための認定を受ける必要がございますので、町内在住の利用希望者は町に申請をしていただきます。そして、希望の園を申し出ていただき、町が入所の調整を行いますので、町内外の施設を御利用いただいているお子様の数は把握しております。

直近の状況としましては、3月1日時点で、町内の小規模保育事業所を利用している町内在住のお子様は30人でございます。

また、町外の小規模保育事業所につきましては、2人のお子様を利用しているという状況でございます。

次に、2点目の吉田町子ども・子育て会議条例があり、吉田町子ども・子育て会議委員が設置されているが、特定地域型保育事業に関わる小規模保育事業所もこの会議に加える考えはについてお答えをいたします。

本町の吉田町子ども・子育て会議の委員は、保護者、子ども・子育て支援に関する事業に

従事する者、団体の代表者、知識経験を有する者、その他町長が必要と認める者で構成をされております。

小規模保育事業所は、子ども・子育て会議条例に定める子ども・子育て支援に関する事業に従事する者に該当しますので、今後、施設とも調整をしながら委員への任命について検討してまいります。

次に、3点目の小規模保育施設への充実について、運営に対する給付のほか、町はどんな充実策を考えているのかについてお答えをいたします。

町内の小規模保育事業所につきましては、令和5年度から開所予定の2園を含め、4園となります。そのため、より一層、円と町との相互の情報共有が必要になると考えておりますので、公立・私立の垣根を越えた保育士等の研修会や連絡会などを開催し、小規模保育事業所の御意見も伺いながら、保育士の確保・向上に向けた取組につきましても検討してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

今、答弁をいただきました。ほとんど私が聞きたいことは検討されるということで、もはや答えが出ているようなものでもありますけれども、ちょっと確認を兼ねて再質問をしたいと思います。

まず順番に、(1)の町内における特定地域型保育事業に関わる子供の数は30人、町外における特定地域型保育事業に関わる子供の数は2人ということでしたが、逆に、令和4年において、町に住んでいない方で、他の市町村から、吉田町のこの小規模保育事業所等に入ってくる人の数というのはどのくらいなのでしょう。そこは把握しておりますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

町外にお住まいの方で、吉田町内の小規模保育事業所を現在利用されている方は2名になります。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

吉田町の町外の方で吉田町を利用している人は2名、町内の方で町外を利用している人も2名ということよろしいですか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 議員がおっしゃるように、町外で町の方が利用しているのも同じ数字ですが、たまたま同じ数字の2名です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

(2)の吉田町子ども・子育て会議条例というのが計画にあるんですが、その計画の中で、この条例の計画書、計画の中を見ると、子育て会議条例と子ども・子育て会議委員の名簿とあります。

3つ目に吉田町子ども・子育て支援事業計画策定の経過ということが書いてあるんですけ

れども、これ令和2年2月10日まで書いてあるんですが、令和3年、令和4年と、この会議というのは開催されたのか。開催されたならば、その中で出てきた検討内容とか議題とか、そういったものにはどういったのがあったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

議員が今おっしゃっていただいているのは、令和2年度から6年度の計画についての81ページにあります策定経過、この計画の策定経過のページだと思います。

計画そのものをつくったのは、令和2年2月10日に最終の策定を行ったわけですが、そこまでの間の経過が載っております、それ以降、ここの冊子には、会議はやっているんですが、冊子作ったのは、令和2年3月ですので、それ以降は入っていません。令和3年、令和4年とも会議のほうは行わせていただいたり、コロナの関係もありまして、書面で行った場合もあるんですが、中身につきましてはここの中で行っている事業の進捗状況の確認と意見等をいただいたというような形になります。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今、内容については、事業の進捗状況の意見をもらったということなんですが、進捗状況、特にその中で、どういった、何か問題点とか課題とかというのは出されなかったんでしょうか。ほかにこういった話合いの議題となった、ほかの何か問題とか課題とかという話合いというのはなかったんですね。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

昨年度、令和3年度に実施した会議につきましては、コロナの時期でもございましたので、コロナ感染症の対策について、こんなふうな対策をしましたよといった報告ですとか、皆さんでの各事業所での対応の様子等を意見交換を行ったような形です。

今年度も行いましたが、今年度につきましては、先ほど来、議員がおっしゃっていただいているように、新しい小規模保育事業所ができますので、その定数、定員のところを加えた形の承認をいただいたというような形です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今年度の話合いの中に小規模保育事業数の定数を加えたというお話が、今年度されたんですね。

やはり需要が本当にますます高まっているなどというのは、先ほどお聞きした町内在住のお子様の人数からすごくよく分かります。

町のホームページで、この子育て支援というページを開くと、公立の保育園の話と私立の小規模保育施設の情報が載っています。

その数からすると、やはり今まで1園でやっていたのを、10月1日から2園になって、それでも、やっぱりちょっとこの定員数から見るといっぱいいっぱいなのかな。単純に今、運営している園数を見る2園で、利用しているのが30日のいっぱいいっぱいな状況だと思われま。なるべく早め早く開園していただいて、お母さんたち、預けたい方は待っていると思うんですけども、その方たちに対して、町は今どういったふうに対応をしているんでしょ

うか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 新しく2園ができる事業所についての町の対応はということで、議員御質問ありましたが、10月の時点で、令和5年度の保育園入所の募集のほうを行っております。保育園という表現でくくりになりますので、公立保育園4園と、今までありました小規模事業所と、新しくできた小規模事業所、そして、4月から始まる事業所につきまして、一覧で載せさせていただきまして、こういった保育園がございますので、希望の方はこの期間の間に申し込んでくださいねという案内のほうと、併せて、町内には幼稚園もがございますので、幼稚園のほうも同じように、住所や連絡先、定員数を載せた募集を行っております。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

小規模保育事業所は、子ども・子育て会議条例に定める子ども・子育て支援に関する事業に従事する者に該当しますので、今後とも、施設とも調整をしながら委員への任命について検討してまいりますということではありますが、これはいつ頃を検討されているのでしょうか。もう開園と同時に行うのか、それとも、整備もいろいろあると思いますので、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） この子ども・子育て会議につきましては、委員の任期は2年となっております。ただいま、令和4年2月1日から令和6年1月31日までの委員の任命を行っているところですが、先ほど町長の答弁にもございましたように、施設とも調整をしながら、新しくできてくる施設で、今までありました2つの施設ともちょっと調整をしながら、委員への加入のほうはいかがかということをお話をしていきたいと思いますが、今から、4月から始まる園につきましては、今、一生懸命、開設準備のほうをさせていただいておりますので、まず、保育のほうは軌道に少し乗り始めてから、4月1日ではなく、軌道に乗り始めたところで、ちょっとお声かけをさせていただいて、こういった会議が町にありますというところから、ちょっと説明をして、一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

任期が令和6年までであるということなんですが、任期まだ先ですが、今回、小規模保育施設もできたので、その方々にまた聞いて、ちょっと検討するという事なので、スムーズに早めに行けるといいなと私は思います。

やはり町としても、町のホームページを見ていても、やはりいろいろ他の子育て会議の中からすると、やっぱりいろんな、私立の幼稚園の方も参加しているので、この小規模保育施設をどうするのかなと思って、私はちょっとこの条例を見ていて、ちょっと名前を見ていて、ちょっと疑問に思ったので、今回、一般質問をさせていただきました。

やはりゼロ、1歳児は、もちろん小規模保育事業所もありますし、町の保育園もあります。そちらを利用される方もいらっしゃるって、こちらの小規模保育施設も利用される方がいる。子供が小さいうちはお互いそれでいいと思うんですが、子供が大きくなってくると、では、3歳になったときに、子供、次どうしましょうかと、親はやっぱり選択を迫られることにな

と思います。3歳になると、保育園にそのまま行かせるか、幼稚園に行かせるか、認定こども園だったらそのままいけるし、小規模保育で2歳までいた子は、どこに、幼稚園にするのか、幼稚園の選択にするのか、保育園の選択にするのかというのが必要になってくると思います。そこで、横の親の情報を得るために、町はどういうことをやっているのかなど。

町の保育園の中は、町立の保育園は分かっています。私立の幼稚園もこの子育て会議の中に入っています。だけれども、小規模保育事業施設のところの方は、そういった情報のやり取りをどういう場でやっていたのか。今、既にもう2園開園しているので、そういう方たちはもうこの会議に参加は今できていない。4園開園してもまだ会議には参加できないんですけども、例えば、この情報の収集の仕方、情報の共有をすると書いてありますけれども、情報の共有のために、町はどのようなことをやっているのでしょうか。

例えば、情報共有するとなると、やはり会議があって、集まってもらって、そこで意見をいただいて、お互いの状況を話をして、それが分かっただけでもかなりの情報になると思います。そういった面で、町は、今、2園開園していますけれども、1園のときはまだスムーズにいった、1園2園とそんなに数は変わらないと思うんですけども、倍にはなっちゃうんですけども、そのやり取りは町はどのようにやっていたのでしょうか。会議を持つとかじゃなくて、何かあったら連絡を取るとか、定期的に連絡をするとか、何かつながりというのはどういうふうに持っていたのか。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

子ども・子育て会議の中で、こういった次の園はどこがあるよとかという、そういう情報共有というのは、ちょっとある場所ではないところになります。

どうやって今まで小規模事業所と連携を町はしていたのかといった御質問のところ、お答えさせていただくんですが、もともと小規模事業所を持つ場合については、連携園というものを設置してくださいということで、町の条例に載せさせていただいております。これにつきましては、国のものに合わせて町はつくっているものなんです、どんな連携をするかといいますと、乳幼児に集団保育を体験させるための連携をなささいよ、勉強しましょうねといったところとか、適切な保育の提供をするために相談とか助言をしますよ、支援しますよといったところ、あと、必要に応じて代替保育を提供しますよといったところ、あと、先ほど議員がおっしゃっていたように3歳児になったときに、終了して終わりではなく、次の保育へ、幼稚園につながるように連携するといったところを用意しましょうねといった連携園の設定をしてくださいねというものをお願いしてあります。

なので、3歳になるに当たって利用者さんたちが困ることのないようにするために、先ほども言いましたが、募集のを広報に出すに当たりまして、同じように、今いる小規模保育所のほうにも御案内の用紙を送りまして、これで次はどうするか、どんな園があるかというのは御相談してくださいねといった案内はさせていただいております。

今までは1園しかなく、10月からは2園になったというところで、今までどんな支援をしたかといったところですが、毎月、入所をされている方につきましては、請求業務とかそういったものを町とやり取りを毎月行っているものですから、書類だけではなくて、電話でのやり取りもそうですけれども、先ほどのコロナの具合の様子とか、どんなことをやっているよとかといった状況のほうは、電話や請求業務の中でもやり取りをさせていただいていたと

ころです。

ただ、2園だったものですから、その二つの連絡会とかというものは行っておりませんでしたので、先ほど町長の中にもありましたが、事業所の御希望があれば、小規模事業所同士の連絡会を設ける提案はさせていただいたりですとか、あと、公立の保育園とどんな研修をやりたいかなといったところの共有をさせていただいて、保育士さん同士の研修会にも一緒に参加していただけるようなお声かけもできるのかなと考えております。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今、小規模保育事業所同士の横の連携で連絡を取るというのも、私はやはり必要だと思います。ぜひそれをちょっと、事業者の方の意見もありますが、私はそれが必要だと思うので、町としてもそういった考えをお持ちであれば、それを進めていっていただきたいと思っています。

本当に、今、これから4月に入って、保育園、小規模保育施設も開所していきますので、やっぱりやる方も、ノウハウを持ってらっしゃる民間の方がいらっしゃっているとは思いますが、町としても補助金を出したから終わりではなく、そういった今度はソフト面において連携を取るということをちょっと考えていただけたら、より子育て支援のための充実になると思います。

今後、この今の連携のほかに、町としては情報共有して話し合いをすることで、いろんな面が、小規模保育事業所でもし連携ができた場合、そういったところで町としても情報が出てくると、入手できると思うので、そこをちょっとソフト面で、ハード面なのかソフト面なのか、出てくる問題は様々だとは思いますが、支援をしていただけたらなというふうに思います。

そういうすることで、やっぱり吉田町に住んでいる子供たちが、よりお母さんも安心して、お父さんも安心、お母さんだけが預けに来るんじゃないと思うので、お父さんが連れていくということもあるので、そういったいろんな面を含めて、町も情報収集をしていただいて、ちょっと小規模保育事業所の運営お手伝い、補助金だけではなく、バックアップしていただきたいと思っています。

ほとんど、これからそれ以外に、町がちょっと考える充実策というのは、何かほかに考えていることはありますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

それこそ、事業所さんと話をしながら、町がどんな支援ができるのかとか、支援するばかりではなくて、民間の活力を今度は公立の保育園にも活用できるものがあるかとかといった情報共有のほうもしていきたいと考えているところです。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

では、そういった意見をいただいたので、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、6番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

- 議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。
御協力いただき、ありがとうございました。
本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時31分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

◎議案第10号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第1、第10号議案 令和5年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから、第10号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から11款及び21款についての質疑を行います。

引き続き、歳出は、款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましても、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないように御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から11款及び21款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 歳入事業の中の説明書31ページ、有料広告掲載料について伺います。

このホームページに対して、企業のバナー広告を載つけるという手法ですね。ここ数年来で多くの自治体で採用されつつあります。

いろいろ、ちょっと事例調べたんですけども、市のほうが比較的積極的で、町村についてはまだまだ、吉田町もしこのタイミングで導入するとすれば早いものかなと印象受けております。

企業にとっては、やはり閲覧数の多いホームページの下段に自分の企業広告を貼り付けるというか、自分のホームページにすぐ飛べるということで、商品のアピールですとか、企業

の姿勢などを表すためには非常に効果的、そして自治体にとっては、定期的な税収以外の収入が入るということで、よい施策だと思っております。

それで、この広告掲載の取扱いの要綱なども拝見いたしました。まず、この吉田町がこのタイミングで来期から導入しようと、そして、どういうことを目的としてかということをお尋ねいたします。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） まず、この広告掲載の関係でございますが、1つは、議員のほうからもこれまで一般質問等々含めて御質問はいただいていた。また、町としましては歳入確保という観点の中から、このバナー広告含め、いろいろなその収入というのを検討してまいりました。

そうした中で、今回、ホームページのリニューアル含めて行っていく中で、このバナー広告に広告のほうを掲載したいということで今回、計上のほうさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そこに係る部分として、有料広告の取扱要綱についてなんです。吉田町では昨年度からだと書いてございましたが、先に封筒広告、これに関しての、吉田町が送る様々な封筒に対して、これを企業の掲載スペースを載っけて、そこに幾ばくかのお金を取ってということ既に昨年度から実施しているんです。

広告というくくりの中では、ここに関しての実績ですとかは、今のところどのようなものなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） まず、有料広告の封筒の関係でございますが、これは昨年度ではなくて、平成18年度からもう既に実施をしているというものでございます。

この有料広告の封筒、住民票、また税の発行証明の封筒に広告を募集しまして、何万、1万とか、そうした数でこれまで行ってきておりましたけれども、現在のところ、今は広告のほうはしていないという状況でございます。

これまで固定というのもありましたし、また、募集の応募者が減ってきたというところもございまして、現在は今、行っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、平成18年から行われているのは確認いたしましたが、令和4年度から附則がついていまして、そこから新しくその広告の何かが行われたのかなという形で推測いたしました。

今のお話で分かることは、なかなかやっぱり、紙媒体での広告に関して、乗り気でどんどんお金出してもいいよという企業、町内でもそんなに少ないのかなというのを感じました。

そこで、バナー広告に関してなんです。現在の取扱要綱を見ると、その封筒用の内容に少し比重が置いてあるというか、もっと言うと、バナー広告に関しての記載ほとんどないんです。これは附則の追加ですとか、あるいは内容の書換えなどが必要かと思うんですが。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 有料広告の関係ですが、今回こちらのほう改正をして、当然、募集をしていくという形になりますので、現行の要綱を改正するということになるかと思えます。
以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 取扱要綱に関しては、これから募集ということなんですが、そのバナー広告の募集の方法、ほかの自治体などを見ると、ホームページ上に要綱はこうです、金額はこうです、内容はこうですと、審査はこうですというようなことがガイドライン含め、事細かにどこも記載があるような形です。

そして、吉田町も実運用される際には、内容、それから条件などをまとめて、ホームページ記載が必要だと思えますが、そこに関してはどのような形で考えておられますか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 現行の有料広告につきましても、ホームページの中で、ホームページ、また、「広報よしだ」を通じまして、この募集をかけるというようなことになっております。

当然、そのバナー広告を新たに始めるというときには、募集要項とか注意事項も含めて、そちらのほう掲載をして、事業者の募集をかけるという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、まず、そういうことをやっているんだということ、特に町内の企業を中心に認知してもらって、これはやってみたいという形でお金を出したいという企業も現れてくると思えます。

では、最後に件数に関してです。

いろんな御意見あると思えます。6件から始めて、月8,000円の年払い、これ9万6,000円を6件でという予算立てなんですが、近隣の市の状況などもちょっと確認いたしました。焼津市では月単位で一月1万円、12枠。牧之原市月8,000円、12枠。そして、藤枝市に至っては月1万450円で20枠取っています。ホームページのデザインですとか、自治体の規模とかによって、そこはちょっと考え方は変わってくるのは承知しておるんですが、吉田町の6枠、スタートとしてはいいと思うんですが、これ、好評といいますか、歳入として見込めるぞということであれば、この枠の増設の検討などはされるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 広告の今、今回、6枠を想定してということで行っています。

やはり、ホームページの有効活用という中では、そのバナー広告というのも歳入確保の一つの手法だと思っておりますんで、ここはやりながらという形の中で、今後検討していく中で、増額をしていく方向であれば、していくということになりますけれども、まずは本来のホームページの目的というのがやはり情報発信ですので、バナー広告、その中でこううまくバランスを取りながら、今後検討しながら、増設ないし、そういった形で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） それでは、質疑なしと認め終結します。
ここで暫時休憩とします。
休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時12分

- 議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。
次に、歳出に入ります。
歳出の1款議会費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
8番、山内 均君。

- 8番（山内 均君） 全協のときにいろいろ聞かせてもらっていたんですけども、説明書の55ページ、2款の1項6目です。若年者住宅取得応援補助金、いろいろこの資料聞かせていただきました。この中で、件数でいきますと、令和3年で64件の方が定住をしていただいたと、令和4年が77件、本年度79件を予定しているということですね。

それで、この説明によりますと、子育てのほうにシフトをしていくということです。ただ、確かに子育てをシフトすることが大事だと思うんですよ、国がそういう方向で今いっていますから。ただその前に、とにかく若年者の子供を持っている世帯の方が、とにかくここに定住してもらうことが第一条件ですよ。

そうすると、シフトすることは一向に構わないです。そのときに、そのシフトした中でどのような計画を持っていますか。要するに、今、順調に伸びてきている64、77、79、これは、一番大事なところは、下がってくるようじゃしょうがない。

だからそういう意味では、今、市のほうでの計画の中ではどのようなシフトに対して計画を持っていますか、将来性、どういうふうな形に持っていますかとお聞きできますか。

- 議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

- 副町長（平井光夫君） 議員、御指摘のとおり、今、この定住のほうを12月でやめて、子育てのほうにシフトするというのは、この前全協でもお話ししたとおりで、企画課長のほうから、例えば、賃貸でお住まいの方でもそういう子育て世帯へのやっぱりシフトをすることによって、子育ての方がその賃貸で、吉田町にそういう子育て施策に魅力を感じて移住してきてもらうと、で、その方がそのまま定住してもらうということもあろうかと思っていますので、そういう形で今、考えております。

具体的に計画とおっしゃいますが、そういった計画は特に、今のところ定量的なものは持

っておりませんが、そういう形の政策をシフト、まさにその国の政策に乗って、国と同じことをやっていたんじゃ周辺の市町と同じですんで、さらに、うちのほうはそれを上乘せした形の子育ての国の伴走型支援10万円に合わせて町もさらに10万円加えるということ、そういうことをシフトすることによって、子育て世帯の魅力ある町にしていこうということでございます。そういう趣旨でございまして、具体的な人数を何人にしようかという計画は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 人数とかそういう問題じゃなくて、本来の目的であるそれに対してやっぱりダウンしないようにできるだけやっていただきたいと。その理由は、昔、泰阜村という御存じですかね、長野県の泰阜村。長野県の田中知事が、ひとときに彼があそこに住んだんです。それで、その当時、日本一子供の多い、世帯の移住が多い、そこが、もう30年ぐらい前ですね。そのときにやったやつが、そこに入ってくるマンションというようなアパートを造って、そこに魅力に乗ってきて、林業ですの、そこが拠点になってやったんです。

現在見ていくと、東京に一極の集中がまた起き始めたよ、こういう大きな問題になっていますよ。そうするとその中で、山口県であるとか、西のほうでも、遠くのほうでも基本的にいろんなことやっているわけですよ。

その中で、目的を達するためには、吉田町でも何かやらないとは言いますけれども、これから何かそういうものに関しての一つのシステムといいますか、方法というか、そういうのあると思うんですけども、そういうものに関しては、これからどのような感じで考えているかというのはございますでしょうか。今、副町長言われたように、これからの話であって、これから吉田町はまだそこにいないということになりますか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） まさに、今後、これからのいろんな形で計画していくことも考えていかなければいけないこと多いと思います。全国のいろんな市町村の成功事例なんかもいろいろありますので、兵庫県の明石市でしたっけ、あそこもすごいですよね。そういったこともありますので、そういうことを参考にしながら、我々も検討していかなきゃいけないと思いますし、その辺は、今度、令和6年度から第6次の総合計画の中でも、その辺のことを踏まえながら計画をつくっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私もまさにそのとおりにやっていただきたいと思います。

吉田町の魅力がどこにあるか、これから探すということも必要、もちろんこれから新しく掘り起こすことも大事ですので、とにかく定住をしてもらおうと、それが第一の目的を持って、皆さんで力を、我々も出しますので、そういう力を発揮していただきたいと、そういう形で希望的な観測をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑がありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 説明書44ページ、ホームページデザインリニューアル業務について伺います。

今後、自治体の行政情報、これLINEの経由とか、ホームページを閲覧する機会、今でもかなり増えてきていると思うんですが、これからますます、基本的にはそこから、ホームページから情報を取るという形が増えてくると思います。

そんな中、今回のリニューアルに関してなんですが、内容に関しては協議会で伺いましたけれども、吉田町として、この吉田町のホームページは特にかこうありたいというところ、スピード重視なのか、それとも見えやすさを重視なのか、内容量重視なのか、そのあたりについてまずはお聞かせいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） ホームページのリニューアルということで、今回、どこを重視するかということですが、今、議員のおっしゃるスピードであるとか、内容であるとか、それ全てがやはりホームページの中では関わってくると思います。

ただ、今回のリニューアルにつきましては、まず、取っかかりといたしまして、まず見やすさを、いかにホームページにアクセスしてもらえるか、ホームページからいかに町の内容について見ていただけるかということからまず、最初にとっかかりとして重視していきたいというふうには考えてございます。

今回のリニューアルはまずそこを直してから、今度また内容に入っていくというような形になりますので、ただ、どこを重視するかということになれば、総合的に考えまして、全てに充実したホームページにしていきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 紙媒体の「広報よしだ」、今後も続けていかれると思います。そこから町の情報を拾っていらっしゃる方も多いと思うんですが、紙なんで、いつも手元に持っているわけではないですし、気軽に見るという形ではないというか、何か必要が生じたときに何月だったかなとか、要するに、検索などもなかなか大変なことがあります。

それで、「広報よしだ」に関しては、ホームページでも自治体から配られるより早く閲覧できたりしている現状があるんですが、閲覧町民の声、もっとこうしてほしいとか、ここの情報はもっと検索しやすくしてほしい、このような声を拾う機会、あるいはアンケートという言い方が適切かどうか分からないんですが、要は、町民にこうしてほしいというものを受け取って、それを反映した形でのホームページづくりというのを目指してほしいんですが、そのような仕組み、取組というのは現在においてあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 現在のホームページの中でのそのお問合せ先ということでございますけれども、お問合せにつきましては、お問合せフォームというものがございまして、ホームページの中でもちょっと一番下のところに、お問合せということで、そこからアクセスできる場所がございます。

そのお問合せフォームにつきましては、町から、例えば、向こうからの質問が来て、回答が欲しい場合は、メールアドレスだとか、氏名だとか、連絡先を記入の上、そのお問合せのフォームに記入いただければ、町のほうからそれに対しての返答をします。

ただ、やはり、なかなか言いにくいところとかございますけれども、そういう場合は、お問合せフォームにつきましては匿名でも受付はできますので、一方的な声になりますけれど

も、そういう声を聞くことはできるということでございます。

それと、あと、各ページごとに、一番下のところに、役に立ちましたかどうかというところのアンケートと同時に、そこに意見を書くところもございますので、そういうところに意見をいただいて、見やすさであるとか、内容はこうしたほうがいいだとか、そういうものがもしあれば、そこに記入いただければ町のほうでそれを確認することができますので、そういうものを確認しながら反映することもできるというふうなシステムになってございます。

先ほど、やはりリニューアルに当たっては、見やすさとか、ちょっと字が小さくてそのお問合せが分からないとかという声もしあるようであれば、そういうところも今回のリニューアルの中では考えていきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、メールによるそのページに対する見やすさなどを送る仕組みに関しては承知しております。ただし、あれってなかなか本当に一家言あるというか、強烈に意見を言いたい方がやはり意思を持って、名前をつけてということ、匿名性もあるとおっしゃいましたけれども、あそこを送るにはなかなかのエネルギーが要るのかなと思って。

私、申し上げているのは、いわゆる簡単なフォームで、チェックだけで、吉田町のホームページについてどう思いますかとかというのを、ホームページ上のページとかでも置いて、そこに対しても匿名性があってもいいと思うんです。むしろ匿名のほうが言いたいことを言えるというところも、そこに関してはあると思いますので、そうしたものを検討しないかというところなんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 今、お問合せフォームとは別にまた、ページのところにもあるという話の中で、やはり匿名、なかなか名前を書いてまでというのはなかなかハードルが高いという中では、先ほどちょっとお話しさせていただいた匿名でも十分だし、そのページに関しては無記名でも全然大丈夫ですので、そういうこともございます。

ただ、例えば、チェックを入れてアンケートみたいな形で入れるとなると、なかなかやっぱりホームページのページ数であるとか、レイアウトであるとか、そういうものもいろいろありますので、なかなかそれを各ページごとにとか、あと、どういう形でということになると、なかなかその構成上難しいところもあるかと思いますが、そのお問合せのところになしでも記入できるというところをうまく活用していただければ、そこで声を拾うことはできるのではないかというふうには考えてございますので、現状では今の問合せフォームをいかに利用していただくかというところを検討していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 承っておきます。が、やはり要は本当の声を拾いやすいアンケートフォームの調査研究などは今後も継続していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 6目の、ページ数で言いますと51ページになります。こちらの5番、

地域交流費の中にあります18節地域活性化大規模イベント事業補助金になります。

今年度、令和5年度、300万円の予算がつけられております。昨年に関しては、コロナ禍でありながらも予算のほうでは350万ついておりました。今、だんだんコロナのほうもだんだん皆さんが動きやすくなっているような、緩和されてきているような今ですけれども、昨年度のこういったイベント補助金の利用数も含め、どんな実績があって今回、このような予算立てをされたかお答えください。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） この地域交流費のカムカム補助金というものがございまして、こちらのほうの実績でございまして、まず、令和元年度につきましては100万5,000円の実績がございまして、令和2年度についてはやはりコロナの影響で実績がございませぬ。令和3年度につきましては110万円ということで実績のほうがございまして、令和4年度につきましては今のところ160万ということで実績のほうはございまして、

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、実績をいただきまして、ありがとうございます。

そういった中、町のほうである程度、令和5年度、かなり皆さんが吉田町のほうに来ていただけるような期待がある中ですけれども、例えば、こちらの予算立てをされている中で、カムカム補助金を利用したいイベントのほうが予算以上に応募が多かった場合というんですか、そういった場合というのは、こちらのほうの予算以上の希望者があつたら、そちらのほうは、町のほうは受入れは難しくなるような形になっているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） このカムカム補助金のほうですけれども、予算立ての中では新規事業も一応考慮に入れながら予算のほうでは徹しておりますが、今、議員おっしゃるとおり、それ以上にもし来た場合のイベントに関しましては、それこそ予算との関係もございまして、補正予算なり、そういうもので対応していきたいというふうに考えてございまして、

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） そうですね、かなりイベントがしやすいような場所が吉田町にはたくさんありますので、ぜひ今後も町のほうのイベント会場として利用される団体さんがあるようでしたら、ぜひ受け入れていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 59ページの交通安全施設整備についてお伺いします。

町長の施政方針におきましては、「令和5年度についても、本年度に実施しました合同点検や、吉田町子供の移動経路交通安全推進会議において対策を検討しました危険箇所について、区画線の設置や防護柵の行使などを進めてまいります」と述べています。

先日、令和4年度吉田町要対策箇所整備進捗状況リストの23か所の要対策箇所について、令和4年度において実施済みのところはありますかと尋ねたところ、まだ集計していないということでございました。

吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムには、「これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図っていきます」と記載されていますが、今、そのP D C Aサイクルをやっている中のどの課程にあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） まず、御存じのとおり、令和3年7月に吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムの策定させていただきました。

令和3年度におきましては、要対策箇所として抽出した55か所のうち、43か所完了してまして、残り12か所の対策につきましては今年度に引き継いでいくということになります。また、今年度においては、新たに22か所を要対策箇所と抽出しましたので、計34か所の対策を進めているところでございます。

このうち、現在までに対策完了したと確認できるような、先日はちょっと未集計というお答えをさせていただいたんですけども、その後確認しましたところ、現在、18か所対策が完了したと確認しております。この後、第3回安全推進会議を開催して、改めて進捗状況の確認を行うとともに、次年度以降へ引き継ぐものについてもしっかりと整備をしていく、そういう予定でございます。

なお、今、令和5年度においては、令和4年度から引き継ぐもののうち、現時点では7か所の対策の実施を予定しております。

また、令和5年度の予算執行状況にもよりますが、令和5年度において、新たに要対策箇所と抽出されたものについても早期の実施を検討していくということで、議員の御質問の今どの位置にあるんだということにつきましては、夏から秋頃にかけて、Dの安全対策の実施というものを行いまして、この後3月中に行います第3回安全推進会議におきまして、対策効果の把握を行いまして、次年度に引継ぎを行うということで、今月中にCのところ行って、また来年度Aとして引き継いでいくという、このような予定でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今、令和5年度においては7件、予算の状況を見ながら増やしていくということでしたけれども、そうすると、令和5年度の予算として1,027万4,000円を計上していますけれども、この全容はまだ見えていないというのか、この1,000万円で7件をやろうとしているのですか、それはどちらでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 令和5年度当初予算に計上させていただきました1,027万4,000円の内訳につきましては、この交通安全プログラムに関わる対策もございしますが、今までやっていた一般復旧というところで、現時点で予定しているのは、来年度、住吉幹線、東名川尻幹線、大幡川幹線など主要な幹線道路の区画線の復旧を考えておりまして、これにつきましては、今、592万9,000円を予定させていただいております。

そのほかの金額につきましては、この交通安全プログラムの対策として充てるものでございまして、内訳としましては、区画線の復旧等、これが6か所になりますが、これが277万2,000円、また、防護柵の更新ということで、これにつきましては157万3,000円、計1,027万4,000円を計上させていただいているものになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、今後、要するに今のお話だと、そういうものにおいて7件をどう割り振るかという話になるわけですか、その277万とか157万は。うち、これは1件ではなくて、何件かの対策を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 議員おっしゃられますとおり、来年度今、7か所対策をしたいという中で、そのうち区画線等に係るものが6か所でございます、その計277万2,000円でございます。残り1か所は防護柵、これに交付金は対象になるんですが、これが157万3,000円と、この1か所、足して7か所がこれに充てる費用となります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、今回の予算で、令和5年度にやることはもうしっかりやる、で、それからの追加はないという理解なのか、要するに、3月まとめて、またどういふことをやっていこうかとしたときに、また対策の箇所が増えるのか、そこがよく分からなくて、実は、言いたいのは、予算計上の前にしっかり令和5年度は何をやるというのを決める、今、3月末にやるというまとめを10月ぐらいにやる、そうすれば、令和5年度にやる項目はこれだけだと、もう確定して、その中で優先順位を決めておいて、各課から予算要求するときに、切られる部分があると思うんですが、ここは確実にやらなければならないというように話でいけば、まず、やることをしっかり決めておいて、その予算との絡みで令和5年度はここまでだというような形で、もうちょっとサイクルを早めて、要するに、予算が合わないといけないわけなんで、そういう体制でやったほうがより確実に進められるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 御意見ありがとうございます。

すみません、ちょっと私の説明が至らないところがありました。ちょっと補足させていただきますが、昨年度、令和3年度に抽出した55か所がございまして、既に対策が完了したのが43か所で、今年度12か所引き継いでいるとお話をさせていただきました。

また、今年度につきましては34か所、新たに対策箇所がありますので、計46か所について対策を行うという中で、これは吉田町が行う対策もございまして、中には信号とか横断歩道という警察が対応させていただくものもございまして、また、県道につきましては、島田土木事務所に対応していただくものという様々な種類があって、一番多いのは吉田町になるんですが、そういう中では、吉田町の中でその辺の進捗状況は確実に把握して、今年度できないものについては令和5年度に確実にやるということを出して、令和5年度当初予算に計上させていただいておりますので、吉田町のものにつきましては、しっかりとできるような予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今のちょっとお聞きをしたいんです。

当然、グリーンベルトであるとか、そういうのも入ってくると思うんですけども、以前、可児市へ行ったときには、グリーンベルトが、60センチ、50センチが30センチでも十分効力もちますよと、実は牧之原市の仁田の、分かりますよね。仁田に入ってくる細い道のところがまさに30センチでずっと両サイドやってあるわけです。それと、例えば、50センチを250ずつ分けて、そして両サイドやれば同じような、物すごい効率がいいものができる、安全性が増えるんです。

私はいつもあそこ通りますので、1回通ってみてください。皆さん、本当にきれいに、ちょうど30センチか、25か30センチくらい両サイドやっています。吉田町の場合は片方ですよ。

その辺の計画的なもの、具体的な計画という、そういうものに関しては、吉田町では持ち合わせていますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） ただいま御質問いただきましたグリーンベルトにつきましては、吉田町において、幅員が幾つにするとか、両側あるうちの右側をやるとか左側という基準は今、持ち合わせてございません。その道路の実情に合わせて、今、対策のほうをさせていただいているところですが、議員おっしゃられますとおり、基本的には歩行者右側通行ということになりますので、理想はやっぱり両側にあるのが望ましいと考えますので、今後はそういうことも考慮に入れながら対策のほうを進めさせていただきたいと思いますが、現時点において、そういった基準というものは無いという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） すみません、この場を借りて。

実は、ああいう建設関係の仕事って、重機の移動が恐らくおおよその半分以上、すごい重機がかかるわけです。それを考えたときには、長くやるか、今の半分にしてたくさんやるか、そうやっても同じような金額でいくと思うんですよ。

ぜひ、その辺をぜひ考えてやっていただきたいと、取り入れていただきたいと、そう思いますので、一度、牧之原市のやつをちょっと見ていただくと非常に分かりやすいところがありますので、ぜひその辺は参考にしていただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 説明書の54ページ、シーガーデンシティ推進事業費の中の調査委託料と設計委託料、こちらは、まず調査委託料に関しましては、インター周辺のバスターミナル云々、交通結節点というところの調査を兼ねてのことだということ聞いてございますが、その次の設計委託料、これに関しましては、川尻の海辺のスポーツ交流ゾーン辺りの3.1ヘクタール分の設計委託と、あと、プラス何がしということは聞いてございますが、この設計委託をするということは、ある程度の町として、この海辺のスポーツゾーンに関してはある程度のもくろみというか、こういったスポーツのための交流ゾーンにするんだぞというようなものがあって設計委託をしていくのかなと思うんですが、その点についてもっと詳しい説明がなかったし、どういった方向にいくのかということをお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） シーガーデンの今年度可能性調査を行った場所ということで説明させていただきますが、今回の可能性調査につきましては、シーガーデンといたしましては、基本計画までは今回の可能性調査の中である程度固めていくという中でございます。

それにつきましては、説明させていただきましたスポーツ、レジャーゾーンということで、スポーツと、あとはレジャーというものをメインに、そのところはゾーンとして活用していくという中で、その中には、スポーツゾーンといたしましてはある程度多目的といいますか、いろんなスポーツがそこで楽しめるような、そういう空間をそこに設けると。

あと、レジャーゾーンにつきましては、前にお話しさせていただいたJRと一緒にやった若手職員の方の研修等で、そこで案があったやんちゃ広場といたしまして、子供たちが遊べるような空間がぜひあればいいのではないかなというような提案もございましたので、そういうものを取り入れながら、今回、基本計画のほうを固めていきまして、これは今年度中に成果品として出てきますので、それを基に今後、それを基に基本設計に入っていくって、ある程度のもの、どういうものを造るかというものを固めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、スポーツに関しては多目的という言葉で表現されていたんだけど、以前にも私、質疑というか質問していると思うんですが、多目的というそのものというのは、目的がないというような感じで、何かに特化したものにしたほうがいいのではないかなということ述べてことがあると思うんですが、そういった点について、本当に多目的、非常に使いやすい言葉ですよ、多目的というのは。

吉田港のあそこも多目的広場、今度やるのも多目的のスポーツが使えるということ、同じ多目的でも何かしらものものに、じゃ、球技に特化するか、もっと本当にほかのものに特化する、それによって計画変わってくるのかな、芝生を敷くのかとか、ただのグラウンドでいいのか、違ってくると思うんだけど、その辺の具体的なものというのではないということよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 今回の基本計画の中では、ある程度、今、議員おっしゃった方向性、どのような活用をしていくかと、方向性がある程度見ていく中で基本計画のほうは考えてございます。

先ほど言った子供たちがレジャーとして遊べる場所、その多目的、多目的というのが言い方あれですけども、例えば、今言ったように、何かに特化したものだとそれ以外のものは使えない可能性もございますので、そういう意味では、いろんな球技であるとか、陸上であるとか、いろんなものに使えるような、そういうものでスポーツ全般といいますか、ある競技に特化したものではなくて、そういうものでもいろんな形でその場所を使っただけだと、スポーツの目的として使っただけということ、スポーツで使わない場合は広場としても使えるという意味でちょっと、多目的という言葉を使わせていただいたんですけども、そういう目的で今回、考えていて、そういうものを方向性として示す計画を今年度、ある程度作成して、今度そこをどういう形で整備していくのか、どういうふうに、例えば、それに必要なものにどういうものを造っていかないといけないのかという、そういう細かいところは今回、令和5年度の基本設計の中である程度固めていきたいというふうに考えて

ございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 内容的には理解しました。

そうした中で、じゃ、その成果品が年度内に出てきますよといったときには、当然、我々議会、もしくは町民全体にこんな計画で進めますという具体的なものが公表されるということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 基本計画ということで、ある程度方向性、今までレジャー、スポーツゾーンという大まかなものでしかなかったものが、ある程度こういう方向性、ここにこんなようなものというようなものは、ある程度お示しできるかなとは思いますが、ただ、先ほど言った細かいどういうものを造って、どういうふうにそこに配置するかとかというものに関しては今後、基本設計の中で詰めていかなければいけないことだと思っておりますので、その方向性についてはある程度基本計画の中ではお示しできるかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 設計委託をするんですね、そうでしょう、委託してやってもらうということでしょう。で、こういうものができましたというものを公開するかどうかと、今、聞いているんだけど、その基本設計云々は、もう4年度、今年度である程度決まっている中で委託する、違うんですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） すみません、説明不足であれなんですけれども、令和4年度につきましては、先ほど言ったある程度、そのレジャー、スポーツゾーンという、ただゾーニングを今してある中で、先ほど言ったこんなものをここに配置していきたいという方向性については、今回の令和4年度の基本計画の中では出てきます。

ただ、今度それを具体化したものを、例えば建物をどうするだとか、そこに物をどのような形で造るかとかというようなものは今度、令和5年度の基本設計の中でそれを詰めていくということでございますので、令和4年度については、その方向性については示すことはできますけれども、令和5年度はその中をより具体的なもの、もっと細かく、どういうふうにしていくかというところは、どういう整備をしていくかというところにつきましては、今後、令和5年度の中で固めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） どうも話が食い違っているというか、今やっているのは令和5年度の予算ですよ、そうでしょう。この予算額でそれを造りますよという話を今、しているんですよ。令和4年度の話はもういいの。もうさんざん聞いて分かっているから。この設計に関して、じゃ、これ委託して出来上がった成果品、先ほど述べられましたよね、課長が。だから、それを皆さんに公表しますかという話をしているだけであって、何か話が食い違って

いるんですが。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 失礼しました。

令和5年度のお話は、先ほど今、議員がおっしゃるとおり、令和5年度の中で固めてお示しすることはできるというふうに考えてございます。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければこれで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時53分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項の監査委員費までについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款の諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 説明書の80ページになります。

1目の9事業費、成年後見制度中核機関運営事業費についてお尋ねします。

令和5年度、成年後見制度中核機関のほうの運営が業務委託として始まるということでお聞きしております。今までも、こちらのほうの成年後見制度のほうがあったと思います。町のほうでも対応はされていたと思いますが、こちらのほうでそういった成年後見者をお願いするような形になったケースは、今まで事例としてあったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） これまでに、成年後見制度につながるような相談はどれくらいあったかという御質問なんですけれども、過去のものについて全ては分からないので、ちょっと今年度の範囲でお話のほうさせていただきますと、まず、つないだものとしましては、今年度は件数としては、こちらで把握しているものではございません。

そういった中で、相談については、高齢者福祉部門のほうで3件程度、社会福祉部門のほうで1件、あと、社会福祉協議会のほうで、社協のほうで1件、また、包括支援センター、そちらのほうで、ちょっと数は分からないんですが、昨年度42件あったということなんです、それよりは少ない数で現在、これまで相談のほうは受けているということで、状況のほう説明させていただきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、細かい令和4年度に対しての状況、最終的に成年後見者につなげたケースない、ただ、その手前ですか、相談者の関係は何件かあったというお話を今、聞きました。

そういった中で、今回、この業務委託のほう、社会福祉協議会のほうに委託されるわけなんです、こちらの今後、こちらの委託内容としまして、今まで町のほうでも請け負った部分もあると思うんですけれども、委託先のほうに全て役割分担として委託されるのか、その辺の詳しい説明をお願いします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 成年後見制度の中核機関の委託ということで、これまでとどのように体制が変わってくるのかということだと思いますが、今、議員のほうからお話ありましたとおり、これまでも、役場のほうでも成年後見人制度に関する相談については受けて、それを必要に応じてほかの関係団体につなげるような業務のほうは行っておりました。

でありますので、来年度以降、そちらのほうで全て社会福祉協議会のほうに、中核機関のほうに委託されるかということ、そういったことはありませんので、引き続き、町のほうでも相談のほうは受ける体制というふうには行っていきます。

ただ今回、社協のほうに委託する業務につきましては、広報業務、相談業務、利用促進業務、後見人の支援業務の大きく四つを想定しておりまして、それらの全ての事務を中核機関のみで行うということは考えておりません。それぞれ役割のほうを分担しながら、今後も町では市民後見人の養成事業ですとか、町長申立ての費用の助成など、これまで行っていたものは引き続き実施のほうはしていくこととなります。

以上です。

○2番（楠元由美子君） 分かりました。

○議長（大石 巖君） ほかに。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 説明書96ページ、3款2項1目3事業12節児童福祉費の調査委託料、この内容とか手法について質疑いたします。

これ、新たな吉田町子ども・子育て支援事業計画を策定するために、町民を対象、たしか幼児、あるいは小学生児童のいる家庭に対して、子育て支援に関する意向調査を実施することでした。

まず、過去にもやられたかと思うんですが、直近の例えばこうしたアンケートに対する回収率といいますか、回答率、それに対して町はどう考えているかをお伺いしたいです。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 前回、調査をさせていただいたのが平成31年1月に行いました。その結果ですけれども、未就学児童の御家庭につきましては60.5%の回収率、就学児童につきましては58.5%の回収率となっております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） もう一つ、それについて、課としてというか町としては、この回収率は妥当である、それとも足りない、それとも十分である、どう考えているかもお聞かせください。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 調査、統計の業務の資料等ちょっと確認をさせていただいた中で、400通以上の回答を得ることで、大体の町の状況が確認できるということを統計等では出ておりますので、前回のアンケートで十分足りていると考えております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） この意向調査、母数に対してのサンプル数で充足という話でしたが、これ、あまりたくさんのお話をするつもりはないんですが、例えばここで得た声、これが、こういう声があったので、これがこういう施策に反映されましたというのを1例で、2例でも結構なので、御提示いただきたいのですが。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 今回行う予定の調査、あと、前回行った調査の目的になりますが、町でやっている地域子ども・子育て支援事業とか、あと、仕事を子育てと両立していくための基本的な指針は国のほうで出されておりますので、その指針に沿った利用者の御意見を聞くような形になります。ですので、例えば、お仕事をしながら子育てをするには保育園へ通わせたい意向がありますかという意向ですとか、ほかの児童クラブを利用する御希望はありますかといったような内容の調査になりますので、御意見を伺いながら、どれぐら

いの量を確保したらいいのかというのを推計するような調査になります。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 恐らく、その意向調査に反映されているとは思いますが、多岐にわたるので、ここではそのような内容のものを聞いているということを伺いました。

先ほどアンケートの結果としての従属はある程度あるという内容でしたが、直結する施策に反映する意向調査、これの約6割の回答、これが多いのか、それとも少ないのか、十分なのかというのは、これはちょっと主観の分かれるところではございます。

私としては、やはりお子さんを実際に抱えていらっしゃる家庭の方が確実にアンケートに答える、限りなく100%とは言わなくても、これに近いような回答を得られればもっと施策に対して、ニーズ把握、はっきりできるのではないかと思います。

そこでお伺いするんですが、このアンケートが400通とか今おっしゃっていましたがけれども、要は手で、すみません、各家庭に封筒で送る形で回答を返送してもらうという形を取っていると思うんですが、今後、また自治体のデジタルトランスフォーメーションとか進んでいく中で、こうしたアンケートも、やはり各家庭忙しい方多いかと思います。回答していない、じゃ、4割の方は何が理由かという、自分たちがやはりやってほしいことが施策に反映されるチャンスなのにしないということは、単純に忙しい、要は回答している暇がない、書いて返送している暇がないということもあるのかと感じております。

そこで、やはりネットを使ったチェックだけで済むようなアンケートですとか、そうした形に、今後は移行を検討されないかということをお伺いします。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

来年度入りまして、県の説明会もあるということをお伺いしておりますので、その中で伺ったりですとか、ほかの市町でどのようにやるかということも聞きながら、アンケートの方法につきましても、今の予算につきましても、郵送でのことを考えておりますが、その範囲の中でできること、回収率が上がるようなことも考えていきたいと思っております。質問数も多いものですから、果たして携帯、スマホの画面で答えやすいかどうかということも、ちょっと検証しながら、皆さんが答えやすい方法を検討していきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

最後に、あえてお伺いします。

民間では、こうしたアンケートで確実にニーズ把握するためにはよくある手法なんですけど、例えば回答してくださった方に、ある種のノベルティをつける、それが具体的にはどうかというところは自治体としてそれがまずできるかどうか、そうした手法が実際に行われるかというのは、先ほどおっしゃった県での事例なども参考にしつつなんですけど、例えばマイナポイントなどを利用したり、あるいは子育てに特化したクーポン券を付与するような形での回収率、あるいは回答率を大幅に上げるといった取組、今後についてそうした手法というのは検討に値するものなののでしょうか。それとも全く難しいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 議員の御意見、参考にさせていただきながら、金券とかそういうものではなくても、何か御案内できるもの等がありましたら、ちょっと検討してい

きたいと考えております。

ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

83ページ、敬老事業で、なかなか言いづらい話なんですけど、商品代金、これは多分見込みで、敬老に値する方、記念品を与える方の人数によって、この数字が昨年より10万円ほど増えているわけです。そうした中で、今、非常に物価高が問題になっておりまして、記念品も多分それなりの値段の高騰というのはあると思うんですが、その辺のところも加味しての額でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課です。

今、議員のほうから御質問のありました記念品代のところについてになりますけれども、内訳としましては、敬老会の関係以外の米寿の関係の記念品等の代金も入っております。そういった写真の撮影代、あとその写真の作成、額縁代ですとか、あと、最高齢者に関しては花束代とかもあるわけですが、そちらの予算計上に当たりましては、各関係の業者様のほうから見積りのほうをいただいて、現在の価格に基づいたもので計上のほうはさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 現在というのは予算を立てた当時のことなんですよ、当然。それからもどんどん物が上がっている。そうした中で、じゃ、もう決めた見積りで、この金額なんだから、もうこれ以上上げないでくださいよということでやっていくとすると、それなりに業者のほうも非常に負担が大きくなる、そのように考えるのですが、当然もうこれで予算組んでいるので、高騰部分とかというものは上げることはまずできないと思う。そうしたときに、前もってもうちょっと幅を、じゃ、見積りこれで来ましたけれども、というところの幅は取ってあるのかなのか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課です。

現在、予算に計上している中におきましては、特別今後の高騰を推測して上乗せしてあるようなものは入っておりません。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書102ページの地域型保育給付費についてお伺いします。

令和5年度、9,665万6,000円を計上しております。令和5年度には計上されておられませんけれども、令和4年度には小規模保育施設整備事業費補助金が出されておりました。

吉田町の統計要覧によりますと、平成22年の国勢調査から令和2年の国勢調査までの10年間で、零歳から4歳の子供は482人、率にしますと32%減っている状況であります。この現

象を増加されるために、子ども・子育て事業の充実とか教育環境整備、移住・定住の事業というところの充実を進めていると思いますけれども、今後10年間で、零歳から4歳、零歳から2歳でもいいんですが、どのように増減していくと推定されていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

前回計画を策定したときに、人口の推計のほうを国立社会保障・人口問題研究所のまとめた推計のところから拾ってはいるところなんですけど、議員おっしゃるように、子供さんの出生数というのは少しずつ減っておりますので、この10年でまた持ち越すかといいますと、全国的なものを見ましてもなかなか増えていくという状況ではなく、少しずつ減っていることを今後10年も考えられると思います。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この質問をしたというのは、地域型、新しい施設を造っていただいて、それに対してはいいと思っているんですが、何を心配しているかというところ、これ企業が経営しているわけですよね。子供が減ってきたときに、経営不振というかなって、撤退していくという危機感を持っている、おそれがあると思っているんで、そういうリスクに対して何か対策とか打っているのかどうかというところはどうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

今回、今まで1園しかなかったところが、今年度もう1園増えて、昨日も話しましたように4園になるというところで、町としましては4園増えるというところとすごく増えた数字にはなりません。ですが、中に入るお子さんの数というのも、一番多くても19人までしか小規模保育所には入所できませんので、すごく大きな保育園ができるのとまた違いまして、小さな保育園ですので、入所ができる人数は限られてきます。できるだけ町に入所するお子さんを優先するというよりも、民間さんも選んでいただいて、入所していただくという方法も考えておりますので、事業所ごとの特色、公立が安心だというだけではなく、民間さんで考えている事業の中で、リトミックをやりますよとか、食育のことを重点的にやりますよとうたっている事業所もございますし、幼稚園と連携園をしているところもありますので、小規模事業所を卒園した際に、今度は幼稚園に入りたいというところは、その連携しているそのままのところへ入所できるという利点もございますので、民間の利点も説明しながら、運営のほうをしていきたいと考えております。

あと、今あるすみれ保育園の向かいに新しい民間のところもできますので、近くにあるということで、お兄ちゃんすみれ保育園に行くけれども、下のお子さんは小規模の保育園に行くとか、そういった利点もあつたりですとか、あと、お買物がてら子供を迎えに行くことができる小規模保育園というものもできておりますので、そういった公立ではできないところの利点も説明させていただきながら、入所をしていただきたいと思います。

事業所が倒れていってしまってももちろん困りますので、公定価格に合わせた補助のお金のほうは入れさせていただいているところです。公定価格につきましても、国が算定をしまして、以前は公立の保育所のほうが、運営が楽なような設定になっていたところがあったようです。公定価格をぐんぐん引き上げていますので、今、私立の保育園等も、ちゃんとそちらで運営ができるように担保されているような形になってきておりますので、公定価格の金

額等を見ながら運営がうまくいくように、そちらにだけ優遇するわけではなく、お互い、公立、私立のいいところを紹介しながら、運営をしていけたらと考えております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 孫を保育園に入れるときには、第1希望、第2希望、第3希望とかあったと思うんですが、そういう欄にその地域型のものを入れていこうとお考えなのか、要するに、もともと公立で行こうと思った方は公立御希望ですけれども、地域型ではこういうことがありますよという話ができると思いますが、最初から地域密接で小ぢんまりとしてあっちのほうがいいかなと、通勤とか都合がいいかなというような形でやる方には、そういう今お話しされたその施設の特徴とかは、町としては説明できないんですけども、その施設に行けばそういう説明があって、公立と我が園ではこんなところが違いますというようなことをしっかり、どちらに來てもそういう説明ができる状況はつくられているというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

保育園を入所希望の際には、第7希望まで入れることができます。なので、公立の保育園4園と、あと小規模のほうももちろん記入ができるように、どちらでも、町外の保育園を御希望される方にも書けるようになっておりますので、あくまでも保育園入所希望は公立だけの希望ではなく、どこの園を希望するかといったところを書いていただけるようになります。町のほうにも、民間さんから、うちはこういうところをやりたいよといったこととか、人数が何人定員でやりたいよというのは、情報を共有しながら実施しておりますので、もちろん町でも民間さんの利点を御説明できますし、民間さんでも、公立の園がこういうところがあるよといったところが分かるように一覧表のほうを渡しておきますので、また、両方が選ばれる園になっていけるように、質の向上をしていきたいと考えております。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

トイレ休憩10時30分まででいいですか。再開を10時30分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時29分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

説明書122ページ、地球温暖化防止対策事業費補助金についてお伺いします。

令和3年度の太陽光パネル及び蓄電システムの同時設置の補助件数は3件ということでしたが、国は2021年4月に、2030年において温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、また当町も、良好な地域環境の保全が重要ということで、地方公共団体実施計画と上位計画である吉田町環境基本計画を、令和5年、6年と2か年かけて調査策定していくことでした。

そこで、現在の太陽光パネル及び蓄電池システムの同時設置の要綱を緩和し、既に太陽光パネルが設置済みの住宅にも蓄電池システムの補助があることで、蓄電池システムが普及し、良好な地域環境の保全につながると考えますが、この太陽光パネル及び蓄電池システムの同時設置の要件緩和の考えはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今、おっしゃられた国の目標、2030年に対する目標値がございます。そういう中で私たちども、今後、環境基本計画及び地球温暖化防止対策計画等をやっていく中で、今、実際太陽光発電及び蓄電池システムはセットということになっています。これは令和2年度からこちらの要綱はそういうふうに対象をさせていただいておりますが、実際、議員のおっしゃるとおり、非常に少ない件数となっています。そういう中で、今後、総合計画の見直しであるとか、そういった計画の中で、やっぱり地球温暖化防止のために必要なことだという中で、ちょっとそういったことも手段の一つとして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

検討していくということだったんですけども、さらに言ってしまうと、もっとCO₂削減には、今、住宅というところは縛りがあるんですけども、これ事業所の協力も必要だと思うんですけども、そういう事業所への要綱の緩和というのも考えはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

それこそ今、家庭に対して補助金を出しているわけですけども、今後、地球温暖化対策計画を策定する中で、やはり地球温暖化防止に対する取組というのは、町だけではなく、一般家庭だけではなく、やっぱり事業者にもそういった取組を行っていただきたいという思いもございます。そういう中で、計画を立てる中で、そういった事業と施策等が適当だろうということで、策定する中では検討する余地はあると思っています。

ただ、今の時点で、やっていくというのはちょっとまだ申し上げることはできないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

最後にですけども、予算額50万円ですが、これもっと周知をして、もっと予算額をつけて、さらに言ってしまうと、太陽光パネル及び蓄電池システム以外、ZEHやゼロカーボン

など、脱炭素設備にも補助金をつけることで、よりCO₂削減進むと思うんですけども、予算額の上げることは可能でしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 令和5年度というのはちょっとできないということの中で、実際ZEH、CO₂を排出しないための住宅を設置するに当たっては、国の補助金がございます。令和2年に改正させていただいたのはそういった理由がございまして、やっている状況でございますので、そのZEHに対する家庭用の補助金というのは、今のところちょっと考えていないというのが実際のところです。

じゃ、その今ある既存住宅に対しての補助金ですので、既存住宅をZEHにすることは可能のようなんですけど、実際かなりのお金がかかるというふうに聞いていますので、新築住宅がZEHにすると国のほうの補助金があるという中で、今、既存の住宅にというのはちょっと考えられないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書120ページ、带状疱疹の予防接種費の助成金について質疑いたします。

带状疱疹ですね。すっかり現代病といえますか、かなり認知が進んでおります。水膨れを伴う赤い発疹が体の左右どちらかにできる、痛みが相当ある方も多くて、症状は、かかったら三、四週間続くと。もともとは子供の頃の水ぼうそう由来で、免疫が加齢ですとか、ストレスですとか、あるいは疲労などで低下した、特に50代以上の方からかかりやすいと。統計によると、80代までに日本人の3人に1人がかかる、そして、うち50代以上の方1回かかっちゃうと、かなりその後、神経痛を伴うということで、非常に予防接種ニーズあると思っているんです。

ちょっと一つ一つ聞いていきますが、今回ワクチンが2種あると。どこの自治体の情報でもそうなんですけど、いわゆる弱毒性のワクチン、生ワクチンと呼ばれるもの、これは1回の注射が8,000円に対して、4,000円の助成がベースなんですけれども、予防効果が50%から60%、そして1回打つと五、六年は再度打つ必要がないという類いのものです。これ自治体によって違うんですが、1回打ったら五、六年は、取りあえずこの効果は薄いけれども安い生ワクチン、こちらを選択した場合、5年後から8年後にもう一回打ちたいという場合、ここに関しての助成というのは、現時点で考えておられますか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長補佐、岡村さえ子君。

○健康づくり課長補佐兼健康推進統括（岡村さえ子君） 健康づくり課でございます。

現在のところ、町の助成は1回、生ワクチンに関しては1回ということを考えております。また、その後の追加接種に関しましては、かかりつけ医に御相談いただき、必要に応じて任意で、自己負担となりますが、接種をしていただけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、安い弱毒性生ワクチン、ここに関しての助成はやはり1回ということが、予

算立てもそうだったと思うんですけども、その後の2回目の接種に関しては自己負担でという内容でした。対して、シングリックスというんですかね、乾燥組換えのいわゆる不活化ワクチン、こちらは1回の接種が1万5,000円とか2万円とか高いんですが、これの予防効果が90%から95%以上、そして1回打ったら10年は大丈夫。ただし、来年度の中で1回打ったら、半年後ぐらいまでに2回目を打たなければいけないという条件です。ここに関しての補助なんですけれども、1回打っただけなのか、それとも2回打った、その2回までを補助するのか、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長補佐、岡村さえ子君。

○健康づくり課長補佐兼健康推進統括（岡村さえ子君） 健康づくり課でございます。

带状疱疹のワクチンのうち、シングリックスという不活化のワクチンに関しては、2回の接種が必ず必要となっておりますので、そちらのワクチンについては2回の助成を行う予定でおります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、今の情報を並べると、いわゆる生ワクチンで1回打って半分ぐらいの発症率で、8年、9年過ごすか、それとも2回打つのもちょっと大変だけれども、値段も少し高いけれども、助成が2回つくという意味で不活化ワクチンを選択するか、これはもちろん町民の判断だと思うんですが、町として、言いにくいところもあるかと思うんですが、こちらを推奨したいとか、こちらを打ったほうがいいのか、こういう方はこちらをとというようなところに少し言及していただけますか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長補佐、岡村さえ子君。

○健康づくり課長補佐兼健康推進統括（岡村さえ子君） 健康づくり課でございます。

それこそ带状疱疹のワクチンにつきまして、町としまして、どちらかの一方のワクチンを推奨するという事はなかなか難しいことではあるんですが、より予防効果の高い不活化のワクチンにも対応するために、今回ワクチンの種類に応じて助成額を上限を設けさせていただいております。

それこそ先ほど議員がおっしゃられたとおり、ワクチンの予防効果、免疫の持続期間、また接種回数、あと、接種料金が異なることから、接種に当たりましては、医師に相談をさせていただいて、適切なワクチンを選択して、接種をしていただけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 若干補足させていただきます。

この带状疱疹のワクチンを検討した際には、周辺市町の助成額なんかも調べてみました。周辺市町は3,000円とか4,000円の助成額なんです。ただ、これは町長の強い思いもございまして、できるだけやっぱり予防効果の高いものを接種していただいたほうがいいのかということで、我々のほうは先ほどの不活化ワクチンのほうの助成額を1万円という形で、それも2回という形でやっておりますので、気持ちとしては、我々はできるだけ不活化ワクチンのほうをやりたいというのが、この助成額に表れているというふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、大っぴらにこちらを打ちなさいとは言えない事情も分かりますし、ただ、予算の配分に関しては、こちらのほうが手厚いということは、やはり町の思いとしては、こちらで、もうこういう病気で苦しまないでくださいという意図は見えるところでございます。

最後の質問にさせていただきたいのですが、予算立てとか、打たれる方がどのぐらいいるのだろうかというところで、吉田町民の中の50歳以上1万3,000人、ここの2%ぐらいは打ってほしいなというところでの260人、どちらを打つか分からないというところで、それを130人ずつに分けた予算配分をしたというふうに説明は何いしました。ニーズ、かなりあると思います。ただこれですね、この带状疱疹になった人はめちゃくちゃよくその経験で聞くと、本当に夜寝られないぐらい痛い、仕事にならん、というような声も聞きます。なっていない方にとっては、なってから分かるという側面もあるんですが、やはり周りの方にはこのワクチンを薦めていく事例も出てくると思うんです。そうした中で、補助がありますよという単純なお知らせだけなのか、町としては、こういう症状が出るからこれを予防するためにこうすると、二つあります、こちらのほうが予防効果は高いですというようなところで、情報の提供と接種勧奨、これをどのようにやっていくのかについてお伺いします。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長補佐、岡村さえ子君。

○健康づくり課長補佐兼健康推進統括（岡村さえ子君） 健康づくり課でございます。

今後、带状疱疹ワクチンの周知につきましては、町内と近隣市町の医療機関へのポスターの掲示の依頼を行っていく予定でございます。また、4月号の広報、あと4月に広報と一緒に全戸配布する町の健康ガイド、また町のホームページに関して掲載をして周知を行っていく計画ではございます。こちらについては、助成がありますよというお知らせになるんですが、带状疱疹についての情報提供、症状等も含めまして、情報提供につきましては、広報よしだの保健だよりのコーナーを使って、情報提供をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。

特に、医療連携というところで、一度かかった方は二度とかかりたくないということで、やはりかかりつけ医とかのほうに情報提供というか、こういうワクチンで補助出るよということであれば、ぜひ打ちたいという方もおられると思います。かかっていない方に関しては、こういう病気があって、これが広がっているというか、現代人はなりやすいんだということ、今後そうしたものの告知、そして接種、もっと言うとこの予算をしっかり使い切っただいて、足りんという状態になっていけば、それはひいては町民の健康に寄与しているのかなと思いますので、そちらのほうを御配慮よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今の带状疱疹のワクチンのことなんですが、今回、予算312万円計上されています。生ワクチン130人、不活化ワクチン130人ということなんですが、夜の夕方の6時頃でもワクチン

の接種に関するCMが結構流れています。なので、関心は高いと思います。近隣市町でもちょっとワクチン接種に対して関心がすごい高まっていると思います。殺到する可能性があると思うんです。130人以上、申請が多くて予算を超えた場合、町はどういうふうにするおつもりですか。この予算内で収まって、もう打ち切りです、やめますというふうにするのか、それとも補正にして、皆さん応募した分だけやるのか。そちらのほうのお考えをお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

このワクチンについて、もし殺到して、打ちたい方がいらっしゃった場合、補正等を考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（蒔田昌代君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 122ページ、4款の1項3目です。

改めて浄化槽の設置補助金でお聞きをいたします。

スタンスを変えていきます。説明の中では、5人槽80基、7人槽50基、10人槽10基、140基ですね。この中で、すごい7人槽が50基、かなり多いなと思うんですけども、この計画的な算出であったのですか。多分設定の根拠、今見て、結構7人槽多いかなという感覚をしたんですけども、その辺は、設定根拠というのはどんな根拠を持ってやったんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

令和4年の実績から、数の伸びを見込んでおります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そんな単純な話ですか。

それと今、実績のやっていく中で、ある程度計画的にこれからやっていく必要があると思うんですけども、こういう形でやっていってこの数字になっていますが、去年は早々なくなりましたよね、補助金が。それによってなった、打算的なところがあると思うんですけども、本来なら計画的にやったときに、この水洗化というのは、吉田町でどのくらいの計画的な年数経過だとか、そういうのというのはお持ちですか。計画がありますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

令和5年度予算で見込んだこの数140基のうち、転換に係る分が污水处理整備率の向上につながるようになりますので、今の見込みでは、令和15年度に県が目指している污水处理人口整備率の改正を、県は令和18年度と見込んでいるんですが、この令和5年度予算を今も継続できた場合には、当町の場合は令和15年度にはそこにもう達すると、県の目標より前倒しできるという見込みを持っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内ですけれども、県の見込みというのは、恐らく全体の形で見ると、吉田町の上が見る指標とは変わってくると思うんですよね。だから、その辺を

しっかりした形でやっていただきたいのと、それと、ちょっとなかなか難しかった、昨日もちょっとはやったんですけれども、単独浄化槽で環境省のいろいろ見ていくと、単独浄化槽で40年を経過したものという、40年という数字が出てくるわけです。恐らくバブル時期に建った建物が、非常に多くの数を占めていると思うんです。そうしていくと、損傷したもの、それとかそのやつの機能を失ったもの、私のところにも数件そういう話が出ていて、どうしますかという人たちが来るんですけれどもね、それに対して、今言われた計画的なものを持っていますかというのは、そういう人たち、そういう箇所があったときに、基本的にこの水洗化というのは、水環境の好転とそれと生活環境、特に生活環境の中で、私は農業関係というのは本当に大きなものを持っていると思うんです。

そういう意味で、水質に対しての今言った、損傷したり、それがものがあつたときにはどういう対応をするのか、要するにこの基準の中に、別枠を本当持っていたきたいとは思いますが、そういうのはどうなんですか。目的を達するためには必要になってくると思うんですけれども。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

御質問の中に幾つかポイントあったかと思いますが、まず、後半のほうの別枠を設けるかというお話ありました。別枠は設けません。というのは、単独浄化槽をお使いの方は、適正に検査を受けて、正常に使用できているうちは、それを使い続けるということは違法ではないです。ただ、単独浄化槽の場合は、台所とか洗濯機とか風呂から流れ出る排水、これが処理されずにそのまま側溝を通じて河川に流れますので、それだけ環境悪化が続くこととなります。使い続けることで環境悪化が続くこととなります。まだ使える浄化槽を早めに合併浄化槽に転換してくれることは、周辺の環境改善がそれだけ早期に進むという他者の利益、全体の利益にもつながるので、その費用の一部を公費をもって補助しようというこの合併浄化槽の補助、転換の補助という理屈はそこだと考えます。この早めにとというのがポイントであって、壊れてからも補助すると、じゃ、それまで使い続けようとか、壊れてからだって町が補助してくれるんだからとなってしまうと、環境改善進まないことから、補助の趣旨にそぐわないと。それから、ここ2年でせっかく今盛り上がっているこの転換の熱も冷めてしまうというふうに考えます。ですので、別枠は考えておりません。ただ、予算の総額としては、これだけ増やして計上しております。

最初のほうのお話で出た40年以上というのは、令和2年の浄化槽の改正によって出てきたお話だと思います。ちょっと詳しくは忘れましたが、特定という言葉がついて、何とか浄化槽というのがあったと思うんですが、それは、例えば壊れていて処理されない汚水が出てくるようなそういう浄化槽のことを、令和2年の改正浄化槽法では、特定何とか浄化槽という名前をつけてやっているんですが、それは、それを使い続けている方に、たしか30万円の罰則が付されていたと思います。それを使い続けることは、御本人に責任がありますよということですので、早めに転換してくださいということで、一方でこの補助を設けていますので、この補助制度を活用して早めに転換していただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ごめんなさい、視点がまるきりずれていますね、私が言っているのと。僕のところに、現在年4回管理しますね、管理するでしょう。それ知っていますよね。そ

の方から言われて、そうしてもうちちょっと今壊れていますよ。特にブロアあたりはすごく早いのですから、壊れる前にやるじゃなくて、そんなことは当たり前の話ですよ。そんなことを言っているのではなくて、そういうものが出たときに、町としては当然目的である水環境、生活環境、それを保つためには対応しなきゃいかんじゃないですか。今話聞いていると、そんなもの対応しませんよと、だからやらない人が使うのは悪いんだから、罰金で金30万円払いなさいよという話をしているわけでしょう。そうじゃない、そういう意味じゃなくて、困っている人たちが近くにいるんですね。入ってくるんですよ、専門業者から。

だからそういうものに関して、1回取ってみてくださいよ、データを。必ず来ますから。それに対してどうかしますか、やっってくださいねという話なんですね。そのやつの中のこの中に、そういう設定の中に、140基の中には入っていませんか、いますかという話なわけ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

浄化槽は個人の持ち物でございます。それを壊れてなお使い続ける、それが壊れたことで、町がそれを入れ替えてあげなきゃならないのかな、町の費用で、ということはないです。ですので、その一部を補助しますよということで、補助制度設けています。壊れたから町が替えてということをおっしゃっていますか。

○議長（大石 巖君） いいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） あのね、そんなこと本当に言っていないですよ。だから昨日のような回答に出るんですね。紹介しますよ、対応してください。本当にそういう人がいるものですから、局長待ってて、大事なことからね。本当にそういう人が来たときに、どうします、でもやってもらえるような、この中に枠の中から、例えば2件、3件をやっていただければ、ぜひ環境というか、使っている人も安心できて、そうしてその中で、町のこの補助金を使わせてもらって、そうして非常にいい制度だなという感覚を持つと思うんですよ。

来てくれれば、その方たちを紹介しますよ。そのくらい大変なことが実際に起きているんです。だから、その辺のものを考えてやっていますかということ、この中には入っていませんね、という話ですね。それだけ確認できればいいんですからね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今、壊れてお困りの方、この予算案が議決をされて4月になれば、この制度をもって、この予算の中でもって、その方に補助をして差し上げることが可能です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう止めます、これでやめます。

今壊れている方はすぐ分かります。年数がたってきて、衝撃とかいろんなことであるわけですよ。この中でね。その中のものに関して、令和5年度でそういう起きたときには、対応できるような状況になっていますかという話を私としては聞きたいんですね。それは使っている人のためです。町民の人の不安を解消するためです。その辺をどうですかということですので、回答をください。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

そのような方のために、この予算は昨年比で約1.5倍、その前の年からすれば2倍の予算を確保して、そのような方々に応えたいということで予算を確保しています。計上しています。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 違う。予算を取っている中で、全部やっているじゃないですか。前年早かったですよ。そのときに途中で壊れるものに関して、そういうものを確保というか、その人たちのためにそういうシステムを欲しいじゃないですかという話なんです。

〔「足らなくなった……」の声あり〕

○8番（山内 均君） 足らなくなったこと……

○議長（大石 巖君） 山内議員、同じような質問になっていると思うんですけども、答弁はそのための予算をつけてあるという答弁だと思うんですけども。

○8番（山内 均君） いいよ、やめます。

○議長（大石 巖君） じゃ、ほかに質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

125ページの12の事業、環境基本計画、地球温暖化防止対策計画、生物多様性地域戦略策定業務委託ということで、三つ、四つの計画の業務委託になっておるわけですが、これは説明によりますと、脱炭素先行地域というようなものに出されるために、5市2町で連携してやっていくものですよという説明をいただきました。

これ5市2町でやる中で、この金額というのは、吉田町は単独でこれだけの金額をかけて、これを業務委託しますよ、じゃ、ほかの市町はもっと、ものによっては高かったり安かったりということであるのでしょうか。もうその先行地域に出されるためには、どうしてもこれをやらないといけない、吉田町だけ抜けるわけにはいかんよ、この地域、地域という、この5市2町の県の中部地区全てが一つの地域としてやっていきますよという意味でよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

前回の説明が足りなかったのが申し訳ありません。

国の先行地域に選ばれるためには、各市町がいわゆるその基本計画であったり、地球温暖化対策計画を持っていないといけないということで、吉田町には、それぞれ全てもう既にあります。という中で、やはり吉田町がやらないわけにはいかないということの中で、やっぱり傾向をつくっていくと。5市2町も当然なんですけど、やはり、もともと吉田町も環境に取り組む必要があるという中で、併せて環境基本計画の策定していくということですので、5市2町のほうは5市2町の予算で、その可能性調査を行っています。吉田町が欲しいのは、その地域の市町がそれぞれ地球温暖化対策計画が欲しいという、選ばれた計画が欲しいということの中で策定をするということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

変な話なんだけれども、先行地域に指定されるというか、選出されると、何か町にとっていいことがあるというのが、ただ世間的に先行してやっていますよ、吉田町すごいですねと言われるだけなのか、もっと町民にとって、それによってどういった変化が起きるということとを予測されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

これもすみません、説明不足で申し訳ありません。

この先行地域に選定をされると国の交付金が下りると。その交付金事業として様々な取組があるんですけれども、どういったことができるかというのを、5市2町の中部連携都市圏事業のほうの交付金を使って可能性を調査するというところでございます。

ですので、その事業に選定されることによって、その中でできる事業の中で、それぞれの市町に、中部のとは別に、国からの先行地域に選ばれたことによる国からの交付金が受けられるということになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほど浄化槽の設置の補助金の話が出ました。令和4年度ですけれども、8月末で終わったと、今日質疑をやっている中で、カムカム補助金で帯状疱疹、これ予算オーバーしそうなら補正かけて増額します。ところが、浄化槽は増額しません。答え分かっているような気がしますけれども、そういう何がしかの方針はあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

この浄化槽、国・県の補助金を活用しながらやっておりますので、今回は計画を見直して増額をさせていただきましたが、年度途中についてはちょっと現時点では考えておりません。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 担当課長から今お伺いしましたけれども、全体を統括する財政管理課長、お願いします。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

ちょっと帯状疱疹とカムカム補助金につきましても、もともと単費で実施している事業ですので、町としての姿勢というところで増額対応をしていくということを考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「発言する人なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければこれで終結をします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書144ページ、漁港環境整備事業です。

この事業は、川尻地区防潮堤の天端部分に多目的広場を整備するための予算です。その財源内訳を見ますと、令和4年度は、事業費予算6,282万6,000円に対して県補助金が75%、令和5年度は、事業費予算1億2,074万7,000円に対して県補助金が70.8%になっています。また、津波・高潮危機管理対策事業費には、令和4年度50%の県支出金が出されています。国からの補助金の可能性が出てきたということで、この津波・高潮危機管理対策事業は中止ということになります。そして、令和5年度も予算計上をされていません。

国からの補助金ということに関して、前回の全協においては、具体的にはまだ不明であるということだったんですけれども、これだけ県から補助金をもらえることになっているんだけれども、その制度が変わることによって、国や県から、より補助金が出ると推定して中止されたと思うんですけれども、どのぐらいアップするというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今年度の漁港環境整備事業につきましては、主には駐車場、トイレを中心に、多目的広場の天端を整備していきます。この事業につきましては、国の補助対象になっていますので、国と県合わせて、今、議員がおっしゃったように、補助率が津波・高潮に比べて増えております。

津波・高潮の話にちょっとなってしまいますけれども、そこにつきましても、今、県のやつは防災対策としての補助事業50%ついてます。そこについても、国の補助対象になるような形になれば、水産基盤、今回の6款で上げてある漁港環境整備事業と同様、もしくはそれぐらいなところで補助金がもらえることを期待して、現時点ではその状況を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今回の漁港環境整備事業、これは防潮堤ができた上に、多目的広場を整備しようと。津波・高潮のほうは、まず、防潮堤的なものを造りましょうと、L2対応のものを造りましょう。その上に乗せるということに対して、こちら側と似たような過程を経て、上のにぎわいづくりをやっていこうということなので、それで進めていけばいいでは

ないかなと私は思っているんですけども、国に対する予算というのを期待して、今年やる予定して、令和5年度に予算がつかないということは、港内の防潮堤というのは、確実に2年遅れることになるわけですね。それを2年遅れてもよしとしたその理由というのは何なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この産業課の所管している吉田漁港の中の整備を防災対策としてやること、あと、にぎわい創出してやること、一体として漁業者と含めて天端部分の整備及び吉田漁港の在り方も変わってきている中で、全体を含めて再検討した上で、今回タイミング的に漁港漁場整備法の改正がされるということ、また、水産庁の漁港漁場長期計画につきましても、令和4年度から新たに計画がつくられた中で、そのにぎわいについても内容が含まれているところも考えると、一体として吉田漁港の防災対策、にぎわいをやっていきたいということで再検討した上でやっていくものと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 課長のおっしゃることは説明として理解した上で、津波防災というのは、吉田町のしっかりそこをやっていこうというのが方針なわけで、にぎわいづくりなしに防災ということからすれば、早くあそこに造っておいたほうが、いつ津波が来るか分からないんだから、できるだけ早く造りましょうという話からすると、2年遅れるということによしとした、そのあたりの説明を求めています。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員おっしゃるとおり、一刻でも早いというのはもう当然のことだと思います。ただ、一方で、我々が今造ろうとしているのは千年に一度の津波に備えるということなので、5年先に確実に来るとかいうものでもまたないと思っております。一刻でも早い完成が望まれるのは当然であります。逆に拙速に造って、造ることがどうかということで、そこはやはり一旦今こういう状況の変化も踏まえて見直したほうがよかろうという、そういう大局的な判断ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○12番（平野 積君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

ページ140で、林業総務費として松くい虫防除事業費404万7,000円となっております。残念ながら能満寺前の門前の銘木とは言わなくても歴史のある松が六、七本枯れちゃったわけですね。もう相当強い菌が入ったかなと思われま。連続してあそこが6本、7本の松が枯れたということは、無論駆除もしておるでしょうが、この中で、予防剤注入防除委託料、地上散布防除委託料となっております。これ、あの松にはどのような駆除方法を使ったか、教えていただきたい。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

海岸のところにある松くいのものにつきましては、薬剤散布をしております。それ以外の松、町内にある各学校とかの松につきましては、薬剤注入ということで基本的には4年から5年に一度サイクルで薬剤注入をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 河原崎です。

薬剤注入が4年に一度ぐらいと伺ったわけですが、それがもう少し間を短くしてやる必要があったんじゃないかなと、このように思いますが、また、この中に被害木伐倒駆除委託料、要望伐倒委託料と入っておるわけですが、本年度、新年度にこれは能満寺前の樹木は伐倒するのかどうか、お伺いをいたします

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、議員がおっしゃられました能満寺の入り口にある松の枯れているものにつきましては、あそこ道路用地ということで建設課のほうで対応させていただきますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、おっしゃられますとおり、複数ある松の北から6本がちょっと枯れている状況でございます。今年度予算でその一番健全な木に近いところの1本は今伐採の手続を行っておりますので、今年度中にその1本は処理させていただきたいと考えております。

残る5本につきましては、建設課のほうから計上させていただいた予算になるんですが、道路維持費のほうへその5本分の伐採のほうを計上させていただいておりますので、令和5年度になりましたら、速やかに撤去のほうはさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 今年度中に太いほうを1本切ると、あとは道路整備の関係で、これから来年度ですか、新年度に切ると。了解いたしました。

しかし、あそこは、吉田町の観光の本当の窓口です。あそこにはシラスのまどぐちというものもあるわけですから、早急に整備されて、それから、将来的には小山城前の広場も何か新しく考えておるようですので、なるべく早く片づけて、観光の皆さんが来てくれるように。

また、能満寺にはソテツがあるわけですね。あれも歴史的なものです。ぜひ松ばかりでなくして、あのソテツも一度しっかりと見ていただいて、観光の資源にさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 21 分

○議長（大石 巖君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君

○8番（山内 均君） 8款の3項1目です。

156ページ、この中の設計委託料、設計委託料に関しては湯日川の関係に対する設計委託料であると話受けました。そして、この中で、今年の5月、6月頃住民の人たちに説明をするか、意見をいただくと、そういうことを伺ったんですね。

それで、その後、課長にもちょっとお知らせしたんですけども、湯日川の土手、見ていただいた保育園のところの、あそこの土手の下から水が出ているわけですね、湧き出ているんですね。これは近くの人結構2人の方に言われたんですけども、そのときに、我々がああいうものを見たときに、恐らくあそこから崩壊の始まりじゃないかと心配しているわけですね。そういうものに関して、湯日川ですから、今回の設計委託料の中では、そういうものの説明に関しても同じようにやっていただけるという感覚で持っていていいですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

先日、議員のほうから湯日川のわかば保育園の近くの堤防、川側になるんですけども、そののり尻のところから川側に水が出ているという連絡を受けまして、すぐに私も確認させていただきました。

そして、湯日川は県の島田土木事務所の管理となりますので、すぐに島田土木事務所の方にも連絡しまして、県の職員も直接すぐ現場を見て、現場のほう確認しております。

詳しいことは今後検証した結果というところになると思うんですが、まずは今草がちょっと生えているものですから、すぐにちょっと草を取って様子を見るというか、再度現場を確認するという回答を得ていますので、そこは県のほうで引き続き対応のほうはしていただけるものと思っております。

今、議員御質問の今回のこの令和5年度当初予算に計上させていただく委託の中で、そういった湯日川のところもという御質問ですが、湯日川そのものは今申し上げましたとおり、県の管理になりますので、町のほうで直接どうこうするということはできません。

今、その委託の中でやらせていただいているものは、湯日川に入るまでの内水というところにつきましての浸水を何とかしようという業務であります。それに伴って、湯日川に何かしら構造物を造るとか、そういう結果になれば、当然県と協議をしてということになるんですけども、今現実起きている堤防のそういったものは今回の委託の中には含んでいるもの

ではございません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 含んでいないということになると、そういうのは、また早急な対応をしていただいたことに対しては非常にありがたく思います。そして、言っていただいた方には早速連絡をしておきます、町の対応を。

ただ、そのときに湯日川水系ですので、湯日川、今言われた入ってくる水、それに関してはまたそういう説明とか、そういうのはどこかでまたスケジュールを持ってやっていただけるということでもよろしいですね、説明とかそういうのは。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

その流域にお住まいの方には、先日も御説明させていただきましたとおり、5月か6月ぐらいに現場調査の際にちょっと地元の方の御意見も聞きたいと思っておりますが、何分流域が広くて、湯日川に入ってくる川もかなりありますので、ちょっとそのやり方とか規模とかはまた今後検討していくんですが、5月、6月にはそういった場を設けたいと、そのようには考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうですね。早期な対応、非常にありがたいと思っておりますよ。その中で、今回19号の台風のときに、一番駄目だったのが用水です、大井川用水。大井川用水が本当に悪さをした。もう排出できなかった。それが恐らくかん水に対してかなりのウェートを持っていると思いますね。

写真を見ていただいて、現地の人からも課長受けていただきましたので、それによって、彼らの中ではそういうありがたさというのは聞こえてくるんですけども、その中で、それと、トンネルの県道住吉金谷線、あのときには、前にも言ったけれども、あの塔が高くなったことによって、かん水する位置が変わってきたんですね。言いたいことは、そのスケジュールの中で、今言った県の管轄、国の管轄入ってきたときに、そういうものをどうしても対応して、連携してやらないと、実際のシミュレーションやってもなかなか本当の結果出ないと思うんですよね。

そういうものについての対応というか、そういうものというのは何か考えていますか。もし考えていなかったら、今後どうするかというのを一緒に聞かせていただきたいと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、議員がおっしゃられましたその土地改良区の用水の関係、また、島田土木事務所の県道の関係、当然密接な関係はございます。

用水につきましては、特に水が出る時期というのは、やっぱり用水も必要な時期なものですから、用水路もいっぱい水が流れているところに雨が当たられると、どうしても影響が大きくなるということで、当然そういった用水等も連携を取って、治水対策を進めていかなければいけないと思うところでございます。

県につきましても、県と地形的なもので、あと湯日川の関係とかで連携を深めてやっていかなきゃいけないとは思っているんです。

その中で、以前もお話しさせていただいたことがあると思うんですけども、湯日川流域委員会というのもございますので、そういったのは、当然県も入っていますし、当町も入っている、流域の各市町入ってやっている委員会ありますので、そういうところで問題提起とか、そういうのをして連携を図っていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう一つだけちょっとお願いをしたいのは、今、農業関係、ハウスを上につくる計画していますよね。あの周りの人が本当に心配したのが、あの排水はどこに行くのですかと、神戸川に来るんですかという心配していて、もっとあれが実際に流れてくると崖崩れと、ちょっとその問題がまた浮上しているものですから、その辺も含めて、こういう形でやっていただけるといことで、この中には入っているといことで認識をよろしいですね。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

令和5年度に計上させていただく委託は今年度から引き続きやるもので、今年度は基礎調査といことで、そういった地形の調査とかもさせていただいた上で、今後の浸水対策を進めていくんですが、今年度において、そういった測量とかもかけていますので、現時点でのそういった土地の利用状況は把握した中で、治水対策進めていくんですが、土地利用というのはずっと変わってきますので、今後変わったものについては反映はされないんですが、現実今起きている範囲のことであれば、今の委託の中でそれを考慮した上で、対策のほう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

165ページの14の事業、施設解体といことでございます。

これは松原団地のところで火災が起きたところ、そこを1棟崩すよといことは聞いてございます。これに関して、この同じ松原団地に住んでいる方、ほかの棟に住んでいる方との話合いといものはなくて、もうここ火事でこれが危ないから壊しちゃえとい判断なのか、今も住んでいる方にも、これ、崩しますよといような説明をされて、これからやっていくのかといところがあると思えます。

何でこんなこと言うかといと、何か一つそういうことがあって解体、あそこは耐震もなかなかできていないといような中で、建設的に耐震もされていないとい中であるものだから、だんだん追い出されるんじゃないけれども、そういった不安を与えるのかな、解体してやっていくと。

じゃ、一つの棟がもう空いたら、次はまたこれ壊されるのかなとか、そういうような不安を与えるようなことにならなきゃいいと思っているんですが、その辺の住民との話合いといものはされているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

この話合いというのは実際はしていない状況です。今回につきましては、特別な事情というか、やはり火事が起こって亡くなられている方がいるということの中で、やはりそういったところは早急に解体をしていきたいということの中で、予算づけをさせていただいた状況でございます。

今後、今回はたまたま亡くなられた方しか住んでいなかったと、ほかの移転してもらうということがないものですから解体できるわけですが、ほかのところについては、居住している方を追い出すというような考え方は持っておりませんが、町としては、松原団地耐震が劣っているということの中で、改修とか更新はしないという考えでいる中で、今回みたいに1棟だけ壊すのにすごくお金がかかると。じゃ、次、空いたから1棟解体するというと、やはり費用がかかっていく中で、まとまってやっぱり解体していったほうが、予算とかそういったものも費用的にも楽になるんじゃないかということもあるんで、その辺は先のことになります。今すぐどうこうということは今のところ考えていないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、耐震はしないよという話の中で進んでいる。今回こういう事故があって、解体にはこれだけお金かかりますよ。じゃ、耐震をしたらもっとこれよりもかかるよという中でいるのか。

だったら、ちょうど空いたし、リフォーム的にやって、耐震1棟だけでもすればというふうに今逆に思っちゃったんだけど、耐震やったら、もっと銭かかるよ、費用かかるよ、だから、もう壊すんですよということで、やっていくということでよろしいですね。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 議員のおっしゃるとおり、改修、修繕、耐震、そういったものが費用がかかるということの中で今回解体をしていくということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8款3項です。159ページのブロック塀耐震化とあとはTOUKAI-0の関係です。

TOUKAI-0の関係は、前回流れはお聞きしました。ちょっと中に踏み込んだ嫌いがあるんですけども、改めてお聞きしたいのは、TOUKAI-0がなくなりますよね。そうして、お聞きしたのは、県のほうで対策は絞っていると。でも、県の方向性は見えてきた。ただ、国の方向性であるとか、特に町の方向性は見えていないと。

それで、これに関して7年でいきますよね、終了になって、そこのところで切り替わるときが来るじゃないですか。そのときの計画的なものというのは、今はまだ浮上していませんか。そして、もしあるのであれば、どのくらいまでに。要するに、令和7年ですから、来年度ではもう遅いかもしれないですね。その辺のこういうこの予算の中での計画というものは

考慮されているんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今4年度で、令和5年から令和7年、実施計画の中でも表記させていただいておりますが、今、8年以降というのは今のところちょっと見込みの中ではまだ計画が立っていない状況です。県のほうも実際8年以降はどうするかというのは決まっていない状況で、全く今の基礎耐震という形ではないかもしれませんが、何となくニュアンス的には、まだ別のものをとというふうな考えもあるようなので、ただ、具体的なことはちょっと示せないと言われている状況なので、そこら辺の県の状況を注視しながら、8年度以降の計画を考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） TOUKAI-0の建物に関しては、非常に実効力というか、実績が少ないですね。それで、徐々にちょっとお願いしたいんですよ。考慮していただきたいのは、耐震で人の命が救うためにやるわけですけれども、そのときにはどうしても金額的なハードルがすごく高いんですね、建物。

それで、今一番有効にできるのは屋根を軽くすることなんです。そして、そうすると、実際の耐震の費用はえらい下がりますので、そのときに近くの市町でも屋根に対して補助金とかそういうの出しているんですけれども、吉田町でそういうのというのは計画してもらえませんか。それによってうんと人の命を救えることができると思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

屋根の改修につきましては、こちらやっぱり国の補助金等出ている中で、静岡県でいうと4市が取り組んでいるという状況でございます。

この屋根の改修につきましては、主に風に対する体力、そういったものがメインで使っているので、議員のおっしゃるとおり、軽い屋根材にすれば、軽量化にもつながると、耐震にもつながるといところでございますが、その今の屋根の補助金につきましては、TOUKAI-0につきましては、木造住宅が56年以前の建物なんですけど、屋根の補助金につきましては、令和4年12月までの建物、まず対象が少し違う部分がございます。

実際近隣市町、その取り組んでいる市町のほうに伺ったところ、TOUKAI-0と屋根の改修、今セットでやっているところは1件もないということ伺っています。

そこが評点の関係がちょっと難しいというふうに伺っている中で、今後TOUKAI-0がその木造住宅の耐震化が県のほうがなくなると。今後それでも吉田町は津波の被害はないかもしれませんが、倒壊する家がなくなるというために、どういったことができるかというところの一つのメニューの中でちょっと研究をさせていただきたいというふうに考えております。今すぐやるというのは、ちょっとお答えできません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 我々の中で、実際にはもう屋根とセットではないですけれども、その

目的のためにやっていただいているということがありますので、できたら考慮していただきたい。

あとブロック塀に対しては、いろいろ聞いたんですけれども、その後ちょっと回ってみると、吉中の西に行く道路、ずっとブロックもありますよね。それと、自彊小学校の我々のすぐ横なんですけれども、グラウンドの北側も駄目ですね。それと、もう一つは住吉小学校の東に向かう、お寺のあるところもずっと。

要するに、ああいう危険なところがいっぱいあるわけなんですけれども、そういうものに関して、例えば、ちょっと言いましたけれども、防災士とかジュニア防災士とか、そういうものの訓練の中でやっていって、そして、今までは担当課でやっていたけれども、町ぐるみでやっていくことが、本当にそのやつの、地域の安全性を求めることになりますので、そういうものに関しての考え方、スタンス、そういうものはこれから持つことというのはできますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

町の中にも防災士あるいはジュニア防災士いらっしゃるわけですが、そのジュニア防災士は中学生がやっぱりコロナ禍での授業であったりとか、部活であったりとかすごく大変な状況でなかなか学校のほうの取組の中でこういったことやっていただくというのは今のところちょっと難しいという考えはありますが、実際そういった相談ができるかどうかというのはちょっとまた相談をしていきたいというふうに思っています。

ただ、今令和7年年に木造住宅の耐震化が終わるということの中で、強力に戸別訪問をさせていただいています。その戸別訪問、町のほうで対象の家屋をピックアップする中で、議員も御存じかと思いますが、歩いて回っているということがございまして、これまでも実績当然ありますが、歩いている中でブロック塀があったところについてはPRをしているということでございますので、今後戸別訪問をしていく中でも、そういったブロック塀も視野に入れて、やっていっていただくことが最良ではないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にもお願いしますけれども、今言ったジュニア防災士に限らず、子供たちが通学路の中で危険なところというのは必ず感じますので、そういうものを町の中でちゃんとピックアップをして、町の中で町ぐるみでそれを救済に充てるとか、その安全性を高めていくとか、そういうシステムをぜひやっていただきたいですね、組織と組織の連携の中で。そうすれば、このブロックであっても目標の件数と金額には私はすぐ届くと思うんですよ。その辺をぜひやっていただきたいと思うんですけれども、どうですかね。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 町ぐるみということですが、学校というお話もありましたんですが、通学路の安全点検というのはまさに町と関係機関と協力してそういうことはやっておりますので、町としてはそういう姿勢でやっております。

以上でございます。

○8番（山内 均君） ぜひお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。
次に、11款の災害復旧費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
ここで暫時休憩とします。
ここで、説明員の入替えを行います。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

- 議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。
次に、9款消費費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
12番、平野 積君。

- 12番（平野 積君） 説明書171ページ、地震対策費、津波浸水想定業務委託料についてお伺いします。
町長の施政方針で、令和5年度はこの全周防御の構築に向け、想定最大規模の津波の遡上シミュレーションを行い、浸水をゼロにするための施設の高さについて検討を行うということになっておりましたけれども、この津波遡上シミュレーションは具体的にどういうことをやろうとされているのでしょうか。

- 議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

- 防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。
それこそこの津波浸水シミュレーションの内容でございますけれども、現在川尻地区につきまして、L2の防潮堤のほう完成してございます。これがまた住吉のほうにできた場合、また、河川遡上の津波の関係ございますので、それが坂口谷川と大井川、そちらのところに来たときの対応ということで、町のところにL2対応の全周防御をしたときの想定最大規模の津波のシミュレーションをして、議員おっしゃるとおり、浸水のゼロ想定がどういうものかというものをシミュレーション結果で導こうとするものでございます。

以上でございます。

- 議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。
○12番（平野 積君） そうすると、今までのハザードマップにおける河川遡上とは異なるというふうにお考えということですか。
○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。
○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

河川遡上につきましては、今までのシミュレーションにおきましても河川遡上ございまして、津波のシミュレーション、もともと今までやっていたシミュレーションにおきましても

河川遡上による浸水もある状況でハザードマップ、浸水のものではできたものでございます。

今回のシミュレーションにおきましては、大井川と坂口谷川にところにおきましてもL2対応の堤防のほうを造った場合に、町のほうに入ってくる浸水がどのような形になってくるかというものをシミュレーションで結果を出していくというものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） お伺いしたのは、今のハザードマップと防潮堤ができたときに、遡上の高さは異なるというふうにお考えだからこそ今回シミュレーションをやるということですねという確認です。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

説明のほう、すみません。足りなくて申し訳ございません。

遡上につきましては、高さが変るといものものではございません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、何をやろうとしているんですたっけ。

今も高さが変わらないのであれば、今のそれを乗り越えないように大井川の防潮堤を高めればいいのであって、改めてシミュレーションやる必要ないんじゃないですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

川尻防潮堤完成しまして、大井川におきましても河川遡上によつての浸水は川尻防潮堤ができたことによつてもある状況になります。

ですので、大井川にL2の堤防のほうを造ることによつて、河川から町のほうに浸水してくる津波の影響をどこまで整備すれば、津波のほうが入ってこないかというものをシミュレーションで求めているものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私の理解力がないのかもしれませんが、今のハザードマップと今回シミュレーションをやろうとするものは、大井川を遡上する高さは変わりませんとおっしゃったんですよ。変わらないのであれば、今のまま大井川の防潮堤がもし越えるという状況であれば、そこを補えばいいだけの話じゃないですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃるとおりになるんですけれども、遡上で大井川からの津波の影響が吉田町内のほうに入ってきますので、その高さをどこまで持っていくかというところを検証していくものでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今まで一般質問で、川尻の防潮堤ができたときに、津波、今までは6メートルあったんで乗り越える、ところが、川尻に11メートルの防潮堤ができれば、津波

はそこにぶち当たると。そうすると、逃げ場として、大井川や吉田港からより多くの水が入ってこないか。だから、新しくあそこにもうできたんだから、今のハザードマップよりも新しいハザードマップを作ったらどうかと一般質問でやったら、そういう必要はありませんという回答なわけですよ。

それに対して今回、そういうシミュレーションをやろうということは、少しは私が言ったことを認めてくれてやったのかなと思っていたら、そうでもないとおっしゃるんで、その辺の何をしたいのか、よく分からない。

○議長（大石 巖君） 理事、松原克彦君。

○理事（松原克彦君） 理事の松原ですけれども、まず、最初から少し御説明させていただきますと、まず、町のハザードマップで使われている浸水想定、いわゆる津波が入ってくるかというのは、本当に東日本大震災があった年にできたハザードマップでございますので、そのときに町で独自で検討した浸水域によってハザードマップを作っているというものでございまして、その後、県、もともと国なんです、国から出て、県が出て、4次想定とよく言われていますが、それが浸水想定、どこまで津波が来るかというのをまたそれは県がつくられたものがあります。

今、基本的にはそれを基に、ベースに各市町とかは対策とかを行っているというものでございまして、その4次想定というものが、何年かちょっと忘れてしまいましたが、その後できて、今やろうとしているのは、そのいわゆる県の想定した4次想定によって、各市町だとか津波対策とかやっているんですが、それを吉田町が今度いろいろできてきますが、町長がおっしゃったのは、全周防御のやつができた場合に津波を当ててみて、それによって、津波がどうなるかというのを想定したシミュレーションをしよう。

ただ、それは、この吉田町の場合は津波を入れないという想定ですので、どこまで浸水するかというのではなくて、浸水させないためにはどうするか。何を造れば、どういう壁を建てればいいのかというようなものを想定すると、やってみるというものをやるというものでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 以前大井川をどこまで遡上するかということに関して、今は地形として計算しているけれども、水があった場合、滑っていて、もっと奥に行くんじゃないかというようなお話をしたときに、県の4次の遡上よりも吉田町のハザードマップの遡上のほうがより深くいくと計算されているという答えが返ってきたわけですね。

だから、今県の4次の防災よりも、吉田町はより危険という意識でハザードマップを作っているわけです。それであれば、もうその高さというのは分かっているんだから、そこを防御するために、どれだけ上げればいいのかということで済むのではないかと。

ところが、今、全部防御しようとしたときに、どのぐらいかさ上げすればいいのかというシミュレーションをしようとおっしゃるということは、ここに川尻があり、住吉ができたときに、吉田町はちょっと空きますけれども、そのときにこうぶつかったときに、津波がどこまで遡上していくかということ、これを最大に想定したときに、どこまで上げればいいのかということだとすると、ここに防潮堤ができることによって、大井川を遡上する波の量、高さは変わってくるという考えの下にこれをやろうとされているというふうに思うんですが、遡上する高さは変わりませんと言われると、じゃ、今のままでいいじゃないかと、シミュレーション何

のためやるかということが分からなくなってくるということ。

○議長（大石 巖君） 理事、松原克彦君。

○理事（松原克彦君） 理事の松原ですけれども、津波の河川の遡上というには、さっきちょっと防災課長変わりませんと言いましたが、吉田町の想定と4次想定は全く同じではないので変わりますが、河川の遡上いくときというのは、それほど他の影響を受けない、津波がそのまま上っていきますから。

どうしても吉田漁協の辺りのところだと、多目的広場があって、住吉のほうの防潮堤もできてきますが、きれいな防潮堤が直線のできるようなものではなくて、入り組んだり、どうしても形が変わったりしますし、坂口谷川のほうは入っていけば、少し形が変わってきますので、丸まったりしますので、津波というのは当たって、反射したりするんですよ。そうすると、反射したものがくっつくと、また、それが高くなったりと、そういう現象が起きるので、そういうどういう現象が起きるのかというようなことを、きちんと踏まえた上で高さを決めないと、もう津波の高さが例えば9メートルなんだから、10メートル造ればいいんじゃないかとか、ちょっとそういうものではないのですから、そのぐらいのところまで詳しく調べてみようということやろうというシミュレーションでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 本当はここはそんなに詳しくやるつもりはなかったんですけども、以前、多分、町長もお分かりだと思うんですが、ぶつかったときに、想定よりも実際は1.5倍ぐらい高くなると、最初の津波に対してぶつかったときには今おっしゃったような話もあって、1.5倍ぐらいになるというような話があって、今のハザードマップはそういうのを踏まえた上でやっていますという理解であれば、やることは、精度を上げることは、やってほしい。

しっかりシミュレーションやって、データ出して、全周防御というのをやっていただきたいと思うんですが、先ほど副町長も話がありましたけれども、住吉の防潮堤、できるの結構時間がかかるわけですよ。そうしたときに川尻辺りはここにはできたわけですね、防潮堤が。大丈夫かな、越えてこないかな。

今度全周防御でやって、そんなに吉田町は浸水はありませんということになると、防災意識の問題です。「ま、吉田町はこれでもう安心だ」と思っていると、東北のときの田老町みたいなものもあるので、そのやること自体は賛成でやっていただきたいと思うんだけど、それによって、防災意識を下げるようなことだけは避けてほしいんで、しっかりシミュレーション結果を皆さんに知らせるのいいんだけど、こういうことはやっぱりやってみましょうと、防災意識を高めていくということは、常に心がけてやっていただきたいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今、津波のお話が出たかと思うんですけども、津波に限らずですけども、継続的に防災意識の向上を図っていくというのは大事なことになりますので、地震、津波に対する脅威につきまして、周知のほう図っていきたいと思ってございます。

以上です。

○12番（平野 積君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ここで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時54分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

201ページ、中央公民館非常用電源更新工事設計業務委託についてお尋ねします。

非常用電源について、中央公民館は災害発生時の庁舎の代替施設ということでも位置づけられているとのこと。また、現在の発電機は中央公民館の駐車場にあるということを確認しました。

そこで、災害時による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、転倒防止の設置や、特に吉田町洪水ハザードマップでは中央公民館の浸水想定深は50センチ未満になっていることから、より上部への設置や揺れに備えた対策を図ることが重要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ今度更新する自家用発電機につきましては、令和5年度の中で設置場所も含めて、発電容量も含めて検討していくということで考えております。

そういった中で、今議員おっしゃるとおり、洪水ハザードマップ、湯日川の洪水のときに浸水深が50センチメートル未満というたしか中央公民館の周囲については、そういった水深があるということを確認してございますので、そういったことも含めて、高さを上げるであるとか、周りに防水壁を造るのであるとかという防水対策を考えて検討したいというふうに思っております。

あと、地震に対しても対応できるような形で検討するというふうに予定しております。

以上です。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

178ページ、特定消耗品費について質疑いたします。

この特定消耗品費は4年ごとの教材、小学校3、4年生対象の副教材、社会の「わたしたちの吉田町」この改訂を実施するというものでございます。

ここについてなんですが、4年ごとの改訂ということで、教科書替わるというのある話だと思います。ただ、この4年間で社会を取り巻く状況とか、あるいは吉田町の事情なんか少し変化して、そういうものが反映されているのかというところで、今回の改訂に当たり、何か変えたこと、デザインですとか、内容ですとか、そうしたものがいいのか、お伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、178ページの特定消耗品費の中の印刷製本費ですね。こちら169万4,000円の部分、こちらにつきましては、4年に一度改訂する小学校の社会科副読本の関係になっております。

社会科副読本につきましては、小学校3、4年生で使うもので、吉田町のいろんな産業、歴史、文化等載っているものになるんですけども、こちらにつきましては、前回作ったものが令和2年から使っております。令和2、3、4、5、令和5年度まで副読本を使う予定となっておりますので、今回予算計上させていただいているのは、令和6年度以降に使う副読本ということで、令和5年度中に編集委員会を立ち上げて、そこで改訂の内容について詰めていくということになりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

改訂で内容でちょっと反映させるのはこれからということだと承りました。

ところで、吉田町がGIGAスクール構想をベースに、最近ではリーディングDX、ここ数年来で物すごく教室のほうにICTを導入して、しかもモデル校となろうとしている現状があります。

そこで、さらに来年度以降は英語とかをはじめとした様々な教材がデジタル教材に移行していこうとしている現状も存じておりますが、この教材に関して、例えばデジタル教材、パソコンの画面で見られるようにしようとか、そのような検討はなかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

こちらの副読本の内容ですけれども、予算上計上させていただいたものについては、これまで今現在使っているものまでは当然冊子でお渡しするというので、各学年、3年生になった時点で児童に配るというものになります。

今回計上させていただいている予算につきましても、副読本4年間児童に配布した場合の児童のその冊子を配布した場合ということで、予算計上させていただいているところではあります。議員おっしゃったとおり、今後ほかの教科書もデジタル教科書を取り入れたりとかする中にございますので、今後この編集委員会、今年度、令和5年度に立ち上げると申しましたけれども、その中で当然データ化をして、パソコン等で見られるような形ということも含めて検討をしていくつもりでございますので、冊子で配布する予算ではございますが、データでやった場合はどうなんだというところも含めて、ちょっと検討させてい

ただければなと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 小学校の3、4年生対象でありますれば、紙で渡して見やすいという部分もちろんあるんですが、やっぱり持ち運びの利便性とか、使い回しできるというか、そこら辺を考えたときに、両方併用でも別に問題ないわけです。デジタル教材も置いておいて、紙でやる、忘れた子はパソコンで見るとか、そのような形もできると思います。

それでは、もう一つなんですけれども、私ある程度年齢いってからはちょっと感じることもなんですけれども、本来学校教科書というのは、検定何度も経て、いわゆる現状このように教えているということを周知したり、理解させる意味合いですとか、あるいは高齢の方の学び直しとか、そういう部分、あるいは、地域の変化する実情を表現するこの副読本で言えばそうですね。そうしたことがいつでもどこでも見られるようにすべきものであると常々考えております。そこをどうだったかという、どうやって習っているのか、どういう事実なのかというのを教科書で確認するという文化を今後あってもいいのかなと思っております。

そういう意味で、今この「わたしたちの吉田町」これは一例なんですけど、これは図書館に行けば閲覧することはできるということは聞いておりますが、今後の吉田町を思った場合、今、住民の中にはこの副読本を小学校の低学年で見ていない人、あるいはその親、具体的に申し上げますと、今外国の方増えていますね。この副読本というのは、吉田町の歴史少し見させていただきましたけれども、吉田町の概要ですとか、歴史が非常に分かりやすい平易な言葉で書かれていますし、町内に住む外国の方が先ほど確認したらもう2,137人、これ、人口比で言うと7.3%、もちろん中にはお子さんが教材として習っているからそれを機会に閲覧する方もいらっしゃると思うんですが、こうした外国住民の増加は、今の吉田町の人口減の食い止めに少し寄与しているというか、もっと言うと、今後ますます外国の方は増加するのではないかなと思っています。

そうした方に吉田町のことを理解してもらい、地域共生の意味合いもありますけれども、そういう部分でこの副読本を例えばネットですとか、そういうもので閲覧するような、そういうような形になっていけばいいかなと思っておるんですが、そうしたことを教育委員会さん、あるいは関係各部署で検討して、地域共生に役立てる、このようなお考えはありませんか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまのご質問につきましては、外国人に易しい平易な日本語で書いてある副読本をぜひネット等で見てもらいたいというお話で承りましたけれども、教育委員会とした中では、副読本というものは、そもそも作成目的が小学生の社会科の副読本で、吉田町のことを知ってもらおうというところのまず第一義的な目的があります。

ホームページ等ネット上で見られるようにするというのは、当然他市町、全国的に見ても他市町も副読本のホームページに掲載というのはやっているものですから、そこについてはまた令和5年度に開設する編集委員会等で検討していくという内容になると思うんですが、外国人のために載せるかどうかというところについては、当然多文化共生とか、そういった教育委員会だけで決められる話ではないものですから、当然町長部局等とも連携して、そういったものも関連して見せられるようになるのか。それ以外にも、多文化共生の中で何か

外国人対策ということで、2,000人以上いる外国人をどうしていくかというところの話も当然町長部局の中でも話をしていかなきゃいけないと思いますので、教育委員会と連携できて、そういったものも活用できれば、当然活用できるのかなと思います。

現時点ではちょっとどうするかというところまではお伝えできませんが、当然一案としては、こちらとして話をお伺いしまして、また検討の材料としていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 理解しました。

ただ、一例として、外国人の方の例を挙げましたけれども、現状でいいますと、要は小学校3、4年生で吉田地区の小学校に在籍していないと、その書物に触れる機会は基本的になくなってしまいうわけですね。例えば小学校5、6年生、あるいは中学生で転校してきた子というのは、吉田町の文化とか歴史を教材でもって知るということは、今相当大変というか、自分でかなり探求して、図書館に行つてという形なると思うんですが、それはネットで見られるようになればいいなと思っているんです。

それから、もちろん地域に在住をしようという方が、吉田町ってどんな町だろうというところで、そういう教材、これから例えば小さい子がいる子がこんなふうに教えているんだという、教科書は何ら見られて困るものでもないし、隠すものでもないので、ぜひとも大きな視点でそういう、どこに載せるかとか、どうするかというものについて来年度議題として取り上げて検討していただきたいと思います。

以上にします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はございませんか。

7番、三輪美由紀君。

○7番（三輪美由紀君） ページの213ページをお願いいたします。

総合体育館の運営費としてちょっとお伺いしたいと思います。

昨日、全協で総合体育館の利用が今回できるようになるということを伺いました。本当にそれはありがたいことだなと思っております。

そして、総合体育館の利用委員会が昨夜行われたと聞いておりますが、どのように利用できるのか、細かい説明をされたと思うんですが、そのことをちょっと先に伺いたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ議員おっしゃるとおり、昨日の夜、体育館の利用者会議を開催いたしました。その中で、総合体育館の利用につきましては、ワクチン接種会場となるということを基本に、4月1日から5月15日までアリーナについては全面開放します。

それから、それ以降翌日5月16日から7月31日までアリーナ半面開放します。さらに、8月1日から9月30日の期間につきましては、再度アリーナを全面開放して一般開放するということでございます。10月1日から12月31日までワクチン接種が開催されるということで、アリーナ半面のみ開放という予定のほうをお知らせしたところでございます。来年の1月からはアリーナの全面開放ということでございます。

ただ、ワクチン接種をやっているときには、当然使用のほうはできないというのを付け加

えさせて説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、三輪美由紀君。

○7番（三輪美由紀君） 7番、三輪です。

そうしますと、ワクチン接種をやっていると、夜間も反面使えないということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

ワクチン接種をやっているときにつきましては、やはり反面のみの使用ということで、夜間についても反面の使用ということでもあります。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） すみません、ちょっと夜はワクチン接種を行いませんので、ワクチン接種の期間、例えば5月16日から7月31日までの間の夜については、常に反面は使える状況にあるという理解をしております。我々、そういう認識でおりました。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

7番、三輪美由紀君。

○7番（三輪美由紀君） 先ほどの課長さんの話では、何かやっているときは使えないような話をされたと思うんですが、そこはどのような認識でしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

ワクチン接種の実施している時間は当然利用はできないということでございます。それ以外については使えるということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

○7番（三輪美由紀君） はい、了解です。

○議長（大石 巖君） そのほかに質疑はありません。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

211ページ、ダンス推進事業補助金200万というところでございますが、これ、以前決算のときも自分のほうから言わせていただいたんですが、この補助金につきましては、この推進会のほうに補助として出していると。要綱を見ますと、経費のほぼ10分10以内ということで、ほぼ丸抱えという状況かなとは思っております。

特に、毎年のように200万の予算をつけていて、この200万の中にはダンスフェスティバルというような「笑っしょいよしだ」が大きなウエートを占めているのかなと。それはもう独立させたらどうだという意見を自分はずっと言わせていただいているんですが、今回もこれを含めた額で出てきております。

このコロナ禍、それこそ先ほどの総合体育館の問題もあって、ずっとできていないにもかかわらず200万の予算は立ててきて、補正のほうで減額していたのかなというところできておりますが、今回また200万ということで、決まったようなお金を毎回つけているんですが、その点について、何か特段あればお願いしたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

ダンス推進会の関係ですね。この事業につきましては、今年度から健康づくり課から生涯学習課のほうに移管された事業ということでございます。

推進会の状況を確認してみますと、やはり全盛期というか、当初は会員数も非常に多く、30名を超える会員数がいたところでございますが、今現在はその半分ということで、大分規模も縮小しているような状況でございます。

ただ、令和5年度の予算につきましては、そのダンス推進会との協議を今年度何回かさせてもらっている状況で、まだ終わっていないんですけども、5年度は実施したいということで予算のほうを計上したところでございます。まだ話合いが今後も継続するということがあります、そのイベントの規模でありますとか、どういった形でやるのか、あと、町がどう関わっていくのかということも含めて今検討している段階でございますが、現時点においては開催するというで予算のほうを用意しているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、課長のほうから答弁があったように、この推進会自体が人数も減って、ある意味世代交代も進んでいないのかなというところがあります。そういうところで、補助金は出すけれども、その会に関しては、そういったことに関して、もっと最盛期30人もいたんだからという中で、後継者づくりというか、そういったそれこそダンスの普及を行う人たちが減ってっちゃう。これは何のための普及なのか。

教わった人たちがまたその会に入ってくれて、どんどん大きくなっていけばすごくこの価値というものはあると思うんですけども、ただ、その会があって、ダンスのイベントをやるから補助していくよというようなことだと、どんどん先細りして行って、本当に楽しみにしているその発表の場というか、そういったものも失われていくのかなと思いますんで、そういったことに関しては、これは補助金なんであれなんだけれども、その会に対して、町から何かそういったことはできるのか、できないのかということをお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ先ほども推進会のほうと今年度協議を何回かさせてもらっているという中で、ダンスを好きな会員は、皆さんダンス好きでやっているという状況ではあるということは把握しています。ただ、その中で、なかなか教えるというところが、大分教える方々が少なくなってきたということも言っておりますので、そういった中で一つの提案として、町のほうとしてもそのオリジナルダンスの普及ということをこれまでやってきて、これからも引き続きやっていきたいということで考えておりますので、例えばそういったビデオというんですか、動画を撮って皆さんにそれを皆さんに見てもらって、ダンスを学んでもらう、広めてもらうということもちょっとそういった意見交換のところでしましたものですから、それをまた補助金の中で有効に活用して、一つの提案ですが、実施できれば普及にもつながるというふうに考えておりますし、そのほか、また会員の皆様もいろんな考え、意見を持っている方もいらっしゃるものですから、引き続きどういふことをやっていけば、普及活動、この健康づくり推進会の活動補助金に見合うものができるのかということも今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 揚げ足を取るようで申し訳ないんですが、要綱の趣旨を見ますと、第1条として、町長は町オリジナルダンスの普及により、町民の健康づくりを推進するために、この吉田町ダンス健康づくり推進会が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

普及が主なのか、健康づくりが主なのか。去年の4月健康づくり課から生涯学習課に所管が移った。これ、どっちが主なんだろうかといいるところが、すごくこの要綱を見ると思うんですが、この要綱自体、ここの部分は何も変わっていない。その点について、どういった意味で所管も変わったのか。そして、どっちが主なのか、健康づくりの推進のために普及させるのか、普及するから健康になるのか、その辺のところ、ちょっともう理解できないんですが、分かるように説明いただけますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそその補助金交付要綱にダンスの普及による健康づくりの推進ということでございます。今までは健康づくりというところではあったと思いますが、生涯学習課に来て、スポーツ振興の部分ではあるものですから、そういったところも、スポーツの観点というところも考慮して、また、この要綱を必要であれば、ちょっと見直すような方向も考えながら、5年度について検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 180ページの確かな学力定着事業の中のリーディングDXスクール事業についてお伺いします。

この事業に154万円予算がついているわけですが、このリーディングDXスクール事業の指定校認定に対して、町内の小・中学校4校が申請しているということなんですが、文科省では全国で100校程度ということになっているわけで、もし4校の指定、全部指定得られない場合は、その4校の中での優先順位というのはつけているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

御質問の180ページの確かな学力定着事業費の中のリーディングDXスクール事業の関係になります。

指定校につきましては、今、文科省のほうに全ての学校が指定校として申請している状況になっています。こちらのリーディングDXというのが1対になっておりまして、1中学、1小学校というのがあるものですから、吉田町については吉田中学校一つですんで、吉田中学校と、じゃ、どこの小学校とかというところで、この小学校についても三つの小学校全て指定校として申請しているという状況になっております。

当然3月末に結果が来るといふに言われておりますが、その中で、議員御質問のどこを優先的にいふところだと思っておりますが、当町につきましては、来年度、そもそもこのリ

リーディングDX事業の話が来たのが12月末の時点なんですけれども、その前の時点において、当然GIGAスクール2年たって、ICTに関してかなりハイレベルに進んでいった状況の中で、来年について、そのICTも含めて教職員の研修に対して重点的に進めていこうという学校が住吉小学校ということで決めておいた状況にあるものですから、その指定ができるかということもあるんですけれども、当然一つしか駄目だよということであれば、現在のところは住吉小学校になろうかなと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 指定を受けることによって、ICT教育に係る教職員の研修や先進地域への視察旅費、教育用品の物品などが国費で補助されると、そういうことで学校や先生方に対してのメリットというのは理解できるんですが、これを指定を受けることによって、生徒たちに対してはどのようなメリットがあるとお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

リーディングDXの主な児童・生徒にとってのメリットということでございますけれども、こちら、リーディングDXについては、学校にそれぞれDX戦略アドバイザーということで、そういったICTと教職員研修の関係の専門家を派遣して、教員の校内研修、最大で今回予算取っているのは12回実施されるように予算を取ってあるわけでございますが、この研修を受けることで、ICTの効果的な活用を含めて、教員の授業力向上につながるということがまず一つありますので、その事業内容が当然質の高いものになれば、児童・生徒にとっても授業が楽しくなるとともに、学ぶ意欲が高まるため、ひいては子供の学力の向上につながるというメリットがあると考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先日住吉小学校のタブレットを使っただけの授業、参観させていただきまして、その後の先生方の懇談会をちょっと聞かせていただきました。

そこで感じたことが、先生方の中でタブレットの使い方に関してかなり差があると、先生によってというのを感じまして、今まで先生方の指導方法ということで差があったというふうに思います。それに加えて、今度タブレットの使い方によって、指導による使い方、そこに差が出てくるとすると、例えば学級担任制の小学校なんて今まで以上にクラス間の差が出てくるのではないかとということをおっしゃっていただきました。

そういう部分で、今までクラス間差という観点で検証していくとかいうことをやっていたのか、また、今後それをどうしていこうというようなことがありましたら、ちょっと説明いただきたいんですが。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、先生にとってのICTを使った授業がなかなか不得意な先生方もいるということ御覧いただいた部分もあるかもしれませんが、各学校当然研修主任がいて、うちのほうの指導主事が一緒になって、今ここ2年頑張ってきてきました。

本当に2年前の当初始まった頃は本当に格差が厳しい、ICTをなかなか使えない先生と

使える先生との差が激しい部分あったんですが、ここ2年やってきて、大分格差は大分縮んできて、もうみんなが頑張ってるやろうというような方向で、もう皆さんがICTをとにかく使って、授業を進めていくと。

当然授業内容もICT使うことばかりに一生懸命になって、授業内容がおろそかになるということはもちろんまずいものですから、ICTを使って質の高い授業ということで進めていくという研究会もたくさんしてきましたので、かなり吉田町内の教職員にとってのICTに係る格差というのは大分減ってきたというふうに感じておりますので、このまま来年度以降も、もしDXの関係で指定校しっかりと取れば、さらにそういったアドバイザーが入ってくることによって、より質の高いものになっていくんじゃないかなと思っておりますので、吉田町としてはそういった、格差多少はありますけれども、当然分かる教職員が教えていきながら、進めていっているというところでいくと、それほど懸念するものではないと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっとろ覚えなんですけど、先生方の懇談会というのは、吉田町だけではなくて、ほかの市町の先生方もいらっしゃったということですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

議員視察された住吉小学校の1月に行った公開授業研修については、町内の小・中学校の教諭ということですので、町外の先生は来ていないということです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう意味で、この1月の時点で、2年間やって狭まってきたとおっしゃいますけれども、そこでお話を聞いていて、差があると感じたわけですよ。

だから、まだ課長が思っているほど縮まってはいないというのが事実なんじゃないかという思いがあって、今後リーディングDXスクールで研修回数を増やすことによって、その格差というのがだんだん縮まっていくということは大いに期待しているんですけども、やっぱりそこをしっかりと子供のメリットということで、最終的には学力に反映するというんだけど、まだこの2年間、いいかどうかは分からないにしても、全国学力テスト、そんなに上がっていないわけですよ。

そことやっぱり言葉では学力向上するというけれども、実際に上げていく手段というのは、しっかり指導していかないと、なかなか上がっていかないとのも現実じゃないかなと思うんで、指定校になるということはいいことだと思っています。それをうまく活用して、より学力向上、それだけはいいとは思っていないし、そこは皆さんも共有していると思うんですけども、そこをしっかりと上げていく、自立した人間をつくっていく、そういうところでしっかり指導していただきたいと思っておりますので、それに関して何かありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教員、それこそGIGAスクール始まって2年間、ICTの活用ということで、ある意味ICTをどう使っていくかということばかりがちょっとフィーチャーされている部分が

あるんですが、実は、この2年たって、本当にある意味ICTというのはあくまでも道具にすぎなくて、授業の質をどう上げていくかというところが、当然一番の重要な課題になります。

1時間の授業の中で、子供たちが本当に考える時間というのがこの2年で非常に増えてきました。それはICTをうまく活用して、今までの一斉授業で黒板で先生がただただ教科書に倣って例えば話をしていく、説明していく、これを覚えなさいよというような授業じゃなくて、子供たちがもう自ら考えられるように、もう最初から、もう初めの時点から、考えて、自分たちで進めていく学びというところが進んでいっている状況になっています。

ですので、まさに今ちょっとICTを活用した授業の改革、授業内容がちょっと変ってきた過渡期というところではあるんですが、このままこういった授業を続けられれば、当然子供たちの本当に思考力、判断力というところがより充実してきて、自分で考えられる子供たちになっていくのかなというふうに思うものですから、まさに令和5年度のリーディングDXスクール事業を使って、有効的に授業力、さらに質の高いものになって、それに子供たちもついていって、楽しい授業を展開していただければなと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ、最後にしますし、答弁求めないかもしれませんが、自分で考えるということであれば、小学校の高学年とか、中学生には有効だと思うんですけども、1年生、その下、まず、そこは自ら考えるというのは難しい話で、そこをうまくこのICT、タブレットを使って、そういう思いを強めていく逆に言えばチャンスだと思うんですね。その子供たちが高学年になったときには、それがしっかりできていると、そういううまく、プロに何か言うのもおこがましい話なんですけれども、そう進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） いろいろと御意見ありがとうございました。

学校教育まさに子供たちの学ぶ力というのをつけながら、社会に出て自分の力を発揮できるような、そういう人間を育てていくというようなことを大前提に考えていますので、今、いろいろ議論があったことについては、私も理解しながら、また、学校指導をしていきたいと思っています。

冒頭の指定コースという話題になったことについて、ちょっと補足だけさせていただきます。

実は、一昨日なんですけれども、新たに要領をちょっと示されたものがありまして、当初全国100校程度というようなことがありましたが、今回の表現の中で100か所程度、つまり町として受けることができるという形になって、その中で、一応指定校としては、小・中、原則的にはどちらも指定しましょうという、1校ずつだというような形になっています。

吉田町としては、これは原則小・中1校ということですが、コンパクトな全部で4小・中学校ですので、全ての学校を指定にしながら、町として全体で進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑は。

7番、三輪美由紀君。

○7番（三輪美由紀君） 215ページです。

吉田町の体育センターの運営費の中の修繕料の40万についてお伺いしたいと思います。この40万円の予算の内訳というのは決まっていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員おっしゃられた吉田町体育センターの修繕料40万の内訳ということでございますが、体育センターの状況見てもらって分かるように、かなり老朽化して、いろんなところが傷んでいます。軒下であるとか、あと中の傷みもあるということで、あと雨漏りもするところもございます。

そういった数ある修繕箇所について、40万でどこまでというところはあるかもしれませんが、優先順位を決めて、この40万の中で有効に修繕のほうしていきたくというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、三輪美由紀君。

○7番（三輪美由紀君） 三輪です。

それこそ随分長い間、体育センターそのまま使っていると思いますけれども、修繕するところ、本当にトイレの臭いが臭いとか、いろいろと苦情も来ております。そういう中で、この40万円というのは、私もどういうふうに使ってくれるのかなと思って質問はさせてもらいました。

あれがなくても困りますので、それこそ長く使えるような体育館であるといいなと思っておりますけれども、そこらのトイレの改修とかというところは、これから考えていただけるようになるでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそトイレの話については、私もしっかり確認を取っておらないものですから、また、現場の職員に確認したり、今体育センターがどんな状況であるか、どんなものを優先的に直さないといけないかというものを検討してまいります。

それこそ予算については、来年度40万ということでございますが、今年度については20万だったものですから、ちょっと増額のほうをさせていただいて、その40万円で修繕箇所有効に直していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

先ほど総合体育館の運営費の中で、体育館の利用についてお話があったんですけれども、自分はこの後の追加議案の中で、コロナの関係で体育館の会場の設営についてのことからこちらのお話にいこうかと思ったんですけれども、もうここで決まっちゃっているということでありますので、どのような形で、まだ、自分は会場の設営の形とかよく理解していないもの

ですから、それでもここで決まっているということでもありますので、この半分に決まったよとか、半分使えるよとか、そういうこと先ほどお話しされたんですけども、どういう形でそこが決まったのか、お話しください。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） どういう形というのは、何がお聞きになりたいか分からないんですが、我々関係者の議論の中で、来年度のワクチンの接種体制をどうしていくかという議論の中で、そういう方向性を町として決めて、それで、昨日の利用者会議、そこでそういう説明をさせていただきましたし、昨日の全協の中でもそういった形のことは説明させていただいたと思っております。

以上です。

○10番（八木 栄君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 183ページお願いしたいと思います。

2項小学校費、先ほど同僚議員が住吉小学校の公開授業に行つてということだったんですけども、私も一緒に行つてきて、私はICTのことでお話しするんじゃなくて、ちょうどたまたま図書室にお邪魔しまして、司書の方とお話をしたんですけども、住吉小学校の維持管理費、この中に入っているかどうか分からないんですけども、図書費、子供のために使う本の購入費が1人当たり500幾らともう決まっています、中学校は700幾らということとそのときお聞きをしました。

今、1人当たり500円というと、多分新刊本ですと、もう3人に1冊しか買えないと思います。今、世間的に割と売れている図鑑とか、事典なんかは非常に高額になっているんですけども、聞いた話ですと、年々その費用が下がっていると聞いたんですけども、このあたりでいいんでしょうか。それとも、生涯学習課で別の費用になっているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問の図書費につきましては、180ページの(7)確かな学力定着事業費の中の10の特定消耗品費の中の図書費、こちらに当てはまります。ですので、各学校の維持管理費の中に入っているわけではなくて、こちらの図書費のほうにあるということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 72万円ということなんですけど、質問を一つ目にしたのは、年々下がってこの金額になっているとちょっと言われたものですから、事実としては下がってこの金額になっているということですか、年々。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

図書費の関係につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、小学校が500円程度で、中学校が700幾らという金額、児童・生徒1人につきということで予算を計上させているものでございます。

こちらの図書費も来年度の入ってくる児童・生徒の数を換算して、こういった金額になっ

ているわけですが、単価につきましては、ここ10年ぐらいは同じ金額ということになりますので、年々下がっているというのは、どうしても児童・生徒数が減っているという状況で、少しずつ下がってしまっているという状況になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5番、山口ですけれども、来月全国学力テストがあります。その文科省からのデータとか、町のほうの生活の調査をしましても、例えば確かな学力ということで、県平均を町は目指してはいると思うんですけれども、例えば家庭で新聞を読んだり、本を読んでいる子は平均点が高いというふうな実績も出ていることを踏まえても、割と本をたくさん購入して、子供たちに読ませる工夫をすれば、町が目指している点数も上昇になるんじゃないかなと思って今この質問をしたんですけれども、そのあたりはどういうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学力の向上の一つとして本を読むことということが、本を読んでいる子のほうが学力が高いというようなお話も当然あるわけですけれども、一概に科学的根拠というか、そういったもので確実に本を読んでいるから、学力がいいというところまでの確証的なものはないというふうには私は存じておるんですけれども、そういった中で、ただ当然図書を読む、本を読むということは、読解力とかそういったところにもつながってきますので、当然本を読むということに対して、何か学校としてどう進めていくかというところは重要なところだと思っておりますので、学校も当然そういった本を勧めるに当たってのいろいろな事業をしておりますので、読書ということについては非常に重要なことだと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

これをもって第10号議案についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

再開を1時55分といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

◎議案第21号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第2、第21号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第21号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行いたいと思います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

本議案の質疑を終結したいと思いますが、まだ疑義がありましたら、全般にわたり質疑を許可しますが、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって第21号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程を終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 1時57分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会20日目、最終日であります。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから、議案審議に入ります。

初めに、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第7号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第7議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第8号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第9号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第10号議案 令和5年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第11号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第12号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第13号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第14号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第9、第15号議案 令和5年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第10、第16号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均です。

私は、令和5年3月吉田町議会定例会に議案提出されました第16号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算について、反対討論をします。

本議案は、第16号議案令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算附属資料から資本的収支及び支出において第3条は収益的収入及び支出の予定額は収入が下水道事業収益7億6,478万6,000円、営業外収益、他会計補助金7,800万円、他会計負担金1億3,341万6,000円。

支出、下水道事業費用は7億4,589万5,000円であり、営業外費用6,387万8,000円などが含まれている。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入が資本的収入9億956万5,000円である。内訳は企業債3億4,310万、受益者負担金509万5,000円、他会計負担金、一般会計負担金です、3億5,937万、国庫支出金2億200万円がある。支出は資本的収支9億4,430万1,000円である。

令和5年度の事業は、建設改良費5億8,493万1,000円、企業債償還金3億5,937万円である。また、建設改良費5億8,493万1,000円のうち工事請負費は5億1,500万円であり、内容は、ア、管渠建設改良3億1,100万円、イ、処理場建設改良1億1,400万円、ウ、地震対策工事9,000万円となっている。

この予算計上のうち、収益的収入及び支出の収入には他会計補助金7,800万円、他会計負担金1億3,341万6,000円、資本的収入及び支出のうち、他会計負担金3億5,937万円が含まれている。

この3項目の合計、5億7,078万6,000円は令和5年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の8款土木費、4項公共下水道費、3節公共下水道費、27の事業で公共下水道事業繰出金5億7,078万6,000円が計上されている。

また、受益者収支の支出収入、資本的収支の支出収入などの他会計繰越金には基準内、基準外の表示などが全て吉田町一般会計からの繰出金であり、基準の定義は定かではない。吉田町公共下水道事業の現状は、令和3年度末で公共下水道事業費256億8,700万円、うち管渠建設費155億7,700万円を費やしている。公債費、借入金の利子は53億3,200万円が払っている。

今年度の公共下水道事業繰出金5億7,078万6,000円は令和5年度の町税53億3,824万円の10.69%に当たる税率である。一つの事業に対する税金の比率が高過ぎると思う。これ以上の投資は危険であると考ええる。

また、令和8年度末で管渠整備は379ヘクタールで終了する。吉田町の面積2,073ヘクタールのうち、370ヘクタールであり、この状況では約2割の区域の人だけが下水道を利用でき、約8割の区域は下水道区域外になる。人口割合にしても約3割の人だけが利用できる。この状況は下水道区域内と下水道区域外を確定した。結果この下水道事業には公共性は不透明になったと私は考える。

公共性を持たせるためには、下水道事業と市町村設置型浄化槽による水洗化事業を同時に進める必要があると考ええる。

これからは下水道事業による水洗化と環境省の考える公共浄化槽制度を活用した水洗化を進め、合併浄化槽の整備を通じて、汚水未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を図っていくことが重要であると考ええる。

また、下水道使用料9,544万円については、下水道業者に完全協力を求めて、水洗化人口を上げ、下水道利用料を最大限にすることが今後下水道事業を継続する必要条件であると考ええる。必要条件である以上、令和8年度末で環境整備が379ヘクタールで終了することを確認し、生物環境及び水環境の保全のため、財政的に合理的な公共浄化槽制度による水洗化を求め、第16号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算についての反対討論といたします。

以上。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

6番、蒔田昌代君。

〔6番 蒔田昌代君登壇〕

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

私は、第16号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業企業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国は、令和8年をめどに汚水処理人口普及率95%を目指しており、吉田町もそれを目標とし、できる限り早期整備規制を目指しています。

汚水処理人口とは公共下水道人口と合併浄化槽整備人口を足したもので、吉田町から出る水をよりきれいにするための汚水処理人口普及率の向上は、計画区域内は公共下水道整備、計画区域外は合併浄化槽整備、これら両方推進していかなければなりません。

吉田町は、合併浄化槽整備に関して令和3年度から計画区域外での単独浄化槽から合併浄化槽への付け替えにおいて、宅内配管工事や単独浄化槽の除去費にも補助を出すこととし、令和5年度の浄化槽設置補助金の予算額は9,058万6,000円で令和4年度の6,254万6,000円に比べ、1.4倍になっています。これは、令和4年の浄化槽設置補助金申請が多く、8月で終了したことや、その後も合併浄化槽の付け替えを考えている方も多くいたことによるものであることを踏まえたものとして考えております。

また、公共下水道に関しては、全体計画区域を92ヘクタールから、379ヘクタールに縮小し、令和8年度までの環境整備完了を目指し、事業を推進しています。

令和5年度の業務予定量には、管渠建設改良を5事業、浄化センターの延命を図るための処理場建設改良を3事業、地震対策工事を1事業行います。

汚水処理人口普及率の向上のために、公共下水道整備は計画を基に、合併浄化槽整備はスピード感を持ち、これを推進していく予算となっていると考えるため、令和5年度の予算案に賛成いたします。

以上を持って、私の賛成討論といたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第11、第21号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、これまでに議決した議案を除くその他の議案の審議に入ります。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第12、第2号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第13、第3号議案 吉田町子ども・子育て会議条例及び吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第14、第4号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第15、第5号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例及び吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第16、第17号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第17、第18号議案 町道の路線認定についてを議題とします。
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第18、第19号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第19、第20号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第20、発議案第1号 吉田町議会の個人情報の保護に関する条例
の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、平野 積君からの趣旨説明を求めます。

12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

発議案第1号、吉田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

吉田町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定したいので、吉田町議会会
議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和5年3月20日提出。

吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、吉田町議会議員、平野 積。

賛成者、吉田町議会議員、福世義己。

同、楠元由美子。

同、盛 純一郎。

同、中田博之。

同、山口一博。
同、蒔田昌代。
同、三輪美由紀。
同、山内 均。
同、増田剛士。
同、八木 栄。
同、河原崎昇司。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

吉田町議会の個人情報の取扱いについては、吉田町個人情報保護条例に基づいているところですが、国の法改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を三つの法律が一本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

令和5年4月からは、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報を取り扱うこととなり、当町においても個人情報の取扱いについても令規を新法の規定に合わせた形で整備したところです。

他方、地方公共団体の議会は、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る法律の対象となっていないため、新法の対象ではありませんが、当議会においては、現行の吉田町個人情報保護条例の対象とされており、引き続き条例等により共通ルールに沿った事実的な措置を講ずることが望ましいことから、吉田町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

本条例の主な内容です。

第1章では総則を、第2章では個人情報の取扱いを、第3章では個人情報ファイルを、第4章では開示、訂正及び利用停止を、第5章では雑則を、そして第6章では罰則を規定しております。

附則につきましては、第1項においてこの条例の施行日を令和5年4月1日とする施行期日を定め、第2項において吉田町個人情報保護審査会条例の一部改定について規定しています。

趣旨説明は以上です。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

これから、発議案第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

平野議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第21、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和5年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議会の皆さんも私もそうでございますけれども、平成31年の4月30日から与えられた任期はこの4月29日で終わります。

残すところあと1か月少々でございますけれども、この4年間のうちの3年間というものは、新しいコロナの感染によって非常に難しい時間が過ぎました。

この間にあっても、津波防災町づくりは皆様の御理解を得て、昨年5月安倍元総理をお迎えして、竣工式を終えることができました。あれにおいてこの町にとって記念すべき日であったと私は思っております。これもひとえに議会の皆様の御理解のたまものであると改めて皆様に感謝するものでございます。

恐らく、この議会の定例会をもってここで皆様と相まみえることはないと思っておりますけれども、皆様御承知のとおりマスコミは地方公務員交付金2兆円のことが報じられておりますので、場合によっては臨時会が招集される可能性もございます。

本当にあの、皆様とはこの4年間いろんな意味でそれなりに意思の疎通ができたものと考え

えております。

我々は、選挙という言わばハードルを越えてここに集まったわけでございますけれども、また改めて次のハードルが来ております。私はこれまでに分かりませんが、皆さんもそうでございますけれども、仮にまた相まみえることがありましたら、吉田町の新しい町づくりのために皆様と一緒に力を尽くし、汗を流したいと思っております。

この4年間どうもありがとうございました。

○議長（大石 巖君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 令和5年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日から20日間にわたり議案についての審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真摯な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、我々議員4年間の任期の終わりとなる議会として誠に意義深い議会であったと感じております。この4年間、議員各位には町民の代表として熱意を持ち、真剣に議論し、審議を尽くしていただきましたことを議長として厚くお礼を申し上げます。

また、会議を通じて議事進行に各位の御協力を得ましたことも重ねてお礼を申し上げます。

他方、町当局におきましては、任期中終始格段の御配慮を賜り議会の運営が円滑に参りましたことに深く感謝を申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆さんの御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和5年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時38分